

水俣市議会会議録

平成25年3月第1回定例会（2月25日招集）

水俣市議会事務局

平成25年3月第1回定例会（2月25日招集）会期日程表

（会期 2月25日から3月19日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月25日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成24年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	26日	火		休 会	議案調査（平成25年度一般会計予算説明）
3	27日	水			議案調査（平成25年度一般会計予算説明）
4	28日	木			議案調査（平成25年度一般会計予算説明）
5	3月1日	金			議案調査（高校卒業式）
6	2日	土			市の休日（土曜日）
7	3日	日			市の休日（日曜日）
8	4日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
9	5日	火			議案調査
10	6日	水			議案調査
11	7日	木			議案調査
12	8日	金			議案調査
13	9日	土			市の休日（土曜日）
14	10日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
15	11日	月	午前9時30分		本会議
16	12日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君、田口憲雄君、牧下恭之君、川上紗智子君）
17	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（江口隆一君、大川末長君、瀧上道昭君） 議案質疑 委員会付託
18	14日	木	——	委員会	委員会
19	15日	金	——	委員会	委員会
20	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
21	17日	日			市の休日（日曜日）
22	18日	月		休 会	議事整理日
23	19日	火	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成25年2月25日（月） ——— 1日目 ———

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開 会	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	7
日程第4 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	8
日程第5 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	8
日程第6 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について	10
日程第7 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について	11
日程第8 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について	21
日程第9 議第7号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	28
日程第10 議第8号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第11 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第12 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	31
日程第13 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ず	

		るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等 に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい て……………	1～32
日程第14	議第12号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第15	議第13号	水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	35
日程第16	議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
日程第17	議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	37
日程第18	議第16号	平成25年度水俣市一般会計予算……………	38
日程第19	議第17号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	42
日程第20	議第18号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	44
日程第21	議第19号	平成25年度水俣市介護保険特別会計予算……………	45
日程第22	議第20号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	47
日程第23	議第21号	平成25年度水俣市病院事業会計予算……………	48
日程第24	議第22号	平成25年度水俣市水道事業会計予算……………	50
日程第25	議第23号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号）……………	52
日程第26	議第24号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	56
日程第27	議第25号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）……………	57
日程第28	議第26号	平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	58
日程第29	議第27号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	59
日程第30	議第28号	平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）……………	60
日程第31	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	61
日程第32	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……………	62
日程第33	議第31号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	62
日程第34	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	62
日程第35	議第33号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……………	63
日程第36	議第34号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	63
日程第37	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））……………	64
日程第38	議第36号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）……………	64
		市長の所信表明並びに提案理由説明……………	64
		休憩・開議……………	69

市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	1～70
先議案件に対する質疑	76
委員会付託	78
休憩・開議	78
○総務産業委員長の報告	78
○厚生文教委員長の報告	80
委員会審査報告書	82
委員長報告に対する質疑	82
討 論	82
採 決	83
議案上程	83
日程第39 議第37号 水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	83
日程第40 議第38号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	83
○議会運営委員長の提案理由説明	84
質 疑	84
討 論	85
採 決	85
散 会	85

平成25年3月11日（月） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 議会運営委員の選任について	3
日程第2 一般質問	3
○高岡利治君の質問	3
1 所信表明について	4
(1) 地域経済の元気づくりについて	
(2) 医療・福祉の充実について	

(3) 暮らしやすい生活づくりについて	
2 水銀条約について……………	2～4
3 海上自衛隊掃海訓練について……………	4
市長の答弁……………	4
○高岡利治君の再質問……………	8
市長の答弁……………	10
産業建設部長の答弁……………	11
総合医療センター事務部長の答弁……………	11
教育長の答弁……………	11
○高岡利治君の再々質問……………	12
教育長の答弁……………	13
市長の答弁……………	14
○高岡利治君の再質問……………	15
市長の答弁……………	17
○高岡利治君の再々質問……………	18
市長の答弁……………	19
総務企画部長の答弁……………	19
○高岡利治君の再質問……………	21
総務企画部長の答弁……………	21
休憩・開議……………	21
○西田弘志君の質問……………	22
1 宮本市長の（選挙公約）マニフェストについて……………	23
2 水銀国際会議について……………	23
3 環境首都水俣創造事業について……………	23
(1) 本事業について	
(2) ゼロカーボン産業団地創造事業について	
(3) 環境大学構想について	
市長の答弁……………	24
○西田弘志君の再質問……………	26
市長の答弁……………	27
○西田弘志君の発言……………	27
市長の答弁……………	28

○西田弘志君の再質問	2～29
休憩・開議	30
市長の答弁	30
○西田弘志君の再々質問	31
市長の答弁	32
副市長の答弁	33
○西田弘志君の再質問	37
副市長の答弁	38
○西田弘志君の発言	40
休憩・開議	40
○緒方誠也君の質問	41
1 市長所信表明について	41
2 水俣市誘致企業立地促進補助金について	42
3 木質バイオマス発電所建設計画について	42
4 バイオマスタウンづくりについて	42
市長の答弁	42
○緒方誠也君の再質問	45
市長の答弁	46
○緒方誠也君の発言	46
産業建設部長の答弁	47
○緒方誠也君の再質問	49
市長の答弁	49
○緒方誠也君の発言	49
副市長の答弁	50
○緒方誠也君の再質問	51
副市長の答弁	52
○緒方誠也君の再々質問	53
副市長の答弁	54
産業建設部長の答弁	54
○緒方誠也君の再質問	56
産業建設部長の答弁	57
福祉環境部長の答弁	57

○緒方誠也君の再々質問	2～57
福祉環境部長の答弁	58
休憩・開議	58
○福田斉君の質問	58
1 総合体育館周辺の都市整備について	59
2 おれんじ鉄道沿線の活性化について	59
(1) 公共交通による利便性の向上	
(2) 自衛隊等との連携について	
3 「全国豊かな海づくり大会」への取り組みについて	61
4 「水銀に関する水俣条約」制定について	61
市長の答弁	61
副市長の答弁	62
○福田斉君の再質問	63
総合医療センター事務部長の答弁	64
教育長の答弁	65
○福田斉君の再々質問	65
副市長の答弁	66
総務企画部長の答弁	66
○福田斉君の再質問	69
市長の答弁	71
総務企画部長の答弁	72
○福田斉君の再々質問	72
市長の答弁	73
産業建設部長の答弁	73
○福田斉君の発言	75
市長の答弁	76
○福田斉君の再質問	78
市長の答弁	78
散 会	78

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	3
1 水銀に関する水俣条約外交会議について	3
2 水俣病特措法と特定事業会社チッソ・事業会社JNCの地域経済への寄与について	3
3 2月10日に実施された津波訓練について	3
4 社会福祉協議会の業務縮小について	4
市長の答弁	4
○野中重男君の再質問	5
休憩・開議	7
○野中重男君の再質問	7
市長の答弁	7
副市長の答弁	8
○野中重男君の再質問	9
副市長の答弁	9
○野中重男君の再々質問	10
副市長の答弁	10
総務企画部長の答弁	11
○野中重男君の再質問	12
総務企画部長の答弁	14
○野中重男君の再々質問	16
総務企画部長の答弁	17
福祉環境部長の答弁	18
○野中重男君の発言	19
休憩・開議	20
○田口憲雄君の質問	20

1	地域経済の元気づくりにおける地場企業の支援について……………	3～21
2	農林水産業の振興について……………	21
3	医療・福祉の充実について……………	21
4	自主財源の確保について……………	21
	市長の答弁……………	22
○	田口憲雄君の再質問……………	24
	市長の答弁……………	24
○	田口憲雄君の再々質問……………	26
	市長の答弁……………	26
	産業建設部長の答弁……………	27
○	田口憲雄君の再質問……………	28
	産業建設部長の答弁……………	29
○	田口憲雄君の発言……………	30
	総合医療センター事務部長の答弁……………	30
○	田口憲雄君の再質問……………	31
	福祉環境部長の答弁……………	32
○	田口憲雄君の再々質問……………	33
	産業建設部長の答弁……………	33
	総務企画部長の答弁……………	34
○	田口憲雄君の再質問……………	35
	教育長の答弁……………	35
○	田口憲雄君の再々質問……………	36
	総務企画部長の答弁……………	36
	休憩・開議……………	36
○	牧下恭之君の質問……………	36
1	節電対策について……………	37
2	子育て支援について……………	37
3	投票率向上について……………	38
4	無田湿原について……………	38
	市長の答弁……………	38
○	牧下恭之君の再質問……………	40
	市長の答弁……………	40

○牧下恭之君の再々質問	3～42
市長の答弁	42
福祉環境部長の答弁	43
○牧下恭之君の再質問	44
福祉環境部長の答弁	44
○牧下恭之君の再々質問	45
福祉環境部長の答弁	45
選挙管理委員会事務局長の答弁	45
○牧下恭之君の再質問	46
選挙管理委員会事務局長の答弁	46
○牧下恭之君の再々質問	46
選挙管理委員会事務局長の答弁	47
教育長の答弁	47
○牧下恭之君の再質問	47
教育長の答弁	47
○牧下恭之君の再々質問	48
教育長の答弁	48
休憩・開議	49
○川上紗智子君の質問	49
1 木質バイオマス発電について	49
2 九州新幹線の騒音・振動等の被害について	50
3 自衛隊掃海訓練について	50
市長の答弁	51
○川上紗智子君の再質問	53
市長の答弁	53
○川上紗智子君の再々質問	55
市長の答弁	55
福祉環境部長の答弁	56
○川上紗智子君の再質問	57
福祉環境部長の答弁	59
総務企画部長の答弁	59
○川上紗智子君の再質問	60

総務企画部長の答弁	3～60
○川上紗智子君の再々質問	61
総務企画部長の答弁	62
散 会	63

平成25年3月12日（水） — 4日目 —

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	4
諸般の報告	4
産業建設部長の発言	4
日程第1 一般質問	5
○江口隆一君の質問	5
1 企業との覚書について	6
2 木質系バイオマス発電について	6
3 市道牧ノ内・大迫線について	7
市長の答弁	7
○江口隆一君の再質問	9
市長の答弁	11
○江口隆一君の再々質問	11
市長の答弁	12
副市長の答弁	13
○江口隆一君の再質問	14
副市長の答弁	18
○江口隆一君の発言	20
産業建設部長の答弁	21
○江口隆一君の再質問	22
産業建設部長の答弁	22
○江口隆一君の再々質問	23

産業建設部長の答弁	4～23
休憩・開議	23
○大川末長君の質問	24
1 ゼロカーボン産業団地創造事業について	24
2 所信表明について	25
3 農林水産業の振興について	25
4 ローズマラソンについて	26
市長の答弁	26
副市長の答弁	26
休憩・開議	27
副市長の答弁	28
○大川末長君の再質問	28
副市長の答弁	29
○大川末長君の再々質問	30
副市長の答弁	32
市長の答弁	33
○大川末長君の再質問	34
休憩・開議	35
副市長の答弁	35
○大川末長君の再々質問	36
市長の答弁	36
産業建設部長の答弁	37
○大川末長君の再質問	38
産業建設部長の答弁	38
○大川末長君の再々質問	38
産業建設部長の答弁	39
産業建設部長の答弁	39
○大川末長君の再質問	41
産業建設部長の答弁	41
休憩・開議	42
○瀧上道昭君の質問	42
1 所信表明について	42

2	健康問題について	4～43
3	急傾斜地崩壊地域について	43
4	水道事業について	43
	(1) 第1水源地に設置した太陽光発電の稼動状況について	
	(2) 簡易水道統合整備事業について	
	市長の答弁	43
○	淵上道昭君の再質問	45
	市長の答弁	46
○	淵上道昭君の再々質問	47
	市長の答弁	47
	福祉環境部長の答弁	48
○	淵上道昭君の再質問	49
	福祉環境部長の答弁	50
○	淵上道昭君の再々質問	50
	福祉環境部長の答弁	50
	産業建設部長の答弁	51
○	淵上道昭君の再質問	51
	産業建設部長の答弁	52
	水道局長の答弁	53
○	淵上道昭君の再質問	55
	水道局長の答弁	56
	福祉環境部長の答弁	57
○	淵上道昭君の再々質問	57
	水道局長の答弁	57
	休憩・開議	58
	質 疑	58
日程第2	議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	58
日程第3	議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	59
日程第4	議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	59
日程第5	議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について	59
日程第6	議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について	59

日程第7	議第6号	水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について……………	4～59
日程第8	議第9号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について……………	60
日程第9	議第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	60
日程第10	議第11号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	60
日程第11	議第12号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第12	議第13号	水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第13	議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第14	議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第15	議第16号	平成25年度水俣市一般会計予算……………	61
日程第16	議第17号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	63
日程第17	議第18号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	63
日程第18	議第19号	平成25年度水俣市介護保険特別会計予算……………	64
日程第19	議第20号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	64
日程第20	議第21号	平成25年度水俣市病院事業会計予算……………	64
日程第21	議第22号	平成25年度水俣市水道事業会計予算……………	64
日程第22	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	64
日程第23	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）……………	64
日程第24	議第31号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	65
日程第25	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	65
日程第26	議第33号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……………	65
日程第27	議第34号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	65
日程第28	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））……………	65
日程第29	議第36号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）……………	65

議案上程	4～65
日程第30 議第39号 水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について	65
日程第31 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	66
日程第32 議第41号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	67
日程第33 議第42号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	71
日程第34 議第43号 平成24年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	72
日程第35 議第44号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	73
日程第36 議第45号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	74
日程第37 議第46号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	74
市長の提案理由説明	75
休憩・開議	77
質 疑	77
委員会付託	78
散 会	78

平成25年3月19日（火） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	4
諸般の報告	4
発言取り消し（西田弘志君）	4
発言取消申出書	4
発言取り消し（川上紗智子君）	5
発言取消申出書	5
休憩・開議	5
発言取り消しを求める動議（日程追加）	6
○塩崎信介君の動議説明	6
質 疑	6

○緒方誠也君の質疑	5～7
○塩崎信介君の答弁	7
○緒方誠也君の質疑	7
○塩崎信介君の答弁	7
○緒方誠也君の質疑	8
○塩崎信介君の答弁	9
発言申し出の同意	9
討 論	9
○川上紗智子君の反対討論	9
○江口隆一君の賛成討論	10
○西田弘志君の反対討論	10
○高岡利治君の賛成討論	11
○谷口眞次君の反対討論	12
採 決	13
休憩・開議	15
決議第1号 議長不信任決議（日程追加）	15
○川上紗智子君の決議説明	16
質 疑	16
討 論	16
○野中重男君の賛成討論	16
○大川末長君の反対討論	17
○緒方誠也君の賛成討論	18
○瀧上道昭君の反対討論	18
採 決	19
休憩・開議	20
日程第1 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから日程第 39 陳第13号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する 陳情についてまで39件に関する委員会の審査報告	20
○総務産業委員長の報告	22
○厚生文教委員長の報告	28
委員会審査報告書	33
委員長報告に対する質疑	34

討 論	5～34
○野中重男君の反対討論（議第40号）と賛成討論（陳第11号・陳第12号・陳第13号）	34
休憩・開議	36
○川上紗智子君の反対討論（議第41号）	36
採 決	36
日程第40 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	39
採 決	40
閉会中継続審査・調査申出書	40
議案上程	41
日程第41 議第47号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について	41
市長の提案理由説明	42
休憩・開議	42
質 疑	42
委員会付託	42
休憩・開議	42
○総務産業委員長の報告	42
委員会審査報告書	43
委員長報告に対する質疑	43
討 論	43
採 決	43
閉 会	44

平成25年2月25日

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（平成24年度補正予算等）の表決

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成25年2月25日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成25年2月25日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成25年3月19日午後3時2分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成25年2月25日（月曜日）

午前10時0分 開会

午後4時4分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 斉 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
瀧上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（伊藤 亮三 君）	次 長（田畑 純一 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（本山 祐二 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（瀧上 茂樹 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（松本 幹雄 君）
産業建設部次長（遠山 俊寛 君）	水道局長（古里 雄三 君）
教 育 長（葦浦 博行 君）	教 育 次 長（浦下 治 君）
総務企画部総務課長（本田 真一 君）	総務企画部企画課長（川野 恵治 君）

○議事日程 第1号

平成25年2月25日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

第4 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

第5 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

第6 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

第8 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について

第9 議第7号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第10 議第8号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第13 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第14 議第12号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第13号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第16号 平成25年度水俣市一般会計予算

第19 議第17号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第20 議第18号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

- 第21 議第19号 平成25年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第22 議第20号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第23 議第21号 平成25年度水俣市病院事業会計予算
- 第24 議第22号 平成25年度水俣市水道事業会計予算
- 第25 議第23号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号） (各委)
- 第26 議第24号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） (厚生文教)
- 第27 議第25号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)
- 第28 議第26号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)
- 第29 議第27号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） (総務産業)
- 第30 議第28号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） (総務産業)
- 第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第32 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 第33 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第39 議第37号 水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議第38号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	水俣市久木野621 寒川 忠行		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成25年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

議会運営委員会発議の条例案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、去る12月定例会で可決された空き家問題の解消に向けた対策に関する意見書外4件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成24年度の定期監査並びに平成24年11月分、12月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、本山総務企画部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、淵上総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、古里水道局長、本田総務課長、川野企画課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高岡利治議員、谷口眞次議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成25年3月第1回定例会（2月25日招集）会期日程表

（会期 2月25日から3月19日まで23日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月25日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成24年度各会計補正 予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決

2	26日	火			議案調査（平成25年度一般会計予算説明）
3	27日	水			議案調査（平成25年度一般会計予算説明）
4	28日	木			議案調査（平成25年度一般会計予算説明）
5	3月1日	金			議案調査（高校卒業式）
6	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
7	3日	日			市の休日（日曜日）
8	4日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
9	5日	火			議案調査
10	6日	水			議案調査
11	7日	木			議案調査
12	8日	金			議案調査
13	9日	土			市の休日（土曜日）
14	10日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
15	11日	月	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
16	12日	火	午前9時30分	本会議	一般質問
17	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
18	14日	木	——	委員会	委員会
19	15日	金	——	委員会	委員会
20	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
21	17日	日			市の休日（日曜日）
22	18日	月		休 会	議事整理日
23	19日	火	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、23日間と決定しました。

日程第3 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第4 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

- 日程第5 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第8 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第9 議第7号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第8号 水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議第12号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第13号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第16号 平成25年度水俣市一般会計予算
- 日程第19 議第17号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成25年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成25年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第24 議第22号 平成25年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第25 議第23号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議第24号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議第25号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第28 議第26号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議第27号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議第28号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第32 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 日程第33 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 議長（真野頼隆君） 日程第3、議第1号水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、日程第38、議第36号指定管理者の指定についてまで、36件を一括して議題とします。

議第1号

水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例

（目的）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、水俣市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国及び県の職員、その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に所属すべき班員は、本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、本部長の指名する本部長がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定により新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、本案のように制定しようとするものである。

議第2号

水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項の規定に基づき、一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について定めることを目的とする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第3条 この条例の施行に伴い必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

水俣市空き家等の適正管理に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 危険な状態 老朽化若しくは台風等の自然災害により、建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態をいう。
- (3) 管理不全な状態 不特定の者に建物その他の工作物若しくはその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態又は動植物、昆虫等が相当程度に繁殖し、周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態をいう。
- (4) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、危険な状態又は管理不全な状態（以下「危険な状態等」という。）にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態等にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態等にならないように自らの責任において当該空き家等を管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民は、危険な状態等にある空き家等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の情報提供を受けたとき、又は必要に応じ、空き家等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、実態調査において必要と認めるときは、市が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて使用することができる。

(立入調査)

第7条 市長は、前条第1項に規定する実態調査により必要と認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、前2条の調査により空き家等が危険な状態等にあり、又は危険な状態等になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等を適正に維持管理するよう助言又は指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、危険な状態にある空き家等の所有者等に対し、前条の助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等が危険な状態にあり、かつ、当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、危険な状態にある空き家等の所有者等が前条の勧告に従わず、かつ、当該空き家等の危険な状態が著しいと認めるときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、空き家等の所有者等が前条の命令に正当な理由なく従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- (2) 空き家等の所在地
- (3) 命令の内容及び命令違反の事実
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をするときは、事前に当該公表に係る所有者等に弁明の機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、緊急を要する場合は、本市の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(提案理由)

空き家等の管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について

湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 水俣市における恵まれた海岸環境の保全を図りつつ、漁業と協調した海洋レクリエーションの振興並びに豊かな生活空間の場を市民及び観光客に提供するとともに観光の活性化に寄与するため、湯の児観光浮棧橋（以下「浮棧橋」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 浮棧橋の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湯の児観光浮棧橋

位置 水俣市大迫1213番地先

(所管)

第3条 浮棧橋は、産業建設部の所管とする。

(管理)

第4条 浮棧橋は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(利用者)

第5条 浮棧橋の利用は一般に開放する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(禁止行為)

第6条 浮棧橋では、次の行為をしてはならない。

- (1) 浮棧橋やその他の構造物を破損するおそれのある行為
- (2) 浮棧橋上での営業等営利行為に類する行為
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両を乗り入れる行為
- (4) 船舶の発着に支障となる行為
- (5) 他の利用者に迷惑となる行為
- (6) 前号に定めるもののほか管理上支障があると認める行為

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は過失により施設又は設備を破壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

湯の児海上に浮棧橋を設置し適正に管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、市道（水俣市の区域内に存する道路で、市長がその路線を認定したものをいう。第4条において同じ。）の構造の技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、道路法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）に定めるところによる。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、令第3条に定めるところによる。

(市道の構造の一般的技術的基準)

第4条 市道を新築し、又は改築する場合におけるその道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第44条までに定めるところによる。

(車線等)

第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

- 2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量（単位 1日につき台）
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分		車線の幅員（単位 メートル）	
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普

通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第6条 車線の数が4以上である道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要があるときは、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第7条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、トンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)		
第3種	第2級から 第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級	0.5		
第4種		0.5		

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。

4 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を

保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第3項に規定する値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第9条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル

以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第17条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄

の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径(単位 メートル)	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第18条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行車道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250

20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

（排水施設）

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ます^{きよ}その他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、普通道路にあつては2.5メートルまで、小型道路にあつては2メートルまで縮小することができる。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第5条から第8条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狹窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狹窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第37条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定（第8条、第15条、第16条、第28条、第33条及び第37条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条第3項、

第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条、第5条から第40条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条、第5条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項の規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第44条 道路法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の形状、交通の状況等により、同項の規則で定める寸法を縮小する必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲内で、当該寸法を縮小することができる。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、道路の構造の技術的基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例を次のように制定することとする。

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条－第10条）
- 第3章 立体横断施設（第11条－第16条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
- 第5章 自動車駐車場（第19条－第29条）
- 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条－第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（同条第1項第4号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 有効幅員 歩道自転車歩行者道又は立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の部分をいう。
- (3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
- 3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

(4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中で踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。
 - (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第22条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第24条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第25条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチ

メートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 第22条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第29条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第27条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自動車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条、第3条第1項及び第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条の見出し中「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「従って」を「したがって」に、「し、市政に関する調査研究以外の経費に充ててはならない。」を「する。」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

第6条中「代表者は、」の次に「領収書又はこれに順ずる書類を添付して、」を加え、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「報告書」の次に「(以下「収支報告書」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、会派代表者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「研究」の次に「その他の活動」を加える。

第8条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

本則に次の2条を加える。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係) 政務活動費使途基準

項目	内 容
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会への参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
調 査 研 究 費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等)
資 料 購 入 費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入費、リース代等)
要望・陳情活動費	会派が要望、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

第2条 水俣市特別職報酬等審議会条例（昭和46年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水俣市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、水俣市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会の会派に対する政務活動費の交付、決定等に関する事項その他政務活動費の執行に関する基本的事項を定める等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「法第115条の2第1項」に改め、同項第4号中「法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「法第115条の2第2項」に改め、同項第7号ただし書中「斡旋」を「あっせん」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

水俣病相談員	月額	86,400円	を
水俣病救済相談窓口責任者	”	183,000円	
水俣病救済相談窓口副責任者	”	150,000円	
」			
水俣病相談員	月額	86,400円	に、
」			
換地委員	”	5,900円	を
」			
換地委員	”	4,500円	に
鳥獣被害対策実施隊員	”	5,000円	
」			

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣病救済相談窓口の廃止、換地委員の報酬額改正及び水俣市鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い、報酬額に関して整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(水俣市部課設置条例の一部改正)

第1条 水俣市部課設置条例(昭和34年告示第11号)の一部を次のように改正する。

第3条福祉環境部福祉課の項第6号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 水俣市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第4条 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表一部負担金の項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条第2項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市立明水園の設置等に関する条例（平成18年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部改正)

第6条 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分並びに第6条の改正規定中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(水俣市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条」を「第1条の2」に改め、同項第5号中「療育」を「養育」に改める。

(水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表一部負担金の項第1号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条」を「第1条の2」に改める。

(水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による障害者自立支援法施行令の一部改正に伴い、関係条例の整理等を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市下水道条例の一部を改正する条例

水俣市下水道条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに都市下水路」を削り、「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加える。

第2条第1項中「及び都市下水路」を削る。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。

第3条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(6) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第3条第2項中「管きよ」を「管渠」に、「排水きよ」を「排水渠」に改める。

第4条第3号中「排水きよ」を「排水渠」に改め、同条第4号中「排水きよ」を「排水渠」に改める。

第28条を第33条とする。

第27条第8号中「第25条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第9号中「第20条」を「第25条」に改め、同条を第32条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第26条を第31条とする。

第25条中「第22条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第24条第1項第4号中「等」を削り、同条を第29条とする。

第23条第1項第1号中「等」を削り、同条を第28条とする。

第22条第1項中「等」を削り、同条を第27条とする。

第21条中「又は都市下水路（以下「公共下水道等」という。）」を削り、同条を第26条とし、第20条を第25条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第20条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第22条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他規則で定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第21条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きよ}その他管渠の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、マンホールを設ける。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設ける。

(処理施設の構造の基準)

第22条 第20条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第24条において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第23条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
- (終末処理場の維持管理に関する基準)

第24条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調整するものとする。

- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第20条から第22条の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定める等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「認可を受けた公共下水道の事業計画に係る認可」を「定めた公共下水道の事業計画に係る」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)による下水道法の一部改正に伴い、事業計画に係る認可が協議又は届出となったため、本案のように制定しようとするものである。

議第14号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例

水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

深川体育館	水俣市中鶴539番地	を
深川体育館 旧第三中学校体育館	水俣市中鶴539番地 水俣市平町2丁目92番地	に、
浜公園運動場 城山公園庭球場	水俣市中央公園1番地 水俣市古城一丁目353番地	を
浜公園運動場 旧第三中学校運動場 城山公園庭球場	水俣市中央公園1番地 水俣市平町2丁目92番地 水俣市古城1丁目353番地	に、
第三中学校夜間照明施設 第二中学校夜間照明施設	水俣市平町二丁目92番地 水俣市塩浜町3番地3	を
旧第三中学校夜間照明施設 第二中学校夜間照明施設	水俣市平町2丁目92番地 水俣市塩浜町3番地の3	に

改める。

第5条第1項第1号中「、深川体育館」を「、深川体育館、旧第三中学校体育館」に、「及び競り舟艇庫会議室」を「、競り舟艇庫会議室及び旧第三中学校運動場」に改める。

別表中

深川体育館	水俣市学校体育館使用条例（昭和35年告示第8号）に準ずる。			を
深川体育館	水俣市学校体育館使用条例に準ずる。			に、
旧第三中学校体育館	水俣市学校体育館使用条例に準ずる。			
湯出夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	登録団体	250円	を
葛渡夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	登録団体	250円	
久木野夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	登録団体	250円	
袋夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	登録団体	250円	
第三中学校夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	登録団体	250円	
第二中学校夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	登録団体	250円	

湯出夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	全利用者	250円
葛渡夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	全利用者	250円
久木野夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	全利用者	250円
袋夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	全利用者	250円
旧第三中学校夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	全利用者	250円
第二中学校夜間照明施設	照明施設使用1時間当たり	全利用者	250円

に、

	8 登録団体とは、水俣市小中学校施設の開放に関する規則（昭和52年教育委員会規則第1号）に規定する団体をいう。 9 城山公園庭球場及び簡易夜間照明施設の利用については、無料とする。	
--	---	--

を

	8 城山公園庭球場、旧第三中学校運動場及び簡易夜間照明施設の利用については、無料とする。	
--	--	--

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に水俣市学校体育館使用条例第1条の規定により旧水俣市立第三中学校体育館及び運動場の使用の許可を受けている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の水俣市体育施設条例第6条の使用の許可を受けた者とみなす。

(提案理由)

旧水俣市立水俣第三中学校の閉校に伴い、体育館及び運動場を社会体育施設として転用する等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第15号

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表病床数の項を次のように改める。

病床数	401	
-----	-----	--

附 則

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定による熊本県水俣保健所長の使用許可を受けた日か

ら施行する。

(提案理由)

耐震不足である西館の建て替えに熊本県医療施設耐震化整備事業費補助金の交付を受けるにあたり病床数を削減する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第16号

平成25年度水俣市一般会計予算

平成25年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,889,089千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		2,692,239
	1 市 民 税	1,041,171
	2 固 定 資 産 税	1,406,339
	3 軽 自 動 車 税	59,766
	4 た ば こ 税	178,897
	5 入 湯 税	6,066
2 地 方 譲 与 税		113,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	30,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	80,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 特 別 と ん 譲 与 税	3,000

3	利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金		7,000
4	配当割交付金		2,000
	1 配当割交付金		2,000
5	株式等譲渡所得割交付金		1,000
	1 株式等譲渡所得割交付金		1,000
6	地方消費税交付金		270,000
	1 地方消費税交付金		270,000
7	ゴルフ場利用税交付金		4,000
	1 ゴルフ場利用税交付金		4,000
8	自動車取得税交付金		15,000
	1 自動車取得税交付金		15,000
9	地方特例交付金		6,000
	1 地方特例交付金		6,000
10	地方交付税		5,000,000
	1 地方交付税		5,000,000
11	交通安全対策特別交付金		3,653
	1 交通安全対策特別交付金		3,653
12	分担金及び負担金		155,654
	1 分担金		340
	2 負担金		155,314
13	使用料及び手数料		170,704
	1 使用料		153,074
	2 手数料		17,630
14	国庫支出金		1,981,787
	1 国庫負担金		1,614,905
	2 国庫補助金		360,971
	3 委託金		5,911
15	県支出金		1,247,145
	1 県負担金		575,972
	2 県補助金		594,049
	3 委託金		77,124
16	財産収入		17,620
	1 財産運用収入		8,412
	2 財産売却収入		9,208
17	寄附金		53
	1 寄附金		53
18	繰入金		624,818
	1 基金繰入金		624,818
19	繰越金		1
	1 繰越金		1
20	諸収入		367,014
	1 延滞金加算金及び過料		5,197
	2 市預金利子		2

		3 貸付金元利収入	111,346
		4 雑収入	245,830
		5 受託事業収入	4,639
21 市	債		1,210,400
		1 市債	1,210,400
歳入		合計	13,889,089

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		161,631
	1 議会費	161,631
2 総務費		1,519,728
	1 総務管理費	1,145,509
	2 徴税費	198,188
	3 戸籍住民基本台帳費	80,646
	4 選挙費	48,988
	5 統計調査費	12,562
	6 監査委員費	33,835
3 民生費		5,076,204
	1 社会福祉費	2,722,212
	2 児童福祉費	1,558,690
	3 生活保護費	795,302
4 衛生費		1,837,373
	1 保健衛生費	335,467
	2 清掃費	858,357
	3 簡易水道設置費	4,701
	4 環境対策費	238,848
	5 病院費	400,000
5 農林水産業費		418,922
	1 農業費	230,003
	2 林業費	89,029
	3 水産業費	99,890
6 商工費		410,682
	1 商工費	169,708
	2 総合経済対策費	240,974
7 土木費		1,485,741
	1 土木管理費	3,875
	2 道路橋りょう費	359,482
	3 河川費	10,136
	4 港湾費	2,599
	5 都市計画費	811,294
	6 住宅費	298,355
8 消防費		656,445
	1 消防費	656,445

9	教 育 費		863,529
	1	教 育 総 務 費	227,403
	2	小 学 校 費	124,881
	3	中 学 校 費	86,925
	4	社 会 教 育 費	201,876
	5	保 健 体 育 費	222,444
10	災 害 復 旧 費		20
	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	19
11	公 債 費		1,443,814
	1	公 債 費	1,443,814
12	予 備 費		15,000
	1	予 備 費	15,000
	歳 出	合 計	13,889,089

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8	消 防 費	1 消 防 費	千円 251,672	平成25年度	千円 119,784
				平成26年度	131,888

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
印 刷 機 借 上 料 (総 務 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	千円 1,479
課 税 支 援 シ ス テ ム ハ ー ド リ ー ス 料 (税 務 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,855
課 税 支 援 シ ス テ ム 導 入 費 (税 務 課)	自 平成26年度 至 平成26年度	525
戸 籍 電 算 シ ス テ ム 保 守 委 託 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	12,943
戸 籍 電 算 シ ス テ ム 借 上 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	20,162
複 写 機 ・ プ リ ン タ ー 複 合 機 使 用 料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	コピー・印刷枚数 に基づく使用料
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステムハード及びソフトウェアリース料 (市 民 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	18,369
特 別 小 口 資 金 融 資 利 子 補 給 金 (総 合 経 済 対 策 課)	自 平成26年度 至 平成29年度	融資に対する利子 補給額に同じ
中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 融 資 利 子 補 給 金 (総 合 経 済 対 策 課)	自 平成26年度 至 平成31年度	融資に対する利子 補給額に同じ
み な ま た グ リ ー ン 保 証 利 子 補 給 金 (総 合 経 済 対 策 課)	自 平成26年度 至 平成27年度	融資に対する利子 補給額に同じ
パ ソ コ ン リ ー ス 料 (中 学 校) (教 育 総 務 課)	自 平成26年度 至 平成30年度	12,521

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等(道路)	千円 13,300	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共事業等(耐震改修促進事業)	3,900			
公営住宅建設事業	111,600			
一般廃棄物処理事業	8,500			
自然災害防止事業	6,700			
地方道路等整備事業	54,000			
一般単独(一般事業)	87,400			
過疎対策事業	425,000			
臨時財政対策債	500,000			
計	1,210,400			

議第17号

平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,479,741千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		501,453
	1 国民健康保険税	501,453
2 使用料及び手数料		402
	1 手数料	402
3 国庫支出金		1,267,870
	1 国庫負担金	646,975
	2 国庫補助金	620,895

4 県 支 出 金		274,800
	1 県 負 担 金	14,972
	2 県 補 助 金	259,828
5 療 養 給 付 費 等 交 付 金		297,558
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	297,558
6 前 期 高 齢 者 交 付 金		1,241,044
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	1,241,044
7 共 同 事 業 交 付 金		584,917
	1 共 同 事 業 交 付 金	584,917
8 財 産 収 入		32
	1 財 産 運 用 収 入	32
9 繰 入 金		308,207
	1 他 会 計 繰 入 金	236,396
	2 基 金 繰 入 金	71,811
10 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
11 諸 収 入		3,457
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1,956
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,500
歳 入 合 計		4,479,741

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		76,947
	1 総 務 管 理 費	41,626
	2 徴 税 費	31,004
	3 運 営 協 議 会 費	124
	4 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費	4,193
2 保 険 給 付 費		3,311,706
	1 療 養 諸 費	2,978,367
	2 高 額 医 療 費	322,157
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	10,080
	5 葬 祭 諸 費	1,100
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		373,204
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	373,204
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		384
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	384
5 老 人 保 健 拠 出 金		21
	1 老 人 保 健 拠 出 金	21
6 介 護 納 付 金		176,699
	1 介 護 納 付 金	176,699
7 共 同 事 業 拠 出 金		457,326
	1 共 同 事 業 拠 出 金	457,326

8 保 健 事 業 費		28,532
	1 保 健 事 業 費	7,984
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	20,548
9 基 金 積 立 金		33
	1 基 金 積 立 金	33
10 公 債 費		165
	1 公 債 費	165
11 諸 支 出 金		14,724
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,112
	2 繰 出 金	12,612
12 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		4,479,741

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 料	自 平成26年度 至 平成26年度	千円 798

議第18号

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394,928千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		256,620
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	256,620
2 使 用 料 及 び 手 数 料		73
	1 手 数 料	73
3 繰 入 金		137,708
	1 一 般 会 計 繰 入 金	137,708
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2

5 諸 収 入		525
	1 延滞金加算金及び過料	61
	2 償還金及び還付加算金	463
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		394,928

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		394,465
	1 総 務 管 理 費	24,944
	2 徴 収 費	8,632
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	360,889
2 諸 支 出 金		463
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	463
歳 出 合 計		394,928

議第19号

平成25年度水俣市介護保険特別会計予算

平成25年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,369,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		568,381
	1 介 護 保 険 料	568,381
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,950
	1 負 担 金	1,950
3 使 用 料 及 び 手 数 料		62
	1 手 数 料	62

4	国庫支出金		879,583
		1 国庫負担金	575,782
		2 国庫補助金	303,801
5	支払基金交付金		944,505
		1 支払基金交付金	944,505
6	県支出金		483,638
		1 県負担金	473,839
		2 県補助金	9,799
7	繰入金		490,859
		1 一般会計繰入金	490,859
8	繰越金		1
		1 繰越金	1
9	諸収入		169
		1 延滞金、加算金及び過料	166
		2 預金利子	1
		3 雑収入	2
	歳入	合計	3,369,148

歳出

(単位：千円)

	款	項	金額
1	総務費		75,362
		1 総務管理費	35,354
		2 徴収費	7,210
		3 介護認定審査会費	32,642
		4 趣旨普及費	21
		5 運営協議会費	135
2	保険給付費		3,229,600
		1 介護サービス等諸費	2,798,968
		2 介護予防サービス等諸費	197,648
		3 その他諸費	3,815
		4 高額介護サービス等費	64,057
		5 高額医療合算介護サービス等費	6,100
		6 特定入所者介護サービス等費	159,012
4	地域支援事業		61,583
		1 介護予防事業	29,258
		2 包括的支援事業・任意事業	32,325
5	基金積立金		1
		1 基金積立金	1
6	公債費		1
		1 公債費	1
7	諸支出金		601
		1 償還金及び還付加算金	601
8	予備費		2,000
		1 予備費	2,000

歳	出	合	計	3,369,148
---	---	---	---	-----------

議第20号

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成25年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,368,712千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,402
	1 負担金	2,402
2 使用料及び手数料		284,060
	1 使用料	284,059
	2 手数料	1
3 国庫支出金		132,680
	1 国庫補助金	132,680
4 繰入金		674,036
	1 繰入金	674,036
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,933
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑収入	1,931
7 市債		273,600
	1 市債	273,600
歳入	合計	1,368,712

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道事業費		505,870

	1 公 共 下 水 道 事 業 費	505,870
2 公 債 費		861,842
	1 公 債 費	861,842
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,368,712

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成25年度 至 平成31年度	千円 未償還元金利子、延滞金に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成25年度 至 平成31年度	償還利子に対する利子補給額
浜雨水ポンプ場の建設工事委託	自 平成26年度 至 平成26年度	324,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 210,600	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
過疎対策事業	63,000			
計	273,600			

議第21号

平成25年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	総合医療センター	401床 (一般397床、感染4床)		
(2) 年間患者数				
ア 入 院	総合医療センター	111,325人		
イ 外 来	総合医療センター	212,905人		
	久木野診療所	1,188人	外来合計	214,093人
(3) 一日平均患者数				
ア 入 院	総合医療センター	305人		
イ 外 来	総合医療センター	869人		
	久木野診療所	12人	外来合計	881人
(4) 主要な建設改良工事				
建設工事費	総合医療センター	144,803千円		
固定資産購入費 (器械備品購入費)	総合医療センター	1,090,758千円	合 計	1,235,561千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 総合医療センター事業収益		6,911,056千円
第1項 医業収益		6,668,604千円
第2項 医業外収益		232,451千円
第3項 特別利益		10,001千円
第2款 久木野診療所事業収益		14,705千円
第1項 医業収益		11,803千円
第2項 医業外収益		2,900千円
第3項 特別利益		2千円
収益的収入合計		6,925,761千円
	支	出
第1款 総合医療センター事業費		6,885,713千円
第1項 医業費用		6,479,262千円
第2項 医業外費用		118,517千円
第3項 特別損失		287,934千円
第2款 久木野診療所事業費		18,809千円
第1項 医業費用		18,705千円
第2項 医業外費用		3千円
第3項 特別損失		101千円
第3款 予備費		2,000千円
第1項 予備費		2,000千円
収益的支出合計		6,906,522千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額227,119千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,854千円、過年度分損益勘定留保資金168,265千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 総合医療センター資本的収入		1,337,020千円
第1項 企業債		1,226,300千円
第2項 固定資産売却代金		1千円
第3項 補助金		2千円
第4項 負担金		103,892千円
第5項 繰入金		6,825千円
資本的収入合計		1,337,020千円
	支	出
第1款 総合医療センター資本的支出		1,563,139千円
第1項 建設改良費		1,235,561千円
第2項 企業債償還金		319,578千円
第3項 長期貸付金		8,000千円
第2款 予備費		1,000千円
第1項 予備費		1,000千円
資本的支出合計		1,564,139千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター 看護システム (NANDA-NOC-NIC) ライセンス使用料	自 平成25年度 至 平成26年度	2,400米ドルに相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合医療センター	病院施設整備事業 千円 142,400	証 書 借 入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具等整備事業 1,083,900			
計 1,226,300				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1) 職 員 給 与 費	(2) 交 際 費	
1 総合医療センター		3,750,926千円 (3,333,005)	500千円	
2 久木野診療所		6,722 (5,296)		
合 計		3,757,648 (3,338,301)	500	

※上記の()書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,395,094千円
2 久木野診療所	10,100
合 計	1,405,194

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	
1 取得する資産	器械備品	総合情報システム	一式
	器械備品	I V R - C Tシステム	一式
	器械備品	体外衝撃波結石破碎装置	一式

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第22号

平成25年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	10,807戸
(2) 年 間 総 給 水 量	3,003,595m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	8,229m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 簡易水道統合整備事業	118,780千円
イ 施設整備事業	236,811千円
ウ 管路整備事業	199,683千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			469,701千円
第1項 営業収益			461,485千円
第2項 営業外収益			8,214千円
第3項 特別利益			2千円
	支	出	
第1款 水道事業費			342,087千円
第1項 営業費用			317,713千円
第2項 営業外費用			20,922千円
第3項 特別損失			2,452千円
第4項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,956千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,162千円、減債積立金30,000千円、建設改良積立金400,000千円、過年度分損益勘定留保資金10,197千円及び当年度分損益勘定留保資金108,597千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			25,711千円
第1項 負担金			1千円
第2項 補助金			25,709千円
第3項 固定資産売却代金			1千円
	支	出	
第1款 資本的支出			599,667千円
第1項 建設改良費			561,554千円
第2項 企業債償還金			37,113千円
第3項 予備費			1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以

外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 111,900千円
 (2) 交際費 50千円
 (たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、569千円と定める。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第23号

平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,685千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,912,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
9 地方特例交付金		45,000	△39,000	6,000
	1 地方特例交付金	45,000	△39,000	6,000
12 分担金及び負担金		156,706	△3,958	152,748
	1 分担金	6,136	△3,958	2,178
14 国庫支出金		2,141,462	51,234	2,192,696
	1 国庫負担金	1,607,247	2,811	1,610,058
	2 国庫補助金	526,756	48,924	575,680
	3 委託金	7,459	△501	6,958
15 県支出金		1,412,560	△38,937	1,373,623
	1 県負担金	564,427	945	565,372
	2 県補助金	762,057	△29,563	732,494
	3 委託金	86,076	△10,319	75,757
16 財産収入		21,631	△8,739	12,892
	2 財産売払収入	13,211	△8,739	4,472
17 寄附金		2,053	4,819	6,872
	1 寄附金	2,053	4,819	6,872
18 繰入金		621,384	△160,708	460,676

	1 基金繰入金	621,358	△160,714	460,644
	2 特別会計繰入金	26	6	32
19 繰越金		77,106	140,251	217,357
	1 繰越金	77,106	140,251	217,357
20 諸収入		342,602	△5,377	337,225
	4 雑入	211,709	△5,377	206,332
21 市債		1,787,197	112,100	1,899,297
	1 市債	1,787,197	112,100	1,899,297
補正されなかった款に係る額		8,252,951		8,252,951
歳入合計		14,860,652	51,685	14,912,337

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		167,974	328	168,302
	1 議会費	167,974	328	168,302
2 総務費		1,612,511	△2,739	1,609,772
	1 総務管理費	1,264,560	1,244	1,265,804
	2 徴税費	190,283	△4,930	185,353
	3 戸籍住民基本台帳費	80,446	509	80,955
	4 選挙費	34,371	131	34,502
	5 統計調査費	9,292	52	9,344
	6 監査委員費	33,559	255	33,814
3 民生費		4,974,503	22,377	4,996,880
	1 社会福祉費	2,703,942	4,768	2,708,710
	2 児童福祉費	1,444,654	16,304	1,460,958
	3 生活保護費	825,907	1,305	827,212
4 衛生費		2,135,170	△21,037	2,114,133
	1 保健衛生費	341,362	△3,287	338,075
	2 清掃費	871,718	△11,065	860,653
	4 環境対策費	267,809	△6,685	261,124
5 農林水産業費		650,040	△25,724	624,316
	1 農業費	546,316	△18,947	527,369
	2 林業費	66,866	△6,924	59,942
	3 水産業費	36,858	147	37,005
6 商工費		410,495	△2,380	408,115
	1 商工費	184,963	△5,215	179,748
	2 総合経済対策費	225,532	2,835	228,367
7 土木費		2,069,493	69,437	2,138,930
	2 道路橋りょう費	383,134	△44,205	338,929
	5 都市計画費	1,220,198	113,823	1,334,021
	6 住宅費	444,947	△181	444,766
8 消防費		432,527	△6,397	426,130
	1 消防費	432,527	△6,397	426,130
9 教育費		1,005,994	1,844	1,007,838
	1 教育総務費	319,242	△1,052	318,190

	4 社会教育費	217,663	2,074	219,737
	5 保健体育費	224,536	822	225,358
10 災害復旧費		58,142	△2,102	56,040
	1 農林水産施設災害復旧費	31,701	△2,102	29,599
11 公債費		1,328,803	18,078	1,346,881
	1 公債費	1,328,803	18,078	1,346,881
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳出合計		14,860,652	51,685	14,912,337

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	並行在来線第三セクター鉄道事業	千円 903
		電算システム管理運用経費	2,364
3 民生費	1 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	30,000
4 衛生費	4 環境対策費	エコ住宅建築促進総合支援事業	9,812
		太陽エネルギー利用システム導入補助事業	9,800
	5 病院費	病院事業会計負担金	241,600
5 農林水産業費	1 農業費	産地再生関連施設緊急整備事業	269,050
6 商工費	1 商工費	湯の鶴地区観光開発事業	5,001
7 土木費	2 道路橋りょう費	市内一円市道維持補修費	5,211
		陣内・長野町線歩道整備事業	10,900
		長寿命化修繕事業	21,378
		牧ノ内・大迫線道路改良事業(交付金事業)	50,169
		江南橋・古城線道路改良事業	51,204
	5 都市計画費	都市再生整備計画事業(公園整備事業)	3,880
		都市再生整備計画事業(湯の児フィッシングパーク再生事業)	46,994
		都市再生整備計画事業(レンタサイクル導入事業)	8,545
		都市再生整備計画事業(観光関連支援事業)	4,000
		都市再生整備計画事業(湯の児線景観整備事業)	62,045

		都市再生整備計画事業 (観光釣り船用浮き桟橋設置事業)	51,000
9 教育費	2 小学校費	小学校運営事業(教育振興費)	1,890
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業	1,100

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局)	自 平成24年度 至 平成25年度	千円 727
水俣市議会だより印刷業務 (議会事務局)	自 平成24年度 至 平成25年度	570
広報みなまた印刷業務 (総務課)	自 平成24年度 至 平成25年度	4,200
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (企画課)	自 平成24年度 至 平成25年度	378
スクールバス運行業務委託料 (企画課)	自 平成24年度 至 平成25年度	2,091
基幹システムハードウェアリース料 (総務課)	自 平成24年度 至 平成30年度	57,157
基幹システム使用料 (総務課)	自 平成24年度 至 平成30年度	294,306
防災行政無線保守点検委託料 (総務課)	自 平成24年度 至 平成25年度	4,244
住民健康管理システムリース料 (健康高齢課)	自 平成24年度 至 平成30年度	33,119
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市政策課)	自 平成24年度 至 平成25年度	90,787
スクールバス運行業務委託料 (教育総務課)	自 平成24年度 至 平成25年度	14,765

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
みなまた観光物産館まっぼっくり管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成24年度 至 平成25年度	千円 4,400	自 平成24年度 至 平成25年度	千円 3,000
総合体育館南部館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成24年度 至 平成27年度	15,251	自 平成24年度 至 平成27年度	14,783
グリーンスポーツ管理委託料 (生涯学習課)	自 平成24年度 至 平成25年度	4,634	自 平成24年度 至 平成25年度	4,561

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
-------	-----	-------	-----	-----------

一般補助施設整備等事業	千円 1,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共事業等（都市計画事業）	77,400			
計	79,300			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（土木）	千円 15,100				千円 18,800			
過疎対策事業	899,000				928,100			
補正されなかった事業に係る額	873,097				873,097			
計	1,787,197				1,819,997			

議第24号

平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,683,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,293,059	△80,083	1,212,976
	1 国庫負担金	737,332	△80,083	657,249
4 県支出金		263,956	△239	263,717
	1 県負担金	18,127	△239	17,888
5 療養給付費等交付金		246,405	93,290	339,695
	1 療養給付費等交付金	246,405	93,290	339,695
7 共同事業交付金		579,360	△86,581	492,779
	1 共同事業交付金	579,360	△86,581	492,779
9 繰入金		477,012	△234,553	242,459
	1 他会計繰入金	238,368	△5,497	232,871
	2 基金繰入金	238,644	△229,056	9,588
10 繰越金		1	395,077	395,078
	1 繰越金	1	395,077	395,078

補正されなかった款に係る額	1,737,087		1,737,087
歳入合計	4,596,880	86,911	4,683,791

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		74,534	△563	73,971
	1 総務管理費	39,877	△786	39,091
	2 徴税費	29,664	223	29,887
2 保険給付費		3,368,834	15,418	3,384,252
	1 療養諸費	3,019,782	0	3,019,782
	2 高額医療費	336,970	15,418	352,388
3 後期高齢者支援金等		373,179	0	373,179
	1 後期高齢者支援金等	373,179	0	373,179
6 介護納付金		166,336	0	166,336
	1 介護納付金	166,336	0	166,336
7 共同事業拠出金		530,601	0	530,601
	1 共同事業拠出金	530,601	0	530,601
8 保健事業費		29,868	0	29,868
	2 特定健康診査等事業費	21,818	0	21,818
11 諸支出金		12,791	72,056	84,847
	1 償還金及び還付加算金	2,004	72,056	74,060
補正されなかった款に係る額		40,737		40,737
歳出合計		4,596,880	86,911	4,683,791

議第25号

平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成24年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		256,213	2,749	258,962
	1 後期高齢者医療保険料	256,213	2,749	258,962
3 繰入金		136,659	△2,659	134,000
	1 一般会計繰入金	136,659	△2,659	134,000
4 繰越金		2	589	591
	1 繰越金	2	589	591

補正されなかった款に係る額	343		343
歳入合計	393,217	679	393,896

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		392,994	679	393,673
	1 総務管理費	24,816	△2,656	22,160
	2 徴収費	10,488	51	10,539
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	357,690	3,284	360,974
補正されなかった款に係る額		223		223
歳出合計		393,217	679	393,896

議第26号

平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,171,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		498,792	△1,491	497,301
	1 介護保険料	498,792	△1,491	497,301
4 国庫支出金		826,688	△2,828	823,860
	1 国庫負担金	541,897	△2,252	539,645
	2 国庫補助金	284,791	△576	284,215
5 支払基金交付金		893,588	△1,897	891,691
	1 支払基金交付金	893,588	△1,897	891,691
6 県支出金		490,422	126	490,548
	1 県負担金	454,784	126	454,910
7 繰入金		470,705	△4,754	465,951
	1 一般会計繰入金	470,705	△4,754	465,951
補正されなかった款に係る額		2,221		2,221
歳入合計		3,182,416	△10,844	3,171,572

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		81,979	△4,340	77,639
	1 総務管理費	34,653	666	35,319

	2 徴 収 費	7,039	126	7,165
	3 介護認定審査会費	39,694	△5,132	34,562
2 保 険 給 付 費		3,016,449	△6,539	3,009,910
	1 介護サービス等諸費	2,646,128	△37,765	2,608,363
	2 介護予防サービス等諸費	176,098	16,097	192,195
	3 そ の 他 諸 費	3,426	203	3,629
	4 高額介護サービス等費	60,197	1,203	61,400
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,500	△4,300	6,200
	6 特定入所者介護サービス等費	120,100	18,023	138,123
6 諸 支 出 金		20,976	35	21,011
	1 償還金及び還付加算金	20,976	35	21,011
補正されなかった款に係る額		63,012		63,012
歳 出 合 計		3,182,416	△10,844	3,171,572

議第27号

平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,711千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,333,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		5,630	651	6,281
	1 負 担 金	5,630	548	6,178
	2 分 担 金	0	103	103
2 使用料及び手数料		276,292	5,447	281,739
	1 使 用 料	276,291	5,447	281,738
3 国庫支出金		122,793	△10,689	112,104
	1 国 庫 補 助 金	122,793	△10,689	112,104
4 繰 入 金		674,899	△10,611	664,288
	1 繰 入 金	674,899	△10,611	664,288
6 諸 収 入		1,934	1,991	3,925

	3 雑	入	1,932	1,991	3,923
7 市	債		273,500	△8,500	265,000
	1 市	債	273,500	△8,500	265,000
補正されなかった款に係る額			1		1
歳 入 合 計			1,355,049	△21,711	1,333,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		474,771	△18,176	456,595
	1 公共下水道事業費	474,771	△18,176	456,595
2 公 債 費		879,278	△3,535	875,743
	1 公 債 費	879,278	△3,535	875,743
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳 出 合 計		1,355,049	△21,711	1,333,338

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 116,700	下水道建設事業	千円 135,265

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター汚泥運搬費	自 平成24年度 至 平成25年度	千円 汚泥量に基づく運搬料
浄化センター汚泥処分委託料	自 平成24年度 至 平成25年度	汚泥量に基づく処分料

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 212,000				千円 207,700			
過疎対策事業	61,500				57,300			
計	273,500				265,000			

議第28号

平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成24年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成24年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費	371,912千円	8,462千円	380,374千円
第1項 営業費用	336,015千円	3,962千円	339,977千円
第2項 営業外費用	34,798千円	4,500千円	39,298千円
第3項 特別損失	99千円	0千円	99千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収支の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額267,037千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額304,407千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,200千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,893千円」に、「建設改良積立金50,000千円」を「建設改良積立金90,000千円」に、「当年度分損益勘定留保資金106,953千円」を「当年度分損益勘定留保資金103,630千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	22,831千円	11,866千円	34,697千円
第1項 負担金	2,004千円	0千円	2,004千円
第2項 補助金	13,043千円	11,866千円	24,909千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第4項 出資金	7,783千円	0千円	7,783千円
	支 出		
第1款 資本的支出	289,868千円	49,236千円	339,104千円
第1項 建設改良費	177,252千円	49,236千円	226,488千円
第2項 企業債償還金	111,616千円	0千円	111,616千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中「130,789千円」を「134,751千円」に改める。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第29号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
公益社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

水俣市立明水園の指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立明水園
- 2 指定管理候補者の名称
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第32号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 柏木 精一
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市漁業協同組合
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（南部館）
- 2 指定管理候補者の名称
サンビレッジみなまたスポーツクラブ 代表者 会長 田淵 倉八
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

（提案理由）

水俣市立総合体育館（南部館）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

グリーンスポーツみなまたの指定管理者を次のように指定することとする。

平成25年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
グリーンスポーツみなまた
- 2 指定管理候補者の名称
水俣自然学校 代表者 三村 堅一
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（提案理由）

グリーンスポーツみなまたの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平成25年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、平成25年度の施政方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

平成25年度は、私の2期目の最後の年となります。環境を軸として、これまでまちづくりを進めてまいりました。そのまとめの年として、また、水俣の将来に向けて新たな第一歩を踏み出す

年と位置づけています。

今年は大きな事業もあります。まさに水俣の年として、水俣市が飛躍する年でもあると思っています。

真の豊かさを感じることができ、多くの人が交流する、活力あるまちを、市民の皆様と一緒にあって、全力で取り組んでまいることをお約束して、以下、本年度進める具体的な施策や事業について申し上げます。

まず、地域経済の元気づくりについて申し上げます。

地場企業の支援につきましては、地元の金融機関と協力し、企業が行う環境配慮型の設備投資に対し、保証料の補助と利子の補給を行い、企業の環境に配慮した経済活動を金融面から支援してまいります。

また、企業支援センターの強化を図り、企業のマッチングを推進し、地場企業の新たなビジネスチャンスにつなげてまいります。

さらに、環境首都水俣創造事業の一環として、木質バイオマスを活用した発電事業の立地に向けさらなる努力をしております。

企業誘致につきましても、国や県等の関係機関とも連携を密にしながら、一社でも多くの企業が誘致できるよう取り組みを進めます。

観光の振興につきましては、平成25年は、全国豊かな海づくり大会や水銀に関する水俣条約採択・署名の外交会議が開催され、日本各地あるいは世界から大勢の方が水俣を訪れます。また、ことし、生誕150年を迎える徳富蘇峰先生は、NHK大河ドラマ八重の桜への登場も予想されます。

こういう行事を通して、より多くの人に水俣に来ていただけるよう、ポスターやパンフレットの作成・配布等を初め、全ての関係機関と連携し、PRを行ってまいります。また、引き続き観光商品を開発し、団体向け及び個人向けの旅行会社への営業活動も行っております。

また、エコパーク水俣バラ園は、熊本県を代表するバラ園となり、多くの人に楽しんでいただいております。今年は、春のバラの時期に、みなまたピクニック（仮称）と題して、子どもたちも楽しめるようなイベントを実施したいと思っております。

湯の鶴温泉では、昨年、観光物産館鶴の屋がオープンするとともに、新たな飲食店が開業され、日帰り客、各旅館の宿泊客ともに増加しております。市としましては、さらに地元が実施する集客イベント等を支援するとともに、湯の鶴温泉センターの周辺整備を進めてまいります。

湯の児温泉では、整備を行っている公園や浮き桟橋を活用して集客に努めるとともに、国の緊急経済対策により道路整備やフィッシングパークの改修などを進めてまいります。

商業の振興につきましては、バラのまち水俣づくりにおいて、エコパーク水俣バラ園のイメージキャラクターを活用した街路灯フラッグの作成や、駅前からの景観整備を行い、歩いて楽しい

商店街の雰囲気づくりを行います。

また、商工会議所青年部が開催する全国会長研修会や各団体の自主的な取り組みを支援しながら、活気あるまちづくりへとつなげてまいります。

水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について申し上げます。

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済申請は、昨年7月31日をもって終了しました。しかし、胎児性・小児性患者の将来に対する生きがい対策、高齢化が進む被害者への生活環境の整備等の課題は残っております。引き続き国・県と一体となり取り組んでまいります。

なお、本年10月に、水俣市及び熊本市を会場として、水銀に関する水俣条約採択・署名のための外交会議が開催されます。これを機会として、二度と水俣病のような悲劇を起こさないよう世界の人々に想起していただくことは非常に意義深いことであり、いまだに続く偏見や差別、風評被害についても、この機会がこれらを払拭していく大きなきっかけになればと考えております。なんとしても、新たな一歩になるように、頑張らなくてはなりません。

環境モデル都市の推進については、市民の皆様と環境モデル都市推進委員及び5つの円卓会議を通じて、より具体的な事業の推進に取り組める状況ができてきましたので、引き続き成果が出るよう粘り強く取り組みを進めてまいります。

高等教育・研究機関の立地につきましては、共同大学院の設置を目標に、関係する大学の意見を聞きながら、具体的な設置形態、カリキュラムなどの検討を進めてまいります。

夏には水俣で集中講義を開催し、水俣の研究素材の整理、受け入れ体制の実証等を行うことを予定しております。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

本市において、農林水産業の振興は、地域活性化に向けた重要な産業であります。

しかし、農業者の高齢化、後継者不足による人材不足が喫緊の大きな課題となっております。

農地の有効利用や農地集積を図るとともに、新規就農者支援を本市独自の補助を加え拡充し、地域の中心的な担い手となる人材の育成・確保に努め、特色ある農村・地域づくりに具体的に取組んでいきたいと考えております。

農業振興につきましては、基幹作物のかんきつ類やサラダタマネギ、お茶などのさらなる生産振興や品質向上を図るため、共同利用機械・施設整備等を積極的に支援していきたいと考えております。

さらに、環境保全型農業への取り組みや新規作物の導入を支援し、農家所得の向上につなげてまいります。

なお、農業基盤整備につきましては、桜野地区の区画整理約8ヘクタールの工事が完了し、平成25年度で換地処分を行う予定であります。また、湯出・大森地区で用排水路の新設工事を実施

するとともに、次の地区整備に向けて調査・検討に着手します。

水産業の振興につきましては、平成25年10月26日から27日に開催される第33回全国豊かな海づくり大会くまもとを必ずや成功させなくてはなりません。県や関係機関と連携して、協賛行事を開催し、大会開催趣旨の周知と機運の醸成を図ってまいります。

林業につきましては、依然として厳しい状況に置かれ、環境保全への影響が危惧されています。

水俣芦北森林組合と連携し間伐等の事業を進めるとともに、水俣市産材の活用による住宅補助制度で木材の販路を拡大し、林業活性化を進めます。

次に、医療・福祉の充実について申し上げます。

総合医療センターにつきましては、現在、西館の建てかえ工事を行っておりますが、まもなく完成いたします。新西館の運用を開始することにより、救急センター、外来化学療法センター、検査部門などの医療機能のさらなる向上が図られるものと期待しております。なお、平成25年度には、旧西館の解体及び本館改修、周辺施設の整備を行います。また、旧西館解体跡地に立体駐車場を整備し、利用者の利便性の向上を図っていきたいと考えております。

看護師の確保につきましては、新たに看護学生に対する奨学金制度を実施し、看護体制の充実につなげていきたいと考えております。

病院事業会計の平成23年度決算では、平成22年度決算から発生しておりました累積欠損金を解消することができました。今後も経営改善策をさらに推進していくことで健全経営を維持し、市民の皆様が安心して生活できるよう医療の提供を行ってまいりたいと考えております。

障がい者福祉につきましては、4月から施行される障害者総合支援法への円滑な移行、各種サービスの実施とともに、障がい者の方が地域で自立し、生きがいをもって安心して暮らすことのできる環境を整え、地域社会における共生の実現に向けて、関係機関や団体、事業所等との連携を図ってまいります。

高齢者や障がい者等の災害弱者対策では、災害時要援護者支援システムの充実を進めてまいります。

子育て支援におきましては、保育所、学童クラブ、こどもセンターやファミリーサポートセンター等の利用促進を図ります。

保健事業につきましては、本市でも多い生活習慣病の予防を主眼に置いた健康づくりをさらに強化していきます。健診機会を拡充、保健指導体制を強化し、発病や重症化の予防に積極的に取り組んでまいります。

次に、暮らしやすい生活づくりについて申し上げます。

まず、教育の推進について申し上げます。

学校教育につきましては、心豊かな人づくりを基本目標に取り組んでいきます。

特別支援教育の充実を図るほか、読書活動推進員による学校図書館の充実など、引き続き水俣市学力向上宣言に基づく取り組みを充実させてまいります。

また、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、特色ある学校づくり等を進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）をさらに推進していきます。

学校施設の整備につきましては、児童・生徒が安心安全に学習に取り組める環境整備を推進していきます。

学校給食につきましては、学校・地域・家庭と連携し、学校給食を生きた教材として食育を推進し、また地場産の旬の食材を使った献立により、地産地消を推進していきます。

社会教育の推進につきましては、引き続き水俣市元気が出るまちづくり子ども議会を開催するほか、学校支援地域本部による地域ぐるみで子どもを育てる体制のさらなる充実を図ります。

市指定史跡である水俣城跡につきましては、引き続き発掘調査を行い、保存整備に努めます。

徳富蘇峰先生の生誕150年に際しましては、平成25年3月15日の記念式典を皮切りに、その偉業、足跡を再発見する記念事業を関係機関と協力して実施してまいります。

また、自主文化事業につきましても、伝統芸能と蘇峰先生の顕彰を絡めた催しを開催します。

公民館におきましては、学習の場、集いの場、生きがいづくりの場として市民教室等の運営、講座、内容の充実を図ります。

また、成果発表の場として生涯学習フェスティバルを開催し、さらなる生涯学習への関心と教養の向上などを図ります。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、身近で親しみのある図書館づくりのため、図書館まつりなどを実施するほか、赤ちゃんに絵本を贈呈する、ぐるりんぱブックスタートや動く絵本館みなよむ号の活用などにより読書活動の推進を図ります。また、第3回となる、みなまた環境絵本大賞の募集を行い、水俣の環境への思いや読書への取り組みを発信していきます。

スポーツの振興につきましては、市民体育祭や市民駅伝大会、競り舟大会等の開催やニュースポーツの普及推進等により、市民の健康づくりやコミュニティー形成を図るとともに、各種目団体の競技力向上に向けた施策を展開してまいります。

次に、生活環境の整備について申し上げます。

本市の公共交通につきましては、老朽化した肥薩おれんじ鉄道の水俣駅の改修を行い、コミュニティバス、乗合タクシーなど引き続き必要な見直しを行ってまいります。

また、自転車のまちづくりにつきましては、自転車市民共同利用システムの充実と自転車が走りやすい道路環境の整備などにより、自転車の利用促進を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、事業計画区域の汚水管の整備はおおむね終了しますので、今後の改築・更新に向けて、施設の延命など効率的な維持管理を行います。

また、公共下水道への接続あるいは合併処理浄化槽の設置をさらに促進し、公共水域の水質の保全に努めてまいります。

水道事業につきましては、引き続き簡易水道統合整備事業を推進してまいります。

また、主要水源であります第1水源地の設備を更新するとともに、老朽送・配水管の布設がえを実施し、施設の耐震化を図ってまいります。

道路整備につきましては、牧ノ内・大迫線や中尾山線の道路改良のほか、鶴田踏切の改良、陣内・長野町線の歩道整備など安全な通行空間の確保に努めてまいります。

花のまちづくり実証実験事業におきましては、新水俣駅前広場や百間ロータリー等に、四季折々の花の植えつけを行います。

住宅政策につきましては、市営牧ノ内団地の整備を進めます。また、民間建築物の耐震化を図るため、木造戸建住宅などの耐震診断・改修工事等の補助を行います。

自治会活動につきましては、水俣市自治振興交付金や、がまだ自治会支援事業により、住民自治の振興を支援してまいります。

防災対策につきましては、消防施設・設備の充実や自主防災組織の活性化に取り組み、さらなる防災体制の充実を図ってまいります。

また、老朽化した防災行政無線のデジタル化に向け取り組んでまいります。

最後に、行財政改革について申し上げます。

平成25年度は行財政改革大綱の見直しの年であります。国や地方の財政状況が引き続き厳しい状況にある中、多様化する市民のニーズに対応し、よりよいサービスを提供するため、簡素で効率的かつ機能的な行政運営を推進し、同時に歳出削減等による財政健全化を図ってまいります。

以上、平成25年度に取り組みます施策の概要を申し述べさせていただきましたが、何としま今年も、全国豊かな海づくり大会と水銀に関する水俣条約外交会議が待っております。

単なるその日だけのイベントに終わらせてはならないとの強い思いで、臨んでいかななくてはなりません。そして、そのことを明日の水俣につなげていかなければなりません。

市民の皆様が豊かさを実感できるよう、皆様の声を聞き、お力をおかりしながら、全力で市政運営に当たらせていただきます。

市民の皆様並びに議員各位の御指導、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（真野頼隆君） この際、10分間休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時32分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君）（続） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第1号水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定により新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について申し上げます。

本市の区域内に所在する空き家等の管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

湯の児海上に浮き棧橋を設置し、適正に管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について申し上げます。

地域主権改革一括法による道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について申し上げます。

地域主権改革一括法による高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、水俣市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会の会派に対する政務活動費の交付、決定等に関する事項その他政務活動

費の執行に関する基本的事項を定める等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣病救済相談窓口の廃止、換地委員の報酬額見直し及び水俣市鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い、報酬額に関して整備するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による障害者自立支援法施行令の一部改正に伴い、関係条例の整理等を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域主権改革一括法による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定める等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域主権改革一括法による下水道法の一部改正に伴い、事業計画に係る認可が協議または届出となったため、本案のとおり制定しようとするものであります。

次に、議第14号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

旧水俣市立水俣第三中学校の閉校に伴い、体育館及び運動場を社会体育施設として転用する等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申

し上げます。

耐震不足である西館の建てかえに熊本県医療施設耐震化整備事業費補助金の交付を受けるに当たり病床数を削減する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号平成25年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ138億8,908万9,000円で、平成24年度の当初予算額と比較いたしますと、2億2,326万9,000円、約1.58%の減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、電算システム管理運用経費、環境首都水俣・芦北地域創造事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、自治会活動の振興に係る経費、第3款民生費に、自立支援給付費、法人立保育所運営費負担金、生活保護費、児童手当、次世代育成支援施設整備事業、老人福祉施設措置費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、水銀条約外交会議推進事業、第5款農林水産業費に、全国豊かな海づくり大会推進事業、中山間地域等直接支払事業、鳥獣害防止対策支援事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、新規就農支援総合対策事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、環境首都水俣・芦北地域創造事業、商工業資金貸付・出資事業、水俣観光PR事業、地場企業支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、江南橋・古城線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団装備等整備事業、防災関係に係る経費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小学校太陽光発電設備設置事業、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費、読書のまちづくり関係経費、蘇峰生誕150年記念事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、継続費として、水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業を計上いたしております。

このほか、債務負担行為として、印刷機借上料外10件を計上いたしております。

地方債といたしまして、過疎対策事業債外8件を計上いたしております。

次に、議第17号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,974万1,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第18号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億9,492万8,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料から第5款諸収入までの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第19号平成25年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億6,914万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第20号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,871万2,000円を計上しております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上しております。

第1款公共下水道事業費の主な事業としまして、浄化センター等運転管理業務委託料、汚水管渠整備、浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上しております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第7款市債をもって充当しております。

また、債務負担行為としまして、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外2件を計上しております。

このほか、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上しております。

次に、議第21号平成25年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に69億2,576万1,000円、収益的支出に69億652万2,000円、資本的収入に13億3,702万円、資本的支出に15億6,413万9,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負

担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、立体駐車場建設工事費や総合情報システム、I V R - C Tシステム、体外衝撃波結石破碎装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

また、債務負担行為としまして、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであります。

次に、議第22号平成25年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億6,970万1,000円、収益的支出に3億4,208万7,000円、資本的収入に2,571万1,000円、資本的支出に5億9,966万7,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第23号平成24年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,168万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ149億1,233万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、電算システム管理運用経費、第3款民生費に、法人立保育所運営費、第5款農林水産業費に県営農免農道整備事業負担金、第6款商工費に産業技術開発基金積立金、第7款土木費に、都市再生整備計画事業、第9款教育費に、読書のまちづくり事業などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第9款地方特例交付金、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、並行在来線第三セクター鉄道事業外20件を追加いたしております。

債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外10件を追加、みなまた観光物産館まっぱっくり管理委託料外2件の変更を計上いたしております。

地方債補正として、一般補助施設整備等事業外1件を追加、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第24号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,691万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ46億8,379万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費及び第11款諸支出金を増額し、第1款総務費を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第25号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ67万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億9,389万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において育児休業に伴う人件費の減額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたしております。

この財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金、第4款繰越金などをもって充当いたしております。

次に、議第26号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,084万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ31億7,157万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第27号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,171万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億3,333万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において公課費及び下水道建設に係る委託料等を減額しております。また、第2款公債費において、地方債の利子償還を減額しております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費としまして、浄化センター改築更新工事委託等に係る下水道建設事業の金額を変更しております。

このほか、債務負担行為としまして、浄化センター汚泥運搬費外1件を計上しており、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を変更しております。

次に、議第28号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成24年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を846万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,037万4,000円とするとともに、予算第4条に定める資本的収入の額を1,186万6,000円増額して、補正後の資本的収入の額を3,469万7,000円とし、資本的支出の額を4,923万6,000円増額して、補正後の資本的支出の額を3億3,910万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的支出につきましては、退職給与金並びに消費税及び地方消費税を増額し、資本的収支につきましては、簡易水道統合整備事業に係る国庫補助金及び建設改良費の額を増額いたしております。

次に、議第29号から議第36号まで指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ワークプラザ、水俣市立明水園、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の児フィッシングパーク、水俣市立総合体育館南部館及びグリーンスポーツみなまたの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第36号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第7号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について及び議第8号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について並びに議第23号から議第28号までの平成24年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第7号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第8号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第23号平成24年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第24号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第25号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第26号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第27号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第28号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第7号及び議第8号並びに議第23号から議第28号まで議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時1分 休憩

午後3時44分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第7号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、水俣市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会の会派に対する政務活動費の交付、決定等に関する事項その他政務活動費の執行に関する基本的事項等を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条文の整備等を行うため制定するものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号平成24年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に電算システム管理運用経費、第5款農林水産業費に県営農免農道整備事業負担金、第6款商工費に産業技術開発基金積立金、第7款土木費に都市再生整備計画事業などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上した。

これらの財源としては、第9款地方特例交付金、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、並行在来線第三セクター鉄道事業外15件を追加し、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外8件を追加し、みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料1件の限度額変更を行った。また、地方債補正として、一般補助施設整備等事業外1件を追加し、過疎対策事業外1件の変更を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、債務負担行為に追加されている基幹システムは、現在と同じメーカーで予定されているかとただしたのに対し、選定委員会で選定を行う予定であるとの答弁がありました。

また、今回、辺地共聴施設整備事業補助金が減額されたが、今後、施設の整備を行わないことになるのかとただしたのに対し、繰り越しを行うことができない補助金のため、新たに新年度で実施を予定しているとの答弁がありました。

また、湯の鶴温泉保健センターの駐車場の取得予定地の面積をただしたのに対し、580平方メートルであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,171万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億3,333万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、下水道建設に係る委託料等を減額、第2款公債費において地方債利子償還金の減額を行っている。

これらの財源として、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入及び第7款市債をもって調整している。

また、繰越明許費として、浄化センター改築更新工事委託等に係る下水道建設事業の金額を変更している。

このほか、債務負担行為として、浄化センター汚泥運搬費外1件を計上し、地方債の補正として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第28号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成24年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を846万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,037万4,000円とするとともに、予算第4条に定める資本的収入の額を1,186万6,000円増額し、補正後の資本的収入の額を3,469万7,000円とし、資本的支出の額を4,923万6,000円増額して、補正後の資本的支出の額を3億3,910万4,000円とするものである。

補正の内容は、収益的支出については、退職給与金並びに消費税及び地方消費税を増額し、資本的収支については、簡易水道統合整備事業に係る国庫補助金及び建設改良費の増額を行うものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第23号平成24年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に法人立保育所運営費、第9款教育費に読書のまちづくり事業などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の調整及び人件費の調整などを行っている。財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債等をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、小学校運営事業外4件を計上している。また、債務負担行為補正として、住民健康管理システムリース料外1件を追加し、総合体育館南部館外1件の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、法人立保育所運営費負担金の増額理由についてただしたのに対し、保育単価が高い乳幼児の入所がふえたことによるものであるとの答弁がありました。

また、小学校運営事業について、繰越明許費の補正が追加された理由についてただしたのに対し、副読本「心豊かに水俣」の改訂に当たり、これまでの環境教育に加え、豊かな心を育てるためのふるさと教育を盛り込むよう検討を行っているため、改訂作業に時間を要しているものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、読書のまちづくり事業については、思い切った仕掛けを検討し、引き続き努力されたいとの意見がありました。

次に、議第24号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,691万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ46億8,379万1,000円とするものである。

補正の内容は、第2款保険給付費及び第11款諸支出金を増額し、第1款総務費を減額している。財源としては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ67万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,389万6,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費において育児休業に伴う人件費の減額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金を増額している。財源としては、第1款保険料、第3款繰入金、第4款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第26号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,084万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ31億7,157万2,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費、第2款保険給付費の減額等を計上している。財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、居宅介護サービス給付費が減額されているが、居宅介護サービス給付対象者はどのくらいかとただしたのに対し、約1,200人であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成25年2月25日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第7号	水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第23号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第27号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第28号	平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成25年2月25日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第23号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第24号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第25号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第26号	平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第7号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第8号水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてまで、及び議第23号平成24年度水俣市一般会計補正予算第7号から議第28号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第3号まで、以上8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第39 議第37号 水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第40 議第38号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第39、議第37号水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第40、議第38号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてまで、2件を一括して議題とします。

議第37号

水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月25日提出

提出者

議会運営委員会

委員長 大川末長

水俣市議会基本条例の一部を改正する条例

水俣市議会基本条例(平成23年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第38号

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
平成25年2月25日提出

提出者
議会運営委員会
委員長 大川末長

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員会の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

第8条第4項中「第2項の規定」を「第3項の規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任理由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長大川末長議員。

（議会運営委員長 大川末長君登壇）

○議会運営委員長（大川末長君） 議会運営委員会発議の議案につきまして、順次提案理由の説明を申し上げます。

まず、議第37号水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第38号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例で定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第37号水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び議第38号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、原案のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明26日から3月10日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月11日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月4日正午まで、議案質疑の通告は3月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後4時4分 散会

平成25年3月11日

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月11日（月曜日）

午前9時30分 開議

午後4時2分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（伊藤 亮三 君）	次 長（田畑 純一 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（本山 祐二 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（渕上 茂樹 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（松本 幹雄 君）
産業建設部次長（遠山 俊寛 君）	水道局長（古里 雄三 君）
教 育 長（葦浦 博行 君）	教 育 次 長（浦下 治 君）
総務企画部総務課長（本田 真一 君）	総務企画部企画課長（川野 恵治 君）

○議事日程 第2号

平成25年3月11日 午前9時30分開議

第1 議会運営委員の選任について

第2 一般質問

- 1 高岡利治君
 - 1 所信表明について
 - (1) 地域経済の元気づくりについて
 - (2) 医療・福祉の充実について
 - (3) 暮らしやすい生活づくりについて
 - 2 水銀条約について
 - 3 海上自衛隊掃海訓練について
- 2 西田弘志君
 - 1 宮本市長の（選挙公約）マニフェストについて
 - 2 水銀国際会議について
 - 3 環境首都水俣創造事業について
 - (1) 本事業について
 - (2) ゼロカーボン産業団地創造事業について
 - (3) 環境大学構想について
- 3 緒方誠也君
 - 1 市長所信表明について
 - 2 水俣市誘致企業立地促進補助金について
 - 3 木質バイオマス発電所建設計画について
 - 4 バイオマスタウンづくりについて
- 4 福田 齊君
 - 1 総合体育館周辺の都市整備について
 - 2 おれんじ鉄道沿線の活性化について
 - (1) 公共交通による利便性の向上
 - (2) 自衛隊等との連携について
 - 3 「全国豊かな海づくり大会」への取り組みについて
 - 4 「水銀に関する水俣条約」制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 議会運営委員の選任について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、水俣市議会委員会条例第8条第2項の規定により、淵上道昭議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました淵上道昭議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第2 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

自民党創水会の高岡です。

きょう3月11日は、あの東日本大震災発生から丸2年を迎えます。行方不明の方、亡くなられた方を合わせると2万人を超え、亡くなられた方の御冥福を心からお祈りを申し上げます。

いまだ、自宅に帰れず、仮設住宅等で不自由な生活を送っておられる方は31万5,000人もおられます。心からお見舞いを申し上げます。

震災発生から2年もたつのに遅々として進まない現状に、国・政府は何をしてきたのかと憤りさえ感じます。昨年12月に行われた衆議院解散総選挙において、自民・公明の政権与党が復活しました。前政権ができなかった一日も早い復旧・復興を願うものであります。

昨日は中学校の卒業式が行われました。9年間の義務教育を終わり、それぞれの進路に向かって旅立つ顔には、期待と不安の入りまじった表情がうかがえました。私は1年に1回、生徒たちが卒業式で流す涙を見ると、日常生活ですさんだ自分の心のあかが洗い流されるような気持ちになります。私と同じ思いをお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

子どもは郷土や国の宝と言います。成長していく子どもたちが郷土水俣に自信と誇りを持って生きていけるようなまちづくりの一端を担う責任と自覚を持って、我々市議会も取り組んでいか

なければならぬと思います。議員16名いる中で、子育ても終わり、肩の荷がほっと一息ついて
いる議員さんもおられますが、私を含め数少ない子育て世代の議員が中心となって、積極的に教
育問題にも取り組んでいかなければいけないという思いも含め、以下質問をいたします。

1、所信表明について。

(1)、地域経済の元気づくりについて。

①、企業支援センターの現状と効果は。

②、企業誘致活動の現状と、そのうち環境関連の企業進出の実態は。

(2)、医療・福祉の充実について。

①、医療センター西館建てかえによる効果は。

②、看護学生に対する奨学金制度の状況は。

(3)、暮らしやすい生活づくりについて。

①、学校教育の心豊かな人づくりの基本とは何か。

②、いじめアンケートの結果をどのように受けとめるか。

③、自転車のまちづくりについて現在の状況は。

2、水銀条約について。

①、12月議会で条約名に水俣の名前をつけることに反対の意見書を採択したが、市長はどう思
うか。

②、水銀条約の国際会議を熊本と水俣で行うとの打診は、いつ国からあったのか。

③、水俣の名称を条約名につけることに対する影響をどう考えるか。

④、条約名に水俣とつけると判断した大きな理由は何か。

3、海上自衛隊掃海訓練について。

①、今回の訓練について、市はどのようにかかわったのか。

②、自衛隊からの話はいつ、どのような形であったのか。

③、今回の訓練で、水俣にどのような影響があったと思うか。

④、掃海艇への給水による水道局の収益はあったのか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明について及び水銀条約については私から、海上自衛隊掃海訓練については総務
企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、所信表明の地域経済に関する御質問のうち、企業支援センターの現状と効果についてお答えします。

水俣市企業支援センターは、地場産業の活性化及び雇用の安定と創出を図るとともに、企業からの各種相談への対応や企業間の事業連携などを支援するため、昨年6月に開設をいたしました。本年2月末時点において、市内企業175社を訪問しており、市内外の企業との連携の可能性を探るなど、情報収集やネットワークの構築を進めております。また、(株)みなまた環境テクノセンター及び熊本大学とも連携し、企業の個別の相談に応じるなど、地場企業の支援に努めております。

現在まで、企業からの相談としまして最も多いものは、国・県・市の補助金制度等について、種類や内容を知りたいとの要望であります。そのため、そのような希望のある企業につきましては、補助金に関する情報提供及び申請に対する支援なども行っているところです。今年度は、水俣芦北地域振興財団等5件の補助金及び助成金の申請に協力しております。

また、企業の技術をつなげるマッチングにつきましては、市内外の企業と、または大学とのマッチングの可能性について検討し、可能性がある企業につきましては、それぞれに提案させていただいているところであります。私が所信表明で申し上げましたとおり、今後も水俣市企業支援センターの強化を図り、地場企業の技術の向上及び活用、そしてマッチングを推進し、地場企業の新たなビジネスチャンスにつなげてまいりたいと存じます。

次に、企業誘致活動の現状と、そのうち環境関連の企業進出の実態についてお答えいたします。

企業誘致活動につきましては、長らくの厳しい経済不況から好転の兆しが見え始めてはいるものの、本市における新たな企業誘致は非常に難しい状況が続いていると認識しております。

現在の活動としましては、関東地区及び関西地区で開催されます水俣市出身者でつくる同窓会、水高会や水俣同郷会に出席し、企業誘致にかかわる情報提供をお願いするなど、誘致へのアドバイスをいただくとともに、企業の製品展示会等へ参加し、誘致企業に対する優遇制度の説明やパンフレット配布等の活動を行い、本市への企業誘致につなげることができないか可能性を探っております。

環境関連の企業進出の実態につきましては、平成13年にエコタウンプランの承認以降、環境リサイクル関連企業の立地が急速に進み、現在7社がエコタウン企業として環境事業に取り組み、また、ここ3年間においては、新設・増設を含めると4社と立地協定を結び、そのうち2社が環境関連企業でございます。さらに、関心が高まっている再生可能エネルギー分野では、2社が本市においてメガソーラー発電事業に乗り出し、そのうち1社は先月から発電事業を開始したところです。

まだまだ厳しい経済状況にあり、現在立地いただいている企業においても、安定的な経営を行

うために大変御苦労されていると思いますが、環境モデル都市にふさわしいリサイクル・リユース等の環境関連事業に新たに取り組みたいとの意欲を持たれている企業もありますので、市内外との取引により、地場産業の活性化と雇用創出に貢献していただけるよう支援してまいりたいと存じます。

次に、医療福祉の充実について。

まず、医療センター西館建てかえによる効果についてお答えします。

現在の西館が昭和44年に建てられたもので、国の耐震基準を満たしていないことから、入院患者様に対して安全な医療の提供を行うため、また、災害発生時に救急医療の提供を行う災害拠点病院としての機能強化のため、平成23年度から医療センター西館の建てかえ工事を行っており、平成25年2月末に1期工事が竣工しているところでありますが、各種検査や引っ越し等を経て、4月には新西館が運用開始予定となっております。

この新西館は、耐震構造となっており、救急センターや外来化学療法センター、臨床検査室、3つの病棟と栄養科の厨房などの機能を有しております。

1階の救急センターにつきましては、診察室や処置室などを拡充し、救急患者の受け入れ体制を充実させ、外来化学療法センターにつきましては、現在の外科外来から独立移転し、ベッド数の増加と人員体制も充実させる予定としております。また、3階から5階には病棟を配置し、3階は小児科と産婦人科、4階は外科と泌尿器科、5階は呼吸器内科と皮膚科の病棟としており、個室をふやし、病室にトイレを設置するなど患者様の療養環境の改善を図っております。また、産婦人科においては、LDR陣痛分娩室を新設し、利用者が移動せずリラックスした環境で分娩できる施設を完備するなど、各病棟においてさまざまな機能を充実させております。

今後、本館の改修や旧西館の解体、渡り廊下棟建設などの2期工事に着手し、立体駐車場建設も含め、平成25年度中には一連の事業が完了する見込みとなっております。これらの整備により急性期中核病院としての機能を強化し、将来に向けた体制づくりができると考えております。

次に、看護学生に対する奨学金制度の状況についての御質問にお答えします。

看護師の安定的確保を目的としまして看護学生奨学金貸付制度を創設し、1月15日から2月28日までの期間、募集を行いました。最終的には20名の応募がっております。内訳としましては、水俣市10名、葦北郡3名、出水市5名、出水郡2名となっております。今後、個別面接と書類による選考を行い、近日中に奨学生を決定する予定であります。

なお、この看護学生奨学金貸付制度は来年度以降も引き続き実施していくことで、当医療センターの看護体制の充実と看護師の勤務環境の改善につなげていきたいと考えております。

次に、暮らしやすい生活づくりについて、順次お答えします。

まず、学校教育の心豊かな人づくりの基本とは何かとの御質問にお答えします。

平成18年に改正された教育基本法では、教育の目標に次の内容が新たに追加されました。1つ目に、個人の能力と創造性を培い、勤労を重んずる態度を養うこと。2つ目に、公共の精神に基づき、社会の形成に参画する態度を養うこと。3つ目に、生命や自然を尊重し、環境の保全に寄与する態度を育成すること。4つ目に、我が国と郷土を愛し、伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことです。

このことを踏まえ、水俣市教育委員会では、ふるさと水俣を愛し、人や自然を大切に作る人間性豊かな子どもたちを学校・家庭・地域が連携して育てるとともに、地域の伝統や文化を大切に守り育て、新たな水俣文化を創造する人材の育成に努めるという教育委員会基本目標を設定して、学校教育の充実に取り組んでいるところです。特に、児童・生徒の育成においては、学校教育で知徳体のバランスのとれた生きる力の育成を根底に据えながら、心の教育の充実に取り組んでほしいと考えています。

次に、いじめアンケートの結果をどのように受けとめるかとの御質問にお答えします。

平成24年度のいじめ発生状況について、熊本県教育委員会が実施しました心のアンケートの結果からお答えします。今年度のいじめ発生件数は、小学校298件、中学校51件です。平成23年度より小学校は49件の減、中学校は6件の減となっています。

教育委員会が学校に聞き取りを行った際、いじめに当てはまらない事案、軽微な事案もあるやに聞いておりますが、児童・生徒がアンケートに回答したものは全て報告してもらっていますので、このような件数になっています。

今回、報告された件数が減ったことにつきまして、学校における未然防止の取り組みの効果もあるとは思いますが、報告された件数が問題でなく、一つ一つの事案にどう対応したかが問題だと考えています。今後も、いじめの未然防止の取り組みに加え、早期発見・早期解決に力を注ぎただけのよう、教育委員会から指導してもらいたいと考えております。

次に、自転車のまちづくりについて現在の状況はどうかとの御質問にお答えします。

本市では、環境モデル都市としてCO₂削減や市民の健康づくりを推進するため、自転車のまちづくりを進めております。特に、平成22年2月から自転車市民共同利用システムを導入しており、高校生を除く18歳以上の市民の方の自転車利用促進を図るため、まず、市役所と道の駅みなまた、ふれあいセンターにステーションを設置し、所有台数30台、開始時の登録者数が179名で始めました。平成25年3月1日現在では、ステーションはエムズシティの1カ所をふやし、所有台数も38台となり、市民の登録者数も700名を超える状況となっております。

また、利用状況につきましては、秋ごろが多く、稼働率が90%を超える月もありますし、利用が減る冬場においても50%以上を維持しております。また、会員登録されている方の状況ですが、性別では男性が約55%、女性が約45%で、年齢別では、10代・20代で全体の9.7%、30代が

18%、40代が21.5%、50代が23.1%、60代以上27.7%となっており、市民の皆さんの移動手段として定着しているのではないかと思います。また、観光などの一時利用者は、開始から合計で450人近くとなっており、利用はふえてきております。また、自転車が快適に走行できるよう、現在、自転車走行帯の整備も進めており、手始めとして24年度から25年度にかけて、陣内郵便局前から吉海豊店付近までの500メートル区間の整備に取り組んでいます。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、支援センターと企業誘致ということに関してですけれども、企業支援センターのほうでは、今まで175社を訪問をされているというふうな答弁だったかと思えます。いろいろ企業の方とお話をされる中で、いろんな要望ですとか問題点等も出てきているのかなというふうに思いますけれども、どういう声が多かったのか、その辺のところを2つ、3つかいつまんで、もしあればそれをお答えいただきたいというのが1点。

それから、環境関連の企業がこの3年で4社中2社ということで、今答弁ありましたけれども、行政主導で誘致をした企業と、ただ、民間が独自にそういう太陽光パネル等に関して買取制度ができたことによる例えば新規事業とか、そういうものに関しての設置というのは若干ちょっとここは違うのかなという感じはしますけれども、そういう部分も含めて環境関連企業が何社か出ているということでした。

そこで、それも含めた中で、企業誘致がなかなか厳しい、今経済状況がという話もありましたけれども、それ以外にもいろいろ地域性ですとか、いろいろな問題があると思うんですね。そういう中で、この企業誘致がなかなか前に進まないというか、決まっていけない原因にどのようなものがあるのか、市長のほうでお考えというか、あればひとつお聞かせをください。それが2点目ですね。

それから、以前からずっと話があった蛍光灯センター、これもいろいろ誘致企業の質問する中で、誘致企業の一つとして進めていきたいという話があって、昨年的一般質問の中でも、産廃の許可がおりないということで、県の許可のおり次第というような話もあったんですけれども、その後の話が聞こえてきませんが、今の現在の状況というのは市のほうでは把握をされているかどうかというのが1つですね、3点目です。

それから医療福祉について、今説明がありましたように、新しい西館が建てかえられて機能が充実をしてきたということで、非常に市民にとってはいいことなのかなと、また看護学生の奨学金制度も、当初10名の予定で応募したところ、倍の20名の応募があって、予算が恐らく足りないのかなというような感じもします。せっかく、そういう環境整備というものができてきたんであ

れば、よく言われる医師不足、看護師不足、こういうものの解消にそういうものを結びつけていく必要もあるのかなと。ハードな、いい建物ができても、ソフトの部分が充実をしなければ、やはり患者さんのニーズには応えられないということだと思いますので、その1つの目的としてこの奨学金制度がつくられたのかというふうに思うんですけども、これはいろいろほかのところでも、こういう奨学金制度で将来の看護師を育てていくということには取り組んで、そういう看護師不足解消に一役を担っているのかなというふうには思うんですが、医療センターのほうで、もし、この看護学生の奨学金制度に関してなるべく定着率を高める意味で、その奨学金制度をもうちょっと一歩踏み出したところで、これを生かした中で定着率を何か高めるような案がもしあれば、ひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、教育と自転車のまちづくりということで、心豊かなひとづくりの中身については、先ほど答弁ありました平成18年の教育基本法の改正に伴って、その指針に沿った形でつくられたのかなというふうに思っております。私は平成23年9月議会の一般質問で教育問題について取り上げております。その中で、我が国と郷土を愛し、伝統と文化を尊重することは、すなわち愛国心であると申し上げました。そういった中で水俣市の教育委員会では、先ほどの答弁がありましたように、ふるさと水俣を愛するであるとか、学校・家庭・地域が連携して人間性豊かな子どもを育てるとか、地域の伝統文化を守り育てるなどの目標を設定しているという答弁でした。

この心豊かな人づくりの部分と、次に質問をいたしたいじめの問題というのは表裏一体というか、関連性が非常に大きい部分ではないかというふうに思っております。しかし、いじめアンケートの数字を聞けば、かなりの件数があるように私には感じられます。市長の所信表明の学校教育の部分において、学力向上や学校図書の実、学校給食などについては述べておられましたが、今世間で問題となっております、このいじめ問題の対策については何も語っておられなかったのがやや残念な思いがいたします。何をもちいじめと判断するかは非常に難しい部分ではあるかと思っておりますけれども、子ども同士のいじめに関して、いじめる側といじめられる側とではおのずと認識の違いがあるのではないかというふうに思います。

いじめる側の子どもたちは、恐らくそれがいじめであるという認識が非常に薄いと、そしてとうとい命がなくなって、問題になってから初めて大きな問題として世間で表面化してくるというのが状況じゃないかと思っております。そうなっても、いや、それはいじめではないんだというふうに主張をする子どもや保護者も今はおります。非常にここは難しい問題であります。

一方、いじめられる側の子どもたちにとってみれば、日常のささいな出来事、ちょっとした無視であったり、ちょっとした軽はずみな悪口であったり、そういうものを日常的に行われることによって、精神的にも肉体的にも参ってしまうという状況ではないかというふうに思っております。やはり、これは家庭と学校との連携というものを密にすることも大事ですが、毎日子どもた

ちと顔を合わせている学校の先生方の能力、それからやる気、こういうものも非常に大きな問題ではないかというふうに感じます。

子どもたちの日常の変化に気づかれる先生、見過ごしてしまう先生、それぞれ人間ですから能力の違いはあるとは思いますが、気づかないのならまだ救われる部分もあるかもしれませんが、それをわかっているのに気づかないふりをする、問題を表面化したくない、そういうような教育者がいてはいけないというふうに思っております。

そこで、このいじめの問題に関して1つ質問いたしますが、発生件数の減少は学校の未然防止の取り組みの効果でもあり、件数が問題ではなく、どのように対応したかが問題だというふうな答弁がございました。それでは、学校ではどういった未然防止の取り組みをしてきたのか、また発生したいじめに対して、どのような対応をしているのかを答弁いただきたいと思っております。

次に、自転車のまちづくりについてですが、これは環境モデル都市ということで自転車の利用を促進しているということですが、今、自転車の購入をされております。毎年、産業団地で産業団地まつりがありますけれども、そこでリサイクルの自転車を500円、1,000円という金額で売ったりもしておるんですが、そういうリサイクルをされた自転車等を使うことも一つの環境モデル都市としての目玉になるのかなというふうに思いますけれども、これはそういう考えもあるということで一応とめ置いていただいて、検討をしていただければというふうに思います。

それから、それに伴って先ほどありました道路整備、やはり自転車が通行できるような道路整備の環境整備というものも今後進めて、自転車のまちづくりを推進していくのであれば、やはりやっていかないと。よく耳にするのは自転車でサイクリングをされたり、自転車を利用される方に、歩道も車道もでこぼこで、走っていてもハンドルを持つ手が痛くなって走れないというような声も聞かれますので、そういうのもあわせてやる必要があるのかなと、この自転車のまちづくりについては一応そういう要望や声があるということとどめたいと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、第1点は各企業からいろんな要望等があるのではないかと、どんな要望があるのかというような御質問だったと思っております。

今申し上げましたように、企業支援センターの仕事といたしましては、そういったいろんな要望を受けとめながら、それをどうやって返していくかというような仕事も一つの大きな仕事でございます。

要望とか課題につきましては、要するに企業が連携をするのには、他の事業の実態がよくわからないと、だからそういったものをぜひわかるようにしてほしいとか、あるいは事業の拡大とか並びに存在する融資ですかね、融資制度がなかなかわかりづらいというような要望が上がってき

ております。そういったのを受けとめながら、企業センターのほうで今対応させていただいているところがございます。

それから、2つ目に企業誘致がなかなかうまくいかない原因は何かということでございます。

私も私なりに知人やあるいはそういったつてを通しながら何度かいろいろお話をさせてもらっているところですが、非常に厳しい状況は依然として続いております。

そこで、まずはやはり企業誘致ももちろん今後も並行して進めていかなければならないと思っておりますが、まず現時点では、それと並行して地場企業をまず元気をつけなければならないという強い思いを持っております。地場企業を元気づけることによって、そのことで雇用をふやしたりする方向に持っていければなということを今思っているところでございますが、原因といたしましては、現在の状況で考えていきますと、非常に厳しい状況の中であって、なかなか投資まで回らないというようなのが非常に大きな原因ではないかなと思っております。

3点の蛍光灯センターについては、ちょっと担当のほうからお話しさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 蛍光灯センターの御質問につきましてお答えいたします。

蛍光灯センターにつきましては、現在、融資に関する状況につきまして金融機関と協議しているということを知っておりまして、その進捗状況を見守っているところでございます。なお、誘致企業というようなお話でございましたけれども、現在まだ誘致企業としての協定はまだ結んではいないという状況であるというのは、前回の議会でもお答えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 渕上総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（渕上茂樹君） 定着率を高めることについてなんです、離職を食いとめることも非常に重要なことだと認識しております。そのためには定期的な募集とか、奨学金制度などで看護師の増員を行い、現在の10対1から高い基準の7対1の基準のほうにもっていき、看護師の勤務改善を行っていきたいと思っております。そして、新人教育と研修の充実ということで、看護師さんのキャリアアップにつながるように、資格取得に対する積極的な支援を行い、環境を改善していきながら、個人のレベルアップと、よりよい魅力ある職場づくりを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） いじめの未然防止及び対策についてはどうかということでございます。先ほど答弁をいたしましたけれども、こころのアンケートの結果というのは、実数として小

学校が298件、中学校が51件の計349件ということでしたが、実態として学校がいじめであるというふうに認知した数で、教育委員会が報告を受けた数字は小学校が99件、中学校が33件、合計の132件ということで、アンケート結果からすると、認知したのは約37%がいじめであるというふうに学校が今把握しております。そのときの対応につきましては、いじめを受けたという子どもたちから丁寧に話を聞き取るわけなんですけれども、それと加害者を呼んで状況を聞いて、そして被害者にカウンセリングを行って早期解決を図ってきたというのが実態でございます。

今、未解決の件数は1件ということでございます。昨年度はほぼ100%の解決をしておりますけれども、今回1件残っております。その未然防止については、毎学期このアンケートのほかにいじめ実態調査を学校でしております。それから、教育相談を通じていじめ防止を行ってもおりますし、それから人権における集会あるいは研修を先生方あるいは児童・生徒を含めて、これも年間を通じて行っております。それから、6月等にはいじめ防止月間というのがございますから、児童・生徒会でいじめ防止の宣言をやったり、あるいは先生方と一緒に学校を挙げていじめの根絶に取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 支援センターや企業誘致につきましては今答弁がありましたので、また引き続きその辺は頑張っていたきたいというふうに思っております。

医療福祉に関しましても、そういういい制度をしっかりと利用していただいて定着率を高めるということで頑張っていたければというふうに思います。

学校と教育問題につきまして、ちょっと3回目の質問をさせていただきたいんですけども、私は、葦浦教育長にはいろいろ期待している部分があるんですよ。これは別によいしょしているわけでもないし、日ごろから御飯をおごっていただいているわけでもないんですけども、それは葦浦教育長が教育者出身じゃないというところが1つあるんですけど、これ、済みません、浦下次長、別に教育者出身がだめだということではないんで、誤解なさないように。

これまでは、歴代学校関係者がそのポストにつくというのが慣例のような形になっていたかというふうに私自身は理解しております。葦浦教育長の場合は行政職出身ということで、その中でもやや変わり種という世間の評判もあるのかないかわからないんですけども、そういう非常にいろんなアイデアを出していただける、好き嫌いは別としてですね。アベノミクス効果じゃないんですが、そういう何か期待感を持てるという感じが私自身はするんですね。要するに新しい風を起こして、新しい血を入れることによって、今まで形骸化したそういうシステムを壊していただきたい。そして、本当の意味で、自分のふるさとや国に自信と誇りを持てる子どもを育てる環境づくりというものをしていただきたいというふうに願っておるんですが、そういう思いで葦

浦教育長の今のお考えと決意を聞かせていただければと思いますが、これを3回目の質問とさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 変わり種の教育長で、いろいろ勉強をここ3年間させていただきまして、特に豊かな心を持った人間をいかに育てていくかというのが実は私の大きな目標になっておりまして、ようやくわかってまいりましたことは、みんな学校の先生方も含めて実は一生懸命やっているんですけども、何か違うというふうに考えておりまして、何が足りないんだろうと思いましたが、どうしても学校というのは知識偏重というのがずっと変わっていない。今問題になっていますいじめ等に関しても、人づくりがうまくいったならば、いじめる子っていなくなるんじゃないかなというふうに実は思っております。

ですから、校長会等で皆さんと議論しておりますのは、来年度以降、実は3つの大きな教育プロジェクトの変革を今提案しております。それについては、もちろん学力向上は1つなんですけれども、もう一つは、ふるさと教育「水俣科」をぜひやりたいというようなことを皆様方に今申し上げます。これは今、高岡議員言われましたように、水俣のいろんな自然あるいは産業あるいは人物、歴史、文化、いろいろありますけれども、そういうものをしっかり子どもたちに伝えていく。そして水俣から学んで、水俣を誇りにする子どもたちができていければ、当然、自立する、自分で立つ、あるいは自分を律する、そういう子どもたちが出てきて、おのずと勉強もするようになるし、いじめもしなくなる。もともといじめは水俣というのは少ないほうだと思います。件数は多いですけども、少ないほう。ですけども、そういう子どもたちを育てていければ、地域に貢献する、社会に貢献する子どもがたくさん出てくるんじゃないかなというふうに考えて、今それを1つ提案しています。

もう一つは、学校を開放する。学校というのは、やっぱり治外法権だなというふうに今感じております。垣根をもう少し低くして、地域の皆様方に学校に入ってきていただく、あるいは学校が地域に何かできることがあるんじゃないかとかいうことを一緒になって考えていこうということで、今コミュニティ・スクールも一小と二中、それから、今回から一中がまた取り組んでいただけるということになりました。それから、学校支援の地域支援本部事業、これも今取り組んでいただいております。ですから、みんなで学校を支えていこう、子どもは地域の宝ですということと言われるように、やっぱり垣根を低くしてみんなで育てていこう、学校もやはり地域のコミュニティの核として今から開放していければ、いい地域のコミュニティができるんじゃないかなというふうに考えております。そういうふうにやっていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、水銀条約について答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 次に、水銀条約について順次お答えします。

まず、12月議会で条約名に水俣の名前をつけることに反対の意見書を採択したが、市長はどう思うかとの御質問にお答えします。

市議会での意見書の採択については、重く受けとめております。また、配慮しなければならないとも考えております。しかし、私としましては、条約名に水俣の名がつくことについて、水俣市にとっても市民にとっても有意義なことと捉えています。水銀条約は、二度と水俣病のような悲劇を繰り返さないよう世界で団結し、水銀規制と対策を行っていくための条約です。その条約に水俣の名がつくことは、世界に水俣が発信され、そして水俣病の現状、水俣病を教訓として再生に向かって進む本市の姿も、これまで以上に意味を持って伝えられていくこととなります。もちろん、条約に水俣と冠することで、風評被害や差別・偏見が続くことを懸念されていることも理解できます。しかし、差別や偏見は黙っていてもなくなるものではないと考えます。

この外交会議、条約の採択を機会に、厳しい経験をした水俣が今、環境首都として頑張っている姿と、水俣病の正しい知識を世界の人々に伝え、風評被害や差別・偏見も払拭できるよう情報発信を続けていかなければならないと思っております。そして、このことは水俣の責務であり使命であると考えております。どうか、議員の皆様方にも、私の思いを御理解いただき、御協力をいただきたいと心から思っております。

次に、水銀条約の国際会議を熊本と水俣で行うとの打診は、いつ国からあったのかとの御質問にお答えします。

平成22年3月ごろに環境省の幹部から私に、水銀条約国際会議の水俣での開催と条約名を水俣条約としたい旨の話がありました。その後、同年5月の水俣病犠牲者慰霊式において、当時の鳩山由紀夫内閣総理大臣が、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢献していくという決意を述べられ、採択と署名を行うため、2013年ごろ開催される外交会議についても我が国に招致することにより、水俣条約と名づけ、水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたいと述べられました。

このことを受け、平成23年1月に千葉県幕張で開催されました第2回政府間交渉委員会(INC2)に、私も熊本県知事や水俣病語り部の皆さん方と一緒に参加させていただきました。その挨拶の中で、私は条約に水俣の名前が冠されることは水俣病を経験した地元市長として大きな重みを感じる。ぜひ関係者の皆様にも水俣まで足を運んでいただきたいと述べさせていただきました。

続きまして、水俣の名称を条約名につけることに対する影響をどう考えるかとの御質問につい

てお答えします。

先ほども申し上げましたが、条約名に水俣を冠することで世界に水俣が発信され、そして水俣病の悲劇、水俣病を教訓とした本市の取り組みも、これまで以上に意味を持って伝えられていくことになるものと考えております。そして、この機会に水俣病の正しい知識と水俣市の現状を発信し、懸念されている風評被害、差別や偏見も払拭できるように取り組んでいかなければならないと強く思っています。

最後に、条約名に水俣とつけると判断した大きな理由は何かとの御質問にお答えします。

水俣はこれまで厳しい経験をしながらも、もやい直しを進め、市民が一体となって知恵を出し、努力をしてさまざまな取り組みを展開してまいりました。そして、日本の環境首都として高い評価をいただくまでになりました。水俣が経験した悲劇や苦しみを、世界のどこの地域でも二度と繰り返してほしくはありません。だからこそ、水俣の経験と今の姿を世界に伝えたい。それは先ほど申し上げましたが、水俣の責務であり、使命であると考えます。条約名に水俣を冠することは、その責務と使命を果たす一つのあらわれであり、環境モデル都市や日本の環境首都として高い評価をいただくようになった水俣の現在を世界に伝えることになると考えたためです。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、市長が答弁をされました水俣の名前を条約につけることによっていろいろと世界にそういう教訓を発信するとかということが御説明がありましたけれども、正直私の心には余り響いてこないという思いでございます。それはなぜかという、ここでわざわざ条約に水俣という名前をつけなくても、今までも数十年にわたって、この水俣というのは水俣病としっかり向き合い、世界にそれを発信してっております。わざわざその名前をつけてやらなくても、今までもそういう活動はやってきたはずだというふうに思っておりますので、非常にその辺はちょっと説得力に欠けるような気が私はいたします。

そういう中で、この条約が水俣というふうが決まるまでの流れを、ちょっとここに資料があるんですが、先ほど市長の答弁にもありましたが、平成22年3月ごろにそういう打診があったと、約3年前ですね。そして、5月に総理大臣だった鳩山さんが来て唐突に水俣条約としたいということが発言があってから、その後6月に第1回目の政府間交渉ということで、これがストックホルムで行われ、そういう提案があった。その後、市長のほうは翌年の平成23年の1月に千葉で開催された第2回の政府間交渉に蒲島知事と一緒にいかれて、今答弁にもありましたように、水俣と冠することに対しての意義を述べられたということなんですが、ここに、これは平成23年6月に福田議員の質問の中で答弁をされておられます。

これは、この水銀条約の地元開催の意義と期待される効果についてという質問に対して、水俣病の経験と教訓を世界に発信し、水銀規制の重要性を世界に訴える貴重な機会になると思っていると、また会議開催に伴って宿泊や飲食、物産販売などの経済効果も期待されるというふうに、このとき平成23年の6月議会では答弁をされております。それが去年の12月、野中議員の一般質問の中で同じこの水銀条約についての質問が出ておりますが、このときは会議会場や宿泊施設、警備上の関係で水俣での行事は残念ながら日帰り実施となる見込みで、限られた日程の中で参加者に水俣の思いを十分に伝え、水俣に来てもらってよかったというふうに答えておられます。

ということは、当初の宿泊やいろんなことも含めて、水俣にとってある一定の効果があるというふうな話で進んでいたのが、いつの間にか水俣で行うのは日帰りで泊まりもない、そしてセレモニーをやって現地視察をして帰るといような形のふうに話を聞いています。

よくこの条約名はその地域で条約を署名調印をしたりするから、その条約名をつけるんだと言いますけれども、今回のこの水銀条約に関しては、熊本市内のほうでそういう調印や署名を行われるというふうに聞いておりますが、であるならば、熊本条約でもいいじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、日帰りで帰っていく水銀条約が、この水俣にとってどれほどの効果があるのか、経済的な効果も含めて、ひとつ考えを聞かせていただきたいというのが1点ですね。

それから、2点目として、ことしの1月10日の西日本新聞に記事が載っておりました、「水俣条約、埋まらぬ溝」ということで。本当にこの条約で水銀汚染を食いとめることができるのかということ、去年12月27日に、被害者の4団体と市民グループの方8名が市長と面談をされております。そのときの市長の話の中に、市長は環境省提案に賛成の立場だが、条約の中身には詳しくないと質問には答えず、別の日に記者会見でこう述べた。国際的な条約で地元の意見を細かく求めることはできないのではないかと、もう水俣だけの問題ではなくなっていると、これが去年の12月です。しかし、先ほど申し上げましたように、その約2年前の平成23年1月の千葉で行われたときには、積極的にこの水銀条約を誘致したいという話をされておられます。

ここに同じく野中議員の答弁の中に、私も蒲島県知事とともに参加し、熊本県及び水俣市への条約採択署名会議の招致を強くアピールをいたしましたという話で条約を持ってくるという積極的な動きをされているにもかかわらず、去年の12月には、環境省提案に賛成の立場だが条約の中身には詳しくないというような話をされているということ、これは非常に矛盾をしているのではないかと。中身がわからないのに、その水銀条約だけは水俣に欲しいと、じゃなくて、それがこういう条約の中身として、こういう効力があって、こういうことを発信するんだということが前提で、それはじゃあぜひ水俣に招致したいんだというふうに話はならなければいけないんじゃないんですか。それが、今回の答弁などを見ていると逆なんですけれども、この矛盾を市長はどのよ

うに考えておられるのか、それが2点。

それから、同じく平成24年12月29日熊日新聞の記事に、石原環境大臣の水俣条約名称踏襲へという、これはもう政権が変わってすぐ石原さんが環境大臣になられたときに、石原環境大臣は、先進国でこれほどの公害で多くの方が苦しんでいる事例はない。人類が二度と起こしてはいけないという警鐘を鳴らす上で、水俣条約としたい人が大勢いると強調したと書いてあります。大勢いると、私は今まで水俣条約にしてくれという話を私の周りでは耳にしたことがございません。

そこで、同じく去年の12月の一般質問の中で、水俣を冠することについてはいろんな意見があります。市民の皆さんの中でもいろいろな議論があるというふうに野中議員が質問をされておるんですが、それに対して宮本市長は、その名称をつけることに対していろんなお考えがあることも承知しております。機会を見ながらいろんな団体の方々ともお話をさせていただきながら、理解を求めたいと、また情報発信にも努めたいというふうな答弁をされておりますけれども、これは具体的にじゃあどのような説明を市民の方々、団体の方々にされたのか、どういう団体にされたのか、それから具体的な説明をして市民の理解が得られたと何をもって判断をされたのか、その市民に対する説明をどのようにされたのかということをも2回目の質問とさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まずは、この水俣条約のお話がありまして、5月1日の慰霊式のときに当時の総理大臣が言われました。この総理の言葉はやっぱり重く受けとめなければならないと、そのようにまずは思ったところでございます。

総理大臣のお話もございまして、私はじゃあこの水俣条約というのをまずどのような捉え方で、どう考えていかなければならないかということ考えたところでございます。したがって、この水俣条約はぜひ水俣にとって必要であると私はそのように判断をしました。したがって、基本的にまず、どういう捉え方をしたのかということが基本になるのではないかなと思っております。それから具体的なものに入っていきべきではないかなと、具体的に経済効果がどうだということではなくて、基本的に水俣条約というのがなぜ必要なのか、なぜ水俣にとって大切なのかということをおはまず受けとめたところでございます。

今、熊本条約というふうなお話もございましたけれども、そういうお話もございました。だけど、私は熊本条約として何の意味があるのかなと、やはりこういう厳しい状況を二度と繰り返さないように、あるいは水俣の、先ほどから何回も申し上げておりますが、水俣のすばらしさを伝えていくためには、やはり水俣という名前をつけなければ、この条約の意味が何になるのかということをおはまず考えたところでございました。

第1点でございましたけど、経済効果、そういったものを考えたのかということでおはまし

たけれども、正直申し上げまして、この時点ではそこら辺のところはまだ具体的にわかっていなかったというようなのが正直なところでございます。

それから、矛盾があるんじゃないか、もっと具体的なことから入って、そしてそれをきちっとした形で整えて、水銀条約ということを引き受けるべきではないかということは、今申し上げましたように、やはりこの持つ意義が何なのか、それをまずしっかり押さえた上での細かいことに入っていくんじゃないかなと思っております。

それから、どういう団体の方かということでございますけれども、語り部の方の団体でありますとか、あるいは個人的に水俣病の患者さんでありますとか、そういった方々にお話をさせていただいて、いろんな御意見は聞かせていただきました。また、この意見に対しまして、なかなか理解できないと、この条約が水俣病に関する詳しい内容とはなっていないんじゃないかというような反対の意見ももちろんいただきましたけれども、私といたしましては、それぞれの百何十カ国から来るんですから、それぞれのお国の事情もありますし、一概にさあスタートするときに、全てそれをそろえて条文に載せるということは、まず無理であろうと。そのようなことも考えましたので、そういう意味ではまずは水銀条約を第一歩として、大きな世界の中の第一歩として踏み出せるのではないかな、そういう思いもいたしました。

正直申し上げまして、議員から御指摘をいただきましたけれども、市民の納得を全て得たのかというようなことは言えないのではないかなと今は思っております。ただ、今後そういったものもいろんな形で市民の皆様方に御理解を求めていかなければならないという思いは持っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、市長の答弁がありました、まずは条約を、開催することによって、いろいろ発信をします。そして、中身はその後詰めていくというような形の説明であったんですけれども、結局そういうことが環境省主導として見られるわけですよ。結局、そういうものをやれと言われたからやるというような形の受け取り方をされれば、じゃあ水俣の主体性はどこにあるんだと、一番水俣病で苦勞をして、一生懸命その払拭をしていったのは水俣市民なんですよ。国の役人でもないし、県の職員でもないし、水俣市民なんですよ。そこをしっかりと基本に置いて、やはり私は今回の条約名に対しても市長は判断されるべきであったというふうに思っております。

条約自体は否定はいたしません。ただ、それを水俣と名称をつけることによる影響が私は非常にいろいろな意味でまた今後出てくるんじゃないかというふうに懸念をするわけです。そういう名前だけを使われて、条約名が発信されて影響や責任だけを市民が負わされるんであっては絶対

にならないというふうに思います。

この条約名はことしの1月、スイスにおいても決定をいたしておりますから、今さら覆ることはないでしょう。しかし、これから将来にわたってずっとこの名前は残っていきます。これは非常に重い責任だというふうに思いますけれども、国も含めその認識があるのか、そして水俣に対してどのような形で向き合っているのか、国、環境省はですね。そういったものも含めた中で今後の対応に市長は、中身についてもしっかりと責任と主体性を持って国に対して物を申していくという覚悟がおりかどうか、それを最後にお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ここでこの文章を紹介していいかどうか、ちょっと私もわからないのですが、実は元の市長、吉井正澄氏が「離礁」という本の中で書かれている内容です。こういった御意見もかなり私にとっては影響があったんじゃないかなと思いますが、その一部をちょっと紹介させていただきますと、これまでも、水俣は国際的にも注視されてまいりました。それは、水俣病事件が余りにも悲惨であったからでありまして、しかし、その悲惨さだけでの発信ではいつまでも内外から注目を集めていけるものではないし、また環境問題についての提言にもなり得ないものであります。これからは、その悲惨さを乗り越え、克服し、その教訓の上にさらに新しいものを構築することができたという、すなわちマイナスを大きなプラスに価値転換をなし得たという実績を示すことが求められているのであります。これができるのは世界中で水俣市だけであり、私どもはその責務があると思っております。そういった内容のことを元吉井市長が述べられております。

私もこれと同じような思いで今回水銀条約ということを受けとめさせていただいたところでございますが、このことは私は水俣にとって必ずやプラスの方向に行くのではないかと、そのように強く思っておりますし、今後も今議員から御指摘がありましたように、水俣の主体性を持ちながら、言うべきところはきちっと物を申しながら、ぜひこの水銀条約を成功させて、そして、これからの水俣の将来につなげていけるようなそういう会議にしたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、海上自衛隊掃海訓練について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、海上自衛隊掃海訓練について順次お答えします。

まず、今回の訓練について、市はどのように関わったのか及び自衛隊からの話はいつ、どのような形であったのかとの御質問にお答えします。

掃海訓練が八代海で実施される予定であるという情報は、昨年の12月に自衛隊水俣地域事務所

からお聞きしたところでもあります。その内容としましては、訓練を行う部隊名、実施時期、入港する自衛艦の数、自衛艦の一般公開の日程等に関するものでした。その後、ことしの2月5日に九州防衛局管理部の担当課長及び係長が直接来庁され、訓練についての正式な説明を受けたところでもあります。

この訓練に対する市のかかわりについては、自衛隊水俣地域事務所からの協力依頼を受け、訓練の実施に先がけ、その内容を市の広報紙に掲載しました。海上自衛隊が来水されてからは、訓練開始前の2月15日に掃海隊群司令が市役所を表敬訪問され、歓迎の懇談を行いました。

その後、16日に海上自衛隊掃海隊群の水俣港入港時の出迎え、17日に市内で開催された歓迎レセプションへの出席、21日に訓練等の視察、24日に出水市米ノ津港に停泊していた母艦で行われた艦上レセプションへ出席をしたところでございます。

次に、今回の訓練で水俣にどのような影響があったと思うかについてお答えいたします。

メリットといたしましては、市内商店街への経済効果があるかと思えます。自衛隊の水俣地域事務所によりますと、今回の訓練において、水俣港に停泊された船は14隻で、およそ600名の隊員の皆様が2月16日、17日、22日、23日、24日の計5日間、船を下り、水俣市内にて自由時間を過ごされたとお聞きしております。このことに関しまして、1月中旬ごろ水俣商工会議所より、飲食店などによる隊員限定のおもてなし特典のついた「まちあるきマップ」を作成する旨のお話がありました。その際、市からも観光マップを提供し、一緒に配布いただきましたが、これらの取り組みにより、商店街の飲食店を中心に、通常の1.5倍ほどの売り上げがあったとお聞きしております。

このほか、湯の鶴のある温泉では、期間中に50名ほどの隊員が入浴に訪れたり、お土産品としてくまモン関係のお菓子や焼酎などが売れており、詳細な経済効果につきましては不明ですが、いずれにしても、商店街での売り上げが冷え込むこの時期に、このような機会が得られたことは、ありがたいことであったと考えております。

また、今回の掃海訓練が実施されたことによる水産業への影響につきまして、水俣市漁業協同組合に確認いたしましたところ、現時点においては、船舶航行上及び操業上ともに支障はなかったという報告を受けております。

次に、掃海艇への給水による水道局の収益はあったのかについての御質問にお答えいたします。

水俣市水道事業では、船舶用給水のため百間埠頭及びみどり埠頭に給水栓を設置しております。今回の海上自衛隊掃海訓練についての掃海艇への給水による水道局の収益につきましては、平成25年2月16日から22日までの期間で、掃海艇8艇に対して給水量560立方メートル、給水収益は14万4,060円になりました。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 大分時間が押しておりますので、早くいきたいと思いますが、この海上自衛隊の掃海隊というのはなかなか皆さんも耳にすることがないのかなと、要するにわかりやすく言えば、海に沈んでいる機雷を処理する部隊ということで、全国各地で年4回の大規模な訓練を行っていると。今回初めて八代海沖でその訓練を行われたということなんですが、全体では、米ノ津も合わせて17隻、900名の隊員が来られた。それでも若干、訓練規模が少ないということで、本来であれば1,500名ぐらい規模でやるんだということで、非常に自衛隊の方の印象としては、水俣市民の皆さんの受け入れが、おもてなしがよくて、大変好評であったと、喜んで帰られております。また、ぜひ毎年やることなので、この海域は非常に訓練に適した海域でもあるし、毎年受け入れをしていただければありがたいというような感謝の言葉も残して帰っておられます。

それも含めて2回目の質問をさせていただきますが、私もいろんな飲食店、それからいろんなところでお話を聞きましたら、非常にお店が繁盛して忙しくて、久しぶりに若い人たち、活気のある雰囲気味わえたということで、年に1回だけじゃなく、半年に1回でもいいから来てくれないかなというような声も正直ありました。一つの、一定の経済効果という部分では、やはりこういうのも受け入れていく必要があるのかなというふうに思います。来年からのそういう受け入れに対して、今回はちょっと言われたのが遅かったということなので、来年度から受け入れ体制に対して、もっと積極的に受け入れていくべきだというふうに思いますが、どう考えられるか、最後に質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 残り時間が少なくなっておりますので、そのつもりで答弁をお願いします。

答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 先ほども申し上げましたように経済効果というのは当然であろうかと思っておりますし、また、ただ今回の場合は水俣沖のほう、漁協のほうが同意をされてなかったということですので、その辺がどうなるかわかりませんが、今後定期的にもし開かれるならば、関係機関と協議しながら歓迎の意を示せるように検討していきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

(西田弘志君登壇)

○西田弘志君 おはようございます。

本日3月11日は東日本大震災から丸2年たちました。不幸にも亡くなられました皆様方の御冥福をお祈り申し上げます。また震災、原発事故によって避難生活、先ほども言われていたのですが、31万5,000の方がいまだそういった生活を強いられております。一日も早く地元に戻ることを、また復興を心より願うところでございます。

私、実は今回31回目の質問になりまして、皆さん御存じのように、くじを引かせていただくんですけど、今回一番くじを引かせていただきました。ことしはやっぱりついとっかなというふうにしたところなんですけど、間髪入れずに近くにいらっしゃった議員が、西田議員はもうことしのつきは全部使い果たしたばいと、ありがたい言葉をいただきました。物事、物の見方によって、本当に180度違うんだというふうにつくづく思ったところでございます。

先日、テレビでローマ法王に米を食べさせた男というのが放映されておりました。これは本にもなっていますので、御存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、石川県羽咋市、その神子原地区というところの話なんですけど、そこはもう高齢化率が進んで離村率も非常に高い。そして年間所得がたしか87万円、いわゆる限界集落というところでございます。その米を市の職員が、ローマ法王の献上米として認定させたと、一躍有名になり、その米は神子原、米5キロ3,500円だそうです。ぴんとこないかもしれませんが、私が食べているのが水光社で10キロ3,500円ですから、ちょうど倍の値段でございます。そのぐらいの高値で流通しているという。

いろんなところに、ローマ法王にアプローチしたわけなんですけど、ほかにも当時アメリカの大統領、ブッシュにもアプローチした。当然、日本では天皇家のほうにも宮内庁、アプローチしたということです。ブッシュは全然関心を示さなかった。天皇家におきましてはもう献上米は決まっておりますので、願いはかなわなかった。しかし、ローマ法王、カトリック信者11億人いらっしゃいます。その中の頂点になるローマ法王の献上米には成功したということでございます。私、これ聞いたとき、やっぱりやってみらんばわからんなというのをえらい感心したところでございます。

献上米といいますと、ことし水俣には天皇陛下がいらっしゃいます。私の願いとしては、もし食事をされることがあったら、水俣の魚をぜひ食していただきたい。そして、何かお言葉をいただければ、そのぐらいの思いがあります。水俣は、いろんなことがありました。しかし、そういうことによって、少し肩の荷がおりる。また一步、水俣の未来に進めるような気がしております。こういうのを私がここで言っても別に宮内庁や安倍総理が見ているわけでもございませんので、ここは市長がぜひ宮内庁に直談判してでも頑張っていたきたいなというふうに思っております。

冒頭申し上げましたように、物事は捉え方一つであります。とかく暗いイメージの水俣ですが、それをネガティブに捉えず、ポジティブに捉えて、ぜひアイデアを出してチャレンジしていただきたい、そういった行政になっていただきたい。いいも悪いもここで議論して建設的な政策議論ができる一般質問になればというふうに思っておりますので、執行部の皆様方の明確な答弁、よろしく願いを申し上げます。

1、宮本市長の選挙公約マニフェストについて。

宮本市長2期目の最後の年度を迎えるに当たりまして、いまだ外部でもマニフェストの検証をなされておられません。市民への約束を果たす意味合いから、以下質問をいたします。

- ①、マニフェストについての考え方をお尋ねいたします。
- ②、2期目最終年度の年を迎え、マニフェストの達成度について自己評価をお尋ねいたします。
- ③、マニフェストの進捗状況を踏まえ、新年度当初予算にどう反映しているのか、また新たな施策として実施するものをお尋ねいたします。

2、水銀国際会議について。

国際会議の開催で注目が集まり、環境首都水俣を国内外に発信するいい機会であり、期待も膨らむ事業でありますので、以下質問をいたします。

- ①、条約の名称が正式に水俣条約と決定した。条約名に対し賛否があるが、市の考えをお尋ねいたします。
- ②、水銀国際会議の現在決定している内容をお尋ねします。
- ③、水俣を世界に発信するチャンスだと思うが、環境省に行事を押しつけられるのではなく、市として積極的に提案していくことが重要だと思うが考えをお尋ねいたします。

3、環境首都水俣創造事業について。

(1)、本事業について。

これは昨年来、環境省の予算で水俣にとってメリットのある事業だというふうに思っております。将来の水俣の方向性を見出す事業であると思ひ、以下質問をいたします。

- ①、平成24年度行った環境首都水俣創造事業についてどう評価しているかお尋ねします。
- ②、水俣病特措法の方針にある、環境負荷を少なくしつつ経済発展する新しい形の地域づくり、それを実現するための事業だと思うが、新年度の全体の内容をお尋ねいたします。

(2)、ゼロカーボン産業団地創造事業について。

①、木質系バイオマス発電の水俣市や林業に対するメリット、事業概要を含め、お尋ねいたします。

②、事業を開始され、未利用材を使用した場合、将来的に山の木がなくなるのではないかと心配する声が聞こえます。そこをお尋ねをいたします。

③、この事業で一番懸念されるのは、燃料になる間伐材の確保だと思うが、どのように試算しているかお尋ねいたします。

(3)、環境大学構想について。

①、昨年一般質問で取り上げましたが、その後県立大などと話し合いは進んでいるのか、また共同大学院構想に向け、新年度行う事業をお尋ねいたします。

②、現在水俣に來ている大学のゼミなどを受け入れるための市の窓口について、現状をお尋ねします。

本壇からは以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、宮本市長の選挙公約、マニフェストについて及び水銀国際会議については私から、環境首都水俣創造事業については副市長から、それぞれお答えいたします。

初めに、マニフェストについてお答えします。

マニフェストは、市民との公約でありますので、市政において最優先に取り組み、成果を出していかなければならない重要事項であると認識しています。市長として1期目のマニフェストで、私が第一の公約として掲げました産業廃棄物処分場建設の阻止は、一致団結した市民の皆様の方をもって阻止することができたと思っております。産廃問題も一応のめどがついた2期目のマニフェストでは、水俣の個性である環境を軸にし、固有の資源を生かして雇用を創出することが水俣の生きる道であると思ひ、市民とともに真の豊かさを実現するため、環境と福祉を大切に持続可能な豊かなまちづくりをお約束しました。

次に、2期目最終年度の年を迎えようとしているマニフェストの達成度について、環境、産業・観光、福祉、教育・子育て、行革と5つの公約ごとに自己評価を申し上げたいと思ひます。

まず環境ですが、日本一の太陽光発電のまちに向けて取り組んでおります。昨年6月には家庭の太陽光発電の合計出力が1,000キロワットを超え、市民による発電がメガソーラー級になりました。家庭への設置補助については、市内業者による施工の場合に補助金額を増額する優遇制度も実施しています。また企業によるメガソーラー発電も2カ所が決まっており、河村電器産業におかれましては、先月から既に発電を開始されております。

次に、産業・観光ですが、総合経済対策課や企業支援員を常駐させた企業支援センターを設置し、企業誘致や地場企業支援を進めております。企業立地協定も複数実施し、経済振興と雇用創出につながっていると思ひます。中でも、湯の児の老舗旅館であった三笠屋跡に海と夕やけを誘

致できたことは、市民の皆様も心配されておりましたので、大変よかったと思っております。御協力いただいた議員の皆様方にも感謝を申し上げたいと思います。

観光面では、商店街の活性化として進めましたバラのまち水俣が定着し、ローズフェスタが大変好評ですし、スイーツのまちづくりとも相乗効果を生み出しています。

次に、福祉では、市民が安心して医療を受けることができるよう、総合医療センターの西館増改築に着手し、医師と看護師確保にも努めています。

また、交通空白地区に対してはみなくるバスを充実させ、乗合タクシーも本年度から8系統で本格運行を開始いたしました。

次に、教育・子育てでは、子ども医療費助成を就学前から小学6年生まで拡大するとともに、就学前までの所得制限を廃止しました。また、発達障がいのある子どもたちを支援する特別支援教育支援員を平成19年度の4名から現在は22名に増員して配置しております。学力向上についても、C I Rに加えて英語活動支援員を小学校5校に配置し、放課後補充教室は昨年度から時間帯を5時間広げ、毎月45時間開催できるようにいたしました。

最後に行革ですが、私が市長に就任しました平成17年度の一般行政職員数は272人でありましたが、本年度は234人まで削減しています。加えて、市長給与を10%、副市長と教育長の給与を5%カットしております。職員の意識改革も徐々に向上していますが、議会から御指摘を受けているところもあり、今後もさらに改善していかなければならないと思っております。

以上がマニフェストに対する私の自己評価ですが、課題があることも十分承知をしております。人口減少と少子高齢化は進んでおりますし、景気や雇用も厳しい状況です。水俣病問題に対しても引き続き対応していかなければなりません。これらの課題は継続している大きな問題であり、多様な事柄を抱えていますので、個々の具体策の結果を出しながら、粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

続いて、マニフェストの進捗状況を踏まえ、新年度予算にどう反映しているかでございますが、所信表明でも申し上げましたとおり、これまでの取り組みを継続し、環境を軸に活力ある安心なまちづくりを進めるための予算と施策を挙げております。

主な予算・施策としましては、環境首都水俣創造事業の取り組みとして、ゼロカーボン産業団地創出事業、公共空間整備事業、低炭素型観光推進事業などがございます。中でも、公共空間整備事業においては、おれんじ鉄道水俣駅を改修したり、商店街の街灯をLEDにかえていきます。今年度の湯の児温泉整備に続いて湯の鶴温泉保健センター周辺の整備も開始しますので、まちが華やかに活気づくことと思っております。

また、安心安全な暮らしづくりとして、市民の生命を守るために防災行政無線のデジタル化に着手します。総合医療センターも旧西館を解体して立体駐車場を整備し、本館の改修や周辺施設

の整備も行います。

公共事業については、国の経済対策により3月補正に前倒ししておりますので、景気対策のためにも早期に予算執行し、対応していきます。

ほかにも新規や重点事業がございますが、新年度は、水銀に関する水俣条約外交会議、豊かな海づくり全国大会と2つの歴史的なイベントがありますので、何としても成功させなければなりません。環境首都水俣の取り組みを国内外に発信し、再生した美しい水俣を理解していただきたいと思います。天皇・皇后両陛下もいらっしゃいますので、市民にとっては大きな励みになると思います。市を挙げて心から歓迎し、水俣の活力につなげていきたいと思います。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 マニフェストは、従来の昔の選挙と違いまして、何を、具体的な施策ですね、そういった目標、そしていつまで期限を決めて、どれくらいやる、そういったものでございます。それを示して、選挙民と立候補者の委任関係を明確にしたものでございます。3年前に掲げましたこのマニフェストが、選挙戦だけでなく市民との約束としてきちっと実行していただきたいというふうに思っております。

ここに、当時の2010年のローカルマニフェスト、これは青年会議所が行ったものですが、あります。そこに、いろんな項目がありまして、内容、期限、手段、予算、明示してあります。今、答弁ありましたように、大体のところは今進捗しているかなというふうにも思います。あと市広報に、今言われました1から5、約束1、世界の環境モデル都市をめざすまちづくり、約束2、活気あるまちづくり、約束3、医療と健康のまちづくり、約束4、子育てしやすいまちづくり、約束5、スリムなまちづくり、この中で細かく日本一の太陽光発電のまち、環境大学の立地、総合経済対策室の新設等、いろんな項目が書いてあります。

私も見まして、目に見えるものは医療センターの充実とか、市長の給与カット、また人員削減、そういったものは粛々と遂行されているように感じております。しかし、今言われましたように、やるべきこともまだ残っているという感じがします。あとで取り上げます環境大学の立地、職員の意識改革ですね、あと農林水産業の活性化など、まだまだやることは残っているように見受けられます。

実際、こういったものは自己評価ではなく、第三者の委員会、青年会議所あたりが1期目はたしかあったように覚えておりますけれども、2期目はやっていませんので、そういうところでやっていただければなというふうには思っております。

質問といたしましては、2期目の選挙は環境か経済かというものでございました。環境を通した経済の活性化、雇用創出、これは市長のマニフェストに沿ったものであります。現在、模索中

でありますゼロカーボン産業団地構想、環境金融開発、こういった施策はまさにそれに沿ったものかというふうに思っておりますけれども、今、準備・調査中にはありますけど、市長はこれについてどういった意気込みを持っていらっしゃるのか質問したいと思います。

それと、マニフェストは市民との約束と考えるならば、市民への経過を含め報告が必要と思います。よその市のホームページを見ますと、自分のところでこういったマニフェストを点数つけて、50%、70%、そういった表現をして公表しているところもございます。

それについて、市長の考えを聞きたいと思います。この2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点は、ゼロカーボン産業団地の構想あるいは環境金融開発、そういったものについてどのように捉えているかというような御質問だったと思います。

まず、ゼロカーボン産業団地、これはもう議員も御承知のとおりでございますけれども、もしこれが形成できるとするならば、地域の雇用や経済の活性化に大きくつながっていくものと、そのように思っております。実現までにはまだまだ課題も大変多いものがございますけれども、いわゆる私どもが求めております環境に優しい、環境首都にもふさわしい経済と環境が一致した取り組みであるし、事業であると思っております。ぜひ努力を続けていかなければならないと思っております。

それから、環境金融商品開発についても同じでございます。外貨が外に出ておりますので、そういったものを市内の経済が活性化する、市内でお金が回る、そういったことを目的としておりますので、利子補給とか、あるいは信用保証料の補給など、優遇支援制度をもう既に始めておりますので、それに従って活性化につながっていけばなと、そのように思っております。

それから、マニフェストは市民との約束であると、市民への報告をすべきではないかというような御趣旨だったと思います。確かにそうだと思いますし、今いろんな形で市報等には載せさせていただいたりしているところでございますけれども、ことは先ほど高岡議員からもございましたように、水銀国際会議については、やっぱり市民の皆様方にもきちっと御理解をいただけるように努力をしていかなければならないというお答えをいたしましたので、それも含めながら、地区懇談会、そういったものを実施して、そこで御理解を求め、あるいは私のマニフェストについての進捗状況、今後の取り組みについてもお話のできる、そういう機会をできればなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 市民との約束でありますこのマニフェストにつきましては、4年間ぶれることなくやっていただきたい。そして、よりよいものになるものなら、修正というものも構わないと思

ますが、2期目あと1年でございますので、確実に実行していただきたい。そしてまた、完結できないものにつきましては、道筋をはっきりつけていただきたいというふうに思っております。

これは終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、水銀国際会議について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水銀国際会議についての御質問に順次お答えします。

まず、条約の名称が正式に水俣条約として決定した。条約名に対し賛否があるが、市の考えをお尋ねしますとの御質問についてお答えします。

条約名が水銀に関する水俣条約と命名決定されたことについては、大変有意義なことであり、市として前向きに捉えております。その理由としては、水俣病の経験と教訓を世界中の人々に伝えることは水俣の使命であると考えますし、日本の環境首都として高く評価されている本市のさまざまな環境への取り組みを世界各国の政府代表や国際機関、NGOに発信する絶好の機会と考えているからです。もちろん、水俣条約という名称について、条約の内容の充実や、偏見・差別の心配などから反対される方がいらっしゃることは承知しておりますし、重く受けとめているところでございます。しかし、この条約は水銀対策に関して世界が団結する第一歩となるものであると考えておりますし、偏見や差別は黙っていてもなくなるものではないと思っております。この機会に、再度、水俣病の正しい情報と、市民協働の環境のまちづくりが実を結び、日本の環境首都として高く評価されている水俣の今の姿を全世界に発信していきたいと考えています。

今後、会議開催に向けて市民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次に、会議の現在決定している内容についてお答えします。

会議につきましては、本年10月7日から11日まで5日間、熊本市と水俣市で開催されることとなっております。そのうち、10月7日、8日は外交会議の準備会合、9日から11日に採択・署名のための外交会議が開催されます。水俣市においては外交会議初日の9日に開会セレモニーと現地視察が行われることとなっており、歓迎レセプションも実施される予定です。なお、その具体的な内容については、現在、環境省とも連携しながら、熊本県及び市民や関係者で構成する水銀条約外交会議熊本県推進協議会の水俣・芦北部会等で検討しているところです。

次に、水俣を世界に発信するチャンスだと思うが、環境省に行事を押しつけられるのではなく、市として積極的に提案していくことが重要だと思うが、考えをお尋ねしたいとの御質問にお答えします。

今回の会議開催は、市としても水俣を世界各国に発信する絶好のチャンスと捉えています。水

苦労や風評被害、偏見から乗り越えてきたこと、逃げない姿勢、そういったことを見せるときではないでしょうか。水俣条約の名称をネガティブに捉えず、ポジティブに捉え、よりよいイメージを上書きすることに行政は力を入れていただきたいというふうに私は思っております。

世界何十カ国の代表の方が水俣に来られるわけです。まずそういうことはふだん、普通ありません。世界に環境首都水俣をアピールし、水俣の再生した海、そしてきれいな山、川、そういったものを見てもらいたい。そして、そういった方にまた水俣に行きたいな、リピーターとして水俣に足を運んでもらいたい、そういった国際会議にしていきたいわけでございます。

先ほどから名称については市の見解ありましたですが、市長の思いというものがありましたら、ひとつお聞きいたします。それと、会議を前にプレイベント的なものは考えられないのか、豊かな海づくり等は冠のついたイベントがあるようでございます。そして、3つ目が、来年以降、条約を記念して毎年継続的に会議、また講演会など、環境省の予算がつくのかどうかわかりませんが、そういったものを関連で今後も企画できないのか。それと4つ目ですけど、せっかく国際会議があるわけですから、水俣条約を地元の小・中学生あたりにちゃんと学んでもらうとか、先ほど交流ということもありましたですが、そういった小・中学生と交流の場はできないのか、これは教育長かもしれませんですけど、この4つを質問させていただきます。

○議長（真野頼隆君） 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、市長の思いということでございます。先ほど高岡議員にもお話をさせていただきましたけれども、中身的には変わらないと思います。やはりこういう悲惨な出来事を繰り返してはならないというのが1つですし、これはやっぱり水俣の市民に課せられた使命であろうと、それを発信するのは当然水俣の責務として行わなければならないというのが1つでございます。

それからもう一つは、これまで水俣の市民の皆さん方が五十何年間にわたっていろんな苦しみを、いろんな厳しい状況の中で何とかそれを乗り越えなければならないということで、いろんな衝突もされながら、もやい直しもされながら、ここまでやってきた。私はそういった取り組みが全世界に発信されることによって、特に発展途上国あたりには随分大きな参考の資料になるんじゃないかな、そういう思いもしております。大きく言いますと、その2点で私はぜひこの水俣条

約を進めてまいりたいと思っております。

確かに、先ほどもありましたように、風評被害の問題もありますし、差別や偏見のこともあります。今、水俣の子どもたちは、やはり私はもうその差別や風評被害をはねのける力は十分備わってきているのではないかなと、そのように思っておりますし、それが何でそういう子どもたちが育ってきたのかというと、もちろん環境教育の部分もあつただろうと思いますが、私は子どもたちが、水俣の市民の皆さん方が積極的に前向きに進んでいかれる、その後ろ姿を見ながら、こういう力が育ってきたのではないかなと、私としてはそのように思っております。

したがって、これには臆することなく立ち向かっていく。その風評被害や差別、偏見が出たときにこそ、一つの大きな教育の場であるし、そのことで風評被害をなくすチャンスにつながるものであろうと、そのように思っております。

それから、次に、会議の前にプレイベントは考えられないかということでございますけれども、非常に限られた期間での取り組みでございますので、非常に厳しいものだろうと、そのようには思っております。今後検討させていただきますが、豊かな海づくりとの関係もございますので、そういったものとの調整を図りながら進めていくことになるのではないかと思っております。

それから、本年以降、会議、講演会等はないのかということでございます。これを機会にさらに一歩進みたいということをお願いしておりますので、世界各国からおいでになる方にとっては、この水俣の土地というのは恐らく記念すべき土地になるのではないかなと思っております。そういう意味で、今度参加していただいた国も初めとして、いろんなまた小さな会議、それにまつわる会合等が予想されるのではないかなと、そんなふうには思っております。

それから、小・中学生の交流あたりはできないかということでございますので、これは教育委員会にも提案をしまして、子どもたちの学習や交流の機会がもし持てるようであれば、積極的に取り組めればなと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君

実際、賛否があるわけですから、市長がそういった思いを市長みずからそういった発言を積極的に市民の方に伝えていただきたいというふうに思っております。

それとプレイベントですね、これにつきましては、先ほど言いましたように海づくりにつきましては冠のついたものがあります。ここにも資料がありますように、豊かな海づくり大会開催記念水俣・芦北海の恵みグルメコンテスト、または水俣・芦北ふるさと芸能祭、こういったものがありますけど、午前中ありましたように、宿泊等経済効果はないんじゃないかという話があつた

と思います。実際、水俣に1日だけということだったら、やはりそういったものはなかなか望めないかなというふうに思いますけど、実際それ以外にもプレイベント的なもので何かやっていくことも、また一つの手法かなというふうに思います。

京都議定書のときにも、京都議定書マラソン&ウオーキング大会、そういったものが開催されております。実際、国際会議があるなら、条約名を冠にですね、私は前からよく言っておりますように、国際的なサッカー大会、ユースのサッカー大会などですね、発展途上国やブラジル、そういったところから子どもたちに来ていただいて国際的なサッカー大会をやるとか、そのときには以前提案しておりました三中の跡地、そういったところを国際基準の人工芝に整備し、サッカー大会会場で使用する。その後はグラウンドゴルフでもゲートボールでも、いろんなところで活用することができるわけでありまして。そういったものを、この会議をきっかけに一遍に整備する、そういったものが一石二鳥になるような気持ちがあります。やっぱりこれはもう前もってある程度準備というものが必要だと思いますけど、こういったものができればなというふうに今、一応お話をさせていただきます。

セキュリティーの問題、そして会場のキャパの問題で、メーンは熊本市になるというのはもう理解できます。しかし、水俣条約と名づけるからには、水俣市にやはりメリットのある提案、環境省や国と折衝するのが行政の力量ではないでしょうか。

冒頭申し上げました、バチカンと折衝して献上米を認定させる、そういったところもあったわけですから、ぜひ、汗かいて熱意を示して、水俣のやりたいことをはっきり伝えて、水俣にも実のある国際会議にしていきたいというふうに思っております。

そこで、質問は、今言いましたような、プレイベント等でユースのサッカー大会、そういったものは企画はできないのかが1つ。それと2つ目は、10月7日から11日ごろ、中尾山はコスモスでちょうど満開でございます。今から種をまいて、夏に朝6時から草取りに行かれる方もいっぱいいらっしゃるわけです。そういったきれいに咲いたコスモス、また不知火海、再生した水俣湾ですね、それを見おろす展望台とかスカイロード、コスモス園、こういったものをせっかく多くのメディアが来るわけですから、世界に、日本中に発信していただきたい、そういった企画ぐらい積極的に考えてほしいというふうに思っております。

私、少し市の職員さん一生懸命頑張っていると思うんですけど、どうもやっぱりルーチンワークに追われて仕事がふえる、政策的事業をやりたがらないような気持ちも少ししておりますので、ぜひこれも含めて、この2つを質問させていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員のお気持ちは十分受けとめさせていただきたいと思います。今、ユ-

スサッカー等の大会の誘致等できないかということでございますが、この件につきましては、熊本県あたりとも相談させていただきながら検討してまいればと思っております。

それから、中尾山あたりのところ紹介をするような、そういったこともできないのかというようなお話でございます。私もこの中尾山はもう議員の皆さん方も既によく御承知だろうと思いますが、市民の皆さん方の手によって大変すばらしい公園に変わっておりますし、おいでになる方も非常に多いというような状況もあります。現時点では、そういったことは今のところは考えておりませんが、ただ、今回参加者の皆さん方に水俣市のよみがえった海を見ていただくということで、美しい海の写真集ですけれども、写真集を1つつくっております。そのことで、水俣の非常によみがえった美しい海が、まだちょっと完成はしておりませんが、途中を見ておりますが、すばらしい写真集ができておりますので、そういったところをまず今のところは考えている状況でございます。また、水俣でのツアーも考えておりますので、そういったものを含めながらひとつ進めてまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、環境首都水俣創造事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、環境首都水俣創造事業について順次お答えします。

まず、平成24年度に行った環境首都水俣創造事業についてどう評価しているかとの御質問にお答えします。

平成24年度においては、環境省、熊本県から総額1億1,205万円の補助を受け、ゼロカーボン産業団地創出事業を初めとする9件の事業を行いました。平成23年度から、円卓会議等で検討を行いながら事業を実施してまいりました。その成果といたしましては、現在も事業を推進中のものが多いですが、特に経済の活性化という点で、これまで以上に力を入れることができました。具体的には、地場企業を対象とした企業連携セミナーの開催や地場企業データベースの作成等により、今後、地場企業のマッチングなどを進めていく基礎的な準備ができたものと思っております。また、環境金融商品の検討から、企業の環境配慮型設備投資を支援する新たな融資制度の創設に向けた準備を行っております。また、観光振興については、みなまた恋せよキャンペーン2012と称して、地域内クーポンの発行や肥薩おれんじ鉄道とタイアップした旅行商品の造成など、水俣市の観光PRに力を入れて取り組むことができたことなどから、湯の児温泉、湯の鶴温泉ではいずれも観光客が増加しています。

専門家を活用することで、客観的・専門的な視点からの水俣の魅力の分析と商品化、そして販売促進活動ができたことも成果の一つと考えております。加えて、それぞれの事業を円卓会議等で検討したことで、関係する市民の皆様、市内の事業所の皆様から多くのさまざまな意見を聞く

ことができました。お互いの関連もより深まったものと考えておりますし、今後は、この成果をより発展的につなげ、展開していきたいと考えております。

次に、水俣病特措法の方針である環境負荷を少なくしつつ経済発展する新しい形の地域づくりは、それを実現するための事業だと思うが、新年度の全体の内容をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

平成25年度におきましては、今年度事業を継続し、さらに推進していくもの、また、新たに展開するもので8件の事業を計画しており、総額で約1億6,700万円の予算を計上しているところです。そのうち、平成24年度からの継続事業は、ゼロカーボン産業団地創出事業、地域企業連携促進事業、スマートコミュニティ事業、環境大学構想検討事業、湯の鶴温泉センター周辺整備事業及び地域資源を活用した観光商品開発事業となっています。これらの事業については、新年度さらに内容の検討と進化を進め、事業を展開してまいります。また、新規事業としましては、肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修事業及び商店街の街路灯のLED化などを予定しているところでございます。

次に、ゼロカーボン産業団地創出事業についてのうち、木質系バイオマス発電の水俣市や林業に対するメリットについて、事業概要を含めてお答えいたします。

今検討している木質系バイオマス発電所の事業概要ですが、これは水俣市内に木質バイオマスを燃料とした発電所を建設し、近隣から収集した木質チップを燃やして発電する計画です。発電した電気については、平成24年から始まった固定価格買取制度に乗せて、20年間一定の金額保証で買い取っていただくことを計画しています。

この事業を実施することにより生まれるメリットとして、第1に、市内に新たな外貨獲得源を生み出すことができます。今回の発電計画は固定価格買取制度を前提としているため、基本的に発電さえできれば、安定的に収入を得る仕組みとなっております。そして今回、地域資本を中心とした発電事業主体を構築したいと考えておりますので、その利益は外部に流れず、地域に落ちることになります。加えて、この発電所は遠い外国産の化石燃料を使用しているような発電所と違い、周辺から供給される木材を燃料とするので、燃料費についても、水俣・芦北を初めとした周辺地域に還元されることとなります。これは厳しい経営状況に立たされている林業界にとっては新しい販路が生まれることであり、林業の活性化、雇用の創出につながる事業となります。また、こうした経済的利益のみならず、この事業は平均的な家庭約9,400世帯相当のクリーンな電力を生み出し、地球温暖化対策と原発に頼らない社会に向けた一歩となる環境にも配慮した事業となります。

次に、発電事業を開始して、未利用材を使用した場合、将来的に山の木がなくなる心配はないのかとの御質問についてお答えします。

この事業は毎年発生する山に残される林地残材、いわゆる未利用材を燃料として活用することを前提としております。この林地残材とは、木の根元や先端部分、成長不良で幹の細い材や曲がった材など、市場で値段がつかないものを含みます。現状では、搬出するコストに比べて利益が少ないため、そのまま山に残されてしまいます。しかし、バイオマス発電が開始されると、こうした部分についても、燃料としての商品価値が生まれ、搬出されるようになります。今、この毎年発生している林地残材の賦存量の範囲内で、発電所の需要を満たせると考えております。つまり、議員御指摘の、将来的に山の木がなくなるのではないかという問題は毎年の伐採量が持続可能なものかどうかということになります。

熊本県の民有林からの年間伐採量に関する公表データによれば、民有林の総面積約24万ヘクタールのうち、毎年伐採をしているのはわずか700ヘクタール、全体の0.3%に過ぎません。これは極端な例ですが、このまま植林をせずに今と同じ量を伐採し続けても300年間は続く計算になります。間伐についてみても、毎年、除間伐がなされているのは全体面積の6%程度、全ての民有林を間伐するとして、17年周期くらいかかるということになります。17年後であれば、もとのところもまた次の間伐に入る時期ですので問題はないと考えております。

次に、燃料となる間伐材の確保について、どのように試算しているのかとの御質問についてお答えします。

先ほども触れましたとおり、この事業では、毎年発生する、山に残された林地残材、いわゆる未利用材を燃料として活用することを前提としております。この林地残材がどれくらいあるかということが問題になりますが、熊本県が公表しているデータによると、伐採された木材のうち、山から市場に出てくるのはわずか4割程度で、林地残材として山に残されている部分が6割も存在することがわかっております。さらに、このうち、現在行われている機材・技術で引き出すことが一般的に可能とされる林道などから50メートル以内の範囲に37万立米あると推計されております。これだけでも、水俣で検討中の発電規模の約4基分賄える賦存量となっています。

一方でこうした統計データや推計どおりに現実には動くのかという検証が必要になりますので、実際に林業や製材業など素材生産業を行っている水俣・芦北を中心に人吉・球磨・八代・出水・さつまの業者の方々に聞き取りを行いました。聞き取りでは、一定価格のもとで彼らがどれくらい木材を搬出できるかという数字と、こうした統計・情報との数字がほぼ整合するものでありました。このようなことから数字が単なる机上の空論ではなく、ある程度現実性を持った数字であると考えて燃料の調達可能量を試算しております。

次に、環境大学構想についてお答えします。

まず、昨年一般質問で取り上げたが、その後県立大などと話し合いは進んでいるのか、また共同大学院構想に向け、新年度行う事業についての御質問にお答えします。

昨年の9月議会においては、熊本県及び熊本県立大学と意見交換を行い、今後の大学院設置の可能性について議論を深めている。また熊本県立大学以外の大学にも、これまで水俣で活動されたことのある先生などを通じて、市の構想の説明や意見交換などを行っているところであると答弁いたしました。

その後、これまで取り組んできたこととしましては、昨年9月17日に東京都内でシンポジウムを開催し、約160名の皆様に参加いただきました。首都圏の大学関係者や企業の方などに本構想を知っていただくとともに、大学院等の設立の可能性や水俣の資源の活用、課題などについてさまざまな意見をいただくことができました。また、本年2月26日には市内で産学官連携・企業連携セミナーを開催して、大学と企業、行政が連携して産業活性化や地域づくりに取り組む成功事例を紹介し、大学等と連携した地域振興の今後の可能性についても地元企業の方々に理解していただく機会を設けました。熊本県立大学とは、昨年9月以降、数回にわたり継続して意見交換を行い、大学院の方向性や、カリキュラムの概要など、本構想の推進についての協議を続けているところです。

これらの動きを踏まえ、平成25年度には、さらに議論を深め構想の具体化に努めてまいりたいと考えています。具体的には、大学院の基本方針やカリキュラム等について熊本県立大学に御協力をいただき、検討を進めてまいります。

また、夏期には大学の集中講義を水俣市で実施する予定です。実際の講義を水俣で行うことで、水俣のどのような資源が大学院教育や今後の研究活動に有益であるのか、また魅力があるのか、どういう部分に磨きをかけなければならないかなどを確認し、調査するとともに、地域の受け入れ体制についても検証を行い、構想推進のための具体的な動きにつなげてまいりたいと考えております。

次に、現在水俣に来ている大学のゼミなどを受け入れるため市の窓口について、現状をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

水俣に来ている大学のゼミなどを受け入れるための市の窓口についてですが、現在、水俣市には多くの大学や大学院のゼミが調査研究等で訪問いただいているところです。特に市としましては、窓口を設けているわけではなく、問い合わせの内容に応じて各部署がそれぞれ対応したり、あるいは市内の団体や関係者が独自に対応している状況です。平成23年度に大学を対象に行ったアンケートでは、現地コーディネートの窓口やフィールドワークの拠点となる施設整備などについての要望もありました。このことは、共同大学院あるいはリサーチパーク構想を進めていく上で課題の一つであると認識しております。

今後は、多くの大学等が水俣市を訪問しやすい体制づくり、拠点の整備なども視野に入れ、受け入れ窓口についてもあわせて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 環境首都水俣創造事業につきましては、大まかに8事業あるというふうに聞いております。ゼロカーボン産業団地事業、環境金融、地域資源マップ、環境大学、交流空間等8事業あるということで、内容につきましては、もう予算委員会等で聞かせていただきまして大体わかりました。国が8、県が1、水俣1の大変有利な事業ということでございますし、ほかには余りこういったものはないと思いますので、大変有利な予算なので有効に使っていただきたいというふうに思っております。

ゼロカーボン産業団地と環境大学は後で言いますけど、おれんじ鉄道が1つ出ていたと思いますが、駅舎を改修するというので、ちょっと関連して聞きたいんですけど、今回、おれんじ食堂というのが開通する、運行するというのを聞いております。先日、自分、日経トレンディという雑誌がありますけれども、そのポットキャスト、ネットのラジオですけど、それでおれんじ鉄道を紹介されているのをちょっと聞きまして、非常にいい評価で紹介されておりました。こういった全国の紙面、紙面というかネットで紹介されていたんですけど、今までにない新しい試みだと思います。おれんじ鉄道の活性化と思いますけど、これが新しい水俣の観光につながっていけばなというふうにも思っていますし、1つお聞きしたいのは、こういったものができたときに、水俣から出す食材とか物産品とか水俣が売り出しているスイーツとか、そういったものとうまいぐあいに連携とれているのかというのを、積極的にやっているかも含めて質問したいと思います。

駅舎の改修がありますけど、どこまでやれるのかよくわかりませんが、テナントの募集とかイベントスペース、そういったものをつくる予定があるのか、この2つを聞かせていただきたいと思います。

それと、ゼロカーボン産業団地につきましては、いろんな心配する声を聞きます。周りの山ははげ山になってしまうんじゃないかとかですね、実際燃料足りるんかという話もよく聞きますけど、今答弁ありましたように、木に関しましては、樹齢の構成を考えると大体大丈夫だというふうな数字が出ている。それと燃料に関しましては、今県の数字が出ておりましたですけど、実際使っているのは4割、6割は山に残している。実際私たちはそういうことはよくわかりませんが、そういった現実があるのなら、燃料についても少し安心しているところであります。実際、37万立米、4基分ぐらいの未利用材が山には眠っているということですね。ぜひ、そういったところを説明等もいろんなところでしていただきたいというふうに思っております。

私たち先日、日田市に、ほかの会派の皆さんと日田ウッドパワーというところを視察に行ってみました。水俣で計画しているものと同じような木質系のチップを利用しての発電ということでありました。

木材の需要を創造することは森林の再生や林業の振興にもつながるということをおっしゃっていただき、ここでは飛灰等の残渣もリサイクルして再利用するローエミッション化も行っているということでありました。

売り上げに関しましては、仕入れ価格がわかるとかいうところで公表はして欲しかったです。実際うちで計画している分の発電所の売り上げというのが余り聞こえてこないんですけど、これ5,800キロワットというふうに聞いておりますけど、これ1時間だと思えます。5,800掛ける24時間、そして稼働が365日のうち340日稼働して、そしてその売電価格、この間もらった、日田ウッドパワーでもらった資料によりますと、太陽光は42円と皆さんよく知っていらっしやいますけど、未利用材は32円、一般材の廃棄物は24円ということなんで、全部が未利用材じゃないと思いますが、まざったときに28円ぐらいでもし計算したら、5,800掛ける24時間掛ける340日掛ける28円で計算しますと13億2,000万円ぐらいというふうな数字が出ております。これ大体月1億円ぐらいの売電ができるんじゃないかなというふうな感じで計算しているんですけど、実際この辺がどうなのかも少し質問したいと思えます。

4つ、ちょっと質問させていただきますけど、林業の活性化、実際にはどういったものか、林業事業者の経営安定につながるのか。それと、雇用創出はどういった職種か。投資額40億円くらいと聞いていますけど、大体そのような試算をしているのか、もう一度。40億円ぐらい投資したときに、20年間の買取制度で回収できるような収入・支出の試算はある程度できているのか。それと、25年度の予算でやる調査ですね。それと、市民、水俣市の投資についてどういった考えか、これを聞かせていただきたいと思えます。

環境大学につきましてはもう今聞きましたので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思えます。これはもう質問はいたしません。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 2回目の質問でございますけれども、まずおれんじ鉄道についてでございます。

おれんじ鉄道が走り出して、水俣にどうやってつなげるのかということでございますけれども、基本的におれんじ鉄道の中でおれんじ食堂というのを、上り下り合わせて1日3便ということで運行になると思えます。その中で水俣からの食材もそのうち入っていくということも確認しております。それと、おれんじ食堂の中で出される、例えばジュースとかそういうものも地元産のものもこれから検討できるということですので、積極的にまた進めてまいりたいと思えます。

それと、水俣では14分停車するというのを計画されておりますので、その中で、駅の中でマ

ルシェとかそういう形で水俣の地域農産物が物販できるような形でできないかということで今進めております。

それと、水俣駅の改修でございますけれども、今改修を25年度、この環境首都水俣創造事業の中で、非常に高い補助率の中でできないかということで今進めさせて、今回も予算も計上させていただいておりますが、今、その中には3店舗、民間の事業者が入っております。どこまでその会社の中で、取り合いもありますけれども、そういう形でいろんな物販の販売も含めて進めていけるかと、これからでございますが、できるだけそういう効率的に運営できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

それと、バイオマス発電事業に関してでございますけれども、林業の活性化、林業事業者の経営安定につながるかということでございますが、林業が置かれている現状は非常に苦しいものがある、なかなか木材が売れないということもありますし、林地残材の話についてもなかなかお金にならないということがございます。この木質バイオマス発電事業を進めることになると、そういうものが市場に出ていくというか買い取る形になりますので、それに対する事業も発生しますし、雇用も発生するというので、より安定的な経営安定につながるのではないかとこのように考えております。

また、雇用の創出について、どういった職種を想定しているかでございますけれども、これは発電所の運転、保守管理も含めまして、燃料チップの製造をすると、伐採作業、チップ加工とか、そういういろんな業種が考えられると思っております。

それと、投資額が40億円ぐらいになるのかということでございますけれども、なかなかどう言うボイラーの、例えば先ほどの出力も含めて、どう言うボイラーの規模にするかというのもまだ最終的に決定しておりませんので、マックス40億円ということで、できるだけそういう安価におさまるような形で今検討しているところでございます。

それと、投資額として20年でそれぞれ買取制度で収支のバランスも含めてどう言うふうになっているかということでございますけれども、先ほど西田議員がおっしゃいました、全く間伐材、未利用材を使うとなると先ほど試算していただきましたが、13億円ぐらいの、収入だけではそういう形になります。ただ、それだけで本来賄えるかというのはなかなか難しいところでございますので、例えば、一般材とかいろんなものをまぜていくと、一般材をまぜると、収入の1キロ当たり何円とだんだん低くなっておりますので、そのまぜ方によって収益が違うと思いますので、ただ、今のところ半分以上ぐらいは未利用材と一般材をまぜても、もっと辛目に試算しておりますけれども、採算性はとれるというふうに判断しております。

平成25年度の調査内容と、また水俣市民の資本参入も含めてどう考えているかということでございます。平成25年度の調査内容といたしましては、まず、今、いろいろ平成24年度に木材収集

ですね、原料の収集については非常に突っ込んだところまで調査しておりますけれども、本当に先ほどの机上の論理から業者間のいろんな調査をしてみたい。さらに実際、現実的に本当にそれが可能かどうか、実証ではないけれども、そういう踏み込んだ形で25年度も調査してみたいし、またボイラーの質も含めて、どういった形が採算性が一番いいのかという、ボイラーの製品の質、また先ほど申しました出力も含めて最終の検討に入ろうかなというふうに考えています。

それから、水俣市と水俣市民の参入の関係なんですけれども、できるだけ市民も参加した形で、こういうクリーンエネルギーの創出についての事業に取り組みたいということで今考えておりました、ファンドとかを利用しながら、何かそういう市民も参加できるシステムにできないかということで、これもまた25年度中に検討してみたいというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この事業はもう電気ができれば買い取る場所はもう決まっているという、普通商売やる時には売り先をどう確保するのが一番なんですけど、太陽光が一遍に広がるのはもう、20年間国が買い取りますよ。ですから、一遍に広がったわけであります。

この事業は結局、採算性が合うかどうかは投資と材料、燃料がきちっと確保できるかが一番だというふうに私は思っております。先ほどの13億円って、大まかに計算したところですけど、そういったものできちっと経費さえ計算できれば、ちゃんと投資額が回収できるような事業になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後、きちっとことし調査していただきたいというふうに思っております。

実はこのバイオマス電力発電、水俣病特措法の方針にあります、先ほど言いました、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり、そして、宮本市長が環境で飯が食えるまち、そういったものを実践する事業というふうに思っております。まだ、調査、最終的にはどう転ぶかわかりませんが、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時20分まで休憩します。

午後0時05分 休憩

午後1時19分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

(緒方誠也君登壇)

○緒方誠也君 こんにちは。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたします。

2年前の3月11日午後2時46分、地獄の絵巻のような大惨事を東北の人々は与えられました。いまだ地元に戻られず、仮設住宅や仮の宿に住んでいる人は31万5,000人、死者は1万6,000人、行方不明者は2万7,000人と報道され、将来の健康不安、生活不安におびえている人も多いと聞きます。こんな状況をつくり出したのは誰だ。犠牲者の安らかな眠りと震災からの復興のスピードアップを願うものです。

地震大国日本で、大津波は予想されるどころ、予想される大津波対策はせず、今、原子力規制委員会での調査で次々とわかるように、原発の真下を活断層が通っているのもよく調査せず、安全神話をつくり出し、原発をつくり続けたのは誰だと言いたい。

安倍総理は世界一の安全基準での再稼働を発言されるが、事故が起きれば人が住まねなくなるのは福島原発事故で証明済みであります。事故が起きなくても使用済み核燃料の処理に何百年、何千年とかかる原発、改めて早期の原発ゼロへの取り組み強化を求めます。同時に、政治に行政に携わる者、人の命が一番の政治意識を持ち、その政策、その行動、真に人の命、人の幸せになるものか、しっかり考えなければならぬと再認識させられました。

農林水産省は2月27日、輸入小麦の製粉会社などに売り渡す価格を4月からの平均で9.7%値上げすると発表しました。昨年10月に続き2回目で大幅な値上げです。うどんや菓子に使用する小麦は14.2%上昇し、今後、うどん、菓子、パン等の値上げが予想されます。

全国の電力会社10社と都市ガス大手4社も2月27日、4月から電気料金、ガス料金を値上げすると一斉に発表しました。ガソリンや灯油価格は12週続けて上がりました。

安倍政権の経済政策アベノミクスを受けて円安が進み、株価も上がり、輸出企業の収益は改善していますが、家計には負担の重い季節がやってきます。今のままでは株価が上がり、持てる者は笑い、一定収入しかない労働者、低所得者、年金者には大変厳しいアベノミクスとなっています。あわせて生活保護費の削減も考えられているとき、3万人を超えていた自殺者が、民主党政権の取り組みによって3万人を切り減少傾向であったものが、再び増加に転じはしないかと心配をします。

前置きはこのくらいにして質問に入ります。

市長の所信表明がありました。具体的な施策や事業6点のうち4点では成果が目に見えてきていると判断しながらも、全国的にも厳しく明るさの見えにくい下記の2点についてお尋ねをします。3年間の施策とその成果をどのように把握され、現状分析をされていますか。

①、地域経済の元気づくりについて。

②、農林水産業振興について。

次に、どげんなつとつかい、まだ解決できんとかいとよく尋ねられる古紙リサイクルでの水俣市誘致企業立地促進補助金についてお尋ねします。

①、今回も誘致企業立地促進補助金が予算計上されていないのはなぜですか。また、市は支払いが履行できるためにどのような努力をされてきましたか。

②、工場立地協定をして誘致企業立地促進補助金が支払われなかった事例はあるのか、また支給しないときどのようなことが考えられますか。

次に、雇用が期待でき、森林振興にと疲弊する集落の再興にもつながりはしないかと期待される木質バイオマス発電所建設計画についてお尋ねをします。

①、計画に至った経緯と進捗状況について。

②、木質バイオマス発電の優位性と課題と今後の進め方について。

③、A S Bエコウッド㈱の事業計画と断念の経緯、その後の林本建設㈱のストランドボードの事業展開状況について。

次に、平成18年3月31日に九州でただ1カ所指定されたバイオマスタウンづくりについてお尋ねをします。

①、竹バイオエタノールの実証実験結果と今後の企業化について。

②、その他のバイオマス事業の取り組みについて。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長所信表明については私から、水俣市誘致企業立地促進補助金については産業建設部長から、木質バイオマス発電所建設計画については副市長から、バイオマスタウンづくりについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、所信表明における地域経済の元気づくりについて、3年間の施策とその成果についてお答えします。

私が市長として2期目の任期に入りました平成22年は、リーマンショックに始まる世界同時不況の余波がまだ日本全体を覆い、その後の円高の進行や東日本大震災などの影響が日本を襲う中、本市も直接・間接の影響を受けていたことは言うまでもありません。このように全国的に経済の冷え込みが続いていた状況を受けていたことから、従来のような企業誘致は見込めないと考

え、地縁・血縁などによる企業進出の可能性を図るなど現実的な活動を行ってまいりました。また、元気のある地場企業の創出を目指し、さまざまな支援を強化してまいりました。

平成22年度には、地域経済の振興と雇用の創出を命題に総合経済対策課を新設し、地場企業支援の課題等の把握に努めるとともに、新商品開発など事業活動支援、各種融資制度の充実を図ってまいりました。平成23年度には、水俣市新商品・新技術開発支援事業補助金を改正して、より多くの企業に活用しやすくするとともに、平成24年度からは、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助制度を設けて、地場企業の新規事業展開を応援する環境を整備してまいりました。さらに、平成24年6月からは、水俣市企業支援センターを設置し、より細かい支援を市内企業に向けて行っていくよう、企業訪問やさまざまな相談業務を行っております。

また、企業支援センターが核となり、みなまた環境テクノセンターや熊本大学のみなまた環境塾などと連携し、企業の支援を行うことで、新技術開発・新規事業の立ち上げに向けた各種助成金獲得の動きが活発化するなどの手応えを感じておりますので、引き続き各事業者の取り組みを後押ししてまいりたいと思います。

また、商工観光面では、本市への観光入り込み客数は平成10年をピークに減少を続けておりました。しかし、平成22年の道の駅みなまたがオープンしたことに加え、エコパークバラ園が開業し、春、秋のローズフェスタの時期には多数の観光客が訪れており、昨年5月には1日当たり最高4,000人近い観光客がバラ園を訪れています。

このような効果のほか、近年の観光PR、特に観光キャンペーンの実施や観光商品の開発、旅行会社への営業活動の効果が出てきたことや、一昨年末に湯の児温泉での湯の児海と夕やけのオープンとその営業効果、昨年湯の鶴にオープンしました鶴の屋や周辺の飲食店の効果等もあり、日帰り客については平成20年から、宿泊者については平成22年から増加傾向にあり、平成24年については、まだ数値の集計はできていませんが、宿泊者数も日帰り客数も増加しております。さらに、湯の児では今年度公園の整備等も行っておりますし、今後湯の鶴では温泉保健センターの改修も計画しておりますので、今後観光客の増加が期待できるものと思っております。

商店街におきましては、お菓子屋さんを中心としたスイーツのまち水俣実行委員会の取り組みから、頭石地区の栗を活用した新商品が開発されたり、中央商店街にて地サイダーがつくられたり、水俣の産品を活用した焼酎がつくられたりと、農商連携としての横のつながりができて、県のホームページにも掲載されるなど、市外への情報発信が積極的に行われており、水俣を訪れていただく大きなきっかけになっていると思っております。

次に、農林水産業振興についてお答えいたします。

2期目を迎えるに当たり、改めて水俣の元気、活力向上には農林水産業の振興が欠かせないという強い気持ちを持ち、第5次水俣市総合計画に沿ったさまざまな施策に取り組んでまいりま

した。

まず、農業につきましては、持続的な生産活動を維持・発展させるため、基盤整備とともに基幹作物であるかんきつ類やサラダタマネギ、お茶の省力化、品質向上に向けた取り組みを進めてきました。

また、安心・安全な農産物づくりや新規作物の導入促進に力を入れるとともに、農業者の高齢化により年々増加傾向にある耕作放棄地対策へも積極的に取り組んでまいりました。特にかんきつ類では、主力品目であるデコポンの高酸果対策として改植を支援し、平成21年度から合計で約7ヘクタールを転換することができました。水俣・芦北の1市2町、JAが一体となって、選果施設の統合・整備を行うことができました。

お茶につきましては、被覆資材や共同機械等の導入支援、タマネギにつきましても、生分解性マルチの普及支援とともに、今年度、マルチを張る機械の導入などや選果施設の開業にも取り組んでおりますが、いずれも経費節減や品質向上につなげることができたと考えております。

また、市独自の施策として、平成23年度から有機JAS認証取得への支援や農地の有効利用を後押しする農地バンク事業に取り組んでまいりましたが、特に農地バンク事業では新規の利用権設定面積が拡大されつつあり、今後のさらなる促進に期待しているところです。

さらに、今年度から始まっております国の青年就農給付金制度では、これまでに30代までの自立を目指す新規就農者や後継者6名が計画認定されるなど、大変喜ばしい報告も受けておりまして、来年度もさらにふえる見通しとなっております。

このようなことから、頑張る若い担い手をさらに応援しようと、来年度から新たな支援制度を設ける予定であり、このような若い世代の農業者が地域に根付き、新たなリーダーとなって成長していくことで活性化が図られるものと確信しております。

次に林業につきましては、国内の木材価格が低迷し、需要が減退していく中、計画的な間伐・除伐作業の実施により適正な森林管理を推進するとともに、市産材の活用による住宅補助制度を設け、木材の販路拡大に努めてまいりました。

また、イノシシや鹿等の有害獣対策として、電気柵設置費や狩猟免許取得費、箱わな購入費等の補助を拡充・新設する等、個体数の調整に取り組んできました。

水産業につきましては、豊穰の海である不知火海の水産資源確保、栽培漁業の振興を図るため、積極的に種苗放流を進めるとともに、藻場の復活や海藻類の有効活用等海藻の森構想の支援に取り組んでまいりました。

農林水産業の施策につきましては、直ちに効果が目に見えたり、数字にあらわれてくるものではなく、数年あるいは数十年といった長い期間で判断すべきものではないかと考えております。これまでの取り組み成果といたしましては、不十分なところもあるかもしれませんが、現在のと

ころ、一定の効果がでてきているのではないかと現状分析をしております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

具体的な施策や事業の中で水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進、4番目の医療福祉の充実、5番目の暮らしやすい生活づくり、6番目の行財政改革では、朝の西田議員の質問の中で、大体進んでいるということがわかりました。

それでは、今の答弁で、地域経済の元気づくりの中で総合経済対策課を設立し、誘致制度、工場企業の推進あるいは雇用促進補助金等を利用し、また企業支援センター等をつくってやってきたということで、一応の手応えを感じているという答弁だったと思います。

また、観光客についてもバラ園では1日4,000人の観光客が来ていますし、いろいろな効果も出てきている。特に湯の児では海と夕やけができ、湯の鶴では鶴の屋の関係で、平成24年は宿泊、日帰り等も増加傾向にあるという答弁だったと思います。

確かに難しい経済情勢、そして厳しい観光情勢の中で、このように今までマイナス方向に転んでいたものを少なくともとめるか、少しはプラス方向に動き始めたということは大変施策の効果がでてきたのではないかというふうに考えます。ぜひ、平成25年度の計画にありますように、さらなる水俣駅の改築あるいは商店街のLED化等々政策を実施して、さらにこの流れを確実なものにしていただきたいというふうに思います。

農林水産業では、今言われたように、水俣の活力向上には農林水産業の振興が欠かせないとして、農業においては基盤整備と省力化、品質向上、耕作放棄地対策に取り組んできたこと、その効果も出てきていると言われます。国の青年就農給付金制度では、若い新規就農者や後継者6名が計画認定されたと、来年度からさらにふえる見込みだということでもあります。

イノシシや鹿対策にも力を入れてきた。農林水産業の政策については直ちに効果が目に見えたり、数字があらわれるものではなく、数年、数十年の長い期間で判断するべきであるとの答弁だったと思います。社会状況、国の施策等も絡み、なかなか難しい問題であることは認識の上で取り上げた問題であります。若い新規就農者や後継者6名の確保、さらに来年度はふえるとの答弁は明るい光りとして判断できますし、さらに力を入れていただきたいということを申し上げ、2点質問いたします。

1点は、年々増加する農業者の高齢化による耕作放棄地対策に力を入れてきたとの答弁ですが、まさに高齢化した農業者の支援、有害獣対策として農家から大変喜ばれていたアグリサポート事業、継続の事業が消えているのはなぜでしょうか。

もう1点は、木質バイオマス発電の課題解消も考え、森林振興をあわせて取り組む必要がある

のではないのでしょうか。森林組合でもいい、しっかり雇用して伐採から植林、下払いを行うグループを確保、四、五十年循環のヒノキ、杉から、以前のように20年循環の松系への転換の検討など、将来を見据えた林業再生策を検討するべきときだと思いますが、いかがでしょうか。

要するに、山で飯が食える人材の確保、木質バイオマス発電原料林の確保など、行政が検討すべき課題ではないかというように考えますが、いかがお考えですか。

以上が2次質問であります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますが、第1点はアグリサポート体制の支援事業、これが平成25年の当初予算に計上されていないのはなぜかということでございますけれども、お尋ねのこの事業につきましては、国のふるさと雇用再生特別基金等を活用して、平成21年度から実施してまいりましたが、当基金も含めまして、この雇用の関連予算の終了に伴って事業の継続を断念したということでございます。

したがって、平成25年度の予算につきましては計上しておりませんが、そのかわりといいますか、代替といいますか、農家の負担の軽減を図るために農業機械のリース代の補助がありますとか、農地を借り受ける際の支援の交付金とか、そういったものを引き続き実施できるように予算を計上させていただいているところでございます。

また、頑張る若い担い手に対しましては、農業機械あるいは施設等の導入支援策を新たに計画して予算計上いたしておりますので、そちらでも対応していただければなと思っておりますし、ぜひ引き続き農業振興に取り組んでまいりたいと思っております。

それからもう1点ですが、要するに林業の再生を目指して頑張っていくべきではないかというような第2点だと思います。

近年、福島原発の影響でバイオマス試験に注目が集まっております。国のほうも林業に対する支援策も非常に力を入れていらっしゃるというような状況でございます。今後は、この機会を捉えまして、本市としても林業再生に向けてはしっかり取り組んでいかなければなりませんし、今、議員がおっしゃるように、林業で飯が食えると、そういう状況を何とかつくっていかねばならないと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目を行います。

農業支援を継続的にやっていきたいということですが、地域集落維持の観点からも農業支援というのは非常に大事な問題だろうというふうに思います。アグリサポートにかわる市独自

の事業を計画すべきではないかと、地域グループをつくり、活動資金の補助を行う事業など、いろいろ研究されたらどうかということで、これは検討課題として提案しておきます。

それと、林業振興については、多良木町長に三選された松本照彦氏は、公約の一番先に農林業の復活を掲げておられます。まちが所有・管理する林地は約2,000ヘクタールあると、前年度から10ヘクタール伐採して販売し、その後に植林する事業に取り組み、事業を通じて雇用確保を図り、20年後には年換算で延べ2,500人の雇用を目指すと言われている。木質バイオマス発電の原料確保の視点からも雇用の場確保の視点からも新たな林業政策を考えるべきですので、先ほどの答弁でもそうしたいということですが、ぜひ力を入れていただきたいと、これも検討課題として要望しておきます。

終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣市誘致企業立地促進補助金について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、水俣市誘致企業立地促進補助金についてお答えします。

まず、今回も立地促進補助金が予算計上されていないのはなぜか。また、市は支払いが履行できるためにどのような努力をされてきたのかについてお答えします。

誘致企業立地促進補助金は、雇用の充実や経済振興に大きくつながりますので、何とか計上する方向で努めましたが、議員御指摘のとおり、今回の議会では計上するに至りませんでした。その経緯と理由について述べさせていただきたいと思います。

平成22年に田中商店から本市において新たな事業を展開したいという提案がありました。その内容は、市の分別収集による古紙類を引き取り、新規のリサイクルシステムをつくることで、環境モデル都市づくりを推進するとともに、経済活性化と雇用の増加を図っていききたいという内容でした。また将来的には、現在リサイクルされていない焼酎、酒、ジュースなどの紙パックのリサイクルの事業化も始めるということでした。この提案が実現すれば、焼却ごみの削減、ステーションからの回収費用削減、クリーンセンターでの計量・保管費用の削減、さらには古紙類のストックヤードがあいた後での新たなリサイクルなどが図られるということのため、担当課で協議・検討した結果、本市が目指すゼロ・ウェイストの推進に合致するものと判断し、古紙類の引き取りに関して随意契約する旨の覚書を交わしたところでございます。

しかし、この覚書を交わしたことが事業者の皆様を初め、議会の皆様にも不信感を抱かせる結果となってしまいました。市としましても、当初は環境と経済が両立した取り組みだと思って自信を持って覚書を締結しましたが、議員の皆様を初め関係の方々からお話を聞いたところ、やはり配慮が不足し適切ではなかったと反省いたしました。この件については、市長も議会でおわび

を申し上げております。

その後、事業者の皆様に対し、平成23年12月の古紙取り扱いに関する事業者第1回説明会を皮切りに、平成24年3月の第3回の意見交換会まで4回にわたる話し合いを続けてまいりました。この説明会には、副市長も出席し、事業者の声を直接聞かれました。その結果、平成24年度におきましては、これまでどおりの見積もり合わせ入札を続けるという合意が得られたところでございます。

その後、田中商店の事業者間にさまざまな不安や不公平感を招いたことから、信頼関係を回復するためにも、覚書を白紙に戻したいとの意向により、本年1月18日に覚書を解除したところであります。この覚書の解除を受け、1月30日に平成25年度資源物売り払い説明会を開催し、平成25年度におきましても、これまでどおりの見積もり合わせ入札を続けるという説明を行いまし、御了承いただいたところであります。

市長におかれても、議員の皆様のお理解をいただくため、直接お話をされたと伺っております。しかし、残念ながら現時点において、議員各位のお理解を得るには至っていないと思っております。これまでの経緯の中で、事業者を初め議員各位に対しまして、不信感を抱かせ御迷惑をおかけしたことに、心からおわび申し上げなければならないと思っております。

しかし、一方の田中商店は、既に産業団地内に工場家屋及び設備の購入などを済ませ、事業を開始されております。覚書も解除されて従来どおりの古紙類の取引に戻りましたので、雇用促進と経済振興に向けて、何とか6月議会には予算計上できるよう、さらに誠意を持って御説明をさせていただきたいと思っております。このようなことから、今回につきましては予算計上を見送らせていただいたところであります。

次に、企業立地協定を締結して水俣市誘致企業立地促進補助金が交付されなかった事例はあるのか、また、交付しないことにより、どのようなことが考えられるかについてお答えします。

水俣市誘致企業立地促進補助金は、市の企業誘致活動を有利に進めるため平成12年9月1日に制定したものであり、これまでも企業訪問の際に、本市への新規立地に対する優遇支援策の目玉としてパンフレット等を用い広報してきたところであります。

このようなことから、本補助金交付要綱に定めた要件に該当する場合、予算化の上、要綱に定めた手続に従い補助金を交付すべきものと考えております。

現在までに、株式会社田中商店を除く3社に対し本補助金が交付されておりますが、補助金交付要件の一つである立地協定を締結した企業で、本補助金が交付されていないという事例はほかにはございません。また、本補助金を交付しないことで考えられることは、例えば、水俣市へ進出しようとした企業が進出に二の足を踏むのではないかと懸念され、今後水俣市が行う企業誘致活動に影響を及ぼすのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

この問題は覚書も済んだということで不信感を招いたと、そういうことで執行部としても配慮が足りなかったということで、今答弁では陳謝をし、企業説明会を4回実施したと、そしてまた実施延長、地場企業奨励金の廃止、覚書の解消等々も実施したけれども、議員各位の理解が得られなかったので、今回は予算計上しなかったという答弁だったと思います。

それと、工場立地協定をして支給しない場合は、やはり企業進出の足に影響するのではないかと、誘致活動にちょっと問題があるのではないかという答弁だったと思います。

確かにこの覚書の解消等を行い、議会の了解を得るために努力をされてきたなというふうな感じはいたします。昨年9月の議会修正案の賛成議員の討論を見ても、覚書は問題、企業説明がなく、市が不公平・不平等な取り扱いをしたのが主であります。総務産業委員会でも業者に対する説明が不足している。そしてまた時間が少ないと、地元企業支援策がない、だったと思います。全て市は対策をとられてきているように感じます。

議長も立地協定に立ち会いをし、株式会社田中商店に対しての古紙リサイクル事業概要の説明会要請文書でも、地域経済の発展に大きく寄与する、市議会としても環境首都としての水俣市の地域振興に役立つものと認識していると書かれています。議会も車の両輪としての機能から、適正な予算の執行に道を開くときに来たと感じます。反対の反対、企業いじめととられないように、執行部とともに進出する企業を大事にする水俣、企業が進出したくなるような水俣をつくり出さねばなりません。それが雇用先の拡大を願う水俣市民の要望に応える道だと考えます。

最後に、市長に今後の考え方をお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、部長のほうから答弁をいたしました。私も全くその答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今後とも誠意を持って事業者の皆さん方初め、議会の皆さん方の御理解を得られるように引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 補正予算が修正された時点での市対応という点から、平成14年9月の生ごみの分別収集問題を会議録で調べてみました。

当時の市はまさに議会軽視、議会無視の連続であったというように感じます。議会に十分な説明もないまま、9月議会に予算提案、議決もないのに議会以前から、10月1日実施に向け住民説明会を実施、9月19日議会で修正された後も、市民が混乱するからどうしてくれるのかと、まさ

に修正議員に対して対決姿勢一本でありました。

10月31日、全協で当時の市長は、議員各位への事前説明が十分でなかったことについて深く反省しなければならないと考えています。議会に提案します。生ごみ問題は議会と執行部で協議の場を設置し、あらゆる角度から検証し、改善策を求めていきます。12月1日の事業実施期日が迫っていますので、新しいシステム導入には時間的に厳しいものがありますから、2つに分けて考えてほしいと市長の要請がありました。議会では、まとまっていないのに実施期日を決定し、期日が間に合わないから予算を通してくれというのは本末転倒ではないのかとの意見もありましたけれども、今後のことは議会と協議する話だから、混乱をおさめようと11月15日臨時議会を開いて予算を認めました。12月議会運営委員会全会一致で議長名で文書に押印して、市長提案の協議の場設置を申し入れましたが、3カ月間放置されました。まさに、今回の市の議会対応とは大きな差を感じます。まとめるための議長の努力を期待して、この質問は終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、木質バイオマス発電所建設計画について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、木質バイオマス発電所建設計画について、まず計画に至った経緯と進捗状況についてお答えします。

平成23年度に市が取り組んだエネルギーと産業円卓会議の議論の中で、再生可能エネルギーで水俣市の電気を100%賄い、エネルギーを軸に新しい産業を興す構想が提案されたことをきっかけに、木質バイオマス発電の具体的な検討へとつながりました。本年度は環境省・熊本県の補助を受けて環境首都水俣創造事業の一環として発電所立地の実現可能性調査に取り組んでまいりました。この調査によって木質燃料の収集について一定のめどが立ったこと、燃料収集の確実性を前提として一定の事業採算性が確保できたこと、事業が実施されれば、水俣市の経済や雇用に好影響を与え、低炭素社会の構築や森林の保全に資する、環境首都にふさわしい環境と経済が一体となった事業となることなどが確認されました。

次に、木質バイオマス発電の優位性と課題及び今後の進め方についてお答えします。

今回の事業計画の優位性は、何と言っても政府が定めた固定価格買取制度に乗って売電できることが挙げられます。つくった電気は基本的に全量、一定期間、一定価格で買い取ってもらうことが保証されているということになります。通常の製品をつくる場合では、仕入れのリスクと同時に計画どおり販売できるかという出口のリスクがありますが、今回の事業では、販路開拓や営業不振を心配することなく、発電さえできれば安定的に収入が入る仕組みとなります。出口のリスクがないのです。

当然課題として、仕入れのリスクがあります。この部分については、運搬費用が有利となる地

元など近隣事業者を大切に信頼関係を構築することや、エネルギー利用の総合効率を高め、一定の価格で安定的に買い取れる状態をつくることなど、燃料収集体制をより確実なものとする必要があります。

今後の進め方としては、この調査結果を踏まえつつ、地域を主体とした発電事業会社立ち上げに必要な準備・交渉を行うため、引き続き検討・調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、A S Bエコウッド株式会社の事業計画の断念の経緯、その後の林本建設株式会社のストランドボードの事業展開状況についてお答えいたします。

事業計画を断念した経緯につきましては、平成18年3月3日の全員協議会で御説明申し上げましたとおりですが、ストランドボード製造事業の計画につきましては、事業計画投資総額が75億4,300万円となっており、補助金といたしましては、農林水産省のバイオマスの環づくり交付金として18億円、経済産業省新エネルギー関係補助金として8億5,200万円、熊本県及び水俣市の企業立地促進補助金として1億6,800万円の合計28億2,000万円を予定し、準備を進めてまいりました。

バイオマスの環づくり交付金事業の事業主体は本市となり、事業遂行について水俣市が管理していく必要があります。事業が承認された場合、交付金は国から県を経由し市に交付され、事業実施主体である企業に交付することは市の判断に委ねられるため、事業の推進に当たって責任を負うこととなります。したがって、企業が倒産等により事業継続が困難になった場合は本市に大きな責任が及ぶことになる可能性もあるため、事業計画について十分に精査する必要性がありました。その中で、本事業について可能性調査を行いました。国内でも新規の事業であり、国や県に確認しても、その事業可能性について具体的な想定が得られなかったため、民間金融機関における融資の判断をもって事業支援が妥当かどうかの判断を行いたいとの考えでありました。しかし、最終確認の段階で企業から金融機関の融資について見込みが示されなかったことなどから、事業の経営安定性など将来的な企業運営に確信が持てなかったと判断し、平成18年度におけるバイオマスの環づくり交付金事業の申請を行わず、本事業計画を断念したものであります。

次に、その後の林本建設のストランドボードの事業展開状況につきましては、把握はいたしておりません。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今答弁いただきましたけれども、12月議会での江口議員の日田市にあるウッドパークはずっと大赤字ですとの発言、新聞報道では、間伐材によるグリーン発電大分、5,700キロワットの立地表明もあり、私たちはどういふもんだろうかということで日田市を研修したわけでありませぬ。

日田ウッドパワーは、原料供給会社を自社体制としてからは順調な経営になっている。固定価

格引き取り制度F I Tで間伐材を4割から6割ぐらいに伸ばしたい。木質バイオマス発電は将来性があり、よそでもお手伝いをしたいとも言われました。

日田ウッドパワーは平成18年木質発電を開始いたしました。建設廃材が主で間伐材4割で事業開始、全国的に不況で住宅の建てかえが減り、建築廃材によるチップ不足の状況で確かに原料確保が一番の問題、課題だったと言えます。また、R P Sを電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法による事業のため、利益が上がりにくい環境であったと思います。平成15年4月運用のR P S法は原子力発電所を守るため、自然エネルギーの採算が合わなくするための悪法ともうわさされるものであります。そのような中でもしっかりした経営が行われてきたと感じました。

今後、固定価格引き取り制度による発電にシフトがえをして、将来性に大きな期待を持っておられると感じました。

2回目の質問をいたします。

課題の中で財源について、12月の答弁では農林省の補助金では売電ができない。それで、その補助金は使わないと答弁をされております。財源は出資と市民への公募で確保できるとお考えですか。確かに長野県飯田市のおひさまファンドの成功例や、それを参考にした熊本県民発電所構想があるのも事実です。また、エネルギーと産業円卓会議の事業性確保のためには国等の補助金が必要との関連はどのように考えておられますか。また、円卓会議では、平成24年度事業計画及び実施計画、平成25年度から設備構築、供給を行っていきとなっておりますけれども、スケジュールどおり順調にいつているのかどうかもお尋ねをしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） ただいまの2回目の質問でございますけど、まず12月の答弁で、農林水産省の補助金が受けられないということで答えたがどうかということでございますけれども、ことし1月に閣議決定されました平成25年度政府概算予算案を見ますと、固定価格買取制度と併用できる補助金は現在のところございません。

これはどういうことかといいますと、固定価格買取制度が既に設備投資資金の額、コストに対してそういう買取価格を設定される分もありまして、補助金を使ってそういう事業を進めるとなると二重取りということになると思います。そうした理由をもとに発電事業への補助金がなくなったと、そういうふうに理解しております。

また一方では、ファンドとかいろんな形の融資、一次貸し付けなどについては事業開始時点での負担を軽減する形でそういう制度もありますので、こうした国の政策も含めて、そういう形で資金を調達できないかということで今考えております。

また、その市民ファンド等だけで資金を集められるかということでございますけれども、これは現実的には参画企業からの出資とか、あと、その他の金融機関からの借り入れということで資金は調達できると思いますので、それに向かって鋭意検討しているところでございます。

また、スケジュールでございますけれども、先ほど、12月の時点でもスケジュール少しお話ししたんですが、基本的には少しおけている状態でございます。これは、けさほどの西田議員にもお答えしましたけれども、チップの調達について、もう少し詳しく調べないといけないということもございます。それと色々な発電設備につきましても、まだ詳細の部分が出ておりませんで、今、JNCさんと一緒に検討しているわけでございますけれども、JNCさんと水俣市のほうではそういうもう少し、できれば今年度の中旬ぐらいまで十分調査していこうということで今のところ合意がなされております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

木質バイオマス発電問題はA S Bエコウッドの事業計画と変わらんのではないかと、何でA S Bエコウッドの事業はだめで、今回の木質バイオマス発電は市は熱心なのか理解されない部分がありましたので、今回取り上げたところであります。

平成24年3月議会で、江口議員の言葉を引用してですけれども、全国から環境に配慮した将来性・持続性・先進性などの企業コンテストがあり、大企業を含め350社が参加した中で2社選ばれた優良な企業である、そのうちの1社である。その上に80人から100人の雇用をする。当然、水俣がだめだと言っても私は他市で誘致をされて事業成果を上げているんじゃないだろうか、水俣の決断は正しかったんだろうか、そういうことで今回質問したわけです。

結果として、他市の事業は把握ができていないという答弁だったと思います。今回の木質バイオマス発電事業は、発電し売電をする事業であります。A S Bエコウッドの事業は、ストランドボードの合板をつくり、間伐材や建設廃材で発電し、自家用にする事業で、売電を目的にする事業ではないということがわかりました。環づくり交付金はもう県を通じて市が委託するため、企業は直接返還しなければならないということも前々から言われています。そこで環づくり交付金の返還の事例を聞いたわけですが、たしか平成17年、宇都宮市でこの事例は起きております。

また、コンビニ弁当などで飼料化事業を進めていたアグリガイアシステムが経営難で事業停止したと、ここも農水省から16億円を県を通じて借りており、千葉県議会では非常に問題になっているというふうにもネット等では報じられております。

また、平成19年、事業化してストランド合板ボードが経営的に成り立ったのだろうか。平成23

年3月までの合板業界不況を考えれば、難しい事業、他市はそれを見て名乗りを上げなかったのではないか。それに資金不足を考えれば、水俣の決断は正しかったと言えるというふうを考えます。

木質バイオマス発電は、FIT法による高額売電、雇用、林業振興への期待等々から各地で取り組みがうわさされています。JNCとも連携して検討されているということですが、3月2日の熊日新聞によると、チッソは期待が大きかった太陽電池をポリシリコン製造から撤退したが、千葉県市原市で土地を借用して、メガソーラー1,100キロワットを建設する。JNCがメガソーラーは初めてで、千葉ファインケミカルを主体に地元企業の参加を募って発電会社を設立すると報道されています。電気事業での専門的知見を持つJNCに協力を得ながら、木質バイオマス発電事業検討を強力に進めてほしいと思います。特に大きな課題である原料調達問題ではさらなる十分な検討をしてほしい、これは要望しておきます。

3回目の質問として、3月5日、JNCと市は災害時の物質供給協定を結ばれました。さらに信頼関係を進め、八幡社宅跡地でのゼロカーボン産業団地に向けたメガソーラー発電の取り組みを要請、また共同で、また土地を借入して、市が単独でも行う考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） JNC株式会社とメガソーラーについて、協働したり、市が借地してメガソーラーを設置する考えはないかということでございますけれども、メガソーラー事業につきましては、市内で既に2件立地するということが決まっておりますので、このメガソーラーについては、民間企業だけでもやれる事業かなと、採算性が十分とれるし安定的な事業であると考えておりますので、今のところ、市と一緒にやるということはこちらからも言っておりませんし、企業さんのほうからも打診はない状況でございます。

（「要請はしないということですね。」という者あり）

○副市長（田上和俊君）（続） 一つですね、あそこがちょっと私が気になるところは、八幡社宅跡については住宅専用地域になっておりますので、そのところがメガソーラーの事業と合致するかというのは十分調査する必要があるのかなと思っておりますので、その調査の結果では、そういう提案も含めて、市議会の議員さんから一般質問の中でそういうお話があったということをお伝えしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、バイオマスタウンづくりについて答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、バイオマスタウンづくりについて順次お答えします。

まず、竹バイオエタノールの実証実験結果と今後の企業化についてお答えいたします。

本事業につきましては、環境省の委託事業であり、JNC株式会社を事業主体として、平成22年度から平成24年度までの3年間行った事業であります。竹を原料としたバイオエタノール生産技術開発はJNC株式会社、熊本大学、崇城大学、放置竹林からの伐採及び搬出システムの調査・開発は株式会社みなまた環境テクノセンター及び水俣市、実証プラントの設計・建設はJNC株式会社及びJNCエンジニアリングがそれぞれ受け持ち、役割分担しながら事業を実施してまいりました。

委託事業を行った3年間の結果といたしまして、まず、竹を原料としたバイオエタノール生産技術開発及び実証プラントの設計・建設についてお答えします。

実証実験を行うために、年間10キロリットル程度のバイオエタノール製造可能な実証プラントの建設が行われ、製造技術の開発等を進めた結果、生産されたバイオエタノールの成分分析値は、燃料用エタノールとしておおむね使用できるレベルであり、一定の製造技術が確立されたと考えられます。

次に、放置竹林からの伐採及び搬出システムの調査・開発についてお答えします。

バイオエタノールを年間5,000キロリットル生産し、事業ベースに乗せる場合を試算しましたところ、原料供給コストは乾燥重量1キログラム当たり10円、原料は年間約2万5,000トンが必要となります。今年度は、事業実施に必要な最低量1万5,000トン以上を目標として調査を行ってまいりました。

最初に、水俣市近郊にある竹の賦存量の調査を行いましたところ、水俣市から半径約50キロメートルの中に約4,643ヘクタール、96万3,412トンの竹林が存在します。しかし、実在する竹の量は非常に多いのですが、実際に伐採ができる場所やコストに見合う範囲などの検討を重ねましたところ、半径20キロ程度の機械伐採が行われる地域に限定されることとなり、竹林面積約107ヘクタールで年間約2,100トン程度しか利用できないことが判明しました。

次に、放置竹林から伐採搬出を行うことのコスト調査を人力伐採や機械伐採、搬出方法も架線法や自然滑落法など手法ごとに調査を行い検討しましたところ、平たん地の機械伐採のコストがもっとも安価であり、作業コストは約9.7円になるとの結果になりました。しかしながら、平たん地を基本としますので、伐採範囲も狭くなり、竹原料も少なくなります。そこで、タケノコ販売業者等との連携により、タケノコを生産している農家の間伐竹材などを利用して、竹原料を安価に手に入れる可能性調査を行いました。その結果、タケノコ農家の管理竹林が170ヘクタール程度あり、年間約3,000トン、原料供給コストが1キログラム11.9円程度と見込まれることがわかってまいりました。

このほか、木質系のチップ化を行っている業者等から出るチップ残渣を安価で仕入れることも

含めて調査を行った結果、原料供給量が年間約1万1,400トン、1キログラム約10円程度で購入できると考えております。

これらの結果については調査段階の数値なので、実際に事業化する場合に直接交渉したときにどのような形になるのか見えない部分もありますが、この3年間の調査の中で一定の成果が出せたのではないかと考えております。しかし、事業化につきましては、原料竹の収集及び製造において採算性の観点からさらなる検討が必要であり、まだ結論は出ておりません。

次に、その他のバイオマス事業の取り組みについてお答えいたします。

本市では、平成18年に本市に存在するさまざまなバイオマス量の調査を行い、未利用エネルギーの利活用を進めるため、技術的に可能性が高いものを検討し、生ごみなどの食品残渣の利用や、し尿及び浄化槽汚泥、家畜排せつ物、林地残材等の利用及びバイオマス発電を中心として、バイオマスタウン構想を作成し、公表いたしました。その後、生ごみなどの食品残渣の利用につきましては、生ごみの分別収集を開始して、生ごみの堆肥化を行っております。また、し尿及び浄化槽汚泥につきましても堆肥化を行っております。

家畜排せつ物につきましては、通電透析発酵システムという肥料成分を取り除くことができる技術を利用するため、畜産農家との打ち合わせなど行いましたが、実施に至っていない現状であります。林地残材等の利用及びバイオマス発電に関しましては、先ほど副市長からの答弁のとおり、ASBエコウッド株式会社事業計画を断念したため実施に至っておりません。しかしながら、電力の固定価格買取制度等が導入されたことなどから、木質バイオマスを取り巻く状況が一変しており、現在、木質バイオマス発電に向け検討を重ねている状況でございます。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

竹バイオエタノールの実証実験の結果は一定の製造技術は確立できたと、原料調達も一定のめどがついたという答弁だったと思いますが、この竹バイオエタノールの工場、企業化、非常に市民が期待している問題でもあります。民間の事業化の中では利益確保が十分なのか、それが重要なポイントであります。その点では水俣での雇用先ができる、地域の林業活性化等の観点から行政の支援は何ができるのかお尋ねしたいと思います。また、微量抽出物、この動向が企業利益につながるということも言われておりますので、この加工技術は確立できたのか、実証実験の結果ですね、そこら付近についてお尋ねをします。

また、2つ目として、私たちは日田市のバイオマスセンターを視察をいたしました。日田市はバイオマスタウンを目指して精力的に取り組んでおられます。特に生ごみ等からのバイオマスメタンガス発電は雇用数9名を数え、売電収入も相当上がっています。九州で1カ所指定されたバ

イオマスタウンの水俣市は、ちょっと取り組みが弱いのではないかと考えて質問したところであります。

平成18年6月議会で、松本満良議員の生ごみによるバイオマスガス発電の質問に対して、当時の吉本福祉環境部長は、環境省が補助制度の拡大を検討しているの、その制度の概要を示されるのを見て検討すると答弁をされております。その検討結果はいかがだったかお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） では、まず私のほうから竹バイオエタノールに係る事業化に伴いまして、行政の支援はどんなものができるのか、また微量抽出物の加工技術は確立されたのか、こちらにつきましてお答えいたします。

事業化をするということになりますと、その可能性も含めて検討していくということになると思います。今後、その事業者の方あるいは林業者の方々のお話も伺いながら、雇用促進や林業活性化、こういったものに向けまして、国や県の補助事業等を含めまして、どのような支援が必要なのか、あるいは可能なのか、こういったものを検討していきたいというふうに考えております。

また、竹バイオエタノール生産に係ります微量抽出物につきましてでございますけれども、今回の検討の中で高付加価値を得られる素材として有望であることが確認されまして、分離技術も鋭意検討を進めました。これらの物質についてさらなる用途開発、製造技術開発を進めていくことが事業化にとっては重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 緒方議員のエコ燃料利用推進会議の結果を見て検討しますという答弁に対していかがだったのかという御質問だったのかと思いますけれども、18年にエコ燃料の利用推進会議のほうから結果報告が出ておりまして、その中でやはりエコ燃料推進のためには技術開発であったり、地域実証の推進、適切なシステムの導入、熱の利用先とか、いろんな検討課題が載っておりました。それらを総合的に考えまして、結果的に現在導入に至っていない、そういう状況にあります。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 平成15年3月議会、10年前ですけれども、生ごみ問題については、当時の市長は執行部と議会であらゆる角度から検証する専門の協議の場を可及的速やかに設置すると文書を読み上げて議会に約束されたものです。それが結果としていろいろあって履行されずに、生ごみの堆肥化が恒常的に現方式で固まったというふうになっております。

平成18年のバイオマスタウン構想でも、もう生ごみ処理等処理問題はもう既に実現していると

いうふうに認識されております。私自身も現方式でこのバイオマス事業として認められ、堆肥はサラダタマネギづくりに大きく貢献していることは認めた上での質問ですけれども、売電に有利な固定価格買取制度がスタートした今日、狭い道路を遠くまで運び処理する方式を見直して、日田市のようにメタンガス発電をして売電、同時に堆肥をつくる方式が環境首都水俣に合致する方式ではないかと。委託先の企業と協働でいいし、委託してもいいし、そういうことを検討する考えはないかということで質問して終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 日田市のようなメタンガス発電に追随するものがないのかというような御質問だったと思いますけれども、やはり環境首都水俣としましても、やはりそういう生物資源の再利用というのは十分に考えていかなければならないというふうに思っておりますので、原料をどのようにするのか、量をどのようにするのか、どのような方式で処理をするのか、その辺の可能性を含めまして研究をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、午後2時45分まで休憩します。

なお、本日は東日本大震災が発生して2年目に当たることから、午後2時46分のサイレンに合わせ黙祷を行いますので、2時45分までには着席をお願いします。

午後2時31分 休憩

午後2時47分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田 斉君登壇）

○福田 斉君 こんにちは。

新政同友クラブの福田斉です。

きょうはこの本会議場にも国旗に黒い布がかけてございます。ここに、改めて東日本大震災によって犠牲となられた方々とその御遺族に対しまして哀悼の意を表します。

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震は、人間の想像を絶する大津波となって岩手、宮城、仙台の3県を初め東日本沿岸に襲いかかり、大きな爪跡を残しました。とてつもない黒い大きな波の壁となって押し寄せた平成の大津波は、長年人々が築き上げてきた平和な港町をなめ尽くし、多くの市民が犠牲となりました。建物を破壊し

尽くし、人も車も田畑も押し流し去り、平和な町並みは一瞬にして瓦れきの廃墟と化しました。さらに福島では東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、東日本は目に見えない恐怖にさらされることになりました。

2年前、テレビ画面を通して見た我が目を疑うような、あのときの悲惨な状況が鮮烈に記憶として今でもよみがえってしまいます。全ての日本国民が被災され、そして犠牲となられた多くの人々の悲痛な思いを決して忘れることはできません。

安倍新政権による被災地復興の加速化を大いに期待し、そしてこの日に当たり、改めて犠牲となられた方々の御冥福を深くお祈りいたします。

それでは、順次質問に入ります。

まず初めに、大きな1番、総合体育館周辺の都市整備についてであります。

国道3号線を沿道に抱える天神町、大園町には大型の公共施設が集中しております。各種屋内スポーツ大会のメイン会場としての総合体育館やプール、緊急の避難空間でもある浜グラウンド、そして県南地域の中核医療を担う総合医療センター、その高度医療設備の充実や医療スタッフ体制に支えられた医療センターには、水俣市のみならず、他の自治体から多くの患者や家族の方屈が通院され、ますますその重要性が増しております。

3月には建てかえられた西館の落成式展が行われます。総合医療センターの充実による今後ますますの流入人口増加を期待し、ひいては市内での消費増加につなげる施策も重要かと考えます。そういった将来を展望する上で、公共施設を中心とした周辺の都市計画見直しがますます重要であるとの認識から、以下4点について質問します。

①、将来に向けた総合医療センターの今後の工事計画について質問します。

②、浜グラウンドの駐車場化について検討はされたのか、また旧三中の施設の現在の管理状況について質問します。

③、旧三中グラウンドの市民運動場化については検討されたのか質問します。

④、周辺の都市計画はどうなっているのか質問します。

なお、これら4項目の質問については、私は二度、三度と提言も含め取り上げてきたものであります。ばかの一つ覚えのようにグラウンド化とエコパーク前駅は何遍も言い続けてきたものでございます。だまされたと思ってやってみろというような思いもございますけれども、午前中の西田議員も三中グラウンドにつきましては取り上げておられます。やっとならぬ議員が出てきたのかなと、一緒に実現して頑張ってみましょう。

市の将来像を描く上で非常に大切であると認識しておりますので、執行部にあっては、過去の答弁と同じと捉えられないような前向きな発言を求めたいと思います。

次に、大きな2番、おれんじ鉄道沿線の活性化についてであります。

御存じのように、あの東日本大震災発生の次の日に開業となった九州新幹線に伴っておれんじ鉄道が生まれました。現在、赤字路線解消の努力が沿線自治体で行われております。熊本駅から鹿児島中央を結ぶ路線には30の駅がございます。ちょうど真ん中のへそとなる位置の駅を持つ水俣沿線には大いに期待できるものがございます。

エコパークでは通年の道の駅の運営や各種スポーツ活動や大会の実施、定着してきた各種イベント、同じエリアには環境体験学習や水俣病資料館の存在などすばらしい海の景色とともに水俣市の大きな観光の宝であり、おれんじ鉄道沿線周辺の恵まれた立地条件を生かさない手はございません。

そこで、(1)の公共交通による利便性の向上についてであります。

- ①、新鉄道車両の改修とはどういうものか、どのような効果を期待して行うものか。
- ②、新駅計画はその後どうなったのか。
- ③、おれんじ鉄道沿線の広域観光連携というものをどのように捉えているのか。
- ④、集客力のあるエコパークとの沿線の関係をどう捉えているか。

以上4点。

続いて、毎年港フェスティバルへの護衛艦寄港などに伴う市内外の見学者の増加で護岸設備を含むエコパーク周辺が非常に活気づいております。

そこで、関連する(2)、自衛隊等との連携について質問します。

御存じのように、2月にはエコパークエリアの一角である水俣港に海上自衛隊の掃海艦隊群が寄港いたしました。多くの市民も見学のために駆けつけました。午前中の高岡議員の質問にもありましたが、訓練期間中の隊員の方々の上陸に伴い、観光面や市内の飲食店やタクシー乗車など、今までの行政の努力は何だったのかと思えるぐらい、全く近年にない活気が感じられております。

今回の海上自衛隊の訓練実施について横やりを入れる政治団体もありましたが、そのことで水俣市が全てそうであるといった誤ったメッセージが伝わらないよう、水俣市には今後、さらに好意的、かつ積極的な歓迎の意をあらわしてほしいと願ってやみません。

ちなみに午前中出ました掃海艇においては、さきの東日本大震災では、実に146名の御遺体を見つけることができたと聞いております。四方を海に囲まれた我が国土、国民の生命・財産を守る崇高な任務に携わる自衛隊や海上保安庁の人々に対し市民が畏敬の念を抱きつつ、あわせて地元の歓迎の意思と期待を持って、まちの活性化にもつなげていかなければなりません。大きなチャンスでございます。そういった認識に立ち、以下質問いたします。

- ①、自衛隊や海上保安庁に対する宮本市長の認識をお尋ねします。
- ②、海上自衛隊を含めた保安庁などの海上船舶の定期補給母港として水俣港に誘致する考えは

ないか、あわせて質問します。

次に、大きな3番、全国豊かな海づくり大会への取り組みについて。

- ①、過去行われたほかの開催地についてどのように評価しているか。
- ②、開催に向けた熊本県及び水俣市の現在の動きについて。
- ③、水俣で予定されているイベントの内容について。

以上、3点を質問します。

最後に、大きな4番、水銀に関する水俣条約制定についてであります。

このことについては、すったもんだのあげく、私たち議員多数の条約名称反対決議にもかかわらず、国主導でさきのUNEPの会議において条約名が可決されました。

そもそも、初めて条約名称案が私たち市民の前に披露されたのは、時の民主党党首鳩山元首相の水俣での発言でございました。ほかにも普天間の基地については最低でも県外と発言したり、中国に出かけていっては領土問題は存在しないなどと中国寄りに発言するなど、このまま野放しにしておくと大きく国益を損なうような、民主党の中でも最低とも言える御仁でございました。

そういった国の主要な立場に立つ人々にとって、地方の主権者である私たち水俣市民の思いをどれだけ理解できているのか疑問でございます。今回の水俣条約制定の動きの中でかいま見えた国、環境省とのやりとりを検証しながら、以下質問してみたいと思います。

①、昨年12月議会で可決された水俣市議会の水俣条約名称反対の意見書に対し、改めて宮本市長の思いをお尋ねします。

- ②、調印に向けた国並びに熊本県の動きがどうなるのか。
- ③、条約制定に合わせて本市の対応について。

④、これまで国からの数多くの水俣病被害対策事業の補助が行われてきたと思いますが、それらの事業名、事業額、補助率、事業期間など、また今後の国の支援の見通しについて質問します。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、総合体育館周辺の都市整備については副市長から、おれんじ鉄道沿線の活性化については総務企画部長から、全国豊かな海づくり大会への取り組みについては産業建設部長から、水銀に関する水俣条約制定については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 総合体育館周辺の都市整備について答弁を求めます。

田上副市長。

(副市長 田上和俊君登壇)

○副市長(田上和俊君) 総合体育館周辺の都市整備について順次お答えします。

まず、将来に向けた総合医療センターの今後の工事計画についてお答えします。

先ほどの高岡議員の御質問でもお答えしましたとおり、現在の西館は昭和44年に建てられたもので、国の耐震基準を満たしていないことから、入院患者様に対して安全な医療の提供を行うため、また、災害発生時に救急医療の提供を行う災害拠点病院としての機能強化のため、平成23年度から医療センター西館の建てかえ工事を行っており、平成25年2月末に1期工事が竣工しているところでございます。今後、本館の改修や旧西館の解体、渡り廊下棟建設などの2期工事に着手し、平成25年度中には一連の事業が完了する見込みとなっております。

この西館の増改築事業により、救急センターや外来化学療法センター等が整備され、地域の急性期医療を提供する体制を充実させることができると考えております。また、旧西館の解体後に立体駐車場の建設を計画しており、平成25年度予算に建設工事費を計上したところでございます。

将来に向けた工事計画につきましては、医療センターには、平成元年度に竣工した本館及び東館、平成16年度に竣工したりハビリ館などが現存しており、将来的には本館などの改修や改築の検討が必要になってくると思われませんが、道州制の動向や医療圏の人口推移などを勘案し、医療センターに求められる医療機能を見きわめ、その将来像を慎重に検討したいと考えております。

次に、浜グラウンドの駐車場化について検討したか、また、旧三中の現在の管理状況はどうかとの御質問についてお答えします。

浜グラウンドの駐車場化につきましては、昨年3月定例会で御質問された際にもお答えしましたが、現在、浜グラウンドは、グラウンドゴルフ、少年野球、ソフトボール等で年間約2万人の方に利用いただいていること、また、災害等が発生した場合には、避難場所等として使用することも考えられることなどから、現状での活用が適当であると考えております。

旧三中の現在の管理状況ですが、旧校舎につきましては、現在、教育施設として教育委員会で管理しております。グラウンドと体育館につきましては、旧第三中学校廃止後は第一中学校が管理しておりましたが、利用者の利便性向上と効率的な施設管理を推進するため、25年度からは市体育施設に移管する予定としております。

次に、旧三中グラウンドの市民運動場化について検討はしたかとの御質問にお答えします。

旧第三中学校の跡地利用に関しましては、前回の質問の際に答弁させていただきましたように、いろいろな活用方法が考えられるのではないかと考えております。所管課だけでなく、全庁的に検討しなければならない問題であると考えておりますが、まだ具体的な検討には至っていない状況です。

次に、総合体育館周辺の都市計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

総合体育館周辺の都市計画上の施設としましては、総合体育館及び浜グラウンドを含む浜公園が都市計画公園、浜グラウンドと総合医療センターの間の道路が都市計画道路天神港町線として都市計画決定されております。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 先ほども言いましたようにですね、これらについてはもう何遍も取り上げておりますので、ちょっともう一度整理してみたいと思います。

まず医療センターの駐車場問題、それと三中の跡地利用、これを結んだところで私はいろいろ考えてきていたわけなんですけれども、前回の議会での答弁にも重なりますけれども、駐車場についてはちょっと集計しております。工事前の台数が262台、工事中が250台プラス、これが今現在ですね。それと工事後、これは立体駐車場ができ上がった後かと思えますけれども、272台ということで、ほぼ均衡して、まあ駐車場に関しては満足できるというような計算上は思っているんですけど、私が思うところは平成25年度の予算にも計上してあるかと思うんですが、まず立体駐車場を建設予定であると、西館を解体した後にですね。これについて工事金額がおよそ1億円と、ここで疑問に思うのは、この1億円かけてやると、必要なんでしょうけれども、ああいった建物は特殊な建物であって、当然水俣市外の業者が落札するんじゃないかなと、そういうことを考えたときに、そういった1億円の効果が水俣にどれだけ還元できるのかなという疑問もございます。

それと、もう一つは、駐車場を、職員あるいはそういった医療スタッフの方々の駐車場は現在、体育館のプールの向こうのほうにつくってございます。工事後も、やはりそこにセッティングされるような感じなんですけれども、こういう緊急の医療とか、あるいは夜勤者のスタッフあたりが一番遠いところに車をとめるというこの考え方ですね。これも問題があるんじゃないかなというふうな形でございます。

それと、もう一つ、前回提案させていただいたんですが、やはりこれだけ医療センターに多くの人たちが寄るということは、一つの集客能力が高いということですから、そういった人たちをいかに1時間でも2時間でも水俣に滞在していただくということによってお金が落ちる、あるいは商店街まで流れるとこういうことを考えると、コミュニティー的な農産物を販売するとか、物品販売も兼ね備えたエリアが必要じゃないかなと。これは円卓会議でも指摘されたことだというふうに私は思っているんですけど、そういった場所も含めたところの駐車場が必要じゃないかなと、私はそういうふうに考えておりました。

そういう中で、もう1点、次に、三中についてなんですけど、質問のほうはちょっと後でまとめます。三中についてですけども、御存じのように、概算なんですけど、浜グラウンドの面積が九千二、三百平米、第三中学校が校舎を除いた広場が約1万2,000平米ということは、浜グラウン

ドの広さがすっぽり入って、なおかつ2,000平米近く余ると。配置の関係もあるかと思いますが、けれども、そういったところに市民運動場的なやつを持ってきて、浜グラウンドと入れかえて、浜グラウンドは医療センター専用の駐車場に持ってくるというような捉え方で私は都市計画で検討する必要があるんじゃないかならうかと私はずっと考えておりました。これについては、予算が伴うということは必ず言われます。しかし、予算が伴うからこそ2年、3年、5年、10年先のまちづくりというのをぜひ執行部の責任ある方々は描いてほしいと、金はないけれども、今のうちに都市計画だけは描いてほしいなという思いが、強く思っております。

そういう中で、ちょっと質問を上げてみたいと思います。まず医療センターの仮設の駐車場ですけれども、今年度まで工事があるということですが、いつまで今のままの状態で行われるのか。それと、コミュニティー拠点の整備として、そういった用地的なものは必要と思われるのか、ないのか。今、建物の中で医療センターの中のほうでちょっとしたエリアがつくってあるみたいですがけれども、先ほど私が言いましたような、多くの人が集えるようなエリア的なものが果たして必要と考えるのか、ないのか。

その2点と、もう一つ、三中、これはこの間の説明でもちょっとあったんですが、校舎でちょっといたずらがあってたということも聞いております。これは、非行の痕跡があったということです、非常にゆゆしき問題だなと思っております。前回は私は言ったと思うんですが、あのまま廃墟を建てておくと、そのうち少年の非行の温床になると。たばこを吸ったり、火災につながったり、あるいは不純異性行為が行われたりとか、盗難があったりとか、そういうことが予想されるから早く建物は解体しなさい、解体すべきじゃないかなと言ってたんですけど、ついこの間ですか、そういう非行の痕跡があったというふうに聞いております。この非行の痕跡というのはどういうものなのか。

それと、もう1点、そういう状況が考えられるなら、建物も予算上解体できないというのであれば、せめて3メートル程度でも目隠しを全部してしまうというぐらいのことをやっぱり考えるべきじゃないかなと思っております。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

渚上総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（渚上茂樹君） 仮設工事の期間ですけれども、平成26年の3月までを予定しております。それで一応、浜グラウンドのほうで駐車場をお借りしている状況です。

コミュニティーエリアという話ですけれども、浜グラウンドがコミュニティーエリアになった場合ですけれども、私のほうは駐車場として使えれば使っていきたいなということで、ぜひ利用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 三中の校舎等については12月末でした、侵入がございまして、中学生、高校生も1人入っておいりましたけれども、数名入りまして、ガラスを割って侵入をしております。そして、学校をあっちこっち器具をさわっております、破壊はございませんでしたが、あとインクみたいなやつもいろいろこぼしたり、あるいはたばこ、それからスプレーを若干色つきのカラーペイントをまいていたということで、建物の被害はございませんでした。ただ、今言われましたように、非行の温床になっていくということは実は当初から危惧しておったことですが、非常に残念な状況で、犯行自体はわかりまして、その子たちについては処分が学校等ではきちんとなされておる状況でございます。

目隠しをしたほうがいいんじゃないかということだと思いますけれども、ちょっと費用もかかるということで、今初めてお聞きいたしましたので、検討をしてみたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 宮本市長は教師の出でございますので、おわかりかと思うんですが、やはり学校の中でガラスが1枚割れたら、あるいはドアが1枚破られたら、すぐ対応しなければいけないということは私も聞いております。やはりそれが一つの切り口になって、だんだんだんだん非行が広がっていくと。先ほどの三中の廃墟のそういったちょっとしたことでも、それをやっているとどんどんどんどん広がってくると。あそこの周辺には静かな住宅地が広がっているんですね、ただでさえ三中がなくなったというだけで寂しい思いをされているのに、そのうちに不穏な動きをする子どもたちとか、あるいは大人が昼間でも夕方でも見えてきたら、そのうち市役所のほうに対して苦情が来るんじゃないかなというふうに思っております。これはひとつ真剣に考えていただきたいというふうに思っております。

それと、グラウンドの件なんですが、先ほど、浜グラウンドのほうでサッカーとか少年野球あるいは私たちの近くの大園地区の方たちがグラウンドゴルフの練習をやっておられます。確かにいい空間ではございます。西田議員も言っていましたけれども、芝、人工芝ですか、私は天然芝がいいと思っておりますが、ああいうところに本当にもっといい環境をつくってあげたほうがいいんじゃないかなと思っております。決して、浜グラウンドから向こうに行くのがどうかというんじゃなくて、今の浜グラウンドよりももっといい設備をつくってあげるんだよというような思いが必要じゃなかろうかというふうに思っております。これは、まだ私もずっと継続して注目していきたいと思っておりますので、ぜひこのことについては総合的な都市計画ということで、あそこら周辺のゾーンをどうやって描いていくかということを主眼においていただいて、継続して検討していただきたいというふうに思っております。これは5年かけても10年か

けても、ぜひ実現してほしいなと思っております。これについて何かございましたら。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 福田議員の非常に何回も総合体育館周辺の都市整備について質問がありましたので、私のほうも浜グラウンドの生い立ちというか、それをちょっと調べてみました。

これは、浜グラウンドの整備は昭和34年、浜運動公園の運動場として市営プールと一緒にできております。多目的運動場として完成しています。その年に水俣市体育協会が設立されております。その年の8月には、大会名を総裁の高松宮妃殿下を迎えて全日本総合ハンドボール大会が行われております。そういうこともあります。それと、また翌年には第15回国民体育大会が開催されて、浜グラウンドでハンドボールが開催されています。

それと、現在では、先ほど議員も言われましたけれども、2万人近くのスポーツ、またいろいろな憩いのいろんな行事もされております。また、水俣市立総合医療センターでは、水俣・芦北地域の災害発生時に救急医療の提供を行う災害拠点病院ということで今指定されていまして、基本的な考え方としては、病院機能だけではなくて、都市計画機能、それと災害対策機能も全部含めたところで、浜グラウンドはいろんな活用の仕方があるんじゃないかと考えております。例えば緊急時にそこに仮設の診療所を建てたり、野営テントとか、そういうのも考えられますので、将来的にはいろんなまた医療環境とか都市計画の環境が変わっていくかと思えます。現在のところ、舗装とか、そういうコンクリートで詰めない、いろんなことで対応できるような、また臨時的な医療センターの駐車場として使われるような、そういう整備を今のところ、それが必要じゃないかということで考えておりまして、将来的には議員が言われたような形で、都市計画も含めて、道路も含めて検討しなければいけない課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、おれんじ鉄道沿線の活性化について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、おれんじ鉄道沿線の活性化について順次お答えします。

まず、公共交通による利便性の向上について、新鉄道車両の改修とはどういうものか、どのような効果を期待するののかとの御質問にお答えします。

車両の改修については、肥薩おれんじ鉄道が観光列車として改造する車両で、名称はおれんじ食堂といいます。この観光列車のコンセプトは、変わり行く美しい九州西海岸を眺めながら、ゆったり、のんびり、スローライフを満喫する旅が楽しめる快適な空間の演出であります。車両デザインは、ホテルのロビーやカフェレストランをイメージしており、車内に設けられたキッチ

ンから沿線の旬の特産物を使用した料理や飲み物が提供されます。また、車内にはカントリーミュージックなどの心地よい音楽が流れるなど、利用者の五感を呼び覚ます新たな九州西海岸のちょっと贅沢な九州の旅を楽しむことができます。

車両は2両編成で、1号車がダイニング・カーで、沿線の旬な食事や飲み物を景色とともに楽しむ車両となっており、2号車はリビング・カーで、海側を向いたテーブル席や2人旅を楽しめる半個室などゆったりとした旅行を堪能する車両となっています。

運行開始は、今月24日で、通常は金・土・日・祝日に運行し、春休み・ゴールデンウイーク、夏休み、冬休みはほぼ毎日の運行となります。また、貸し切りでの運行もできます。

運行区間は、新八代駅から川内駅までの10駅にとまり、新水俣駅と水俣駅にも停車します。1日3便の運行で、水俣駅では約14分停車して、駅マルシェを実施し、乗客の皆様には水俣の特産物などの販売を行います。また、湯の鶴の鶴の屋から食事の提供を行うなど、水俣の旬なものを提供していきます。

期待される効果としては、肥薩おれんじ鉄道によりますと、おれんじ食堂の年間の運行本数で定期便630本、貸し切り列車40本、年間乗客予想数は乗車率70%として乗客1万8,900人、運輸収入8,000万円、物品販売等で1,000万円の合計約9,000万円の売り上げを見込んでおられます。

本市といたしましては、おれんじ食堂の運行によって、これまで水俣を訪れたことがなかった新たな観光客を獲得する絶好の機会と捉えており、この観光列車の利用とあわせて、ぜひ多くの方に湯の児・湯の鶴温泉に宿泊していただければ、水俣の経済活性化につながるものと期待しております。

次に、新駅計画はどうなったのかとの御質問にお答えします。

肥薩おれんじ鉄道の新駅計画については、昨年3月市議会で福田議員の御質問に答弁いたしましたとおり、エコパーク及び南福寺の2地区を想定したところで検討しましたが、まずは既存駅である水俣駅の老朽化がかなり進んでいることから、当面の対応として水俣駅の改修を急ぎたいと考えております。

今議会に平成25年度予算として計上させていただいておりますが、水俣駅が水俣の玄関口としてふさわしい駅となるように改修することで、観光列車おれんじ食堂とさらなる連携を図ることができ、水俣の活性化につながるものと考えております。

新駅につきましては、水俣駅の改修の後に、エコパークへの誘導や観光政策との連携も図りながら、中期的な課題として検討していきたいと考えております。

次に、沿線の広域観光連携をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

肥薩おれんじ鉄道は、九州新幹線と並んで公共交通機関を使って水俣市を訪れる観光客にとって重要な交通手段となっております。おれんじ鉄道を利用し、ゆったりとした観光を楽しむ観光

客は、不知火海を初め風光明媚な景色をじっくり堪能することができますし、沿線のそれぞれの駅での物産品の購入なども楽しむこともできます。さらに、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、観光列車おれんじ食堂が今年24日から運行しますので、今まで以上に多くの観光客に御利用していただけるものと期待しております。

このようなことから、本市においては、昨年から出水市と観光協定を締結し、お互いの市の観光地やグルメなどを紹介し、出水に来た観光客に水俣にも足を運んでいただけるような取り組みを推進してまいりました。また、昨年は10月から12月にかけて、みなまた・あしきた海老いろ色フェア、北薩摩いろ色お肉フェアを水俣・芦北地域と鹿児島県の北薩摩地域が連携して誘客活動を実施しております。

さらに、本市では、おれんじ鉄道に働きかけ、おれんじ鉄道沿線のみならず、熊本市内あるいは鹿児島市内からの誘客を目的として、昨年11月から、おれんじ鉄道の1日フリー乗車券と湯の児温泉または湯の鶴温泉での昼食グルメと温泉入浴をセットにした水俣湯の児・湯の鶴日帰り美食切符を旅行商品として開発し、販売しております。問い合わせも多く、3月8日現在で実績及び予約数を含め221名の利用状況であり、大変好評であるとお聞しております。

このように、水俣市のみならず沿線市町と連携し、多くの観光客に水俣に来ていただけるよう取り組みを推進しております。

次に、集客力のあるエコパークとの関係をどう捉えているのかとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣には、水俣病資料館を初め、熊本県環境センター、水俣病情報センターなどがあり、熊本県を代表する環境学習の拠点となっており、また、熊本県を代表するバラ園がありますので、多くの見学者や観光客が訪れています。また一方で、ソフトボール、野球、サッカー、陸上競技場やテニスコート、グラウンドゴルフ場も整備されており、さまざまな大会が毎週のように開催されております。それらの観光客などがエコパークを訪れる場合、公共交通機関を利用する場合は、肥薩おれんじ鉄道水俣駅で下車し、産交バスや南国交通バス等に乗りかえて来ていただくことになります。

そこで、エコパークへおいでになる観光客等の利便性を向上させるためには、エコパーク周辺の新駅設置が課題になると考えますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、水俣駅の改修の後に、中期的な課題として検討してまいりたいと思います。

次に、自衛隊等との連携についてのうち、自衛隊や保安庁に対する認識はどの御質問にお答えします。

今日の国際社会においては、北朝鮮の核開発、ミサイル発射や中国との尖閣諸島問題など、国際的な安全保障環境は複雑化し、不確実なものとなっております。このような状況の中においては、外国からの侵略に対し、我が国を防衛することを目的とする自衛隊や海の警察としての海上

保安庁は重要な役割を担っているものと認識いたしております。

また、東日本大震災など、ここ数年多発している自然災害発生時の被災者の救援や災害復旧にも多大な貢献をされており、本市においても、平成15年に発生した土石流災害において自衛隊の皆さんの働きにより、早期の搜索や救援が図られたものであると考えております。その他にも、恋龍祭りなまた港フェスティバルなどにおいて、自衛艦が水俣港に入港し、一般公開などさまざまなイベントが開催されることで、交流人口の増加にも寄与していただいていると考えます。

次に、海上自衛隊を含めた海洋船舶の定期補給母港として誘致の考えはないかとの御質問にお答えします。

議員の御提案の誘致につきましては、定期的に船が水俣港に入ってくることにより地域の活性化につながるのではないかと思いますので、その条件や可能性等について調査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 水俣駅の改修ということで、去年は聞いてなかったことなんですけど、いつの間にかエコパークよりも先に持ってきて、すりかわったような印象を受けております。

私的には、私がまだ新しい車両にも乗ったこともないし、見たこともない、そういう人間が言うべきことじゃないんでしょうけど、やはり先ほどから出ていました、エコパークを中心とした流動人口の核を、これは非常に大切というふうに思っております。

水俣駅でおりて産交バスに乗ってというようなこと言われましたけれども、いっそのこと、エコパークの前に駅をつくれればよかじゃなかかいと、こういうふうに思っております。そこは新駅ができた後に、またそっちのほうの検討に入るということで、一日も早い希望するわけですけども、そういうことで利便性の向上ということに力を入れるのが一番いいんじゃないかかろうかと思っております。

そういう中で、ちょっと御紹介いたしますけれども、これも前回言いました。くま川鉄道ですね、これはエコパーク前に駅をつくったと仮定してですよ、くま川鉄道で熊本に出ておれんじ鉄道に乗りかえたら、人口3万5,000人の人吉市、これから水俣市に観光客が呼べるんですよ。そして、JRの肥薩線で一旦八代に出てからおれんじ鉄道に乗れば、人口12万8,000人の霧島方面から観光客が呼べるんですね。

先ほど聞きました水俣駅を改装して、停車時間が14分ですか、はい。これ、水光社にも行かならんでしょう、こういう時間はですね。そういうことを考えれば、これはおれんじ鉄道会社が考えたことでしょうかから、全体の沿線の駅の発展を願ってこういうことやるんでしょうけども、やはり私たちは地元の自治体が、いかにそれが地元の利益につながるかということを考えれば、強

引にでも自分のところに駅をつくってくれというようなことをプッシュすべきだと私は考えます。これについてはもう質問しません。

自衛隊についてのことでございます。認識を伺ったわけです。もう少し、ウエルカムの思いが弱いような印象を受けております。これは、私だけかも知れませんが、耳にする部分もありますので、市長はどこの政党や団体、あるいは九条の会とかですね、そういった日教組とか、気にはしておられないんでしょうけど、何かそういったところに配慮、あるいは気にされて、なかなか、どんどんどん前に出て来られないんじゃないかなという印象を受けております。

私も今回ですね、掃海艇のときに初日も中日も最後の艦上レセプションも参加させていただきました。なかなか、そこで市長とお会いできたのは最後の艦上レセプションのときだったんですが、やはり挨拶の中にも、いい挨拶されたんですが、少しちょっと物足りないなど。その後のお酒が入った後も、本当はリップサービスでいろんなそういった立場の自衛隊の方たちと意見交換して、ぜひ来てください、そういったウエルカムの思いをされたらよかったんじゃないかな、私だけそう感じたのかもかもしれません。

せっかくですので、少々長くなりますけれども、改めて自衛隊組織について御紹介してみたいと思います。質問は最後に行いますので。

余談ですけども、私はある議員から、自衛隊オタクとやゆされましたが、私も自衛隊募集相談員の一人として知り得る知識でちょっと御紹介したいと思います。

ちょっと長くなりますけれども、平成15年7月20日、宝川内集地区と新屋敷で発生したあの土石流災害で貢献された陸上自衛隊は、水俣・芦北・天草方面を管轄する北熊本駐屯地の第8特科連隊第5大隊総勢約300名の自衛隊であります。水俣・芦北・天草方面ですね、限定してあるわけなんです。このとき、7月20日未明に発生した後、当時の江口市長の要請で潮谷知事をですね、当時の知事を通じて駆けつけた第5大隊の精鋭がこの水俣市に到着したと。そして7月26日の午前10時の撤収に至るまで、その機動力を発揮されて懸命な搜索活動に当たられたということは皆さん御存じのことかと思えます。

海上自衛隊にありましては、ちょうどおおよどの乗組員の方々が前日たまたま停泊中でしたので、いち早く現場に駆けつけておられます。そして、2年後には、そのおおよどの乗組員の方々が慰霊碑に手を合わせられていたということが新聞にも大きく掲載されております。これはもう御存じのとおりでございます。そして海上保安庁におきましては、巡視艇やヘリによって海上搜索活動に当たられたと、ちょうどあれからことしで10年になります。災害の教訓を忘れてはいけないわけですね、当然でございます。喉元過ぎれば熱さを忘れるということではございませんが、当時の本当にあの悲惨な記憶とともに、救出活動に当たった全てのそういった人々への、消防団も含めた人に対して感謝の念も薄れてきているんじゃないかなろうかというふうに、私は

ちょっと感じております。

ついこの間、私は副議長で、議長代理で3月3日の北熊本にある第8特科連隊の記念式典に出席させていただきました。赤司事務局員も一緒だったんですが、懇親会の席上で、あの当時お世話になった第5大隊のテーブルのほうに行きまして、私は当時の方々にお会いして、本当に水俣の市民の一員としてお礼を述べる機会がございました。全く向こうもこっちも覚えていないんですけども、水俣に来ていただいた方、誰ですかと言ったら、本当に若い人たちも結構おりました。

ここで質問です。宮本市長、今後、何らかの機会があれば、ぜひ第8特科連隊に直接出向かれて、連隊長にでも会われて、首長の立場として、当時の水俣へのそういった支援の感謝の言葉と、そして今後、さらなる水俣市に対しての防災支援と、そういったものをお願いされたらどうかと、そういうふうに思っております。それが水俣市を代表する市長の積極的な自衛隊等に対するウエルカムスタンスと受け取ってもらえるんじゃないかというふうに思っておりますので、いかがですか。

それと、あと1点、掃海艇訓練がございましたけれども、これは年に4回あるそうでございます。そして、大相撲で言う最終場所が今回開かれた八代海域での掃海訓練だったそうでございます。自衛隊の幹部の方が言うておられました。本当にこの八代海は環境がすばらしいと、だからぜひ、今後も水俣のほう、こちらのほうで八代海沿岸でできたらいいなというふうに言われておりましたので、そういったことに対して積極的にまた誘致に向けて動いてもらえるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、福田議員のお話をお聞きしながら非常に熱い思いでいらっしゃることは十分受けとめさせていただきました。私もこれまでの動きですけれども、毎年商工会議所の会頭の方々と佐世保のほうには行かせていただいております。恋籠祭に絡んでの要請あるいはお願い、お礼を含めて毎年行かせていただいております。

それから、第8特科連隊には最近は行っておりませんが、過去二度ほど行かせていただいております。今、議員がおっしゃいましたように、確かに平成15年のときの土石流災害で、そういった自衛隊の方々の動きを見ながら、本当に身につまされるといいますか、すごい働きをされるんだなと。もしそういったのがないとするならばどうなるんだろうかなと一瞬思うようなことももちろんございますし、私が何年前にも、水俣川が増水いたしまして、もう危うくなりましたときに、自衛隊の要請を凶ったところがございますけれども、直ちに駆けつけていただいたということで、市民の皆さん方には本当にそういった意味で安心・安全を保ったのではないかなと思っております。

それから、福田議員が先ほどおっしゃいましたけれども、出水でありました掃海艇の艦上でのレセプションのときでございますが、挨拶をさせていただきました。そのときの挨拶の内容でございますけれども、軍指令がおっしゃった言葉を引用させていただいて挨拶をさせていただいたところでございます。軍指令がおっしゃったのは、戦争を好む者は誰もいないんだというようなことを言われました。そして、ただ毅然とした態度・体制は保っておかなければならないというような言葉を、これは水俣のレセプションの中で軍指令がおっしゃったところでございます。

そういったお話をお聞きしながら、やっぱり国民を守るという強い思いを持っていらっしゃるんだなというようなことは、ここで感じたところでございます。

議員が今おっしゃいますように、やはり国民の安心・安全を確保するためには必要に応じてはお願いにもいかなければならないし、感謝もしなければならぬのではないかなと、そのように思っております。引き続きそういう気持ちで進めさせていただければと思います。

○議長（真野頼隆君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 掃海訓練の誘致ということでございますけれども、先ほど高岡議員の御質問にも答えさせていただいておりますが、確かに議員がおっしゃいますように、八代海というのが、非常に40メートル以内と比較的浅く、海底に魚礁などの障害物も少ないということで、非常に恵まれた最適な海という形でされております。ただ、これは当然、航行が制限されるとか、そういうこともございますので、漁協等の同意が要るとか、いろいろ条件がございます。ですから、今後、引き続き行われるかどうかわかりませんが、行われた場合には、当然歓迎の意というのは示す必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 3回目でございます。

今月の3月16日、水俣・芦北地域出身の自衛隊新人の入隊激励会が行われます。津奈木のほうでございます。ことしは10名入ります。10名の新人のうち5名が水俣出身者でございます。ことしは非常に成績がよかったということで、5名の方が水俣出身と。激励式典会場は毎年、芦北、津奈木、水俣市の持ち回りでございます。そういった中で、芦北と津奈木の会場の使用料は無料でございます。水俣市だけは有料となっているんですね、1時間当たり数百円ですから、せいぜい1,000円ちょっとぐらいのものでしょうけれども、これも私は違和感を感じるわけですね。前からそうだったからということでそのままなのでしょうけれども、本当にそういった、ちょっと違和感を感じております。

そういった自衛隊の家族のバックアップとして父兄会があるのは御存じかと思っておりますけれども、大体水俣・芦北総勢72名ぐらいだったと聞いておるんですが、本当に先ほど答弁でもありま

したように、恋龍祭とか、総おどり等々でもいろんな行事にこの父兄会の方たちは参加されております。これは熊本県内でもトップクラスという評価があるそうでございます。

今回の掃海艇が来たときには、私も行きましたけれども、百間港の岸壁に父兄会の方々が歓迎の横断幕を掲げておられました。そのようにいろんな場面で父兄の方々も頑張っておられます。今後は市長も、もしそういう方を見られたらお声をかけていただきたいなど、本当に寒い中で、あの広過ぎるぐらい広いんですから、本当に端から見たら片隅みたいになんか見えないわけですね、そこに何十人かの父兄会の方たちが寒い中で一生懸命手を振っておられる、ああいう姿は非常に私は感動を覚えます。ぜひ、市長もそういったときにはお声をかけていただければいいなというふうに私は思っております。

それで、ちょっと質問なんですけど、先ほど私が言いました違和感を感じると言っていたんですけども、水俣だけが無料じゃないと、そういう現状についてどう思われるのか。

それと、先ほど連隊長への表敬ではありませんけれども、ついでにですね、もし今度行かれたら、水俣出身の隊員たちとそういった自衛隊の食堂で一緒に食事でもとっていただきながら、そういった地元出身の隊員たちに声をかけていただいて、励ましていただいて、期待しておるぞというようなお声をかけていただければ、地元の父兄会の人たちも励みになるんじゃないかなというふうに感じておりますので、いかがか、どう思われるのか。この2点について最後お尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 会場の件につきましては、私も今ちょっと初めて知ったような状況でございますので、減免できるかどうかということをご検討させていただければと思います。

それから、隊員の励ましあたりをするべきではないかということでございますので、できる範囲内で精いっぱい努力をさせていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、全国豊かな海づくり大会への取り組みについて答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、全国豊かな海づくり大会への取り組みについて順次お答えします。

まず、過去の開催地についてどのように評価しているのかとの御質問にお答えします。

平成23年度の鳥取県大会と今年度の沖縄県大会は、担当職員や実行委員会関係者が視察を行いましたので、この2大会について評価といいますか、感想を述べさせていただきます。

これまでの大会では、大会前日の歓迎レセプション、当日の式典行事、海上歓迎・放流行事は

県庁所在地やその近郊都市で実施されております。大会と同日開催の物産展等の関連行事については、主催である県及び既存の団体が主体となり実施されております。熊本県大会では、放流行事が水俣市、熊本市、天草市の3会場で開催されることが、これまでの大会との大きな相違点でございます。

大会の構成が異なりますので、単純な比較はできませんが、鳥取県大会の鳥取市の例を見ますと、前年度予算額は622万3,000円、当該年度の予算額は県への負担金等を含めて6,768万4,000円となっております。関連行事イベントは大会当日に実施されておりますが、会場は式典・放流会場から5キロ程度の市街地近郊の運動公園施設を利用して行われ、式典・放流会場や中心駅の間はシャトルバスが運行されたと聞いております。

関連行事イベントの内容としましては、さかなくんトークショーなどのステージイベント、水産業パネルや漁具・漁法の企画展示・体験エリア、屋外では水産加工品、名物料理の販売や食のみやこフェスタとして近隣市町、関係団体から100店舗以上の出店があり、招待者を含め多くの来場者でにぎわっていたということです。なお、式典、放流行事以外の事業としては、県の主催による植樹活動、環境美化活動、水産振興活動が実施されております。

昨年11月に開催されました沖縄県大会の糸満市の平成23年度の予算額は2,038万円、平成24年度の予算額は1億570万2,000円となっております。式典行事、海上歓迎・放流行事ともに糸満漁港の近郊で実施され、それぞれの会場と主要な駅等の間はシャトルバスが運行されておりました。関連行事イベントとして、道の駅及び隣接する公園で、企画展示、体験、物産販売のほか、沖縄県出身の芸能人等が出演するステージが開催されており、多数の人が来場されておりました。

鳥取県大会、沖縄県大会両大会ともに、ステージイベントや物産展等については、郷土芸能や特産物を発信するとともに、来場者が楽しむことができるすばらしいイベントとなっております。

水俣市で関連行事イベントを開催する場合は、限られた規模の中でどれだけ多くの方々に来場していただけるか、いかに楽しめるイベントにするか、いかに本大会の趣旨を理解していただくかが重要なことだと考えております。また、招待者の水俣市近郊での宿泊は、客室の構成や警備の面から困難と思われ、さらに水俣市近郊の人口規模からも、大会当日の集客を図るためには努力が必要であると考えております。

今回、このような絶好の機会が与えられたところでございますので、大会を成功させるとともに、1回限りのイベントで終わらせることがないようにしなければならぬと思っております。

過去の大会に劣らない大会をつくり上げるためには十分な事業費が必要となります。大会の周知と機運の醸成を図るさまざまなイベントをとり行うための予算を本議会に提案させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、熊本県及び水俣市の現在の動きについてお答えします。

まず、熊本県の動きについてですが、全国豊かな海づくり大会の行事として、式典行事、海上歓迎・放流行事、関連行事、絵画・習字優秀作品展及び歓迎レセプション等が計画されておりますので、県事務局ではそれぞれの行事におけるプログラム、出演団体やアトラクション、会場レイアウトなどについて検討がなされております。これらの行事計画のほか、招待者計画や宿泊・輸送・駐車場及び映像中継計画などについての詳細な内容を盛り込んだ実施計画案を関係機関と協議しながら作成されていると伺っております。

また、水俣市の動きについてですが、10月の本大会の周知・広報及び機運の醸成を図るため、事務局において複数のイベントを企画し、実施に向け詳細な内容について検討しているところでございます。漁協、農協、商工会議所、観光物産協会、森林組合等に加え、芦北町、津奈木町にも御加入いただいた水俣市実行委員会の専門委員会では今後協議を行い、その結果を4月に開催予定の実行委員会に諮り、事業を実施していくこととなります。また、県事務局で実施される海上歓迎・放流行事等の実施計画に関する会議等に参加し、意見交換をするなどして連携を図っているところであります。

次に、予定されているイベントの内容についてお答えいたします。

現在の段階で、全国豊かな海づくり大会水俣市実行委員会の事業として企画しているイベントは、まず、エコパーク水俣の親水護岸での放流行事開催を記念して、同所を会場とした大花火大会を実施し、隣接する潮騒の広場においては、水俣・芦北の魅力ある特産品や食材を楽しめる夜市を開催する予定です。また、水俣市漁業協同組合が久木野地区に所有する漁民の森において、山から海へのつながりを感じていただくことを目的に、熊本県及び水俣市、津奈木町、芦北町で毎年実施している植樹祭をバージョンアップした水源の森づくりを計画しております。さらに、水俣の海の再生を広くPRすることを目的とし、水俣市で最も漁獲量の多いシラスを使ったレシピを募集した後、優秀作品を決定し、グランプリ作品は、本大会と同時開催予定の物産展で、限定ふるまいをする予定です。

平成25年10月26日、27日の大会当日には、関連行事としてエコパーク水俣において水俣・芦北地域の郷土芸能団体等によるステージイベントや、水俣・芦北地域の農水産物を初めとする魅力ある特産物を提供する場として物産展の同時開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 もう時間もございませんので、ちょっと要望だけ2点、要望です。

お成り本部というものが立ち上がると思うんですけど、天皇皇后両陛下がおいでになるときにですね。ぜひ市の広報紙あたり使ってやっていただきたいことはあるし、広報として新水俣駅か

ら会場であるエコパーク前までの国道3号線、こういった両方に事業所がたくさんございます。こういったところにはやはり歓迎の意を表する、機運を高めるために祝祭日に日の丸の掲揚をやりましょう、やってもらえませんか的な市の広報紙を出していただけたらなというふうに思っております。これが1点とですね。

もう一つは、先ほどの水俣なんですけど、せっかくの機会ですので、いろんな取り組みの様子をビデオあたりを制作していただいて、簡単なビデオでいいと思うんですけど、川の美化活動の取り組みとか、あるいは元気村とか、いろんな水俣の景色も含めたところで活動の様子をビデオに撮っていただいて、それが結局は放流事業につながったというような一連の、せっかくの機会でございますので、水俣の元気、美しさ、すばらしさを発信するためにもこれを機会にビデオの検討をしていただきたいなというふうに思っています。

これはこれで終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、水銀に関する水俣条約制定について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水銀に関する水俣条約制定についての御質問に順次お答えします。

まず、可決された市議会の反対意見書への思いはこの御質問にお答えします。

市議会での意見書の採択については重く受けとめております。しかし、私としましては、条約名に水俣とつけることについては、水俣市にとっても市民にとっても有意義なものと考えております。水銀条約の採択は、世界で団結し、水銀を規制し、対策を行っていくための大きな第一歩です。二度と水俣病のような悲劇を繰り返さないための条約でもあります。その条約に水俣と名づけることは、世界中の人々に水銀汚染の深刻さを想起させるとともに、日本の環境首都として評価を受けている水俣市に対しても、社会的、国際的な評価の視点が与えられると思います。世界に水俣が発信され、そしてこれまでの水俣病を教訓とした本市の取り組みや、再生に向かって進む姿も、これまで以上に意味を持って伝えられていくことになります。

もちろん条約に水俣と冠することで、差別や偏見、風評被害を生むことを懸念されていることも理解できます。しかし、この外交会議での条約の採択を機会に、厳しい経験をした水俣が今、市民と協働でまちづくりに取り組み、日本の環境首都として頑張っている姿を見せ、また、水俣病の正しい知識を世界中に伝えることができると考えています。そのことは、水俣の責務であり使命であると思いますし、そうすることで市議会の意見書の中で懸念されている風評被害や差別、偏見も払拭されていくものと考えます。

次に、調印に向けた今後の環境省並びに熊本県の動きについてお答えします。

水銀に関する水俣条約外交会議の日程としましては、10月7日、8日行われる外交会議の準備

会合、9日から11日に採択・署名の外交会議が本市と熊本市で開催されます。水俣市においては、外交会議初日の9日に開会セレモニーと現地視察が行われることとなっており、歓迎レセプションも実施される予定です。

環境省はこれらの会議運営のための準備を進めています。熊本県においては、水俣市、熊本市などととも、水銀条約外交会議熊本県推進協議会を立ち上げ、会議参加者の受け入れ準備や広報などを行っています。また、協議会の下に熊本部会、水俣・芦北部会の2つの部会を設置し、各地域でのレセプションやサイドイベントなどのおもてなしや情報発信について、それぞれ検討・準備を進めているところです。

続きまして、条約制定に当たり本市の今後の対応はとの御質問にお答えします。

水俣市では、さきに述べましたように、10月9日に開会セレモニー、水俣市立水俣病資料館やエコパークを中心とした現地視察、歓迎レセプションの開催が予定されています。会議には世界140カ国から800人ほどの方々が参加されると聞いています。そのような中、水俣の情報をどう発信するか、参加者のおもてなしをどうすればよいかなどを水銀条約外交会議熊本県推進協議会の水俣・芦北部会において、関係者や市民の皆様を交えて検討を進めているところです。

今後は、市民の皆様にも広く御協力や御意見をいただきながら、水俣市全体でこれまでに市民協働で築き上げてきた日本の環境首都としての水俣の今の姿を会議参加者の皆様へ伝え、また水俣を感じていただけるよう、検討・準備を進めてまいります。

次に、これまでの水俣病被害対策補助事業の内容及び今後の見通しについてお答えします。

水俣病に関する国の補助金として本市が交付を受けているものは、水俣病総合対策費補助金があります。この補助金は、平成4年の開始から随時対象事業の拡充がなされ、平成24年度当初予算では、対象事業の事業費合計額約1億7,800万円に対し、国・県の補助金が約1億6,000万円と補助率約9割の高率の補助となっています。平成25年度当初予算では、環境首都水俣創造事業や水俣病教訓発信事業、水俣病慰霊式開催経費、ふれあいセンターの運営費など19の事業について、合計約2億700万円の事業費に対し約1億8,300万円の補助金を計上しています。これらの事業について、一部を除き、補助の終了期限は定められておりません。しかし、国の財政状況から、今後は補助事業の終了も予想されます。

本市では、若年層の流出による過疎化に歯どめがかからず、高齢化が進み、経済情勢は依然として低迷しております。市の財政も逼迫しており、水俣市の再生・振興のため、また風評被害の払拭のためにも引き続き国の支援が必要です。これからも、水俣芦北地域振興推進協議会などを通じて国の支援の継続をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 時間もありませんので、深くは言いません。

2月8日の日に環境省から担当職員が来て、そういう中でやりとりしたのも全議員がわかっております。その中で、引き出した言葉が、水俣に対しては、できるだけ長く補助を続けていくという言葉が引き出されております。

時間があれば、御紹介するところなんですけど、今言われた数字が補助事業としていっぱい来ているわけですよ。こういったやつがそのうちになくなっていく可能性が強いと思っております。引き出した言葉が、水俣に対して覚悟を持っていくということでございましたので、まず次の、私は6月の議会で再度取り上げたいと思いますけれども、1点だけ検討事項として思っていたきたいのは、水俣病資料館、これの施設管理費、今回1,800万円ですか、計上してありますが、これを国立水俣病資料館として要望していくべきと私は考えております。これから本当に間違った情報あるいはそういった風評被害、一番のそういった情報の発信場所であるのが資料館の役割というふうに捉えれば、これだけ水俣条約という名前をつけた以上は、こちらに切り札がわたったんだというふうに捉えれば、どんどんそういったことも環境省に対しては要望しても構わない、すべきだと言うふうに思っておりますので、最後にその1点、ちょっとお尋ねして、残り6月議会に回したいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 資料館についてでよろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

○市長（宮本勝彬君）（続） 今議員がおっしゃったように、水俣は非常に厳しい状況にありますので、今後も引き続き国に要望は続けていかなければならないと思っております。

ただし、資料館のことについてでございますけれども、私はこの資料館は水俣市がやっているからこそ意味があるのではないかなと、そのように私は捉えております。地元としての情報あるいは語り部の方々と連携をしながら積極的にやっていくところに、この水俣病資料館の意義があるのではないかなと、そういう思いもしておりますので、これまでどおり水俣市で運営する方向で私は考えております。

○議長（真野頼隆君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時2分 散会

平成25年3月12日

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月12日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時26分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（伊藤 亮三 君）	次 長（田畑 純一 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（本山 祐二 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（渕上 茂樹 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（松本 幹雄 君）
産業建設部次長（遠山 俊寛 君）	水道局長（古里 雄三 君）
教 育 長（葦浦 博行 君）	教 育 次 長（浦下 治 君）
<small>総務企画部総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small> （本田 真一 君）	総務企画部企画課長（川野 恵治 君）

○議事日程 第3号

平成25年3月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|--------|---|---------------------------------------|
| 1 | 野中重男君 | 1 | 水銀に関する水俣条約外交会議について |
| | | 2 | 水俣病特措法と特定事業会社チッソ・事業会社JNCの地域経済への寄与について |
| | | 3 | 2月10日に実施された津波訓練について |
| | | 4 | 社会福祉協議会の業務縮小について |
| 2 | 田口憲雄君 | 1 | 地域経済の元気づくりにおける地場企業の支援について |
| | | 2 | 農林水産業の振興について |
| | | 3 | 医療・福祉の充実について |
| | | 4 | 自主財源の確保について |
| 3 | 牧下恭之君 | 1 | 節電対策について |
| | | 2 | 子育て支援について |
| | | 3 | 投票率向上について |
| | | 4 | 無田湿原について |
| 4 | 川上紗智子君 | 1 | 木質バイオマス発電について |
| | | 2 | 九州新幹線の騒音・振動等の被害について |
| | | 3 | 自衛隊掃海訓練について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

(野中重男君登壇)

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

市民生活の安心・安全と、そして向上を願いつつ質問に入りたいと思います。

きのうは東日本大震災から、そして福島原発事故から2年が過ぎた日でした。私たちが今、これらのことから何を酌み取るか、一つ一つの事実から何を教訓化するのか、それが問われているというふうに思います。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしつつ、同時に被害に遭われた方たちにお見舞いを申し上げつつ、質問に入りたいと思います。

さて、国政では第2次安倍内閣が誕生いたしました。弱肉強食で貧困と格差を拡大する新自由主義的構造改革路線の復活がされるのではないかと、憲法9条の改正などが行われるのではないかと、これらを取り沙汰されています。これらの政策が実施されれば、この政権と国民との間の矛盾は拡大し、国民は次の政権を選択していく、そういう道に踏み出していくと考えます。

日本は、他の発達した資本主義国と比べて深刻な問題を抱えています。それは長期にわたって国民の所得が減り続け、経済が停滞・後退しているということです。働く人の所得は1997年を起点として88%まで落ち、これと連動して国内総生産GDPも90%まで落ち込みました。欧米諸国が国内総生産を1.4倍から1.8倍にふやしていることに比べて日本は減少です。働く人の所得が減り続け、経済成長がとまった、文字どおり例外国家となっています。国民の所得がふえ、国家としても経済成長する、そんな国をつくっていかねばならないと思います。

以下、具体的なことについて質問します。

1、水銀に関する水俣条約外交会議について。

①、締結国際会議の全体の日程と参加者の水俣での動き及び企画について。

②、市長や県知事、政府代表は発言の機会があるのか。

③、発言の機会があるとしたらどのような内容を考えているのか。

2、水俣病特措法と特定事業会社チッソ・事業会社JNCの地域経済への寄与について。

①、水俣病特措法ではチッソ分社化の許可条件として何を挙げているか。

②、チッソには県債方式で幾つもの貸し付けがされてきた。それぞれの貸し付け金額、返済額、返済猶予額及び残高は幾らか。

③、この5年間のチッソ及びJNCの水俣製造所の従業員数と新規地元採用者の人数は何人か。

3、2月10日に実施された津波訓練について。

①、今回の訓練の概要について。

②、成果と今後の課題・改善点について。

③、熊本県は県内で発生すると予想される地震と津波での最悪の場合の死者や被害を発表した。日奈久・布田川断層では各市町村での死者や被害はどれくらいと発表したのか。

4、社会福祉協議会の業務縮小について。

①、社会福祉協議会では業務縮小の議論がされているが現在の状況について。

②、市政については市長選挙とともに、市議会があり二元代表制という制度がつくられ、市民の意思が反映する民主主義の仕組みがある。社協についても選挙で理事や評議員が選出される民主主義の仕組みが必要と考えるが、いかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水銀に関する水俣条約外交会議については私から、水俣病特措法と特定事業会社チッソ・事業会社JNCの地域経済への寄与については副市長から、2月10日に実施された津波訓練については総務企画部長から、社会福祉協議会の業務縮小については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

水銀に関する水俣条約外交会議についてお答えします。

まず、国際会議の全体の日程と参加者の水俣での動き及び企画についてお答えします。

会議の現在決定している内容として、全体日程については、10月7日から11日の5日間の日程で、10月7日、8日に準備会合、9日から11日に本市及び熊本市で外交会議が開催され、このうち水俣市においては、9日に開会セレモニー及び現地視察などが実施されることとなっております。

参加者の水俣市での滞在時間は限られており、現地視察は水俣病資料館やエコパーク周辺となる予定ですが、水俣の情報の発信、市民と参加者との交流の場づくり等、できる限りのことを行いたいと考えております。

なお、歓迎レセプションや展示などのサイドイベントにつきましては、水銀条約外交会議熊本県推進協議会の水俣・芦北部会で検討を進めているところです。また、会議関係者にゆっくりと水俣を体験していただけるようなオプションツアーや各国の報道機関等を対象としたプレスツアーの実施などもあわせて検討しております。

次に、市長の発言の機会があるのかとの御質問にお答えします。

市長の発言の機会につきましては、水俣市における日程の中で、開会セレモニーやレセプションなど参加者の皆様が一堂に会する機会がある際に、水俣市を代表して市長からの挨拶の機会が

設けられると考えております。なお、環境省からもその方向で、主催者であるUNEPと調整いただいていると伺っております。

続きまして、発言の機会があるとしたら、市長が発言をする内容はどのようなものを考えているのかとの御質問にお答えします。

今回、会議において発言する機会に恵まれましたら、まずは水俣病の経験と教訓を世界中の人々に伝えたいと思っています。それは水俣の使命であると考えからです。そして公害で苦しんだまちだからこそ、環境に配慮したまちをつくろうと、もやい直しを進め、日本初の環境モデル都市づくり宣言を行い、持続可能な地域社会の形成に努めてきた水俣市の姿、そして、現在日本の環境首都として高く評価されている本市の市民協働のさまざまな環境への取り組みを紹介したいと考えているところです。

また、今回、水俣条約という名称から差別や偏見への心配がありました。水俣病に対する差別や偏見は水俣病に関する正確な情報が伝わっていなかったことが一因とも考えられます。水俣条約外交会議熊本県推進協議会水俣・芦北部会においても、水俣病は伝染しない、遺伝しないということをしきりと発信してほしいという意見も出されています。

差別等の払拭のためにも水俣病に関する正確な情報の発信が必要です。この外交会議を水俣市にとってよりよい未来をつくる機会にするためにも、会議の場において日本の環境首都として高く評価される水俣の今の姿を、そして水俣病の正しい情報を全世界に発信していきたいと考えています。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をしたいと思えます。

全体の日程、それから市長の発言の機会があるということもわかりました。何を市長として発信されるか、その中身についても大枠は理解できました。

それで、その中身をどうするかということについて私の提言も含めて、これから質問を続けたいと思えますけれども、現地、水俣の市長だからこそ、あるいは水俣市だからこそ発信できる中身があると思えます。それらを練りに練って伝えていただきたいということを、まず最初にお願ひしておきたいと思えます。

それで、なぜ水俣で開かれるか、それは世界の中でこれほど甚大で広範囲な水銀による被害を起こした地域がない。それで調印は熊本になりますけれども、水俣で開かれる。開会レセプション、セレモニーが開かれることになったんだろうというふうに思います。また、条約名についてもそのようになったんだろうなというふうに思います。

それで、この条約についてはさまざまな意見があることは私も承知しております。水俣病の教

訓を十分反映したものになっているのか、あるいはなっていないのではないかと、こういう批判もあるのも承知しています。私も全部が水俣病の教訓を反映したものになっているとは思いません。例えば一例で申し上げますと、PPPの原則。排出者、加害者が健康被害等については賠償責任を負う、あるいは環境破壊についてもその復元に責任を負うという日本でつくられた、あるいは世界で共通のことになっているPPPの原則等がこの条約には入っていません。そのほかにも不十分な点があるんですけれども、しかし、この条約をつくる上で各国が協議を重ねて、一致点までこぎつけたのが今の到達点だというふうに私は考えました。

ですから、不十分な点はあるつつも、これから世界各国がどういふふうにならぬかと向かい合っていくのか、それを整理する意味では一歩前進だし、これからの規制の第一歩として考えていかなければならないのではないかとこのように思っているところです。

ところで、市長に発言の機会があるように、国と熊本県にも当然発言の機会があるだろうということを前提に、私はこの間の議会の中で、国と熊本県が世界に発信すべき災害の教訓は何かと云ったら、規制権限があるにもかかわらず、生産を優先してそれを発動しなかった。そのことを政府としてきちっと発信すべきなんだということを申し上げてきました。

では、一方で水俣市は何を発信すべきか。市長の答弁にありましたように、これからのまちづくり、本市が取り組んできたまちづくり、それから差別とか偏見で正確な情報が伝わってなかった。そのことを伝えるべきだったんじゃないかということも1回目の答弁でありましたけれども、どういふふうになれば、差別や偏見あるいは誤解などをもっと少なく、そして起きないようにすることができたんだろうかということで考えました。

(以下37行分取り消し)

○議長（真野頼隆君） 野中議員に申します。質問に沿った質問をお願いします。何か水俣病のそういうあれになっているみたいですので、よろしくお願いします。

○野中重男君（続） はい、まとめます。

(以下5行分取り消し)

それで2回目の質問をしますけれども、水俣市内の小・中学生が今でもサッカーの試合などで水俣病、あっちに行けというようなことが言われる事件が起きています。しかし、子どもたちはそれに毅然として抗議するだけでなく、もっと水俣病を勉強してほしい、こういうことを言っているというふう聞いています。私はたくましい、落ちついてどうこれを解決するのかということも考えられるすばらしい子どもたちが育っていると思います。

ところで、子どもたちはこういうふうには言っているわけですがけれども、今、どういふ学習を学

校等で行っているのか、そしてこのような子どもたちが育っているのか。これは市長でも結構です。教育委員会でも結構です。答弁をいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 今のは何かちょっと水俣条約に関する質問とはちょっと関係ないんじゃないかなと思うんですけども。

○野中重男君（続） いや、座ったまま言いますよ。

水俣という名前をつけることによって、さらに差別や偏見とか風評被害が続くんではないかというのがあるでしょう。

○議長（真野頼隆君） だから、それを水俣条約のときに、だからそういうことを言ってもらえないかとか、そう言うべきと思いますが、どうですかということであれば。

暫時休憩します。

午前 9 時 54 分 休憩

午前 9 時 56 分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野中重男議員。

○野中重男君（続） 要するに私が質問したいのは、正確な事実をきちっと伝えることが差別や風評被害をなくすことであって、それが水俣市としてもちゃんと伝えられてなかったと、そのことが繰り返さないように世界各国政府は国民に各国で伝えてほしいということなんです。そのための発言を市長は発言の中に入れてほしいということなんです。

それで、最後まとめますね。水俣病の教訓から、こういう事故が起きた場合は、科学的な知見に基づいて包み隠さずそれぞれの国の国民に知らせる、あるいは啓発する、予防を呼びかける、必要ならば法律もつくるし、発動する。こういうことをすることが水俣病の教訓から、それぞれの国でも、あるいは世界各国でも差別や偏見、風評被害をなくすことになるというふうに私は発信していただきたいというふうに思いますけれども、このことについては市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、野中議員からありましたように、私もやはり差別・偏見というのは間違った受けとめ方をしているがゆえに起こる状況だろうと思います。したがって、水俣病のことも正しく伝えることによって差別・偏見もなくなっていくのではないかと考えております。今、議員からお話がありましたように、ぜひ、もしそういった私の発言の機会がありましたならば、水俣病のことについて正しく伝えていくことによって、各国、いろんな方々からの風評被害

に対する差別・偏見、そういったものを取り除くことができるのではないかと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣病特措法と特定事業会社チッソ、事業会社JNCの地域経済への寄与について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、水俣病特措法に係る御質問のうち、水俣病特措法ではチッソ分社化の許可条件として何を挙げてられているかとの御質問にお答えします。

水俣病特措法第9条第2項の事業再編成の認可要件が定められております。要件の1項目めは、水俣病被害者への一時金の支給に同意していること。2項目めは、個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金の債務の返済に、救済措置の開始の時点及び救済措置の対象者の確定の時点において支障が生じないと認められること。3項目めは、事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること。4項目めは、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。5項目めは、その内容が債権者の一般の利益に反するものではないこと。

その他チッソ株式会社に求める事項として、事業再編計画の認可に際して、チッソ株式会社の補償責任の完遂に向けて、継続的にチッソ株式会社の個別補償協定の履行状況等を確認するため、水俣病特措法第15条の規定に基づき、決算個別補償協定の履行、公的支援に係る借入金債務の返済、事業会社の設備投資及び雇用の状況について、年2回報告することが求められております。

さらに、地元の意見を踏まえ、チッソ株式会社に、認定患者の福祉の向上、地域経済の振興に関して、今まで以上に尽力するよう要請がなされております。

次に、県債のそれぞれの貸付金等につきましてお答えします。

平成24年3月31日現在で、患者県債に係る貸付金額は896億円、償還済額は170億円、償還残高は726億円、次にヘドロ立替債に係る貸付金額は297億円、償還済額は112億円、償還残高は185億円、設備県債に係る貸付金額は100億円、償還済額は14億円、償還残高は86億円、特別県債に係る貸付金額は153億円、償還残高は153億円、平成7年政治解決一時金県債に係る貸付金額は317億円、債務免除額は270億円、償還残高は47億円、特措法救済一時金県債に係る貸付金額は578億円、償還残高は578億円であります。

合計では、貸付金額は2,341億円、償還済額は296億円、債務免除額は270億円、償還残高は1,775億円となっております。

次に、5年間のチッソ及びJNCの水俣製造所の従業員と新規地元採用者の人数についてお答えします。

平成19年度から平成24年度の水俣本部従業員数につきましては、平成19年度が531人、平成20年度が564人、平成21年度が581人、平成22年度が541人、平成23年度が564人、平成24年度が595人とお聞きしております。また、地元採用者につきましては、平成19年度が12人、平成20年度が13人、平成21年度が9人、平成22年度が4人、平成23年度が11人、平成24年度が4人とお聞きしております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

分社化関係特措法の9条及び10条、11条、12条のところはかなり詳しく入っているんですけども、今御答弁あったとおりにだと思います。

それで、2回目の質問をします。

今回は、株式会社チッソや株式会社JNCについて質問を入れましたけれども、誤解がないように先に述べておきますが、私たちは、チッソが水俣病の全ての被害者の救済あるいは補償、賠償に最後まで責任をとる立場をとらなければならないということと、同時に、この地域の中核的企業としてさらに地域経済に貢献すると、そういう役割を果たすべきだということから、県債方式による貸し付けに賛成いたしました。この立場は今も変わっておりません。

そこで再質問ですけども、1回目の答弁であったんですけども、特措法では事業会社が継続することにより、当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであるということになっています。最終判断は環境大臣がすることになっているんですけども、どのようなときに株式売却の許可がされるというふうに聞いておられるか、これが第1点であります。

第2点目は、環境大臣が最終判断を下す上で、当該地域の市として意見が言えるという仕組みになっているのかが2点目であります。

以上、2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 野中議員の2回目の質問にお答えします。

まず、どのようなときに株式売却の許可がなされるかということでございますけれども、株式売却許可につきましては、補償支給業務に充てる補償賦課金の確保、また公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないこと及び株式譲渡後に債権者の一般的利益が害されないことに適合されるときに株式売却の許可がなされると理解しております。

なお、現在株式の譲渡につきましては、救済の終了が、これは第13条に規定されておりますけ

れども、救済の終了後及び市況の好転まで、暫時凍結されるものとなっております。

それから、環境大臣が最終判断を下す上で、当該地域、水俣市として意見は言えるのかということでございますけれども、環境大臣が最終判断下されるときには、地元市長として意見は述べられるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をいたします。

最初の株式売却の許可がされることについては、1回目の答弁とちょっと重なる部分があったと思うんですけれども、今は凍結されているということですよ。

それで、答弁の2つ目で、地元意見は言えるようになっているというようなことだったと思います。それで、ぜひ意見を言っていただきたいということで3回目の質問をしたいと思ってるんですけれども、分社化と株式の売却について、市民の不安がこれまでも報道されてきましたし、私も聞いています。

熊日新聞の2010年にこういう記事がありました。現経営陣の間はいいけれども、将来がわからない。息子がチッソで働く母親たちは県外転勤を心配しているということをおっしゃっています。

また、県債が初めて発行されたときは1978年、昭和53年でした。水俣工場だけでそのときの従業員1,071人でしたけれども、毎年減り続けて、一番の底は2002年の417人になっております。その後、いろんな液晶などが伸びて生産が増産になって、この間回復してきているんだらうというふうに思いますけれども、少し気になるのは、1回目の答弁でありましたように、地元採用が2010年から、それまでと比べて減り続けているということなんですよ。ここはちょっと気になる場所なんですけれども、どのような経営判断があったかというのはわかりませんが、県債に見られるように、多くの国民の税金を投入されているということで、地域経済にさらに貢献する、そして水俣での生産を拡大してもらおうと、新規雇用もふやしていく、地元雇用もふやしていく、こういう努力について市長としてJNCあるいは株式会社チッソに要請したらどうかというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。以上1点。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） チッソ、JNCに対して新規雇用や雇用拡大ですね、そういうことを求めたらどうか、要請したらどうかということでございますけれども、チッソ株式会社、JNC株式会社につきましては、地元企業として非常に本当に頑張っていただいております、引き続き努力をしていただきたいと思います。チッソ、JNC株式会社は現在もグローバルな厳しい競争の中で事業を展開されております。さらに、市としても、地元自治体としても、地域経済の

発展のために尽力していただきたいと思います。

そういうことも伴いまして、ともに協力して、ぜひそういう地元雇用とか、地元採用も含めて、これからもお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、2月10日に実施された津波訓練について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、2月10日に実施された津波訓練についてお答えします。

まず、今回の訓練の概要についてお答えします。

今回の津波避難訓練は、平成24年度、熊本県が実施する津波避難訓練実施支援モデル事業を受け、津波からの住民の迅速な避難や避難誘導等を実施する防災関係機関等の対応、相互の連携を深めていくことなどを目的に実施しました。

避難訓練の対象地区につきましては、事前に自治会長会において説明を行い、沿岸部の自治会が実施に向け検討することとなりました。

訓練の実施に当たり、地域に主体性を持たせ、自分たちで考え、行動するといった自主防災組織の活性化を図るため、11月に津波災害図上訓練を実施しております。この訓練では、津波想定を大潮の満潮時に獅子島の沖で強い地震が発生し、高さ2メートルの津波が15分後に襲来すると想定し、各地域の浸水想定区域、避難場所、避難経路、避難時の危険箇所など、地域の方々に考えていただきました。図上訓練実施後、各地域において訓練への参加等についての協議がなされ、7つの自治会が参加することとなりました。

本年2月10日の当日の訓練では、午前9時に防災行政無線のサイレンや各携帯会社の緊急速報メール等で、想定した津波の情報を伝達いたしました。地域においては、情報を受け、あらかじめ選定していた避難場所に自主防災組織や自治協力員、消防団などと協力して、避難し、さらに避難所の開設などを行っております。

市においては、市長以下職員による災害対策本部及び災害対策班の職員参集訓練及び状況予測型図上訓練等を実施しております。また、各地域の避難訓練とあわせて、市災害対策本部及び現地災害対策本部を開設し、熊本県、水俣警察署、消防本部、消防団と連携した災害対応訓練や関係機関における災害対応訓練、避難所運営訓練も実施したところです。

今回の訓練に向けては、昨年9月から市において、防災関係機関、関係団体、自治会などと実施に向け協議を重ね、自治会及び自主防災組織においても、地元消防団などと協議を重ねられ、今回の実施に至ったところです。

次に、成果と今後の課題・改善点についてお答えします。

今回の訓練は、県・市、警察、消防等の関係機関及び関係団体から266名、避難者など地域か

ら611名、合計877名の参加がっております。地域においては、自治会・自主防災組織が主体となり、訓練の準備から実施に至るまで進めてまいりましたので、訓練を通して、実際に災害が起った場合の地域の役割・対応等の確認ができたこと、話し合いを進めていく中で地域間や地元消防団など関係団体との連携が図られたこと、参加された住民においても、防災に関する意識づけが図られたものと思います。

また、市においては、職員による参集訓練や災害対策本部設置などの訓練において、初動体制や各役割の確認を行い、職員の危機管理意識の向上が図られました。さらに、関係機関及び関係団体においては、災害時の役割や情報収集伝達、情報共有などそれぞれの立場で確認し合うことができたことが大きな成果であったものと考えております。

現在、訓練の検証を行っているところであり、3月1日には訓練に参加した7つの自治会と津波避難訓練検証会を実施し、さまざまな意見をいただきました。

現時点での主な課題としましては、一人でも多くの方々に参加していただくための対象地域の選定、訓練参加の呼びかけや周知方法、津波以外にも、土砂災害、洪水、地震などを想定した訓練の実施、また、防災行政無線による情報伝達のあり方、他の情報伝達手段の利用など、改善していかなければならない課題が多く見えてきております。来る3月19日に関係機関による検証会を実施し、最終の取りまとめを行う予定としております。

いざ災害が起きて慌てず、落ちついて対応できるよう、市民の皆さんとともに関係機関、関係団体などの協力を得ながら、今後も定期的に訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、熊本県は県内で発生することが予想される地震と津波で最悪のケースを発表しております。布田川・日奈久断層では各市町村の死者や被害はどれぐらい出ると発表したのかについてお答えします。

熊本県では、平成23年度から2カ年かけて県内で起こり得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計するとともに、各種被害の全体像を把握するため、地震・津波被害想定調査を実施しております。本調査結果については、昨日、地震・津波被害想定検討部会で審議され、公表されました。結果については、市町村をまとめた地域ごとに公表されており、水俣市が含まれる芦北地域においては、布田川・日奈久断層帯の中部・南部連動型の地震が発生した場合、想定される最大の被害は、人的被害として、死者40名、重傷者80名、負傷者650名、建物被害として全壊930棟、半壊470棟となっております。市町村単位の調査結果については、今後、熊本県から各市町村へデータ提供があると伺っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 訓練については成果と改善点、反省点もたくさんあったということが報告されてい

ます。私は、やってみないとわからない、やってみて初めてわかったということがいっぱいあったと思います。まず、実施をしてみてよかった、実施されてみて、本当によかったというふうに思います。

県の資料については、市町村単位では今出ていないという答弁でありました。水俣・芦北単位で、復唱しますと、死者40人、負傷者80人、被害を受けられる方が約650人、全倒壊が930棟、半壊が470棟という答弁だったと思いますけれども、この数でいいんでしょうかね。470棟ではなく、4,700棟、はい。4,700棟ということです。

それで、さらに市町村単位での発表はまだ今から出てくるんだろうと思いますけれども、東日本の教訓から何を学ぶのかということで、この前津波訓練されたんですけれども、私は3月3日のNHKスペシャルというのを拝見しました。「いのちの記録」を未来へ～震災ビッグデータ～という資料でした。これは車のナビゲーションのデータとか携帯の位置データだとか、こういうのをもとにしてNHKで放送したものでありました。これを見て、やっぱり私ははっと思いました。

3県の自治体で地震が起きて、避難された方が2,500人、そして戻られた方、沿岸部に戻られた方が4,000人いらっしゃったという資料でありました。その戻られた方たちは家族がいるとか、あるいは助けなきゃいけない人がいるだとかということで多分戻られたんだと思うんですけれども、その途中で亡くなってる方も結構いらっしゃるという報道もありましたし、またデータでは、海岸部に向かったけれども、すぐ危険を感じて山のほうに引き返したというV字型記録もかなり残っているというのもありました。ですから、地震と津波のときにどう動くべきなのかというのを本当に考えさせられたこの放送でした。

夕べの放送を見ておまして、これもまず車じゃなくて歩いて自分が逃げろということを被災地の方たちからの発信として言われていたというのも大変教訓的だったなというふうに思っています。

これから水俣あたりで最悪の場合の想定は県で出ておりますので、震災マップ、最近、水俣市内全戸に配られたんですけれども、以前も紹介したことがありますけれども、例えば市内中心部で言うと、私が住んでいます21区だとかは、百間の汐見町に面した、私は汐見町におりますけれども、1丁目だとか、あるいは港町だとかというのは、それこそ50センチぐらいの水が来るというふうになっていますし、あるいは桜井町、山手町、多々良町あたりは、この地図でいきますと、1メートルぐらいの水が入ってくるのではないかというような地図になっています。これはいい時期に私は配られたと思いますし、これが今後活用されることを願いたいというふうに思っています。

それで、2回目の質問ですけれども、消防団の犠牲が東日本大震災では多く見られました。そ

れで、消防団についてはこれまでは水門を閉めるとか、あるいは避難に消防車出して回るとか、こういうことが随分強調されてきたと思います。この東日本大震災を受けて、消防団についてはどういう指針が新たに総務省などから出ているかということが第1点であります。

2点目は、今回の訓練では17区のほうと4区で、17区は一部参加されておりますけれども、4区などは訓練に参加されておられません。何か事情があったのでしょうか、これが2点目であります。

3点目は、現在の庁舎が耐震構造になってないというふう聞いています。庁舎を建てかえるとか、あるいは耐震補強をするだとか、そういう議論がいろいろありますけれども、これらは市民的な議論が必要として、全市民の司令塔となる総務課の防災担当部署は耐震構造ができているところに移動するだとか、こういう措置は必要ではないでしょうか。

4点目、熊本県の沿岸部での被害では、きょうの新聞を見ましても、手元にあるのは朝日新聞ですけれども、それこそ沿岸部は軒並み浸水しますし、いろんな建物が倒壊するという記事になっています。それで、沿岸部がそういう被害を受けるということであれば、伊佐市だとか、あるいは警察とか、広域消防だとか、市内の飲料水メーカーだとか、物品の支援を協力結んでいただいているところだとか、こういうのはこの前の訓練でも一定されたんだらうと思うんですけれども、その辺との連携についてはスムーズにいったのかどうか、これが4点目であります。

5点目は、海拔何メートルであるのか、例えば21区の公民館、百間公民館はここは海拔幾らですよと書かれていますし、市内のそれなりに目立つところにはあるんですけれども、まだ数が足りないように思います。このマップが本当に生かされるためにも、例えば3号線だとか旧国道だとか、そういうところに、ここは海拔幾らですよというようなことをしるしをつけていく、市民に啓発する、こういう取り組みが必要なんではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。ちょっと多いですけれども、5点にわたって。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 野中議員の第2の御質問にいく前に、先ほどの答弁の中で、熊本県が発表しました建物被害を半壊を470棟と申し上げております。大変申しわけございません、4,700棟の間違いでしたので、訂正させていただきます。

それでは、第2の質問にお答えさせていただきます。

まず、消防団にどのような指示が出ているかということでございますけれども、消防庁が今回の東日本大震災の災害における消防活動のあり方等を見直した形で、平成23年の11月に検討会を設置いたしまして、検討を行い、昨年8月にその報告書が出されております。

その報告の中では、まず、今回の東日本大震災における消防団員の犠牲者が死者252名、行方

不明者2名出たということで、その理由としましては、原因としましては、想像をはるかに超えた津波であったということ、それから津波到着までのわずかな時間に消防団は多くの任務を課されており、なかなか非常に厳しい業務であったということ。それから、地震発生時に情報の不足により、その後、津波が到達する予想の時刻等の情報が把握できなかった団員が多かったということ。それから、地域住民の防災意識の不足等により、避難を呼びかけても住民が避難してくれなかったことなどが挙げられております。

それを受けまして、報告書では、まず、消防団員であっても、まずは自分の命、家族の命を守るため、自分自身の避難行動を最優先にすべきであり、消防団員がみずからの命を守ることがその後の消防団活動において多くの命を救う基本であるということをご理解いただければならないと強調されております。その上で、消防団が活動に専念できるようなバックアップ体制を地域で検討し、また地域の総合的な防災力を向上させていくことが特に重要であるというように報告がなされております。

次に、17区の大半と、それから4区で今回の訓練に参加されなかった理由はということでございますけれども、今回は地域の自主性を養っていただくということで、避難訓練の参加については任意として実施したところでございます。

まず、4区におきましては、検討はしていただいたんですけれども、自主防災組織はあるものの、活動を行えるような組織というのはまずなっていないと。それがございまして、地域内の問題点がたくさんあることが今回の津波災害自助訓練の中でもわかりましたので、これらを一度整理する必要があるということで、今回は不参加ということになっております。

また、17区においては、初めての訓練であったため全地域での実施は難しいが、今回はモデル地区として、昨年の9月の台風による高潮で浸水した湯堂地区を限定して実施をということで決められたということです。ただし、今回17区の中で訓練を行わなかった地域には、湯堂地区の訓練を見にくるようにはしていただきたいという形をお願いされていらっしゃいます。

今後も地域で考え、実施できたことは自主防災組織の活性化に向けて非常に良かったことじゃないかと思っておりますので、十分訓練対象地域については検討していきたいと思っております。

次に、現在の庁舎等の問題で、中心となるべき総務課がやはり耐震構造ができているところに異動するべきじゃないかということでございますけれども、今回、平成25年度予算に老朽化した防災行政無線の更新に係る基本設計等の予算を計上させていただいております。あと数年かかりますけれども、その庁舎の中で防災担当の部署の位置についても検討していきたいと思っております。

次に、熊本県や各団体、それから事業所などとの連携はスムーズに行われたかということでございますけれども、今回は災害応援協定締結団体は事前に訓練の協力をお願いしており、南九州

コカコーラ、南九州ペプシコーラ、コメリ災害対策センター等の3事業所から協力をいただき、物資の輸送、受け入れ訓練を実施したところです。今回は毎年度、相互の連絡体制を交換しており、今回の訓練に当たっても、特段の問題もなく訓練を実施できたものと判断しております。そのほかの機関等につきましても、今後また訓練に参加していただけるよう協力をお願いしていきたいと思っております。

次に、海拔標示の件でございますけれども、これは確かに数がちょっと少ないのかなという面もございます。沿岸部で海拔30メートル未満の市管理避難所や地域管理避難所への表示を行っており、地域機関管理所については10カ所になっております。

あと、そのほか国土交通省においてもエコパークの入り口付近に道路標識に1カ所、これは1カ所ですけれども、海拔標示されております。昨年行われました地域懇談会等でもこれについては要望等来ておりますので、今後も設置に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

消防団については、今答弁いただいたようなことが新聞等では出てたと思うんですけれども、今回、21区の訓練に私も参加してみて、消防団が回ってくれました、消防自動車ですね。こういうふうに消防団回ってくれるものだろうという、そういう期待が実は住民の中にあります。だけれども、消防団もまず、自分で命を守るんだよということで行動するんだというふうに、新たに総務省からのそういうのがあっているということですので、消防団に頑張ってもらいたいと同時に、まず自分で判断して逃げるということを自主防災組織等でもいかに設定していくかということが大切なのかなというふうに改めて思いました。それで、私はやっぱり訓練なんだろうというふうに思います。

去年の9月1日に放送されたNHKスペシャルで、「釜石市の奇跡」命を守る特別授業というのが放送されました。改めて、今回もまた見たんですけれども、釜石では群馬大学の片田教授の授業を受けて、すぐ山のほうに向かって、途中の大人たち、高齢者の人たちも誘って、逃げようという声をかけて被害を少なくしている。この子どもたち取材した記者に、この子どもたちが何を言ったかという、何も特別なことをしたわけではない、学校で教わったことをそのまま実行しただけというふうに話しているのが記事としてありました。これは日ごろの学習と訓練がいかに大切かということを教えているのではないかなというふうに思います。

それで、水俣の訓練なんですけれども、私は21区の訓練で、当日は私の近くにありますが金比羅山にいまして、1丁目、つまり下のほうから登ってくる方たちの様子をずっと拝見しました。中には用意のいい方もいらっしゃいまして、最初に登ってみえた御婦人は、リュックサックを背

負って、中身を何が入っていますかと言うと、2週間分の薬、衣類、缶コーヒー、あめ玉、カイロ、湿布というふうに言われていました。2人目の男性は、薬、2リットルの水、薬手帳、非常食、塩飴というふうに答えてくれました。訓練の感想を聞くと、訓練させてもらってよかった、想像ができた、季節ごとにやってほしい、それから、市内が水に浸かるということを想定して、避難所の整備あるいは物品の整備もしてほしいということも言われていました。

21区の独自の反省会が当日11時ごろから21区公民館であったんですけれども、ここも拝聴させていただきました。言われていたのはやっぱり情報です。山の丘の根つけの方では放送が聞き取りにくい、車が通るところでは車が来たときは音が聞こえない、言葉が早かった、音が小さかった、携帯のメールは来た、雨の日や暴風雨のときは家の中では外の放送は聞こえないだろうと改めて思った、各家庭に個別受信機が必要なんではないか、こういうような声がありました。

また、こういう声もありました。地域外の、市内26区ある中で一定区域だけでやろうということで想定されたんですけれども、地域外の方からも何の訓練がされているんだろうか、何だろうということで、こういう訓練がされるんだということを全市的にまず伝えてほしいというようなことも出ておりました。

それで、3回目の質問ですけれども、1点目です。各家庭で個別受信機の配布については、1年前の質問でこういう答弁をされています。放送がデジタルに変わると、そのときに検討するという答弁でありました。デジタルへの切りかえ、今答弁ありましたように、2年か3年かけて更新していくということになると思うんですけれども、個別受信機の検討はされているのかどうか、これが第1点目であります。

2点目は、自主防災組織が機能する、十分機能しているところと十分機能していないところと幾つかあるんだろうと思いますけれども、これらをリードする意味でも今回の訓練等に参加できないところでは議論が進むように、行政の防災のほうからも働きかけるということをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

3点目は、今回のように訓練に参加した地域でも避難先の選定などで工夫が要るところが出てきていると思います。これらについても自主防災組織と一緒に避難先についても整備を進めるといふ作業を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 野中議員の第3の御質問にお答えさせていただきます。

デジタル無線の切りかえの中で、個別受信機の検討はされているのかということでございますけれども、先ほどお答えしましたように、平成25年度の予算からデジタル化に向けて、事業を实

施したいと思っております。その中で、もしやるにしても最終年度以降になろうかと思っておりますけれども、個別受信機の配備については当然検討したいと思っております。

特に、今回の検証会の中でも、やはり聞こえないというのはたくさんの意見ございました。ただ、個別受信機を配置しますと多額の事業費になりますので、それらのことを勘案しながら検討を進めていきたいと思っております。

次に、今回訓練に参加していない地域の議論や避難先等についての整備をどのように進めるのかということでございます。先ほど申し上げましたように、今回は海岸地域の中でも7つの自治会が参加されておりますけれども、それ以外の地域当然でございますので、その中には、先ほども申し上げました、見学に来ていただいたところもございまして、あとは十分今回の自治会長会議の中でも訓練についての意義等は御説明申し上げたところでございますので、その辺は十分理解していただいております。

ただ、今後これを進める上では、当然定期的に実施しながら、市においても自主防災組織の活性化や訓練実施などを当然、市の主体等もございまして、各地域でも実施していただくことをお願いして、それについての協力を推し進めていきたいと思っております。

それから、最後の避難先の選定についてでございます。今回の訓練では避難場所については地域で検討していただいたわけでございますけれども、今回の検証会の中でもある方がおっしゃいましたが、今回は訓練であったため、避難場所を考え避難したが、実際に津波が来た場合、津波はすぐ来るので、自分のいるところから一番近い高台などに一目散に逃げると、自分で責任を持って、日ごろから避難できる場所を考えておくことが大事じゃないかという意見がございました。

やはり、例えばいつ発生するかわかりません、地震等は。ですから、まず逃げるということが一番大事ですので、それらのことを選定した上で、まず逃げるということを選定していただいて、そして、じゃあどこに逃げるべきか、それはおのおの実情で違うと思っておりますので、それを考えていただくということをまずお願いしたい。そして、自分で自分の命を守っていただくということが一番ですので、それらのことを含めて、こちらのほうも避難場所の選定についての検討には十分協力してきたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、社会福祉協議会の業務縮小について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、社会福祉協議会の業務縮小についての御質問に順次お答えします。

まず、社会福祉協議会では業務縮小が議論されているが、現在の状況についてお答えします。

さきの12月市議会で答弁しましたように、平成12年度からスタートしました介護保険事業は、開始当初は事業に参入する事業所が限られていたため、社会福祉協議会ではそれまでの実績を踏まえ、平成12年度に訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業を開始しました。このように、介護保険事業を先行して着手・実施してきた社会福祉協議会において、現在では制度が定着し、事業者数が増加し、提供されるサービスに対する信頼性も高まってきたことから、介護保険事業からの撤退について社会福祉協議会運営等検討委員会から答申を受けております。

この答申を受け、社会福祉協議会では、平成24年度中には介護保険事業からの撤退について検討をしているとのこと。なお、訪問入浴介護事業については、社会福祉協議会だけが事業者であり、福祉サービスの低下を来さないためにもこの事業は継続し、適切な時期にこのサービス事業についての是非についても検討したいと伺っております。

サービス利用者への訪問説明の実施については、理事会、評議員会の承認を得て、現在利用者のプランを作成する居宅介護支援事業者への説明、サービス利用者への訪問説明を続けていると伺っています。このように、サービス利用者及び居宅介護支援事業者の御理解を得るとともに、介護保険事業に従事している社協職員の理解が得られるよう努力されております。

次に、社協についても選挙で理事や評議員が選出される民主主義の仕組みをつくる必要はないのかについてお答えします。

理事会は社会福祉協議会の中心となる機関で、理事会において経営方針を立て、事業計画や予算等の重要な方針決定を行います。理事会は市長、市議会議員、自治会長、民生委員、福祉関係者など13名の理事で組織されています。評議員会は、予算、決算、事業計画及び事業報告、理事の選出を初め、重要な事項を議決する機関で、社会福祉協議会の公共性に鑑み、市民27名の評議員で組織されております。

このように、社会福祉協議会では執行機関である理事会と議決機関である評議員会という二元代表制とも言える組織で運営されており、現在でも十分市民の意思が反映される民主主義の仕組みになっていると考えています。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 社協については理事会評議員委員会があって独自の意思決定機関がありますので、当議会でこれ以上質問することは避けたいというふうに思いますけれども、今御答弁の中で要望だけ1点伝えたいと思います。

私どもはこういう要望を1月に出しました。厚生労働省の方針が施設介護から在宅介護にシフトしつつある。これから在宅関係での業務がふえてくるだろう、それに対応した見通しを持つこ

とが必要なんではないかというような申し入れをしてきました。それらはずいぶん、これから参考にされていくことを要望したいというふうに思います。

それから、今の答弁の中で利用者の同意だとか従業員の同意、これらについても進めたいということでしたので、これもしっかり進めていただきたいということをお願いしてこの件についての私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。

創水会田口でございます。

きのうは東日本大震災からはや2年、日本中が鎮魂をささげ、それでも前へ進まなければいけないと決意を新たにした一日でした。

それでは、通告どおり質問を始めます。

アジアの経済状況は変化を始めました。韓国サムスン電子は6日、シャープと資本提携を行い、生き残りに必死になっています。

中国は世界の工場の地位を失いつつあります。それは、低コストの生産拠点としての競争的優位性を失いつつあるということです。バッグ、シャツ、電子部品などの製造メーカーは東南アジアなど、よりコストの安い地域への移転を続けているのです。しかし、今後の韓国、中国の巻き返しは必至です。また、今後は、インドやタイも脅威となってくるものと思います。

一方、日本も経済、外交、防衛を基軸に12月民主党政権から自民党政権に交代し、神国日本を取り戻そうと、安倍首相のもと、米国と安保関係の再確認、ロシアとの北方4島問題の進展に手をつけました。経済政策において、インフレターゲット2%を示し、円高の解消、株価の対策など、民主党政権下で弱り切った国政に夢や希望を持たせてくれています。

国家経済は、それぞれ国の特性を生かし、方向性を明確にした上で政策を進めています。水俣の経済も、水俣の特性を生かし、方向性を明確に定めた上で進んでいけばと思います。水俣は二次産業に特化した特性のまちであったと思いますが、世界の流れから、二次産業も衰退が目立つ

ております。水俣にも変化が必要なときです。

医療・福祉を含めた施設系の三次産業の事業所は頑張りをを見せています。この特性を生かして商圏を拡大し、流動人口を増加させながら滞在型に変化させていく必要があると思います。また、まちづくりを進めながら、自主財源を増加させていくことも水俣に必要なことです。

まちづくりにはいろんな視点からの議論が必要です。今回の質問の機会は、議員になって2年目ですが、役所を見ていて縦割りが多く、水俣の将来について、横の連携の不足を強く感じております。多くの部署が絡み合う議論が不可欠です。

そこで、経営者としての視点から、経済を基盤としたまちづくりについて、以下質問します。

1、地域経済の元気づくりにおける地場産業の支援について。

水俣の企業は基本的に零細企業だと思います。そこで、小さな企業に向けた政策をどのように進めていくのか質問いたします。

①、平成24年度に策定した地場企業・新産業雇用促進創出補助金については、その支出状況（件数・金額）はどうか。

②、その成果はどうか。

③、水俣の目指すエネルギープランはどうか。

④、産業支援の中で産業インフラをどのように考えているのか。

2、農林水産業の振興について。

水俣の産業構造では一次産業が低迷していると思います。GDPの向上と就労人口の増加の可能性に向けて質問します。

①、水俣市産材の活用による住宅補助制度の支出状況（件数・金額）、その成果はどうか。

②、農産物加工場の建設と加工品開発はどうか。

3、医療・福祉の充実について。

水俣の温泉を生かし、予防医療の取り組みについて質問します。

①、看護学生に対する奨学金制度の現在の進捗状況はどうか。

②、アンチエイジング医療をどう思うのか。

③、温泉を生かした医療を旅行商品として開発するつもりはないのか。

4、自主財源の確保について。

行政経営の取り組みについて質問します。

①、市有財産の活用について、処分の現状はどうか。

②、現有する土地のこれからの処分計画と方向性はどうか。

③、水天荘・湯之児病院の跡地利用はどう考えているのか。

④、図書館、元教育会館駐車場の有料化についてはどのようになっているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域経済の元気づくりにおける地場企業の支援については私から、農林水産業の振興については産業建設部長から、医療・福祉の充実については総合医療センター事務部長から、自主財源の確保については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、地域経済の元気づくりにおける地場企業の支援についての御質問に順次お答えします。

まず、平成24年度に新設した水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金の利用状況についてお答えします。

本制度は、これまで誘致企業向けしかなかった企業立地に関する補助制度を同等の内容で地元企業向けに新設したものです。制度を設けてからチラシや広報紙、また企業支援員による企業訪問での紹介など、鋭意周知を行っているところです。これまで数件の問い合わせはありますが、現時点での申し込みはまだでございます。

次に、その成果についてお答えします。

この制度については昨年8月に設置したということもあり、地元企業の皆さんへの周知がまだ十分ではないと思っております。そのようなことから、先ほど申し上げたとおり、現時点においてはまだ申し込みがあっていない状況でございます。しかし、昨年6月に設置した企業支援センターによりますと、これまで企業訪問した際にお話を伺うと、事業の拡大を検討されている事業所も数件あっており、このような案件については支援に向けてさまざまなアドバイスを行っているところでございます。

今回の地場企業向けの補助制度は、このような案件の後押しになるものと考えております。そのためには、制度の周知はもちろんですが、地元企業の身の丈や体力に合わせた対象要件の改善も必要でございます。今後も、本支援制度が地場企業の皆さんが活用しやすい制度になるよう、そして水俣市の雇用の増大につながるよう充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、水俣の目指すエネルギープランはどうなっているのかとの質問にお答えします。

本市では、平成9年度に水俣市地域新エネルギービジョンを策定し、平成18年には水俣市地域省エネルギービジョンを策定しております。また、平成20年の第2次環境基本計画、平成21年の環境モデル都市行動計画（アクションプラン）においても、新エネルギーの導入や省エネルギー推進に関する取り組みを盛り込み、太陽光発電設備の一般家庭への導入補助、公共施設への設置

などを進めております。水俣市全域を対象としたエネルギー供給等に関する総合的なプランは策定しておりません。

なお、水俣市のエネルギーの現状は平成22年度のみなまた環境まちづくり研究会で分析されており、各種の基本データが報告書に掲載されております。現在は、それらを参考として再生可能エネルギーの普及、省エネ対策の推進に取り組むとともに、環境首都水俣創造事業を初めとする補助事業を活用し、スマートメーターの設置や低炭素型農水産関連設備の開発などの取り組みを行っております。

次に、産業支援の中で、産業インフラをどのように考えているのかについてお答えします。

道路、鉄道、港湾、工業用地、上下水道、電力等の産業インフラについては、産業の成長に必要なものと理解しております。特に、現在計画されている南九州西回り自動車道が整備されると、流通網が強化され、商圏の拡大や都市部との時間的な距離の縮小により、水俣市内の経済活性化に大きく寄与するものとして期待をしているところです。特に、企業の新規事業の立ち上げや市外の企業が水俣市内で操業を検討する際には、これらの産業インフラは重視されることとなりますが、これに加え、市が行う産業支援も重要になってくると考えております。

企業の経営資源はよく人・物・金、つまり優秀な人材、すぐれた商品、十分な資金であると言われる。市としましては、優秀な人材が地元水俣に残り、すぐれた商品を生産する企業が集積する地域となるべく支援策を模索しているところです。

今年度の取り組みとしては、地場企業支援策の一つとして企業支援センターを設置しており、今後、企業からの相談窓口を一本化できるよう機能強化を図っているところであります。また、新規事業の立ち上げや販路拡大を応援するため、地域内外の企業との連携をお手伝いする企業連携プロジェクトとして地場企業の情報を収集し、整備を行うとともに、企業連携セミナーを3回開催をしているところです。

また、近年、利用実績が伸び悩んでいた市の制度融資に対し、支払利率の2分の1を利子補給金として融資利用者に交付する水俣市中小企業融資資金利子補給金交付要綱を新たに設けましたところ、今年度の市の制度融資利用実績が3月1日現在で22件と、昨年度の6件に対し大幅に増加しており、事業者の方からも多くの問い合わせや喜びの声をいただいているところです。ことしも年度末にかけ数件の利用予定があるとのことで、来年度も引き続き地元企業の円滑な資金調達を支援していきたいと考えております。

また、来年度は、ハイブリッドカーや電気自動車などの低排出ガス社用車や事務所・店舗・工場等における省エネ・温暖化ガス削減のための設備など、いわゆる環境配慮型の設備投資を行った市内事業者に対し、信用保証協会への保証料の補助と利子補給をあわせて全国トップレベルの支援制度を設立したいと考えており、予算を計上させていただいております。市としましては、

地域経済の活性化につながるよう、市内産業への支援を引き続き積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

雇用促進補助金の答弁は、雇用促進補助金の利用はなかったが、事業の拡大を検討されている事業者は数件あったと。また、水俣市の地場産業の皆さんも活用しやすい制度に変えていくという答弁でした。

そこで質問ですけれども、雇用促進補助金の答弁の中で、地場産業の皆さんの活用しやすい制度に変えていくということがありますが、それは少額の立地補助金と理解していいのでしょうか。これが1番です。

次に、エネルギープランの答弁は、バックデータはあるが、水俣全域のエネルギープランはできていないということでした。きのうからバイオマス発電などいろいろ質問と答弁がっておりますが、各論の議論も大事だと私は思います。しかし、水俣の方向性を示す総論の議論はしていないんじゃないかと思います。

そこで質問しますが、なぜ全域エネルギープランはないのか、また総論としてのエネルギープランをつくるつもりはないのか、質問します。

次に、産業インフラの答弁では、道路、鉄道、港湾、工業団地、上下水道、そして電力があると、特に南九州西回りの自動車道には期待を寄せている。しかし、市外へ企業や資金が流出しないように産業支援もこれからしていくということでした。

市長の所信表明の中で、平成24年度は企業相談や企業連携、さらに新たな融資制度や起業家の助成制度を行ったとあります。また、平成25年度は保証料の補助と利子補給など、金融面からの支援を行うとありました。それで、結果が出るでしょうか。

それから、先ほどの答弁でも人・物・金と市長は言われました。

そこで質問しますが、そもそも行政は企業との信頼関係をどのように考えているのか質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、議員がおっしゃるのは、私が先ほど答弁の中で申し上げましたように、補助金制度をつくっても結局ゼロじゃないかと、いろいろなことで、もうちょっと状況に合ったことを考えるべきではないか、いわゆる補助金の対象要件の金額を少額にするべきではないかという御質問だったと思います。今、立地補助金の利用状況あ

るいは企業訪問等をさせていただきながら、いろんな企業の皆さん方からの御意見とか御要望とか、そういうのを今伺いながら、またそれに応じた支援策も講じているところでございますが、今、議員がおっしゃるように、そういった要望等に対して市が適切に対応し、それに対して適切な施策を打っていくことが非常に必要じゃないかなと。次の質問にも当てはまることでございますけれども、そういうような要望があれば、当然少額にするということも考えながら、また地元の業者の方々が使いやすいように、あるいは改善すべきところは十分改善をしていかなければならない、そのように思っております。

それから第2点目でございますが、第2点は信頼関係ということだろうと、行政と、それから企業との信頼関係をどう考えているのかと。

(「市長、第2点は違います。総論としてのエネルギープランです。」という者あり)

○市長(宮本勝彬君)(続) 済みません、総合的なエネルギーのプランはないのかというような御質問だったと思います。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、本市ではこれまで地球の新エネルギービジョンあるいは地域省エネルギービジョンを作成しておりますし、現在は市内のエネルギーのデータ等を参考にしながら、環境モデル都市のアクションプランに基づき事業を進めておりますので、新たなエネルギープランというのは作成しておりません。総合的なエネルギープランというのは作成しておりません。

それから3点目、総合的なエネルギーのプランをつくるつもりはないかということでございますけれども、総合的なエネルギープランにつきましては、このエネルギーの技術等が非常に目まぐるしく変化をしておりますので、著しく進行しておりますので、なかなか、その動向を見ながら今後進めていかなければならないと思っております。熊本県が昨年10月に策定しました熊本県総合エネルギー計画というのがございますので、その進捗状況を見ながら進めてまいりたいと思っております。

それから4番目でございますが、市は企業との信頼関係をどう考えているのかと……

(「3番目ですよ、総合的なエネルギープランが2番目でございます。」という者あり)

○市長(宮本勝彬君)(続) 済みません、緊張しておりますので、申しわけありません。

3番目でございますが、行政と企業との信頼関係をどう考えているのかということでございますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、企業訪問などをさせていただきながら、意見・要望を聞かせていただき、その要望をきちっと施策に反映していく、そういったところから信頼関係が生まれてくるのではないかなと思っております。まず第1に、そのことを今後考えていかなければならないと思っております。

それから、今年度から新たな取り組みとしまして、昨年10月でございますけれども、商工会

議所、それから水俣公共職業安定所等の方々にお集まりいただきまして、第1回の合同連絡会議を開催しております。そして、そういった中でいろんな御意見をいただきながら、そしていろんな情報を交換させていただいている会議を実施しております。そういったところを通しながら、行政と企業の信頼関係というのを構築していかなければならないと今思っているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目です。

少額の立地補助金の答弁は、これからも考えていくと、あわせて考えていくということですね。次のエネルギープランは、県と話しながらやっていくと。企業との信頼関係のところでは、今以上に信頼関係ができるようにやっていくということだったと思います。

私がここで言いたいのは、本当に市の行政が膝を折って企業と話をしているのかということが一番言いたいですね。その中では、企業支援を策定していくなら、企業訪問だけではなくて、やっぱり今から水俣の将来を10年、20年背負っていく若手の経営者、また跡継ぎの経営者から継続的なヒアリングをしていくべきだと思います。本当に行政からの産業振興への積極的な取り組みは、ニーズの把握と企業情報のPRだと思いますし、どう行政が企業に近づいていくかというのが大事なことだと思います。

そこで質問いたしますが、若手の経営者などを集めてヒアリングの委員会を考えるつもりはないのか。それから、餅は餅屋という言葉がありますが、企業のことは企業人に聞けるような環境づくりが大事だと思います。また、使われにくい制度よりも使いやすい制度を企業支援、策定の基本にさせていただきたいと思います。

次に、2つ目ですけれども、水光社さんがことしの5月に熊本春日店をオープンされます。これは水俣の商圈を拡大していく見本ではないかと私は考えます。しかし、水俣の零細企業は土地の価格の下落により体力がすごく弱くなっております。そこで、熊本などの都市部に水俣の行政が支援して協働チャレンジ事務所、もしくは補助金などをつくって、商圈拡大の手伝いをするような考えはないのか質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、若手の経営者等を集めて、そしていろいろ意見交換をしたりする場を設ける必要があるんじゃないかなというような御質問だったと思います。議員も御案内のように、私ども産学官の連携セミナーというのを開催しておりまして、先日3回目を実施したところでございます。私もそこに参りまして、水俣市の取り組み、そして企業支援センターが今どのような取り組みをしているのかということを紹介させていただきましたし、同時に専

専門家の方もお集まりいただきまして、また企業の具体的に取り組んでいらっしゃる方、そしてそれを成功に導かれた方、そういった話を皆さんでお聞きし、水俣市の企業関係の方々もたくさんお集まりいただいて、そういうセミナーを開催して、3回目を迎えたところでございます。私個人的に思いますに、その後に懇親会がありますが、その懇親会の席でお互いに名刺を交換されたり、そしていろんな状況をお互い、懇親の場で交わされております。そういう様子を見ておりますときに、非常にいい取り組みをしたなという、自画自賛じゃありませんけれども、そういう思いをしたところでございました。

そういう意味で、いろんなそういう場を設けながら、お互いの情報を交換でき、そしてお互いの意見を闘わしながら、よりよいものを目指していく、足りないものをお互いに補っていく、いわゆるマッチングというんですけれども、マッチングあたりも、そこらあたりはできてきたんじゃないかなというような思いもしております。

今回、来年度には、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、企業連携プロジェクトというのを立ち上げます。その中で、多くのそういう話し合いの機会というものを設けていきたいと思っておりますので、それでずいぶん近づくことができるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

それからもう一つは、熊本市内に支店を構える際、事務所借り上げのための補助金等を出すべき、どうかというような御意見でございますけれども、この企業の新規立地に関する優遇措置と、その要件としましては、水俣市内に工場を新設または増設するということと、水俣市内から雇用が生まれるというのが大きな要件でございます。したがって、その要件から考えますと、まず、地域が潤っていく、地域が元気になるというのが要件の大きな狙いでございますので、そこからしますと、ちょっと難しいかなという思いを今しておりますけれども、ただ、積極的に活動していただくということからすれば、よその地域あたりでどういう取り組みをしているかわかりませんが、調べさせていただいて、もしそれが適用できるようであれば適用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、農林水産業の振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、水俣市産材の活用による住宅補助制度の支出状況を見て、その成果をどのように考えるかとの御質問にお答えします。

水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業では、年間に新築・増築を合わせて20件程度の補助申請を見込み、平成23年度から事業を実施しております。

平成23年度には、新增築住宅等の建設により17件の申請があり、補助金総額が1,734万1,000円、建築費総額が2億6,807万4,000円となっております。また平成24年度には、新增築住宅等の建設により21件の申請があり、補助金予定総額が2,142万5,000円、建築費予定総額が2億7,017万1,000円となっております。

本事業では、事業の目的として、環境に配慮した住宅の普及、市産材の需要拡大及び技術の継承、地域経済の活性化の3つを掲げ、補助の要件として、構造材の8割以上に市産材を活用すること、地元施工業者により建築することを基本とし、環境への配慮としてエコハウスの技術活用及び環境に配慮した機器等の設置、また地場企業の活用として市内建築士事務所や協力業者、市内企業製品の活用等の項目を採用することとしています。

したがって、本事業の実施により、環境に配慮した住宅の普及、市産材の活用による林業振興、工務店等市内業者及び企業製品の活用による地域経済の活性化に寄与していると評価しております。

次に、農産物加工場の建設と加工品開発の状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

農産物加工所につきましては、平成23年度に熊本県地域元気事業補助金を活用して、頭石村丸ごと生活博物館が事業主体となり、加工所とあわせて体験施設や石窯、かまど等を一緒に整備しております。

現在のところ、週1回のペースで頭石弁当を製造・販売したり、不定期ですが、惣菜やだんご類を製造して、イベント等で販売する程度にとどまっておりますが、最近では、頭石のクリを当加工所で渋皮等をむいて出荷し、市内のスイーツ店で商品に仕上げ販売する取り組みを始めるなど、少しずつですが、商工業者との連携も進みつつあります。

しかしながら、本市の農産物加工所では、頭石やその他の加工所も人材不足が大きな課題となっており、加工技術や販売力の面でも弱い部分があるなど、加工品開発はなかなか進んでいないという状況にあります。

加工所の人員につきましては、定期的に売れる商品づくりが進めば、地域雇用の場として人材確保は可能ではないかと思えますし、加工品開発や加工技術、販売力につきましては、商工業者の方々のノウハウをもっと活用していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問します。

ここに、この前もらいましたけれども、エコハウスのエコ住宅の補助金のデータがあります。物すごくよくできていると思います。部長の指導がいいのか悪いのかわからんですけども、本

当によくできていると思います。

平成23年は17件で1,734万円補助して、事業効果が2億6,800万円あったと、平成24年度は2月現在で15件、約1,569万円補助して、事業効果は2億4,149万円であったと、そして好評だったと理解していると。私もこの制度は、行政は固定資産税の増加につながって、関係事業所も仕事が生まれて、市民も経済の負担が軽くなってウィンウィンの関係、制度だなと思います。

そこで質問しますが、この制度もですが、木材に関することをやっていくのであれば、また水俣のイメージを上げるためには、平成22年10月1日に施行された木材促進法に基づくサインをする考えはないのか、1つ質問します。

それから、加工場の建設と加工品の開発のところの答弁を、平成23年度に地域元気事業でやったけど、もう雇用を生むような事業ではなかったと、加工品の開発は加工技術や販売力が弱いから、商工業者のノウハウを活用したいとあったと思います。

そこで質問ですが、私も商工とかに回って事前に話を聞きました。その中で、熊本市とか東京都とかいうところには、販売ルートを確認しようと思って行ったという話がありました。商売は確立の問題だと私は思います。その中で、水俣とゆかりの地の販売ルートをまず最初に何で考えないのかなということを2つ目に質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、1点目の御質問は、木材促進法に基づく木材利用の促進等の宣言はしないのかと、そういうような御質問でございました。

現在、本市におきましては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、こういったものがあるんですけども、これに基づきまして、市が単独、または補助事業等により実施する公共施設・公共工事において、木材の利用を一層促進し、この取り組みを民間事業者、さらには市民まで波及させると、こういったことを目的としました水俣市公共施設・公共工事木材利用促進基本方針、こういったものを策定しようとしているところでございます。この動きがございまして、関係部署と現在協議を行っておりますので、策定後、速やかに公表したいというふうに考えております。

続きまして、加工品、加工品といいますか、商売する上で熊本、東京だけでなく、水俣とゆかりのある地域、こういったところを対象にしたかどうかというようなお話でございました。現在、市のほうでは、一つの例といたしまして、JAに助成いたしまして、関東や東北地方の青果市場にPRに出かけたりしておるところでございまして。現在、東京とか千葉のデパートで販売促進を行っているところでございます。

議員からお話がありました本市とのゆかりの深い地域、具体的には、例えば守山であったり、

市原であったりとか、そういったところであろうかと思いますが、こういったところでの販売促進、販路開拓等につきまして、ある一定の効果もあるというふうに思っておりますので、生産者やJA等の関係機関と協議しながら、引き続き販路拡大あるいは加工品の開発、こういったものに取り組んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目ですけど、まず、加工品の売り先をつくれれば、つくることによって売れていくと、そしたらどれぐらいつくれるというふうになってくると思うんですよね。だから、つくること大事だと思いますけれども、水俣の特産品の中で寒漬なんか、水俣の人たちが懐かしがるような品物があると思います。そういうものから千葉、守山、水俣とゆかりの地に売っていきながら、そこに水俣の人たちは昭和30年か40年代に集団移住したような考え方で売っていけば、商圏が広がったという考え方もできると思いますので、その辺も本当に一生懸命考えてみながらやっていければと思います。

これ要望で終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、医療・福祉の充実について答弁を求めます。

泌尿総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 泌尿上茂樹君登壇）

○総合医療センター事務部長（泌尿上茂樹君） 医療・福祉の充実について順次お答えします。

まず、看護学生に対する奨学金制度の現在の進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

先日の高岡議員の御質問にもお答えしましたとおり、看護師の安定的確保を目的として募集を行いました。最終的には20名の応募がっております。内訳としましては、水俣市10名、葦北郡3名、出水市5名、出水郡2名となっております。今後、個別面接と書類による選考を行い、近日中に奨学生を決定する予定であります。

なお、この看護学生奨学金貸付制度は来年度以降も引き続き実施していくことで、当医療センターの看護体制の充実と看護師の勤務環境の改善につなげていきたいと考えております。

次に、アンチエイジング医療をどう思うかとの御質問にお答えします。

アンチエイジング医療とは、加齢による動脈硬化などの老化の進行を緩やかにするため、運動療法や食事療法などの生活改善を行い、病気の危険因子を取り除くことで健康長寿を目指すものであると認識しております。

現在の超高齢化社会においては、このようなアンチエイジング医療のような予防医学が非常に重要になってきており、老化に早目に対処していくことが長く質の高い生活を送ることにつなが

るものと理解しております。

なお、当医療センターにおいては、健康教育事業として栄養教室や糖尿病教室などの啓発活動を以前から実施しております。

次に、温泉を活用した医療を旅行商品として開発するつもりはないかとの御質問にお答えします。

現代は、病気を見つけ、治してもらおうといった受け身の医療から、自分の健康状態を知り、維持する、またはつくり上げるといった時代が変わりつつあり、生活習慣の改善のための食事や運動などは重要となっております。

そのような中、水俣市には、海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉と2つの温泉があり、多くの観光客や市民がそれらの温泉を利用しております。温泉の効果としましては、一般的に疲労回復や神経痛、筋肉痛、関節痛、肩凝りなどに効果があり、そのほか新陳代謝を高めたり、保温効果や美肌効果、冷え性対策にも効果があるとされております。湯の鶴温泉は、特に昔から湯治場として知られ、多くの人が長期滞在し、温泉入浴により農繁期の疲れを癒していました。

一方、健康づくりにはウオーキングがブームとなっており、全国では数千万人のウオーキング人口がいると言われております。本市でも水俣川周辺で朝早くから夜遅くまで多くの市民がウオーキングをされている光景を目にしております。

本市としましては、現在、JR九州と共同で「駅長おすすめのウオーキング」と称して春の湯の児ウオーク、秋の湯の鶴ウオークを実施しており、昨年は湯の児323人、湯の鶴230人の参加をいただいております。さらに、ことしの1月には、熊本県芦北地域振興局と共同で薩摩街道ウオークを実施しており、800人程度の参加者を得て、大変好評をいただいております。

また、本市には、湯の児、湯の鶴という景観に恵まれた温泉地がありますので、温泉を活用した医療・健康管理とウオーキングを組み入れた旅行商品は、利用者にとって魅力的なものになるのではないかと思います。

今後もウオーキングのほか、トレッキング、登山、ノルディックウオーキングなど、水俣の施設や地形を生かした健康づくり事業と温泉を組み合わせた新しい事業が実施できないか検討していきたいと考えています。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目をします。

看護学生の奨学金制度は順調で、引き続き来年もやっていき、看護師の勤務環境を改善していくという答弁でよかったですかね。

私は今まで、今回で4回目の一般質問なんですけれども、3回、一般質問において、水俣・芦北の医療圏の看護師不足に対してずっと提言してきました。看護学校をつくればどうでしょうか

ということを書いてきましたけれども、ここに近隣の高等学校看護科に進学した子どもたちのデータがあります。平成20年は7名、平成21年は5名、平成22年は11名、平成23年は16名、平成24年は9名、これは予定でしたけれども、看護学生に対する奨学金制度をですね、100点ではないと思いますが、看護不足の対策、若者を水俣に残す人口対策だと思っています。私はこれからも看護環境の整備については重視していきたいと思っています。それと同時に医師の確保も同様に推進していただきたい。

これは要望で終わります。

アンチエイジングの答弁は、運動療法とか食事療法を含めた予防医学であると、事業性というか、今から伸びていくのではないかというふうな話だったと思います。私も太ってるからこういう質問してるんじゃないんですけれども、これは大事なことかなと、私もたまには歩くんですが、なかなかやせません。食事やっぱり油っこいのが多いのかなと、食事の量も多いのかなと思ってます。この辺が一つの水俣の勉強材料になって、水俣が進んでいく材料であれば、これはもうぜひ進めていってほしいと思います。

そこで2つ質問しますけれども、市長の25年度の所信表明の中で、本市でも多い生活習慣病の予防に応じた健康づくりをさらに強化するとありました。それはどういうことなんでしょうか。

それからもう一つ、水俣市と全国の生活習慣病の状況の比較・調査、どのようにされたのか。

2つ質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 田口議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、生活習慣病の予防においた健康づくりをさらに強化するという、どのようなことかということでございましたけれども、水俣市の国保の医療の現状を見ますと、やはり糖尿病、脂質異常、人工透析、そういうのがやはり県内でもトップクラスの受診率の状況にあります。ですので、やはりそういう受診率の高い糖尿病とかに関しましては、脳溢血であったり、心筋梗塞、そういうようなものの原因になりやすいというのがあります。ですので、やはりこれらの生活習慣病の発症予防あるいは重症化予防、それをやっていくことがこれから重要になるのかなというふうに思っております。そのためには、やはり特定検診での取り組みが重要かなというふうに思っておりますし、その特定検診から得られた検診後のそういう検査データを利用して生活習慣を改善し、健康づくりに役立てていただくと、そういった取り組みをさらに強化していく、そういうことを今考えております。

それと、生活習慣病の状況の比較調査はどのようにしたのかということですが、生活習慣病の動向を見るためには6つありますが、糖尿病であったり高血圧症、そういった疾患との治

療数が被保険者数に占める割合ということでちょっとデータを探しておりますと、やはり国保中央会のそういった医療統計情報というのがございまして、その情報を利用して国・県と比較しております。

ちなみに先ほども申し上げましたけれども、脳血管障害の出血以外は全て水俣市は国・県よりも相当高い状況にありますので、ぜひ介護予防に努力をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 中田部長、癒し系の答弁をありがとうございました。私は委員会が違うものですから、初めて答弁をいただきました。

検診の結果、高血圧、心臓病などが多い、ほかの県と比べて多いということだと思います。今、そういうことを含めて策定してとありました。

全国に4,000万人ぐらいのウォーキング人口があると思います。そこで、私がアンチエイジングのことにについて、また戻して言いたかったんですけど、去年の9月に質問した食糧自給率の答弁の中では、熊本市は60%ぐらい食糧自給率があると、カロリーベースですけどね。水俣市は20%ぐらいという答弁もありました。あと、ここに観光客の入り込み数のデータもあったですけども、水俣の観光客の入り込み数を見たときに、平成10年では湯の児は37万人、湯の鶴は3万5,000人、平成23年度、去年は湯の児は10万人、湯の鶴は1.8万人、湯の児で4分の1、湯の鶴で2分の1等が減少してる。この中で、生活習慣病も多か現状も含まれて水俣の方向性の中の旅行商品として、アンチエイジングを含めたことを今後進展していくような考えはないのか、1つ質問します。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） アンチエイジング医療を活用した旅行商品等を取り組まないかというお話でございました。アンチエイジング医療といいますか、先ほどの話にもありましたけども、運動療法とか食事療法、こういったものを行うということでございまして、それにごく近いものとしまして、熊本県内では天草の本渡でヘルスツーリズムというものに取り組んでおります。はまゆう会という本渡の旅館のおかみさんたちの会があるんですけど、こちらが中心となって考案したものでございまして、複数の旅館で朝食前にウォーキングを行って、その後、栄養士がつくった献立の朝食を食べると、こういったものでございまして、これにエステとかスパ、温泉センター、こういったものも利用するというようなものでございます。

健康は誰にとりましても関心事でございまして、水俣は、その海・山の温泉がありまして、また地域の方は、例えば頭石の方は、薬草の宝庫というふうにおっしゃいます。こういった資源を

活用した商品をつくるのは可能ではないかと思っております。ただ、観光といいますと、大方の方は、ゆったり温泉に入って、おいしいものを腹いっぱい食べてという、そういったイメージではないかというふうに考えております。

これは、実施するにしましても、提供する側がその固定観念を超えられるかどうかことが重要ではないかと思えますし、また利用者に対しまして敷居の高いものと思わせないテクニックも必要ではないかというふうに考えております。

幸いなことに、水俣も湯の児・湯の鶴のおかみ会が統合いたしまして、ローズの会というおかみ会をつくりました。これは行政だけが旗を振っても先に進む問題ではございませんので、まずはおかみ会等に提案をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、自主財源の確保について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、自主財源の確保についての御質問に順次お答えします。

初めに、市有財産の活用について、処分の現状はどのようになっているのかについてお答えします。

近年の遊休地処分につきましては、平成22年度は、土地 6 カ所、里道 1 カ所で、9,681万9,000円、平成23年度は、土地 4 カ所、里道 5 カ所で4,065万7,000円、平成24年度は、現在、土地 2 カ所、里道 1 カ所で、37万7,000円の市有財産の売却を行っております。

次に、現有する土地のこれからの処分計画と方向性はどのようになっているのかについてお答えします。

これまでも未活用の土地については、広報みなまた、水俣市のホームページにおいて広く周知を行い、売却に努めてまいりました。そのため、売却可能な土地は少なくなってきております。しかし、残っている土地についても問い合わせはありますが、なかなか売却までは至っていないのが現状です。近年の経済状況から、土地の売却は厳しいと思われませんが、積極的に自主財源の確保が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、水天荘、湯之児病院の跡地利用はどのように考えているのかについてお答えします。

国民宿舎水天荘跡地につきましては、平成12年度に廃止となり、その間、水俣環境テクノセンターの研究棟として利用された時期もありましたが、現在は主に倉庫として使用しています。また水天荘跡地については、用地の寄附をしていただいたという経緯もあり、寄附者の思いも十分勘案しつつ、有効な利用法がないか情報を収集していきたいと考えております。

湯之児病院跡地につきましては、平成17年3月に湯之児病院が閉院後、平成22年3月に病院建

物等を解体し、現在更地となっております。今後、市広報紙や医療センターのホームページなどへ掲載し、売却の方向で進めていきたいと思っております。

次に、図書館、元教育会館駐車場の有料化についてお答えします。

図書館・公民館に36台収容の駐車場があり、平成24年の3月には、教育会館跡地を整備し、新たに17台分を確保することができました。利用者からは大変喜ばれております。議員お考えの有料化につきましては、図書館・公民館の利用が9時から夜10時までとなっており、また、さまざまなイベント、会議など、その折には駐車場が不足しますので、現状では難しいものと考えております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目をします。

市有財産の活用の答弁は、平成22年は土地6カ所、里道1カ所で9,682万円だったと、平成23年は土地4カ所、里道5カ所で約4,065万円だったと、平成24年は現在まで土地2カ所、里道1カ所で約37万円だったという答弁だったと思います。処分計画と方向性の答弁は、未活用の土地は周知して売っていくと。水天荘、湯之児病院の跡地利用の答弁は、水天荘は現在倉庫として使用していて売却も考えていきたいと、湯之児病院の跡地も現在解体して更地になっているので有効活用をしていきたいとありました。

自主財源の確保の中で、市の保有する土地の売却はしているが、非常に難しい現状と理解していると思います。水俣の土地はすごく下落していると思います。その状況を踏まえて、廃止が決まっている市営住宅などを含めて、全庁的な議論をしていくべきだと思います。これは要望にします。

それから、駐車場の有料化の答弁では、駐車場が不足しているので難しいということでした。これ昼間、難しいということですね。自主財源確保が難しい中で、まちの中心部にある市の所有する土地は活用すべきだと思います。出水市でも公会堂の駐車場は夜のまちの活性化対策に、市有地の有効利用に使っております。出水市の駐車場は91台分使用されて、年間400万円売り上げがあると聞きます。水俣市の駐車場も規模は違いますけれども、そこで2つ目の質問をしますが、施設の駐車場は夜の有料駐車場として考えることはできないのか、質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 夜だけの有料化ということでございますと、当然、費用対効果を考えていくというふうになると思います。図書館・公民館は夜の10時までは利用者の利用に供しているわけなんですけれども、それに有料化にするということは、やっぱりゲート等が当然必要になる

ということになりますので、やっぱり設備投資をするというふうになります。そうしますと、当然、ゲートのリース料が要ったり、保守点検が要ったり、あるいは駐車券が必要になるわけなんですけども、そういったものと収入のほうを比較した場合、どうなのかという部分が出てきます。確かに夜のお仕事の方に対しては、利便性は非常に高まるというふうには思いますけれども、御質問の趣旨の財源確保という意味からいけば、少し課題が重いんじゃないかなというふうには今考えておるところです。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目ですけど、今回も水俣の特性を生かした行政の取り組みということに話をさせていただきました。まだまだ残念ながら足りていない状況だと私は思います。特に事業性のあることに対しては、すごく消極的かなというふうに思います。そして、何をやる時も財源が必要だと思います。だからこそ市の保有財産は、この資料もいただきました、100カ所以上土地や施設がありました。その辺を含めて、もう3回目の質問ですけども、その保有財産をどうするかということを経営的に会議を進めていかれたらどうかということ最後に質問して、私の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 先ほどの答弁でもまだ幾つか当然利用していないような未利用地等もございますし、ただそのほかにも大部分のところで結構民間のところに貸しているのもございます。それらの分も含めまして、総合的に今後残っているところをどうするかというのは、当然、検討は必要だろうと思っております。ただ、あくまでも行政財産でまだ使用しているところでは、それらをどう今後活用していくのか、それをまず十分検討していただいて、その上で、もし必要ないということなら、全体的に利活用を進めていくべきだろうと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

昨年12月、自公政権が誕生し、円高が放任され続けた日本経済を立て直すために、消費者物価の2%上昇を目指す物価安定目標を設定したことにより、驚くほどの円安、株高の傾向が続いております。輸出産業はもちろん、観光業も回復してきています。

一方、自公政権は、復興・防災対策を重視し、国民の命を守るために、トンネルや橋、道路などの社会インフラの点検、補修を行うとともに、学校の耐震化、老朽化対策、農山漁村地域の防災・減災対策を推進し、多くの仕事で雇用を生み出しております。

また、公明党の国と地方のネットワークで、強力に推進してきた子宮頸がんを予防するワクチンなど、3種類がことしの4月から新たに定期接種化されることになりました。また、妊婦健診の公費助成も前進をします。追加されるワクチンは子宮頸がんワクチンのほか、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するインフルエンザ菌b型（Hib）と肺炎球菌の3つであります。これらは厚生労働省が基金をつくり、費用の一部を助成してきましたが、自治体により実施に差がありました。そこで、厚労省は、予防接種改正案を通常国会に提出し、これら3ワクチンを定期接種に追加することを決めました。これで従来の時限的措置から恒久的な制度となるほか、費用も国が9割まで負担することになります。これで予防ワクチンで数多くの市民の命を守ることになります。

それでは、通告に従い、順次質問をいたしますので、執行部の簡単明瞭な納得のいく答弁を期待し、質問をいたします。

まず初めに、節電対策について。

水俣市は平成4年に日本で初めて環境モデル都市づくりを宣言し、日本のみならず広く世界の低炭素社会のモデルとなるまちづくりを進めてきました。温室効果ガスの削減目標に2005年を基準年として、2020年に33%削減、2050年には50%の削減を掲げて取り組みをされております。取り組み状況と成果についてお尋ねいたします。

平成23年12月本会議で、全公共施設のLED化の提案をいたしました。その後の全公共施設のLED化の検討はどう前進したのかお尋ねします。

自治会での防犯灯をLED化への補助の現状についてお尋ねをいたします。

次に、子育て支援について。

平成21年3月本会議で5歳児健診で発達障がい児の早期発見の質問に対し、3歳6カ月健診を実施する。さらに保育園、幼稚園等の先生方からも情報提供をいただいて、早期発見に努めたいと答弁がありました。

そこでお尋ねをいたします。

現在の未就学の発達障がい児の状況について、3歳6カ月健診の取り組みと効果、課題についてお尋ねいたします。

専門家によりますと、障がいの程度が重度の場合は、1歳6カ月健診で、中程度は3歳児健診で見つかるそうです。いわゆる広汎性発達障がいは5歳ぐらいになって見つかることが多いとのことであります。ところが、問題は、5歳児健診を取り入れている自治体が徐々にふえてきましたが、まだまだ発達障がいの児童を見逃す状況になっています。残念ながら、本市も5歳児健診を取り入れておりません。

早期発見、早期対応は発達障がい対策の基本であり、対応のおくられただけ症状が進むと言われております。また、就学前に発見されていても、保護者がその事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応を講じないまま入学時を迎えてしまい、状況を悪化させてしまう現状があります。

以上を踏まえ、本市における5歳児健診の必要性と考え方についてお尋ねいたします。

次に、投票率向上について。

この件に関しましては、平成23年12月議会で取り上げました。そのときの答弁は、投票所入場券への期日前宣誓書兼請求書の印刷につきましては、どうしたら有権者の利便性を高められることになるのか、県内を初め先進地の状況を見きわめながら、今後さらに検討していきたいと考えておりますでありました。入場券の裏側に宣誓書を印刷し、事前に自宅等で期日前投票の宣誓書が記入でき、受け付け時間が短縮され、投票所での手間も省けます。入場券の裏側に印刷された期日前宣誓書兼請求書にあらかじめ氏名、住所、生年月日を書き、該当する理由を丸で囲んで、期日前投票所に行くだけです。投票所入場券を持って期日前投票所に入場することで、宣誓して投票用紙の交付を請求する署名が不要になり、投票日の選挙投票とほとんど違いがなくなります。さらに宣誓書を自宅で記入できれば、高齢者や障がい者の心理的な負担が軽減されます。職員に見られていると緊張して手が震えることがなくなります。投票所入場券裏側への宣誓書印刷の実施検討はどうなったのかお尋ねいたします。

次に、無田湿原について。

水俣市指定天然記念物無田湿原は、水俣市が昭和48年に条例に基づき天然記念物に指定、また熊本県は平成13年に熊本県自然環境保全地域として、県内で唯一の湿原の特別地区に指定をしました。しかし、平成18年度から野焼きができなかった等々から、県指定の危惧種、絶滅危惧種、その他貴重な植物が危ぶまれています。無田湿原の保全・再生計画はあるのかお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、節電対策については私から、子育て支援については福祉環境部長から、投票率向上につ

いては選挙管理委員会事務局長から、無田湿原については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、節電対策について順次お答えします。

まず、温室効果ガスの削減目標に、2005年を基準年として、2020年に33%削減、2050年には50%の削減を掲げている。取り組み状況と成果はどうかとの御質問にお答えいたします。

温室効果ガス排出量の削減目標については、環境モデル都市の実現に向けて平成21年3月に策定いたしました水俣市環境モデル都市行動計画の中で掲げております。

これまで公共施設への太陽光発電システム導入や、一般家庭への住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入支援、家庭版ISOの普及啓発等により、温室効果ガス排出量の減少に努めてまいりました。これらの取り組みの結果、2011年度の年間温室効果ガス排出量はおよそ16.1万トンを見込み、基準年度から順調に約32%の削減を達成いたしております。

次に、全公共施設のLED化の検討はどう前進したのかとの御質問にお答えします。

公共施設のLED化を図れば、消費電力の大幅削減を実現しながら、節電に対する市民の意識の普及・啓発の契機になるものと思われまます。現在、水俣病資料館に導入し、明水園、総合医療センター新館等に導入を進めています。今後は、他の公共施設につきましても、順次計画的に導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、自治会での防犯灯のLED化への補助の現状についてお答えします。

LED灯の設置や白熱灯、蛍光灯などからLED灯に交換する場合の補助については、平成24年度に水俣市防犯灯建設補助金交付規程を見直し、補助率と補助限度額をふやしております。これは消費電力の少ないLED灯の設置により、環境モデル都市づくりを推進し、電灯交換や電気料金を負担している各地区の経済的負担の軽減を図ろうとするものです。

このような趣旨を自治会長会議で説明したところ、各地区におけるLED灯への関心は大変高く、一度に多数の交換を希望する地区があるなどしたため、早い段階で予算が不足するおそれが生じました。そこで、地区間のバランス等を考慮し、同一地区からの申請数の上限の設定や、特に危険な箇所の新設をする場合を優先するなど、一定のルールのもと調整を行わせていただきました。

それと同時に、今後より効果的な補助を行っていくために、昨年6月から8月にかけて、自治会長会を通じ、各地区におけるLED灯の設置希望の調査を実施したところ、130灯の設置・交換の希望がありました。この調査結果を参考にして、今後5年間をめどに各地区の要望に応えるとともに、さきの御質問でありました温室効果ガスの削減に寄与できるよう、防犯灯のLED化に努めてまいりたいと考えております。

平成24年度の防犯灯の設置に係る補助の実績としましては、15地区で設置された33灯に対して

補助を行っており、このうちLED灯への補助は25灯となっております。また、これに加えて民間団体から30灯の寄贈申し出がっておりますので、合計55灯のLED防犯灯が設置されることになります。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 節電対策等々で、今回3回目の質問をしております。前回、平成23年12月議会での答弁の中で、2010年度の年間温室効果ガス排出量はおおよそ14万トンと見込んでおります。基準年度の年間温室効果ガス排出量が23.8万トンですので、これらを比較しますと、約41%の削減を達成しているということになりますという答弁がありました。前回は14万トンの排出量ということで、41%の削減ということで答弁があったんです。今の答弁だと16.1万トン、排出量で32%の削減ということで、昨日、メガ級の太陽光とかいろいろな話が出ましたけど、かなり進んでいるんじゃないかなと思っておりましたが、パーセントがやはり低目になってきているというのはなぜなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

また、平成23年12月議会で、全ての公共施設の蛍光灯数を質問をいたしました。答弁では全体の把握には時間を要しますということで、答弁はありませんでした。全体の公共施設の蛍光灯数は調査されたのか、また市設置の防犯灯数とLED化は何%ぐらいなのかお尋ねいたします。

全公共施設のリース方式でのLED化の検討はされたことがあるのかお尋ねをいたします。

各自治体設置の防犯灯は幾らあるのかお尋ねをいたします。

現在、LED防犯灯は3分の2の補助で限度額は2万円となっております、実際のLED化ですね。私の近所の大戸口において、24年度では防犯灯は20灯ありますが、16灯のことは球がえをいたしました。そのうち1灯は機材そのものが壊れて、市の補助枠がちょうどなかったために、緊急を要して、実際、全額をLED化として2万2,050円をつけました。結構、明るさが広範囲まで届きまして、防犯灯には最適だなというふうに思っております。

また、帯広市では平成22年度から、設置費用の9割を補助しております。日本で初めて環境モデル都市を宣言した水俣市として、先ほど全国トップレベルの予算を計上しているという話がありましたけれども、まさにLED化の補助に対して全国トップレベルの予算を計上できないのか、市民の意識の普及・啓発に向けて、現在の補助率をふやして、現状を把握して一気にやるという姿勢が必要であると思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、2010年度の年間温室効果ガスの排出量はおおよそ14万トンと見込んでいますと、そして、これらを比較すると、23.8万トンとこれを比較す

ると、約41%の削減を達成しているという答弁があったということで、それからいろいろ太陽光発電とか、そういうものの整備が進んでいるのに、平成23年度は約32%と減っているのはなぜかというような御質問だったと思います。

温室効果ガスの排出削減の割合につきましては、各年度の排出量が基準年度の排出量に対してどの程度削減されたかということを示しております。平成22年度は、基準年度に対して41%、平成23年度は32%の削減を推計しておりますけれども、この平成22年度に比べて、平成23年度の削減割合が増加した原因といたしましては、東日本大震災の影響によりまして、節電による電力需要量というものは減少したただけけれども、原子力発電から火力発電への転換により、温室効果ガス排出係数が増加したためや、あるいは節電意識の高まりから民間の事業者等においても電気から温室効果ガス排出係数の高い石油等への代替燃料への転換がなされたため、このような数字になっておるのではないかと考えております。

それから、公共施設の蛍光灯数を調査されたのかと、また市設置の防犯灯数とLED化は何%なのかということでございますけれども、蛍光灯数の調査というのは、現在今、調査に向けて準備をしているという段階でございます。また、市設置の防犯灯は、先ほども答弁で申し上げましたけれども、医療センター新館とか、明水園の室内及び街灯の整備、あるいは西ノ浦団地、陣原団地などの街灯の整備、それから牧ノ内団地の建てかえ、湯の児地区の都市公園整備など、LEDの導入が現在ふえてきておりますが、その割合については把握しておりません。

それから、全公共施設で、リース方式でのLED化の検討はなされたのかという御質問でございます。現時点で、リース方式での検討までには至っておりませんが、来年度が環境モデル都市行動計画の見直しの時期に入りますので、その中で、ほかの公共施設につきましても、計画的に導入を進められるよう、リース方式も含めて、具体的に検討してまいりたいと思っております。

それから、各自治会設置の防犯灯は幾つあるのかというような御質問でございますけれども、防犯灯につきましては、各地区で設置しており、維持管理をすることになっておりますので、正確な灯数は把握しておりません。しかし、平成13年度に、当時の行政区長会を通じて行った基礎調査のデータを見ても、当時市内に約1,930灯程度の防犯灯があり、それ以降に市が補助を行った防犯灯の数値を加えますと、現在2,200灯から2,300灯が設置されていると、そのように思われます。

それから、現在、LEDの防犯灯は3分の2の補助で限度額2万円となっていると。大戸口地区に設置した防犯灯のうち1灯は、全額を自治会で負担して設置したと。環境首都水俣として、補助率をふやして一気にやるというような姿勢を持つ必要があるのではないかと考えておりますけれども、さきにお答えいたしました、平成24年度の防犯灯設置に係る補助金交付につきましては、地区間のバランスなどを考慮いたしまして、一部調整を行ったため、市の補助が行

き届かなかったと、そういう箇所もあります。市といたしましては、環境モデル都市の推進、それから各地区の状況を踏まえまして、今議会で防犯灯設置に係る補助金の増額を上程させていただいているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 数字的にはほとんどわからないという状況でありました。平成23年12月議会で、もう1年以上前に聞きましたことが、なかなか調査をされていないというのは、ちょっと問題だなというふうに思います。やっぱり低炭素社会を目指して今頑張っているわけですので、大枠の実態を掌握して、その上で取り組みをするべきじゃないかなというふうに思います。

自治会からの申し出のLED化に対する補助ですね、補助数もかなり少ない、数が少ないというふうに思います。さっき言われました1,930灯、前調査した中で1,930灯あったと。また、プラスされて2,000灯以上あるかなと思いますけれども、それを全部LEDにしていこうという気持ちが大切だなというふうに思っておりますので、やっぱり補助枠もかなりふやして、1基に対する補助もふやして、一気にやるような方向で進めてもらいたいと思いますが、それはいかががお尋ねいたします。

それから、多くの自治体がリース方式による公共施設へのLED照明の導入をしております。リース方式にすれば初期費用は抑制され、自治体の財政負担が軽減をされます。さらに導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できます。千葉県茂原市はリース方式で全防犯灯7,450本を一気にLED化をしました。茨城県取手市も防犯灯9,700灯を、神奈川県では県立学校、警察署、税事務所、保健福祉事務所、土木事務所、図書館など県約170施設の照明約7万本の切りかえを推進中であります。

国においては、平成24年度補正予算に小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業11億5,000万円が決まりました。その内容は、リースを活用したLED照明の更新計画の作成を専門業者に外注するための経費を支援をするものでありまして、加えて、地元企業を活用しつつ、LED導入を行う際にかかる費用のうち、リース料金に含まれる取り付け工事費用についてリースを受注する民間事業者に対して補助するというふうになっております。地元経済の活性化を図るとなっておりますので、LED街路灯等導入促進事業を活用して、リース方式でLED化を検討するべきと思いますが、いかががお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、補助額をふやすべきではないかというような御質問だったと思いますけれども、この件につきましては、再度、検討させていただきたいと思っております。

それから最後でございますけれども、リース方式でのLED化はもっと検討すべきだというこ

とだと思いがどうかということでございます。先ほどもこれは答弁いたしましたけれども、環境モデル都市行動計画の見直し時期でございますので、それに合わせて具体的に検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、子育て支援について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 子育て支援についての質問に順次お答えします。

まず、未就学児の発達障がい児の状況についてお答えします。

発達障がい児の状況把握については、何らかの気付きがあっても、子どもは発達段階にあるため、その気付きは個性から来るものからか、養育環境によるものか、発達障がいに起因するものかを判断するためには、丁寧に子どもを観察していく必要があります。また、保育士や療育相談員、保健師等専門職種が気付きな子と判断しても、保護者の困り感がなければ、なかなか医療機関につながらない現状があり、実態を把握するのは非常に難しいと言えます。しかし、乳幼児健診の結果、言葉が遅い、元気がよ過ぎる、集団の中になかなか入れないなど、関係職種で連携して引き続き経過を見ていく必要があると判断した子は、現在、150名程度把握しております。

次に、3歳6カ月健診の取り組みと効果、課題についてお答えします。

発達障がいのある子の特徴として、集団生活の中になかなかなじめない、お友達とのコミュニケーションがうまくとれないなどが挙げられます。従来の3歳児健診では、親子への面接だけでしたが、発達障がいを持つ子を早期発見するには難しいとの判断から、3歳6カ月健診では、日ごろの子どもの様子を把握するため、保護者に対し情緒面、行動面、保護者の育児不安に関する問診項目を30項目ほど追加して実施しています。また、保護者の同意を得て事前に保育園、幼稚園の先生方へも同様の内容でアンケート調査を実施し、ふだんの園生活での様子を把握するよう努めています。

また、健診では集団活動や制作活動を取り入れ、社会性やコミュニケーション等の様子を保護者が客観的に観察する機会をつくったり、心理士や療育相談員、保育士による育児相談など、育児支援の充実にも力を入れています。その結果、健診後、経過観察を要する子もふえ、療育事業「にこにこなかま」につながった子も、健診のあり方の見直しを行う前と比較し約2倍の40名になり、早期に対応することができています。今後は経過措置を要する子ども一人一人をさらに丁寧にフォローしていくことが課題であると考えています。

次に、本市における5歳児健診の必要性と考え方についてお答えします。

5歳児健診は、発達障がいの疑いのある子を早期に発見する有効な手段ではありますが、保護者の中にはなかなか受容できず、医療機関につなげるのに時間を要するケースもあり、また保護

者が受容し、医療機関につながったとしても、現状では待機者が多く、受診できるまでに約1年かかり、十分な対応ができず、不安を抱えたまま就学になってしまう子もいるのではないかと思います。

発達障がい疑いのある子を早期に発見し、適切な療育につなげるためには、5歳児健診では遅過ぎると考えています。本市においては、より早い段階から把握し、療育支援につなぐために3歳6カ月健診のさらなる充実を図り、要経過観察とした子どもたちや保育園、幼稚園の先生方から情報提供のあった子に関係機関と連携し、きめ細やかに支援していきたいと考えています。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 3歳6カ月健診でかなり見つかっているというふうに今思いました。一つ違うのが、ちょっととり方が違うなというふうに思うんですけど、やはり5歳ぐらいにならないと軽度の発達障がいを見つけにくいというのがありまして、その部分はどうかというんで、私はこの5歳児健診を提案して御質問しておりますので、その辺は御理解していただきたいと思います。

豊後高田市では、昨年12月から子どもの発達障がいの早期発見・支援を目的とした5歳児健診がスタートをしました。医師による診察や集団行動の観察などを通じて、発達の種類や集団生活への適応力などを診断し、また保健師による育児相談なども行っております。

軽度の発達障がいは、5歳ごろに発見できる可能性が高くなると言われております。豊後高田市では、これまで3歳6カ月健診を行っておりまして、3歳6カ月健診から就学時期までの間の公的な健診の機会がないということで、5歳児健診の必要性を感じて取り組んでおります。安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいるということでありまして、未来の宝である子どもたちが健やかに成長できるためにも、また早期発見で多くの子どもたちを救うためにも、5歳児健診の実施が必要であると思っておりますが、再度お尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 軽度の障がい児というのをを見つけるためにも、5歳児健診ができないかということだと思いますけど、水俣市としても、障がい児の早期発見、そういったものも含めまして、やはり健診だけでは不十分なのかなというふうに思っておりますので、各ライフステージで子どもにかかわる専門職種の方々の緊密な連携による発見と療育へのつなぎというのが非常に重要なのかなというふうに思っております。

今後もさらに関係機関と連携を深めながら、発達障がい疑われる子どもたちやその保護者に対して、必要な支援体制の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 3歳6カ月健診で見逃した分をどうするのかということで、私は質問をしておりますので、軽度発達障がいの場合の5歳から7歳ぐらいの集団行動をとるようになってから発見されることも多いそうです。乳幼児健診で発見できない場合も多いようですね。早期発見できると、本人も能力を存分に発揮できるようになり、また、親御さんも心の負担が軽くなる、障がいも少しずつ和らげることができるそうでありまして、男性の方で、33歳のときに初めて注意欠陥多動性障がいと診断をされた方がおられます。その方は幼少のころからの多くの苦しい思いが脳の器質的な問題から起こるものということを知りました。それから、NPOを立ち上げて、同じ苦しい思いをしている方たちにエールを送る活動をされております。大人の注意欠陥多動性障がいの90%以上の方が、子どものうちの早期発見が必要と考えておられます。ただし、条件として、発達障がいに関する周囲の理解、支援体制、特に医療と学校との連携、各分野の連携がスムーズになされていることだそうでありまして、周囲の環境は整ってきた今こそ、早期発見が必要だと思います。再度、5歳児健診の実施についてお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 今おっしゃられたとおり、やはり早期発見・早期療育というのが、やはり目標かなと思っておりますので、保育園、幼稚園、そういった方々の保育士の方々との連携、それから学校との連携、また発達に関する相談、そういうのを充実をさせて、早期にあらゆるライフステージでそういうのが発見できるように充実をしていきたい、そういうふうを考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、投票率向上について答弁を求めます。

本田選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 本田真一君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（本田真一君） 次に、投票率向上についてお答えします。

投票所入場券への期日前宣誓書兼請求書の実施検討はどうなったのかとの御質問についてお答えします。

投票所入場券はがきへの期日前宣誓書兼請求書の印刷につきましては、昨年6月2日開催の選挙管理委員会において協議していただきました。

委員会におきましては、期日前投票所に記入済みの宣誓書を持参された場合、本人自身が書いた宣誓書であるかの確認が難しいとの問題があることや、シーラーを利用した圧着はがきへの改修費用も約120万円を要することなどの理由から、現段階での実施は見送ることとなりました。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月に施行されました。その中で、選挙等における配慮、第28条に、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がい者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない」とあります。期日前投票に来て、職員の見ているところで、宣誓書に細かく記入するその煩わしさがなくなり、自宅でゆっくり書いていけるということは、投票所のバリアフリー化にも適しております。

静岡県沼津市は、平成24年10月の市長選から、障がい者や高齢者は緊張して自分の名前すら書けないという状況があったとして、投票入場券の裏に宣誓書を印刷して実施しております。静岡県袋井市は、昨年12月16日の衆議院選から実施しておりまして、氏名と理由、4つの項目から1つに丸と日付のみを書くように簡素化しております。文字が小さくて、読み書きづらいということはありません。記入方法がわからないということもありません。

千葉県横芝光町でも、昨年12月の衆議院選から実施しておりまして、投票所入場券の裏に宣誓書を印刷してあります。有権者が投票しやすい環境を整えております。これら全てがシーラーを利用した圧着方式ではなくて、裏面に印刷で対応しておりますので、数万円しかかかりません。

期日前投票は投票日と同じです。投票日当日は本人確認で免許証を確認していません。同じ人が二度投票できないようになっております。障がい者の方のみならず、多くの方が期日前投票に行きやすくなることは間違いないと思います。名前や生年月日、投票日当日に行けない理由等を記載するだけでありますので、本年7月の参議院選挙から実施できるのかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（本田真一君） 投票所入場券への期日前宣誓書兼請求書の印刷につきましては、昨年6月の選挙管理委員会開催時においては、実施している県下4市の全てでシーラーを利用した圧着はがきを使用しておりました。事務局において再調査をしましたところ、昨年12月の衆議院選挙から玉名市も実施し5市となり、玉名市が初めて通常のはがきに期日前宣誓書兼請求書を印刷し使用したことがわかり、事務局としましては、玉名市の例を参考に、はがきに印刷することで対応できないか、また次の参議院選挙から実施する方向でできないかなど、改めて委員会に提案し協議していただきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市民の利便性及び投票率向上のために、7月の参議院選挙から確実に実施できるのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（本田真一君） 先ほど申し上げましたように、次の参議院選挙から実施する方向でできないか、選挙管理委員会に改めて提案し協議していただきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、無田湿原について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、無田湿原について、無田湿原の保全・再生計画はあるのかについてお答えいたします。

無田湿原は越小場無田地区にある標高450メートルに位置する低山帯の谷湿原で、面積は1.42ヘクタール、湿原としての自然状態で保全されているのは、熊本県下ではここ1カ所で極めて貴重な場所であります。

水俣市は昭和48年に市の天然記念物に指定し、また、熊本県は平成13年に熊本県自然環境保全地域として県内で唯一の湿原の特別地区に指定しました。この指定の際に、保全計画が策定されておりますが、市が草刈り、野焼きを分担し、県は乾燥化防止対策を実施することが明記されております。しかしながら、平成18年から周辺の樹木が成長し過ぎて、延焼の危険性があるため、野焼きが実施できず、年2回の草刈りの保全作業を代替措置として実施をしております。県も湿原内に試験区を設ける保全対策事業を実施しておりますが、年々進む湿地の乾燥化を懸念しております。今後も県と協力して、湿原の保全・再生に向けて検討をしてみたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 葦浦教育長は、佐賀県自然環境保全地域の檜原湿原を調査をされていると思いますが、調査内容を無田湿原にどう生かしていくのかお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 佐賀県の唐津市の端っこになりますけれども、檜原湿原というところがございまして。これは物すごい大規模でございまして、無田湿原の6倍ぐらいございまして、8ヘクタールぐらいございまして。物すごく水量も多くて、池は無田と同じように人工の池がございまして、ただ水量が多いために湿原の面積は物すごい広いという状況でございまして。そこには、木で歩道をきちんとつくってありまして、観察ができるような実はそういう状況にもなっておりますし、周辺に大きな駐車場も整備をしておりますし、休憩する、あるいは観察するレストハウスもきちんとございまして。そこは食事も提供して、地域の物産も売っているということで、できた

当時は10万人規模で視察があったと、市内の観光も含めてあったということでございますけれども、現在でも2万人の方が年間訪れているということで、整備をしていくということで人が来るんだなというようなことを改めて実感したわけなんです。ここについては佐賀県が物すごくやっぱり力を入れておりまして、佐賀県の専門の方も常駐じゃないんですけども、二人ぐらいいつも来ておられるということと、予算的にもかなり整備予算をとってきちんとモニタリングから、あるいは環境保全からやっているということで、我々の無田湿原とはかなり状況が違うなということも思って、私帰ってまいりました。無田湿原については、現在のところ、環境保全、いかにして保全していくかということだけ今考えてやっておりますけれども、今後はやっぱりいろいろな土砂の流入とか、あるいは植物の堆積等々ございまして、さっきありましたように、陸化現象とか、乾燥化が進んでいって、絶滅危惧種がなくなっていくんじゃないかということも今懸念をしておりますので、そういったものに対して早急に検討もしておりますが、保全、それとそれを知っていただく作業というか、そういうことをやっていきたいなというふうに今思っています。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 野焼きが平成18年からやられていないということで、野焼きは火で加熱された有機物が分解し無機化することで窒素やリン酸などの塩類が植物に吸収されやすい形になる効果があると言われてくるということでありまして、さらに火を使うことで雑草の防除に極めて効果的に行うことができる。同時に害虫、病原微生物も排除することができるそうであります。また、焼くという行為には、種子の休眠を打破する意味もあります。無田湿原の貴重植物を守るために、また熊本県唯一の無田湿原を守るために、一日も早く野焼きが実施できるように取り組んでいただきたいとお尋ねして質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、牧下議員おっしゃっていただきましたように、非常に野焼きはすごい環境保全に対しては効果があるということは重々承知をしております。私たちも平成16年、17年、18年ということで、3年間野焼きに対してはやってまいりましたけれども、18年のときに飛び火がありまして、山火事を経験したということで、それ以降は、安全面を考慮して、なかなか取り組むことができないという、今状況でございます。ただ、先ほどありました檜原湿原に対しては、あそこは消防団の力をかりないで、ボランティアで自分たちでやっているということです。ただ、周りの状況が無田湿原とかなり違っておりまして、無田湿原はすごい山が迫っているという状況の中で、非常に難しいんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、何とかやっぱり草刈りをして残っておる状況の中では、非常に湿原に対してはよろしくないという状況はわかっておりますので、もう少し研究をしてみたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

東日本大震災と原発事故から2年が経過しました。改めて犠牲になられた方々と、その御家族、そして関係者の方に深い哀悼の気持ちを表明するとともに、全ての被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

日曜日、私も一中の卒業式に参加をしてみました。毎年のことですが、卒業していく子どもたちの顔を見ると、本当に自分の初心を思い出す時間をいただいたような気がします。ことは特に壇上でお話しされた方々の中の話の中身に、卒業生の皆さん方が出ていく、卒業するわけだけど、その取り巻く状況はなかなか厳しいという話がありました。中学校を卒業して高校に行く、また就職をする、大学に行く、そうやって最終的に社会に出ていくときに、仕事がない、あっても非正規雇用だ、臨時だというような厳しい本当に環境にあると思います。しかも、今の子どもたち、それに加えて原発事故による放射能の影響、命と健康が脅かされる。ひょっとしたら命や未来が奪われることになるんじゃないか。また、自民党政権になりまして、安倍政権のもとで国防軍というような言葉が出てきたり、ひょっとしたらまた日本が戦争する国になるんじゃないか、そんな不安も頭をよぎるような、そんな社会の中で子どもたちは巣立っていかなければならない、そのことを考えながら、生徒たちの顔を見ていますと、今いる大人の責任というのがいっぱい問われているような気がしました。そういう責任を感じながら、きょうは質問をさせていただきます。

まず、1、木質バイオマス発電についてです。

原発はなくしたい、もう原発に頼らない社会にしたい、多くの皆さん方の願いです。私の願いでもあります、もちろん。その原子力発電にかわるエネルギー、それを何に求めていくのか、真剣に模索をし、決めて、そして実践をしていかなければ、子どもたちに確かな未来を残すことはできない、そう思います。その大きな代表エネルギーとして、再生可能エネルギーということが言われ、日本とは違って諸外国ではこれに対する研究も進み、日本よりうんと前を行っている

いう報道も聞いています。

再生可能エネルギーは、石油や石炭などのエネルギーとは違って、どこでもある、広く、でも薄く存在するエネルギーだというふうに使われています。だからこそ、地産地消のエネルギーとして扱っていくことが大事ではないかということも使われています。原子力発電にかわるエネルギーをどのようなエネルギー源を組み合わせる確保していくのか、必要な電力を確保するために、今、私たちに突きつけられている課題ではないかと思えます。

水俣市では、昨年調査が始まり、来年度予算で調査費が計上されている木質バイオマス発電、予算説明の中で、平成24年度の調査の中で明らかになったこととして、木質燃料の収集の可能性に一定のめどが立った。2つ目に、燃料収集の確実性を前提として、一定の事業採算性が確保できる。3つ目に、事業が実施されれば、水俣市の経済や雇用に好影響を与え、低炭素社会の構築や山の保全に資する環境首都にふさわしい環境と経済が一体となった事業となっていく、こういうことが明らかになったというふうに使われました。

けれども、市民の方からは、総事業費約37億円もかかる大事業です、それに対してさまざまな懸念や不安の声が私のもとにも聞こえてきます。そういう皆さんの声を聞き、改めてこの事業の概要をまずお尋ねしたいと思います。

- ①、現在検討している発電機の発電規模はどれだけか。
- ②、未利用材（間伐材など）木質チップの確保はどのようにするのか、安定的確保はできるのか。
- ③、発電所の設置場所を初め、この事業関係により発生する雇用と経済効果はどうか。
- ④、年間の売り上げと経費など試算はされているのか、また何年くらいで利益が出て、出資者への配当が出る計画か。

2、九州新幹線の騒音、振動などの被害について。

①、昨年の12月議会でも私はこの問題を取り上げましたが、そのときに執行部の皆さんから答弁をいただきました。市としても調査を行い、JRと鉄道建設・運輸施設整備支援機構に申し入れをするかどうか検討したいとありましたけれども、調査結果及び進捗状況はどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

②、整備新幹線方式と山陽及び東海道新幹線とはどのように違うのか。

3、海上自衛隊掃海訓練について。

- ①、水俣市に情報提供及び協力依頼があったのはいつか。
- ②、既に2月に訓練されているが、どのような規模でどの海域で実施をされたのか。
- ③、水俣漁協及び不知火海沿岸の漁協の対応はどのようだったと聞いているか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、木質バイオマス発電については私から、九州新幹線の騒音、振動等の被害については福祉環境部長から、自衛隊掃海訓練については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、木質バイオマス発電について順次お答えします。

まず、現在検討している発電規模についてお答えします。現在検討中の発電規模は、発電量5,800キロワットの発電機1基です。なお、これは年間通して発電すると、おおよそ平均的な4人家族約9,400世帯分の電力となります。

次に、未利用材木質チップの確保はどのようにするのか、安定的な確保はできるのかとの質問にお答えします。

この事業は、伐採に伴い発生する林地残材、いわゆる未利用材を燃料として活用することを想定しています。この林地残材とは、木を伐採してもコストに見合うだけの市場価格がつかないため、山から搬出されずそのまま残されている木材のことを指します。この林地残材については、国や県の統計情報や現場の声として林業・製材業・素材生産業の方々からも聞き取り調査を行い、今後も燃料として十分な量が存在することを確認したところです。

次に、どのように安定的に確保するのかということですが、これには運搬費用が有利となる地元など近隣事業者の協力が必要であり、信頼関係を構築することや、エネルギー利用総合効率を高めて、一定の価格で安定的に買い取りができる状態をつくることなどが考えられ、このあたりが今後さらに検討が必要とされているところです。

いずれにしても、固定価格買い取り制度が開始され、九州でも木質バイオマス発電の幕あけとして、各地で燃料チップの生産が本格化されていきます。これを確実に集められるかどうかは最終的に具体的な条件、量、価格などの契約内容と事業者間相互の確固たる信頼関係を持つことが安定的な確保につながると考えております。

次に、発電所設置場所を初め、この事業関係による発生する雇用と経済効果についてお答えします。

発電所設置の候補地としては、水俣産業団地内及び周辺にある空き地などを考えております。また、この事業によって発生する雇用については、最終的には発電事業主体が立ち上がり、運営計画や燃料調達先が確定するまでは、まだ確実なことは言えません。けれども、私どもが一つの目安としている数字は、福島県会津若松市で既に稼働している発電所が公表しているものです。ここは水俣市が検討している事業とほぼ同規模の発電所で、未利用木材を燃料としています。こ

こは発電所で12名を雇用し、木材の切り出し・チップ化・運搬の工程を通して60名分の仕事が発生しているとしていることから、同程度の雇用が期待できると考えております。

なお、経済効果については、今回の構想では、発電事業に長年のノウハウを蓄積しているJNC株式会社の参画も得つつ、地域の事業者の参画、ファンドなどを通して市民の参加ができる形で事業を立ち上げたいと考えており、雇用以外にも、売電による利益がしっかりと地域社会に落ちる形を構想しております。

また、発電に使用する燃料も、周辺地域から木材を調達する計画としておりますので、購入する燃料代も地域の林業者、チップ加工施設、運搬関係者などに収益となって還元されると考えております。

次に、年間売り上げと経費などの試算、何年くらいで利益が出て、出資者への配当が出せる計画かについてお答えします。

今回の発電事業では、固定価格買い取り制度に乗って売電することを計画しておりますので、売り上げの計算は次のような考えで行うことになります。

今回の発電量は5,800キロワットでございますが、実際に売電できるのは、発電所内で自家消費する部分を除いた量となります。これを例えば5,000キロワットと仮定した場合、この5,000キロワットに1日24時間、点検等を除いた年間稼働日数340日を乗じると、約4,800万キロワットアワーという数字になります。これが1年間に電力会社に販売できる電力量です。これに売電価格を乗じるわけですが、現在の固定価格買い取り制度では、何を燃やすかによって売電価格が違います。一番高い間伐材等由来と呼ばれる区分の木材だけ燃やせば、1キロワットアワー当たり32円の価格になるため、約13億円の売電収入となります。

逆に、製材所から出る端材など一般材と呼ばれる区分の木材だけ燃やせば、1キロワットアワー24円の価格となり、約9.8億円の売電収入となります。仮に一番高い間伐材等由来と一般材を半々の割合で燃やした場合は、約11.4億円の売電収入となります。このように燃やす木材の種類によって売電収入が増減するため、幅のある数字となっております。

年間に発生する人件費や燃料費などの経費については、数パターンでの試算をしておりますが、これは今後、発電事業者において交渉するものであり、現時点では未確定な数字となりますので、控えさせていただきたいと思っております。

次に、何年くらいで利益が出るのかとお尋ねですが、発電事業会社立ち上げから実際の運転開始までおおよそ2年間は設備の発注や工事期間になりますので利益は発生しません。3年目からは売電収入が入ってきますので、3年目からは利益が出ることになります。

また、出資者への配当でございますが、通常、株主への配当を始めるのは、ある程度会社自体にお金をためて安定してからになります。いわゆる内部留保を確保するということですが、運転

を始めてから二、三年は会社の基礎固めになるため、お金をためて基盤がしっかりしてからの配当と思われれます。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問をさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーといえば、材料代の要らない太陽光、風力、小水力などありますがけれども、いろいろな種類がある中で、この木質バイオマス発電を最優先に取り上げていらっしゃるのとはなぜでしょうか。それが1つ目の質問です。

それから、答弁にありました発電の規模ですけれども、5,800キロワットというふうにお聞きしましたが、この規模にした根拠、理由は何でしょうか。それが2つ目です。

3つ目は、材料は近隣から調達するということでしたけれども、近隣とはどの範囲を指すのでしょうか。水俣・芦北地域で調達できるということなのではないでしょうかというのが3つ目です。

それから4つ目は、もし水俣・芦北地域でないということと考えていらっしゃるとしたら、3つ目で答えていただきたいんですけど、4つ目の質問は、水俣・芦北地域で調達できる材料だけで発電するとしたら、規模はどれぐらいのことができるのか。

5つ目です。九州では製紙会社などが新たにこの木質バイオマス発電に参入しようという声を聞きますけれども、そういう場合、燃料の確保などで競合しないのか、燃料の確保、木質チップの確保については、心配ないのかというのが5つ目です。

最後、もう一つ、もし木材の調達がうまくいかなかったときに、福島などの震災瓦れきなどを搬入することはないのか。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、再生可能エネルギーは、ほかにもあるんですけども、なぜこの木質バイオマス発電を最優先に挙げるのかという御質問でございました。

議員御指摘のように、再生可能エネルギーというのは確かにたくさんございます。市民からも強い要望をいただいております雇用創出とかあるいは経済の振興、そういったものを考えると、太陽光や小水力発電、あるいは温泉熱発電などに比べて、木質バイオマスの発電のほうが継続的な雇用といえますか、そういったものを求めることができますし、私どもが求めておりますいわゆる環境で飯を食うという観点に一番合致しているのではないかなと、そのように思っているところでございます。

また、将来的に考えまして、水俣市のエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うという構想について考えましたときに、まずは売電を行うということになっておりますけれども、将来的には発電量が非常に大きいということと、これは太陽光等と違いまして、天候に左右されないベース電力があるということが必要になりますので、この点から考えましても、木質バイオマスの発電というのは、水俣の将来に向かっての経済活性化を含め、あるいは雇用も含めまして、大きな利益になると考えます。これは当然、戦略的に進めていくべきであろうと、そのように思っております。

それから次に、ただいま答弁いたしました5,800キロワットというのは、その発電規模になった根拠は何かというような御質問だったと思います。この点につきまして、5,800キロワットという発電の規模でございますけれども、これはまずは設備投資を回収するための採算性の観点というのが一つでございます。それから、収集できる木材の量との兼ね合いにより、想定をしたものでございます。もちろん発電規模が大きければ大きいほど発電に関する採算性というのはよいこととなりますけれども、一方で考えておりますのは、木材の収集範囲を30キロから40キロと仮定した場合に集められる木材の量には限界があります。この点から、発電規模に制約がかかることにもなります。したがって、5,800キロワットというようなところで決めているところでございますが、今、林野庁が地域主体で実施する場合の推奨の発電規模としているのは、5,000キロワット級の発電でありまして、答弁をいたしましたように、こういう5,800キロワットという発電の規模にしたところでございます。

次に、3番目に、近隣というのはどこかというようなことでございましたけれども、今、想定しておりますのが、水俣、芦北、球磨、伊佐、これらの地域を想定しているところでございます。

それから、水俣・芦北地域で確保できる材料はどれぐらいかと、それだけでやると発電規模はどのくらいかということでございますけれども、現在、5,800キロワットを前提とした買い取り価格帯で聞き取り調査、そういったものを今行っています。発電規模を小さくした場合の買い取り価格というのは、当然小さくなりますけれども、その買い取り価格で幾ら木材が集まるかということは、今のところちょっと把握をしておりません。

それから次に、九州では製紙会社などが新たに木質バイオマスの発電を始めると聞くんだけれども、そういったところと競合しないのかというような御質問でございます。

私どもでも九州内での発電所立地計画の情報をこれまで集めてきているところでございますが、その推計される木材の必要量は、南九州で発生しております林地残材の量で十分賄えるものだと考えております。いずれにしましても、最終的に木材の安定確保を決めるのは、具体的な条件でありますとか、量とか、価格とか、そういったものとの契約内容と事業者間相互の信頼関係の構築のあり方ではないかなと、最終的にはそこにいくんではないかなと思っております。

それから、周辺からの木材調達ができなくなった場合に、福島などの震災瓦れきを搬入することはないのかというような御質問でございますけれども、これは、昨日でしたか、西田議員の答弁の中にもお答えをさせていただきましたが、今、九州の山の中には木の蓄積が相当進んでおります。今と同じペースで伐採を続けたとしても300年近くかかるという計算になっているという答弁をいたしました。現時点では木材調達は可能だと考えております。仮に予定していた条件の間伐材がそろわない場合でも、だからといって直ちに震災の瓦れきを次に使うという発想は今のところありません。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 なぜ木質バイオマス発電を優先的に今やっているのかというところで、水俣の電力をどういう形で供給するかというときに、原発に頼らないで供給するかというときに、いろいろあるけれど、ベースの土台として木質バイオマス発電の電力を使いたいという理解でよろしいんでしょうか、理由の一つになると思いますけど。

それで、先ほど答弁をいただけませんでしたけれども、水俣・芦北地域、本当に近隣ですね、近隣の材料だけを使ったときに、何キロワットぐらいできるのかというのにちょっと回答がなかったのですが、どんな組み合わせがあって、水俣の電力を確保するということになると思うんです。その中で木質バイオマス発電をベースにして一定の大きな割合をここに持たせたいというふうなことだと思うんですけれども、余りにも大規模な事業になっていて、そして、材料の確保も、林地残材はいっぱいあるというふうに言われましたが、やっぱりこのところで不安がぬぐい切れないというのがあります。

これから今後のことですけれども、これまでの答弁ではもう少し調査をしてというような話もあったかのように聞いていますが、これから先、最終的にいろいろな残っている調査をされた後、その結果次第では、白紙に戻すなど、抜本的な見直しという選択肢もあるのかということをお尋ねして、この問題の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、何キロワットかということですが、ちょっと今のところわかりませんので、また調べてお伝えしたいと思います。

それから、調査の結果次第では、白紙に戻すという選択肢もあるのかというような御質問でございます。実現可能性を求めて、今、担当も含めて非常に頑張っているところでございますけれども、今のところ木材の収集について、一定のめどが立ったというような気持ちでございますし、そういう結論を出しているところでございますが、来年度はこの結果をもとに、発電事業会社の

立ち上げが可能かと、そういったものを検討していかなければならないと思っております。当然、発電の事業主体が確立されない場合には、しかるべき判断もしていかなければならないと、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、九州新幹線の騒音・振動等の被害について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、九州新幹線の騒音・振動等の被害についてお答えします。

初めに、昨年12月議会の答弁で、市としても調査を行い、申し入れをするかどうか検討したいとあったが、調査結果と進捗状況についてお答えします。

水俣市陳内地区及び初野地区の調査対象世帯16世帯のうち6世帯から調査について要望がありましたので、本年2月に聞き取り調査等を実施いたしました。その結果につきましては、全線開業した平成23年3月以降に建物の床や壁に新たな亀裂が生じたり、以前からの亀裂がひどくなったのが6世帯全て、振動について気になると答えられたのが5世帯、敷地が地盤沈下したと答えられたのが2世帯、以前は畳に布団を敷いて寝ていたが、振動が伝わって眠れないのでベッドにしたと言われるのが2世帯、ほかにも家全体が揺れる、家が傾いていないか心配である、窓や網戸が揺れる、家の建てつけが悪くなった、新水俣駅のアナウンスがうるさい、夜間の駅の照明がまぶしいなどといった回答がありました。

また、全6世帯から騒音・振動の測定調査を実施してもらいたいとの要望もありました。市といたしましては、今回の調査結果を踏まえ、今月中にはJR九州と鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、騒音等の再測定を実施するよう申し入れを行いたいと考えております。

次に、整備新幹線方式と山陽及び東海道新幹線とはどのように違うのかという御質問についてお答えします。

まず、整備新幹線について申し上げます。整備新幹線とは、昭和45年に制定された全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年に国が整備路線として指定した5路線のことを言います。5路線の内訳は、北海道新幹線、東北新幹線、北陸新幹線、それに九州新幹線の博多―鹿児島中央間と博多―長崎間であります。この整備計画決定に基づき整備される新幹線を整備新幹線方式と言っています。一方、山陽新幹線、東海道新幹線、上越新幹線等は、この全国新幹線鉄道整備法が制定される以前に計画・整備されたもので、いわゆる整備新幹線ではありません。整備新幹線の整備方式は、国や自治体の補助金を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設主体となって建設を行い、完成後は同機構が土地や施設を保有し、営業主体であるJR九州へ施設等の貸し付けをするというものです。

なお、整備新幹線の工事着手に当たっては、安定した財源見通しの確保、収支採算性、投資効

果等を十分に吟味するとともに、ＪＲの同意、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意が確認された上で実施されることとなっています。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 早速調査をしていただき本当にありがとうございます。住民の皆さん方も日ごろ思っていることを市の職員に対してお話ができて本当によかったんじゃないかと思います。私も同じようなことを聞いておまして、先日、日本共産党のほうで、ほかの八代の市議員などと一緒に支援機構、それからＪＲ九州に申し入れに参りました。何とかしてほしいということで行ったんですけれども、そのときにまずＪＲ九州に行きました。それで、地盤沈下の実際の被害があつて困っているということとか、亀裂が入っているとか、今説明して下さったようなこととお話をして、対応してほしいと申し上げたんですけれども、ＪＲ九州は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構がつくった線路を借りて運転をしていると、借りるときに最高速度で走っても、いろいろな支障が出ないという条件で借りているわけで、そういう被害のことをＪＲ九州に言われても、対応できないというふうにおっしゃいました。

じゃあどこが対応して下さるんですかと聞きましたところ、鉄道建設・運輸施設整備支援機構ですとおっしゃいましたので、ちょうど同日に申し入れをすることになっておりましたので、そこに参りまして、同じように何とかしてほしいという話をいたしました。

八代のほうでは、部分開通後も測定をしておりますが、全線開通後も実は八代は測定をしておりました。水俣に関してもぜひ測定をして、被害をしっかりと見て、対応してほしいということを行ったわけですが、しばらく時間が完成してからたっているのも、それはできないというふうにおっしゃったんですね。そうしたら、今実際に被害が出ている、被害を受けている水俣の住民たちの思いは一体どこに持っていけばいいのかというふうに私は思いました。

それで、八代については時間的なものはあるにせよ、そのように全線開通後の測定もやり、いろいろな説明会もやっているわけです。だから、八代は自治会長さんたちがそろってそれぞれのＪＲ九州などに申し入れをしたり、そのときに市長さんも一緒に行って申し入れをしたりされておりますけれども、先ほど調査の結果をもとにして申し入れを今月にしたいというふうにおっしゃいましたので、ぜひしていただきたい、もう気合いを入れてしていただきたいと思うんですね。聞いてほしいということで、門前払いにならないように、何度も何度も申し入れをしてほしいというのが、私の今の気持ちです。

それで、整備新幹線方式とはということをお答えいただいたんですけれども、皆さんお気づきでしょうか。新幹線のすぐ線路の脇に家が建っているということを見て、変だなとお思いにならないでしょうか。大体、本州の新幹線などは、新幹線のすぐ脇に家が建っていることはないと思

うんですね。できるだけ間をあけてつくるようにということでやられていたようですけども、整備新幹線については線路のところしか用地買収をしませんから、すぐ脇に家が建っていても、そこの買収されませんので、非常に厳しい条件の中で家が建っているということになります。

しかも、いろいろお話を聞いておりますと、長野地域と、それから陳内の地域、初野の地域は、もともと土地の用途が住居地域になっていたのに、工業地域とか準工業地域という用途の変更があっておりまして、そうなると、騒音の基準とか振動の基準が変わってくるわけです。だから、より厳しい条件で、いろいろなことが考えられるということで、本来ならば、立ち退きできたかもしれないというような微妙な基準と、それから騒音とか振動の状況があったのではないかと私は思うんですが、二重三重に沿線のすぐ近くの住民の皆さん方は大変な思いをされているんだなというふうに今思っています。だからこそ、先ほど調査結果をもとに申し入れをしたいというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひそういう住民の皆さん方のこともしっかり思って、していただきたいなというふうに思います。同時に、まだまだ実は被害受けているんだけど、あるんだけど、声を上げていらっしゃらない方もいるのかもしれないなというふうにも思っています。

それで、次ですけども、申し入れの中で、全線開通後の測定調査をまずしてもらうことが何より大事だと思うんです。再測定という申し入れをしていただくことは大事なことだと思うんですが、その際、ぜひ調査をさせるのも大変かと思うんですけど、してもらうのも大変かと思うんですが、調査をした後で、生の調査結果、もう実数ですね、具体的な調査結果をぜひ出してもらうように、それも含めて申し入れをしていただきたいなというふうに思います。

それから、測定調査をした後になるのかもしれませんが、減速しかないんですよね。振動とかを、騒音を弱めるということであれば。だから、JR九州に対して減速を求めてもらうわけにはいかないだろうかというのが2回目の質問なんですけれども、ちょっとそのお答えをいただく前に、実は、八代で全線開通後の測定をした結果を私見せていただきました。そうしますと、やっぱり騒音にしても、振動にしても、通過するときのが高いんです、やっぱり一回り高いんですね。それから、以前、12月議会で質問したときに、速度は変わらないよという話を聞いたということで答弁がありましたけれども、通過する列車が全線開通してから8本ふえているんです。それだけ振動とか騒音の影響を与える列車が8本ふえているわけですから、条件は違うはずなんです。だから、やっぱり全線開通した後、きちっと測定して、基準をオーバーしているものがあったら対応するのが当然だというふうに私は思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

測定調査をするということは、要望されるということでしたので、それに加えて、調査結果そのものを公表するように申し入れることと、JR九州に対して減速をしてほしいということを求

めてほしいということをお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が、測定調査を調査結果を公表していただくよう申し入れていただきたいということでしたけれども、まず、詳細な調査を実施していただくことと、調査の結果の公表を合わせて申し入れをしていきたいなというふうに思います。それと、減速を求めることにつきましても、やはり事情が変わったというようなことも含めまして、JR九州のほうに減速の申し入れもしていきたい、そういうふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、自衛隊掃海訓練について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、自衛隊掃海訓練について順次お答えします。

まず、水俣市に情報提供及び協力依頼があったのはいつかとの御質問にお答えします。

昨日、高岡議員にも答弁いたしました。掃海訓練が八代海で実施される予定であるとの情報を得たのは、昨年暮れ12月であります。その際入手した情報はまだ予定であり、正式にはことしに入ってから2月5日に九州防衛局管理部の担当課長及び係長が直接来庁され説明を受けたところであります。

次に、既に2月に訓練されているが、どのような規模でどの海域で実施されたのかとの御質問にお答えします。

訓練の規模については、約900名の海上自衛隊員が掃海母艦を初めとする自衛艦17隻で訓練を行ったとお聞きしております。また、訓練が実施された海域については、八代海出水市沖の約20平方キロメートルの海域で行われたとのこと。

次に、水俣漁協及び不知火海沿岸の漁協の対応はどのように聞いているかについてお答えします。

今回の自衛隊掃海訓練が実施されるに当たり、船舶の航行や操業への影響が懸念される区域の漁協のうち、不知火海沿岸の各漁協に対し、九州防衛局による説明が行われておりますが、天草、上天草、宇城、八代北部の地区は同意されたとお聞きしております。

八代南部の八代漁協、日奈久漁協、二見漁協、田浦漁協、芦北漁協、津奈木漁協、水俣市漁協の対応につきましては、この地区の部会長である水俣市漁協へ一任されておりましたが、九州防衛局から水俣市漁協に対し、平成25年2月の訓練の概要説明がなされた時期が、平成24年11月末であり、関係者への調整を図る時間的猶予がなかったため、同意には至らなかったとお聞きしております。

なお、次回平成25年度の八代海における掃海訓練への水俣市漁協の対応につきましては、平成25年6月に開催予定の水俣市漁協総会において審議される予定であるとのことでございます。以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問に入る前に、自衛隊に対して、私たち日本共産党の基本的な立場をお話しして2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

憲法第9条、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」、私たちの立場は憲法を厳格に守ることです。その点からいえば、自衛隊は憲法に違反するものだというふうに考えます。

けれども、実際自衛隊は存在をし、平成15年の宝川内の災害、また東日本の大震災など、災害で本当に国民の頼りになる存在としてあります。そして、国民の中でも自衛隊は必要だという声はまだあります。そんな中で、すぐに自衛隊をなくすべきだと私たちは考えていません。自衛隊を廃止するかどうかは最終的には国民が決めることです。段階的に縮小して廃止をする、そのときも国民がそう思い、廃止をしたほうがいいということになったときに廃止をするという、そういう立場に立っています。けれども、自衛隊が海外でアメリカなどとともに戦争する、そういう行為には同意はできません。

今度の掃海訓練については、市民の間からも戦争のための訓練じゃないか、本当にこんなことをやらせていいのか、そういう声も聞こえてきます。そういう思いも受けて、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

2回目の①、海上自衛隊掃海部隊は、海外に派兵されたと聞いているが、いつどこに行ったのか。

②、掃海部隊は他国との共同訓練も行っていると聞かすが、どこでどこで訓練をしているのか。

③、水俣の冬場の漁業の実績はどうか。どのような漁を行っているのか、または漁獲高はどうか。

2回目の質問、以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 川上議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、掃海部隊は海外に派遣されたと聞いているが、いつどこに行ったのかとの御質問でございました。初めての海外派遣は平成3年にペルシャ湾に派遣されたのが初めてということでお伺

いしておりますけれども、その後の海外派遣につきましては、現在、自衛隊水俣地域事務所を通じて問い合わせを行っておりますが、まだ回答はいただいております。

次の、掃海部隊は他国との共同訓練も行っていると聞かすが、どこでどこを訓練をしたのかとの御質問ですけれども、これも今お答えしましたように、自衛隊水俣地域事務所を通じて問い合わせしておりますが、回答をいただいております。

3番目の、冬場の漁業の実績、またはどのような漁を、漁獲高はというような御質問でございますけれども、水俣市漁業協同組合にお聞きしましたところ、冬場の1月、2月に行われる主な漁法としましては、ごち網、刺し網、船引き網がございます。また、実績については、水俣魚市場によれば、漁法ごとの数値ではございませんが、平成24年1月の水揚げ量の合計は約33トン、漁獲高が約1,500万円、2月の水揚げ量は合計が約54トン、漁獲高が約1,800万円であるとお聞きしております。

なお、掃海訓練が八代海の熊本県海域で実施された場合に、操業への影響が考えられる漁法については、水俣市漁業協同組合にお聞きしましたところ、ごち網漁が想定されるとのことです。これは主にマナガタ、マナガツオのことですけれども、この漁礁を漁獲するそうですが、群れに当たるかどうかで大きく水揚げ量の変動するとのこと。このマナガタの冬期の漁獲高については、水俣市漁業協同組合による漁業者への聞き取り調査が実施される予定と伺っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 海上自衛隊掃海部隊が海外に派遣されたというのは、私も平成3年、1991年、湾岸戦争後、ペルシャ湾に派遣されたということだと思っておりますので、

—————それで、自衛隊は国を守るため、国民を守るためというふうになっているけれども、外に出て行って、戦争行為をする、戦争の手伝いをするということに初めて足を踏み出したという重大な年だったというふうに思います。

他国との共同訓練についてですが、これはインターネットで自衛隊のホームページで調べましたけれども、2011年に今度来航しました掃海母艦うらがは、ペルシャ湾に訓練に行っています。そのときの訓練は、アメリカとイギリスが共催して行う他国間の掃海艇訓練だったというふうに報道をされておりました。また、日向灘で掃海訓練が行われているわけですけれども、日米共同の掃海訓練が日向灘で行われたということも聞いております。それで、調べればもっとあるかと思うんですが、今、申し上げましたように、決して日本を守るための訓練なのだろうかと、アメリカの要請に基づいて海外に行って、アメリカと一緒に行動する、もしくはアメリカの戦争行動

の一部として海上自衛隊は行動するということになるのではないかということ懸念するわけですね。—————このまま続けさせていいのだろうかというふうには私は思います。

それで、先ほど水俣漁協から聞かれた水揚げ高とか漁獲高のほうを答弁していただきましたけれども、結局、訓練のある期間は操業ができないわけですから、それだけ収入が減るというふうになります。けれども、この間、お聞きしておりますのは、よその訓練等でお聞きしておりますのは、決して十分な損失補填は得られない。ですから、1回例えば訓練をしてもいいよと言った漁協でも、2回目はお断りだというところがあって、訓練区域を確保するのは苦勞されているという話も聞いています。

例えば、毎年やってもらおうじゃないかという話もございました。訓練期間中操業できないという問題も大問題だと思うんですけど、毎年のように、例えばとても訓練しやすい場所だということですが、魚にとってもとてもいい場所なわけですね。そこを訓練にとられることで、水揚げ高が減っているとはいえ、豊かな漁場、そして魚を育む場所である、そういう漁場をむしろ、水揚げ高が減っているわけだから、豊かな漁場にしなければいけないところを、掃海訓練に使うようにさせていいのだろうかというふうに切に思うわけです。ですから、いろんな漁協なんかの話も聞きながら、ぜひ中止を、次来たときは中止を申し入れていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 中止を申し入れていただけないかということでございますけれども、まず、今回の訓練についてちょっと申し上げさせていただきますと、今回、八代海で行われている掃海訓練につきましては、決して戦争につながるということではなくて、地方公共団体などからの要請を受け、爆発性の危険物の除去、処理を実施することや、通行船舶の安全性を確保するための機雷の除去、処理を実施することなどの役割を発揮するために必要な訓練であるとお聞きしております。現在でも第二次世界大戦中の機雷や不発弾等が全て除去されたわけではないとお聞きしておりますので、このような訓練は重要なものではないかという認識もございます。

また、これは平成21年度の数値で大変申しわけございませんけれども、平成21年度にはこの除去が81件、約2,200個の爆発性のある海上の危険物の除去というのなされているということで聞いております。このように日本海の安心・安全が確保され船舶航行が自由に行えるのは、このような業務によるものではないかと思っておりますので、現時点で私のほうで中止ということの申し入れは考えておりません。

○議長（真野頼隆君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時26分 散会

平成25年3月13日

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成25年3月13日（水曜日）

午前9時44分 開議

午後3時17分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（伊藤 亮三 君）	次 長（田畑 純一 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（本山 祐二 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（渕上 茂樹 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（松本 幹雄 君）
産業建設部次長（遠山 俊寛 君）	水道局長（古里 雄三 君）
教 育 長（葦浦 博行 君）	教 育 次 長（浦下 治 君）
総務企画部総務課長（本田 真一 君）	総務企画部企画課長（川野 恵治 君）

○議事日程 第4号

平成25年3月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 江口隆一君
- 1 企業との覚書について
 - 2 木質系バイオマス発電について
 - 3 市道牧ノ内・大迫線について
- 2 大川末長君
- 1 ゼロカーボン産業団地創造事業について
 - 2 所信表明について
 - 3 農林水産業の振興について
 - 4 ローズマラソンについて
- 3 瀬上道昭君
- 1 所信表明について
 - 2 健康問題について
 - 3 急傾斜地崩壊地域について
 - 4 水道事業について
 - (1) 第1水源地に設置した太陽光発電の稼動状況について
 - (2) 簡易水道統合整備事業について

(付託委員会)

- 第2 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について (厚生文教)
- 第3 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について (厚生文教)
- 第4 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について (総務産業)
- 第5 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について (総務産業)
- 第7 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第9 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (厚生文教)
- 第10 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に

		伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	(厚生文教)
第11	議第12号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第12	議第13号	水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第13	議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生文教)
第14	議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生文教)
第15	議第16号	平成25年度水俣市一般会計予算	(各委)
第16	議第17号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	(厚生文教)
第17	議第18号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	(厚生文教)
第18	議第19号	平成25年度水俣市介護保険特別会計予算	(厚生文教)
第19	議第20号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	(総務産業)
第20	議第21号	平成25年度水俣市病院事業会計予算	(厚生文教)
第21	議第22号	平成25年度水俣市水道事業会計予算	(総務産業)
第22	議第29号	指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ)	(厚生文教)
第23	議第30号	指定管理者の指定について (水俣市立明水園)	(厚生文教)
第24	議第31号	指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター)	(総務産業)
第25	議第32号	指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)	(総務産業)
第26	議第33号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	(総務産業)
第27	議第34号	指定管理者の指定について (湯の児フィッシングパーク)	(総務産業)
第28	議第35号	指定管理者の指定について (水俣市立総合体育館 (南部館))	(厚生文教)
第29	議第36号	指定管理者の指定について (グリーンスポーツみなまた)	(厚生文教)
第30	議第39号	水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について	(総務産業)
第31	議第40号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第32	議第41号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	(総務産業)
第33	議第42号	平成24年度水俣市一般会計補正予算 (第8号)	(総務産業)
第34	議第43号	平成24年度水俣市病院事業会計補正予算 (第2号)	(厚生文教)
第35	議第44号	平成25年度水俣市一般会計補正予算 (第1号)	(総務産業)
第36	議第45号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算 (第1号)	(厚生文教)
第37	議第46号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	(総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時44分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案 3 件、補正予算 4 件、議決案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成25年 1 月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） ここで、厚地産業建設部長から発言を求められています。

この際、発言を許します。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 3月11日の緒方議員の工業立地協定をして、企業立地補助金が支払われなかった事例はあるのか、また支給しないとき、どのようなことが考えられるのかの御質問に対して、立地協定を締結した企業で本補助金が交付されていないという事例はほかにはございませんと答弁させていただきましたが、答弁に不十分なところがございました。つきましては、立地協定を締結した企業で、補助要綱の要件を満たしたものに補助金が交付されていないという事例はございませんと、一部追加させていただきたいというものでございます。

水俣市誘致企業立地促進補助金の交付は、要綱の定めによりまして、立地協定を締結し、その後、工場等の建設や設備の購入などが行われた後、工場等が完成し、操業開始届、交付申請書などの必要書類の提出が行われ、市において審査及び現地調査等行うなど、要綱の定める要件に適合しているか調査をし、適当と認めた場合支払うことになっております。

今般、立地協定を結んだものの、操業に至らず、要綱に定める要件を満たさなかった事例がかつてあったことから、先日の答弁では不十分と判断いたしました。

このような答弁により、御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げますとともに、以上のような理由から、補助要綱の要件を満たすものという文言を追加させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、江口隆一議員に許します。

（江口隆一君登壇）

○江口隆一君 皆さん、おはようございます。

私たちが市議に当選いたしましたしてから、はや2年がたとうといたしております。もう折り返し地点に差しかかるこの時期に、果たして自分がこの水俣市政に対し、どれほどの貢献と自分らしい意見を述べ、反映できてきたのかを自己分析をしてみました。残念ながら、とても満足のいくものではありませんでした。

自分が市長時代に改革しようと思わなかったり、手をつけなかったことを指摘することは避けてまいりましたし、あくまで強く指摘や追及をいたしますと、あん人は選挙で負けた腹いせにわんわん言おらすと言われるようなことがないようにと気をつけてまいったものですから、あれでも優しく言ったつもりなんですけれども、ただ、そういいましても、やっぱり市議に当選させていただき自分の責務をきちんと果たさなければいけないという思いもございます。

これまでというのは、結構私も若げの至りでかっかくるほうでございましたので、二の矢、三の矢というのもなるべく質疑もしないように、ほとんど文章をなるべく事前につくってまいりましたけれども、最近自分で言うのもなんですが、大分落ちついてきたなと思いますし、私よりも短気な方がちらほらこの市議会でも目につくようになりましたので、今回はノー原稿でいこうかと思っておりましたが、質問の二、三日前になりますとだんだんびびってまいりまして、慌ててちょっと質問もこしらえたところもございまして、ちょっと支離滅裂になるかもしれませんが、どうかお許しをいただきたいと思います。

一見批判ばかりしてるように聞こえますけれども、市長を初め、市の執行部の皆さんとともに、地場企業新産業創出補助金等をつくったりと、やはり経済発展、地元の発展のために一緒に頑張っていることもつけ加えをさせていただきたいと思います。

今回、質問の中で、覚書についてはちょっと厳しい言い方もさせていただくところがあると思います。それはなぜかと申し上げますと、私ごとではございますが、もう約10年になりますが、私が市長選に出ようかと決意をしたときのことでございます。当然私の弟は建設会社を営んでおりまして、年間に数億円もの仕事を水俣市から受注をいたしておりました。市長に立候補すると

ということで、当然これまでとれていた数億円の仕事を受注できないということは、もう想定できておりましたので、親族並びに会社の幹部から立候補はやめてくれないかと、会社が倒産するからというふうなお話がありましたけれども、私は県議になったときから、水俣市民のための江口隆一です、天命と思って諦めてくださいというふうなやりとりを実はいたしております。その思いから、やはり市長たるもの高潔でなければいけないという強い思いは私は今でも変わっておりませんので、今回ちょっと覚書については強くなるかもしれませんが、どうか御理解をいただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、1、企業との覚書についてでございますが、宮本市長は異例とも思われる覚書を民間企業と交わされました。理由は、企業誘致であるので優遇するのは当然だともとれるような答弁をされておられます。

そこでお尋ねいたしますが、他の誘致企業が同じように地場企業を押しつけ、仕事を欲しいと覚書を望まれた場合どう対応されるのか、教えてください。

次に、覚書を結ばれた企業以外にも誘致企業はたくさんあります。しかしながら、他の企業は進出当初の優遇措置しか受けておられないのが通常のごとでございますが、これまでの市の対応や姿勢を見てますと、A社と言いますが、A社だけに対しては永久に誘致企業という理由から支援をしなければならないような印象を受けますが、誘致企業という概念に支援の回数の限度や額、そして年数などの限度はどうなっているのかをお尋ねいたします。

それから、これはここでお尋ねいたしますが、私も他から聞いたものですので、初めての質問ということになりますけれども、以前そのA社に対し、シンエイカセイから水蒸気を引き込み、経費の節減に協力をしようと言われていたそうですがというふうなお話を聞きまして、誰に対しても公平、公正、公明であるべき行政がどのような理由から、どのような権限で、誰が判断し、そのような対応をしようとしたのかをお尋ねいたします。

次に、そのA社に対し廃油リサイクルの機械を買い与え、リサイクルされた油を水俣市振興公社で買い上げておられるそうですが、どのような理由とどのような権限、そして本当にそのようにリサイクルの機械を買い与えられたのか、予算の事業名も、もしそうであれば含めてお答えをしていただきたいと思います。

次に、覚書に対し、これまでの答弁では、弁護士に相談したところ法的に問題がないとのことでしたが、では一体その弁護士はどなたなのでしょう。

また、私の経験上、首長の公印で仕事を約束するような覚書を交わした事例は今まで聞いたことがありませんが、他の地域にもそのような事例はあるのか、教えてください。ただし、進出協定書の類は除いてお願いいたします。

次に、木質系バイオマス発電について質問いたします。

木質系バイオマス発電の具体的内容について、前議会の開催中に市議会に何の説明もないまま突然新聞に発表がなされました。雇用が60人、発電量が5,800キロワットなど具体的な内容でした。しかし、数日後の一般質問では、公表したにもかかわらず、まだ何も決まっていないとのこととで何ひとつ答弁してもらえず、不審に思っておりました。

しかし、今議会での市長の所信表明では、事業性や将来性にもめどが立ったとおっしゃられ、まさに青天のへきれきであります。数十億円とも言われるプロジェクトを何も決まっていなかった状態から、たった2カ月で大丈夫とおっしゃられる軽率さに不安を感じずにはおられません。突如の公表、そして一般質問での無回答、今議会での事業の確実性と会社設立の公表など、市民の皆様だけではなく、市議の私でさえ、唐突過ぎて驚いてしまいます。

12月の新聞発表後、きちんと一般質問で答弁をされていれば、少しずつ進んでいるようにも見受けられ、一職員の勇み足ということでの理解ができたかもしれませんが、この一連の流れでは、一般質問逃れとしての疑いを持たざるを得ません。

そこでお尋ねいたしますが、議会軽視ともとれる答弁や混乱と疑念を引き起こした責任をどう感じておられるのか、お尋ねいたします。

次に、木質系バイオマス発電の事業性、採算性にめどが立ったとのことでしたが、根拠について教えてください。

昨年の12月議会での私の質問に対し、オバマ大統領のグリーンニューディール政策の失敗はシェールガスによるものと答弁をされました。水俣市が同じ過ちを繰り返さないよう、ヨーロッパやアメリカの現状を少しは参考にさせていただきたいとの希望もあり、質問をしたわけですが、答弁では私が思っていたものと違う理由をおっしゃられましたので、改めてお尋ねいたしますが、シェールガスが日本に輸入され、同じようなことが起き、日本のクリーンエネルギー政策も失敗する可能性はないのか、教えてください。

3、市道牧ノ内・大迫線についてお尋ねいたします。

当初の計画からいきますと、随分工事がおくれているようですが、なぜおくれたのか、理由をお聞かせください。また、最初の計画からいくと、路線変更がなされたようですが、なぜ変更されたのかをお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 江口議員の御質問に順次お答えします。

まず、企業との覚書については私から、木質系バイオマス発電については副市長から、市道牧

ノ内・大迫線については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、企業との覚書について順次お答えします。

まず、他の誘致企業も同等に扱うのかについてお答えいたします。

今回、市が結んだ覚書によって、各方面の皆様方に不信感を抱かせ、御迷惑をおかけしたことにつきましては、対応が不適切であったと反省をし、おわびを申し上げたところでございます。

したがって、今回の反省を踏まえて、不信感を抱くようなことがあってはならないという観点から、今後はこのような覚書については、誘致企業であれ地場企業であれ結ぶことがないように対応してまいりたいと考えております。

次に、優遇措置は何度受けることが可能で、立地からいつまでが誘致企業として扱われるのかについてお答えします。

現在、誘致企業向けの優遇措置としては、水俣市誘致企業立地促進補助金があります。また、誘致企業、地場企業がともに利用できる主な優遇措置として、水俣市企業立地条例に基づく固定資産税の課税免除等があります。いずれの制度にいたしましても、条例・要綱上には利用上限回数は定めておらず、要件が満たされれば優遇措置が適用されることになっております。

また、企業誘致はいつまで誘致企業として扱われるのかについてですが、平成24年8月に制定いたしました水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金交付要綱に、地場企業の定義として市内立地後5年を経過した誘致企業を含むとしたところでございます。

今後は誘致企業として水俣市内に立地後5年を経過した企業が新規事業を行う際に立地補助金を利用する場合は、地場企業向けの水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金に申請していただくことになります。

次に、シンエイカセイ株式会社から以前も水蒸気を引こうとしたのは本当かについてお答えします。

議員の御質問は、平成23年度に環境省から事業費2分の1の補助金が活用できる低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業提案の公募があったため、水俣においてモデル事業アイデアの可能性がないか、水俣産業団地の3カ所の事業所を調べたものです。

この事業は民間事業者を対象としたもので、事業費の2分の1は事業者負担が必要な事業です。そこで、事業の趣旨が低炭素化に向けた事業者連携でしたので、CO₂の削減につながるものとして、産業団地で可能性があるものは、バイオマスボイラーを所有しているシンエイカセイの熱の活用を想定いたしました。

熱の有効活用についてシンエイカセイに相談したところ、可能性の検討に御協力をいただくことができました。また、一定量の熱を使用している2社についても活用の可能性の検討に協力いただけたことができました。そして事業内容をまとめ、国へ提案書として提出したところ、低炭

素化につながる企業連携のアイデアとして採択は受けました。

しかし、その後、実施に向けた交付申請の段階で事業内容を精査していく中で、必要となる蒸気の条件や設備の改造に係るコスト、費用対効果、そして各事業所の自己負担額などを考えると、事業の実施は厳しいと判断し、結果的には申請には至りませんでした。

このようなことから、議員御指摘の特定の企業に対して行ったものではなく、CO₂の削減につながり、それぞれ必要な費用を企業が負担してもメリットがあれば、モデル事業に挑戦してほしいという思いで検討していただいたものでございます。

次に、廃油リサイクル機械の提供の経緯と価格についてお答えいたします。

田中商店が所有されている廃油リサイクル機械でございますが、これは一般的にBDFと言われる廃食油からバイオディーゼル燃料を製造する機械でございます。この機械導入の経緯について田中商店にお伺いしたところ、BDF製造機械については、平成18年度の熊本県が事務局である水俣・芦北地域振興財団が募集した環境技術研究開発助成金事業に応募され、採択を受けられたものです。研究テーマは、廃食油を利用した軽油代替燃料の商品開発に関する実用化研究ということで、品質、製造技術、廃食油回収システムの確立などを研究されています。総事業費は1,450万円で、そのうち850万円を熊本県の水俣・芦北地域振興財団からの助成金、残り600万円を田中商店の自己負担金として実施され、BDF製造機械は500万円で購入されております。

また、振興公社がリサイクルされた油、BDFを買い上げている件でございますが、理由等について振興公社にお聞きしましたところ、廃食油をリサイクルし、作り出されたBDFを使用することで、市が目指す持続可能な循環型社会の形成につながるものであり、また安価でもあったことから、平成22年4月から購入をしているとのことでありました。

次に、法的に問題がないと誰が言ったのかとの御質問にお答えします。

これまでの議会での説明の繰り返しになりますが、平成22年11月17日付で田中商店様から古紙類等に関する新規リサイクルシステムについての提案があり、庁内での検討を進めるとともに、平成23年3月8日に弁護士に対して随意契約の締結についての相談を行いましたところ、平成23年3月10日に随意契約は可能と考えるという回答をいただき、覚書を交わしております。

相談いたしました弁護士は、水俣市の顧問弁護士として平成13年4月1日から法律顧問委託契約を結んでおります舞田邦彦弁護士でございます。なお、他市町村での覚書を交わした事例につきましては、現在のところ承知しておりません。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

すごく明確に答弁をしていただきましたので、大分安心した気持ちもでございます。先ほども言

いますように、結局公職というのは非常に人から誤解とかそういう懸念を持たれるような立場でもございますし、また、これからこの水俣市がいろんな企業を支援をしていくためにも、基準またルールというのは明確に公にしていかなければ、みんながやはり俺も俺もというふうなことで、予算も限りがありますので、そういう面でも今回御指摘をさせていただきました。

私のほうがせっかくA社と言ったんですけど、もう市長が名前を出されましたので、私も田中商店さんについては、せっかく水俣に来ていただいて雇用を生んでおられる大事な企業というふうに思っております。ただ、市の対応いかなんでは、そういうところに対して、やはり要らぬ疑いと迷惑をかけるということもございますので、そういう面では宮本市長も今後はやっぱり毅然たる態度、きちっとそういうところはしていただきたいと思えます。

覚書についても、いろいろちょっと結ぶことがよくないということで追及しようと思ったんですけども、市長自身もそのようにもう結ばないと言われましたし、また、私が一番不審に思ったのは、全国でもそういう市長の公印をつけて企業に約束をするというのは、やはりいかなものかということもありましたので、これからはぜひ慎重にしていきたいと思えます。

シンエイカセイの水蒸気につきましても、廃油リサイクルの経緯につきましても、本当にきちんと答弁をしていただきまして、ちょっと二の矢で言うことはもうございません。先ほども言いますように、何度までの支援や立地というのは限度になるのかということも明確にさせていただきました。

ただ、私ちょっとお聞きしたいのが、これまでの企業誘致のいろんな補助金の中で、数回利用した企業はあるのかどうかということのをぜひ教えていただきたいと思えます。これも私の記憶からいきますと、誘致企業と、言い方は悪いんですけども、引っ張ってくるまでにいろんな土産というのは用意するんですけども、来てしまってから余りにも優遇してしまうと、結局地場企業の皆様方が結局白けてしまうことにもなりますし、公平公正という立場からは、やはり私はちょっとそういう何回も優遇措置を適用するというのは余り好ましいことではないのではないかなと思えます。

先ほど市長の答弁でもありましたとおり、国、県、ほかの市町村を見ても、この優遇措置に、おっしゃられるように、限度は書いてないというのが通常でありますけれども、やはり社会的、道義的に見た場合に、やはり誘致企業というのその優遇措置は大体1度が普通であろうというふうに私思いますので、そういうところについて、先ほどそういう前例があるのかなのか教えていただきたいと思えます。

それと、済みません、これはまたちょっときつい質問になるんですけども、法的に問題がないということについては、随意契約をすることについては問題がないというふうなお話でございますので、その回答については、ちょっと私も納得がいけない部分があります。覚書、そして覚書

の特定の企業に仕事をやりますと約束をすることについて問題がなかったのかということをお尋ねをしたいと思いますので、もう一度そのことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございます。優遇制度でございますけれども、固定資産の減免等というのは何回かあったようでございますが、その他の補助金については同じものはないと、そのように思っております。

それから、今議員が2つ目におっしゃいましたけれども、覚書について問題はないかというようなお話でございますが、ちょっとなかなか覚書と随意契約というものがちょっと混同するところもございますので、もう一回ちょっとおさらいをさせていただきたいと思うんですが、覚書というのは契約書を補足する目的で作成される合意文書だと受けとめております。

今回の場合、田中商店から新たな事業として古紙のリサイクル事業をやりたいということで申し出がございました。提案内容を検討させていただいて、本市の廃棄物行政により望ましい、それを推進していく、そういったことから寄与されるということで総合的に判断をいたしまして、弁護士にも相談をいたしましたところ、随意契約は可能であるという回答をいただきました。そこで、随意契約を約束するために覚書を取り交わしたということでございます。

私も過去に弁護士に対する相談の事実を答弁しておりますけれども、随意契約の相談のことは申し上げておりますが、覚書についてのことについては発言したかどうか、それはちょっと今のところ覚えがございません。

最初の答弁でございますが、種類の違う補助金については何回か受けている企業はございます。よろしいですか。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 御答弁ありがとうございました。わかったようなわからないようなですけれども、急にこの場で言われても大変なところもわかりますので、ちょっと優し過ぎますが、3回目の質問に入らせていただきます。

実は、この覚書の件なんですけれども、覚書から今度はちょっと随意契約ということで話をしますが、総務省の指針の中に随意契約について書いてある文章がございます。

地方公共団体の調達には、競争性、透明性等を確保することが原則であり、住民の目から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならないことです。入札・契約制度上、随意契約による方法で契約を締結できることは明らかですが、入札・契約制度の運用において、広範囲にわたり安易に随意契約を締結しているなど、必ずしも適切とは言えない事例があるのではないかと御指摘が行われるなど、住民に対して十分な説明責任を果たし

ているとは言えない状況にあります。このため、入札・契約制度の趣旨に沿った運用を確保し、もって住民に対して十分な説明責任を果たすことが求められていますというふうに書いてあります。

まさにこの文章からいくと、好ましくない状況というのは、この水俣市もそうでなかったのかなというふうに思います。

先日、緒方議員が約10年前の私が市長時代のことになぞらえて質問をされました。せっかく御指名をいただきましたので、私も当時のことを引用しながら質問をしたいと思います。

ごみ焼却場建設計画が私の市長の就任のずっと前から進められておりました。ごみ減量化の一環で生ごみを分別し、それを堆肥化するという計画を当時の厚生省に申請し、それが認められ、補助金をもらって焼却場は建設されました。よって、新しいごみ焼却場は生ごみを受け入れられない施設ということは当時の市議会の方々には御存じのはずだったし、同時に堆肥化の委託先のお話も私が就任する数年前から進めておられたようなので、就任後、間もない私に対し、説明が足りないという市議会の皆様からお叱りを受けることは夢にも思いませんでした。納得はいきませんでした。素直な私としては、私より詳しいはずの市議会議員さんの中に本当に事情を知らない議員さんもいらっしゃるのではとの思いから、すぐさま謝罪をいたしました。今回の覚書は保守系議員10人の勉強会で突如発覚したもので、こちらから指摘するまでは何の報告もなく、説明責任が全くなされておられません。

10年前は、生ごみ堆肥化の議案は認められながら、何か怪しいとの理由から、生ごみ対策検討委員会を設置し、公費を使い調査をされました。当然何もなかったわけですが、今回も10年前のように特別委員会をつくり、調査しなければいけない状況にあるのではないかと私は思っております。私たちはチェック機能として役目を果たし、市長や執行部の皆様は疑念を晴らし、議会と市民の不安を取り除く絶好の機会ではないかと思っておりますけれども、そのことについて市長はどう思われるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今議員がおっしゃるように、議会と行政、本当にお互いに気持ちを通わせながら、いろんな情報を交換しながら前に進んでいかなければならないと、そのように捉えております。したがって、今、疑念を抱くようなことがないように、今後十分注意をしていかなければならないと思っております。

ただ、一つだけこの際、答弁にはならないと思いますが、申し上げておきたいと思うんですが、議員もさっきおっしゃいましたように、議員も私も市政のために、そして市民の皆様方の安心・安全なまちづくりのために誠意を持って今後も最善を尽くしていかなければならないと思っております。それは議員も私も全く同じ思いで、同じ目指すところであろうと思っております。

今回も私は個人的には水俣市の経済の発展のために、経済の活性化のためにいいことだろうと思ってやった結果が、このような不信感を招いたり不適切な状況になったということは当然反省をしております。ただ、この場ではっきり申し上げておきますが、そのことも含めまして、一方的な一つだけの事業所に肩入れをしているとか、そういうことは一切ございませんので、そのことはひとつ御理解をいただきたいと思ひますし、そのことで市民の皆様方に誤解を招いたり不安を招いたりすることは心外でございますので、その点はどうか御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（真野頼隆君） 次に、木質系バイオマス発電について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、木質系バイオマス発電について順次お答えします。

まず、12月議会での答弁についての責任を感じているかについてお答えします。

バイオマス発電事業に関しては、12月の議会において多くの御質問を受けたわけでございますが、その際、答弁の内容とは別に新聞紙上で報道されたことについては、当方からの説明のまずさで、まだ検討中の内容も含め、決定事項のように伝わってしまいました。このことで各方面に混乱を起こしてしまったことに対しては責任を感じており、12月議会の中でもおわびを申し上げたところでございます。

次に、全員協議会での予算説明で、めどが立ったとの根拠についてお答えします。

この事業は、木を切る際に発生する林地残材、いわゆる未利用材を燃料として活用することを計画いたしております。この林地残材は、搬出するコストに比べ、市場で十分な価格につながっていないため、これまではそのまま山に残されてきましたが、バイオマス発電が始まることで価格が見直されようとしている木材でございます。

この林地残材については、国・県の統計を調べたところ、十分な量が存在することがわかりました。そこで、周辺の林業、製材業、素材生産業など現場で働いている方々から聞き取りを行い、調査を行ったところ、現場の方々も統計にあるように十分な量が存在しているとおっしゃっておりまして。これは統計数値と現場で働く方々の生の声がほぼ一致しているということであり、国や県の統計がおおむね活用できるものと判断したところでです。

これらのことから、今年度実施した実現可能性調査の結果として、燃料となる未利用材が十分であると判断し、一定のめどが立ったとしております。

次に、アメリカのグリーンニューディール政策の失敗はシェールガスによるものと答弁されたが、政策にその影響はあるのかという御質問にお答えします。

シェールガスの登場を踏まえて、固定価格買取制度もさらに踏まえ、今後どうしていくかという議論は、別途国政の場面で御議論いただく内容かと思ひますが、今後安い価格でシェールガス

が輸入されるようになれば、日本のエネルギー政策にも影響を与えると予想されます。

とはいえ、さきの原発事故を踏まえ、日本のエネルギー自給率を高め、国際紛争や不測の場合のエネルギー危機に備え、エネルギー源の安定性を確保すべきと考え、海外へのお金の流出を抑えることで、国内あるいは地域内でお金が回るようにすべきとの考えがあります。これらのことから、国産の再生可能エネルギーの普及、振興は国策としても必要ではないかと考えております。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほどの市長の答弁に比べると、えらくトーンダウンしたような感じがして、ちょっと物足りなかったんですけども、まずアメリカのグリーンニューディール政策のお話ですが、遠い国のお話のようですけども、よく考えてほしいと思います。といいますのが、ギリシャ、大阪府のGDPぐらいしかないようなところの財政危機が世界の経済危機につながったということで、いずれこの日本にもシェールガスというのは入ってきます。もうカナダと契約をした商社もございますし、今アメリカに対しても日本の商社がそれぞれ努力をされているということで、今の流れからいきますと、下手をすれば3分の1ぐらいの金額でガスが入ってくるんじゃないだろうか、それもシェールガスといいますけれども、シェールオイルということで、もう既に日本の住友系のプラスチックの製造工場については日本が拠点にしているにもかかわらず、工場を閉鎖したところもございます。

ですから、我々は幾ら日本の地方とはいえ、そういうことを無視していろんな事業を進めていっても、下手すると時代に取り残されるというふうなことにもなりかねませんので、前回質問をしましたものをもう一度読んでいただければ、随分その辺もわかると思いますし、今回また新たに諸外国の事情を頑張ってパソコンで通訳しながら持ってまいりました。ただ、余り批判ばかりしていても、さっきも言ったように選挙で負けた腹いせで文句言うとするというふうに言われかねませんので、少しこのバイオマス発電でも、いい部分の話をさせていただきます。

まず、この木質系バイオマスで成功しているところもございます。めったにないんですけども、秋田県、宮城県と隣接する山形県の最上町、ただここは森林比率がまちの8割を実は占めておられます。そしてちょうど植林して40年以上を経過し、そういう伐採とか切り出すのにいい手ごろの大きさの木というのがすごく整っておりまして、ただ、地元事業者が中心となりまして、間伐材を利用したチップ生産事業を起こされております。この木質系チップを効率よく燃やす高効率ボイラーを町のほうで導入いたしまして、町立の病院、健康センター、健康クラブ、高齢者福祉センターを一体化した施設に送り、消費しています。

この最上町は、さらに、平家建て80戸から成る特別養護老人ホーム及び給食センターを建設し、冷熱を含む熱を供給するほか、環境省のグリーンニューディール事業を活用し、60キロワッ

ト規模のバイナリー発電・蓄電システムの導入を検討しているというところもございます。

ここがなぜ成功したかといいますと、1カ所にそういう熱利用できるところを集積したということがございます。ですから、行政が自分ところの施設で木質バイオマス発電の熱を需要というか、消費するところをつくったということが成功の鍵になったというふうに私は考えております。

ヨーロッパ諸国ではどういうふうになっているかというところ、地域熱供給に木質バイオマスが多用されております。オーストリアでは、全世帯の約2割が地域熱供給を利用しまして、国内1,550カ所の地熱供給プラントをつくり、残廃材をチップに破碎し焼却し、各世帯に配管されたパイプを通じて蒸気や温水を供給していると。スウェーデンでも木質燃料による地域暖房システムが急速に普及をしています。

一方、日本でも、岡山県の真庭市というところもバイオマスタウン構想を公表して、ここも一種の成功をおさめております。

真庭市では、市内の全エネルギー利用のうち11.3%を木質バイオマスで自給しておられます。各種施設の冷暖房、ビニールハウスの加温、温泉やプールの加温を行う温水ボイラー、木材を乾燥する蒸気ボイラー、家庭や事務所でのペレットストーブなど、市内各所さまざまな用途に使われています。燃料は主に地域の未利用木材。林地残材や製材所で発生する樹皮を利活用することを目的として、平成20年度にはバイオマス集積基地が建設されました。同市はこれらの取り組みにより、原油約1万5,000キロカロリー相当、言い換えれば250リットルのドラム缶6万本を年間削減しているというふうに書いてあります。

ただ、この成功例に共通するのは、熱利用をしているというところが共通点であります。木質バイオマスのエネルギー利用には、主にボイラー等での熱利用と電力をつくる発電、その両方を利用する熱電併給、コージェネレーションがあります。一方、発電のみでは25%とされ、発電利用においても、燃焼によって発生する熱を有効に活用することが、私はこのバイオマス発電事業の成否につながるのではないかというふうに思っております。

先ほどヨーロッパ諸国がバイオマス発電で発生する熱を暖房に利用していると言いました。寒い地域だから、1年を通し長い期間、暖房が必要ですが、私たちの住む地域は温暖な気候に恵まれ、数カ月しか暖房は残念ながら使いません。言い換えれば、熱需要が余りない地域とも言えます。

そこでお尋ねいたしますが、廃熱や水蒸気を利用する計画はどうなっているのかをお尋ねいたします。

それから、今回質問をするに当たって、いろいろパソコンで調べておりましたところ、日田ウッドパワーを視察に行かれた議員の方々のコメントが載っておりました。ちょうど何人も出てきたんですけども、検索してつながったところから、この方々の感想といいますか、視察の報

告をちょっと取り上げますと、まず岡山県議会議員の中塚周一さんのブログでは、燃料になるのは廃材だそうで、間伐木材などが使えれば林業にも好影響が出るのですが、取り出しに費用がかかり、採算に合わないという御返事をいただいたと書いてあります。その続きがありました。私が自治体のバイオマス計画に触れると、どう見ても赤字間違いなしのバイオマス発電計画がめじろ押しなのである。不思議とふだんは臆病な上に臆病に前例を重んじるのに、こういうときは夢を追いかけるのだ。しかし、担当者は数年でいなくなるが、赤字はずっと続く。夢ばかりでは困ると。こんなところはもっと臆病に、保守的でかたい計画であってほしいと。ちなみに奈良県は調査だけして実用化を保留した。ここでは新しいもの嫌いの保守的な風土がプラスに働いたのかもしれないとおっしゃられています。

次に、津山市議会議員の久永良一さんのコメントです。

日本でも既に木質バイオマス発電が行われていますが、苦戦しています。大きな問題点の一つは、燃料、木質チップが安定的に必要な量を収集できるかどうかです。もう一つは、燃料、木質チップの価格です。燃料費が原価の半分近くを占めており、事業者の中には売上高が売上原価以下となり、赤字になっているところもあるようです。津山地域でこの2つの課題を解決しなければ、バイオマス発電は難しいようですとされており。

次に、島根県議会議員の三島治さんのコメントですが、平成18年に営業運転を開始したものの、当初の3年間は木材チップが集まらず、綱渡りの運転。最近やっと採算ラインに到達したとのこと。発電以外の部分としては、用地費、建設、変電設備を含む送電線など、中でも送電設備では四、五億円の計画外の出費が必要になった。間伐などによる林地残材は農林省の事業で試験的にやったが、採算には合わなかったとのこと。島根県への設置は考えられるかとの問いに、用地費がゼロであれば考えるかもしれない。恐らく、そのほかにも送電網設備の負担をどうするかなど交渉事がたくさん出てきて難しいでしょうねということでありました。

いろいろ今申し上げましたけれども、視察に行かれた他の議会の方々には相当厳しいというふうな認識を持たれてるそうでもあります。

そしてまたちょっと私が申し上げたいのが、先ほどアメリカのオバマのグリーンニューディール政策のお話をいたしました。なぜ破綻したかということ、やはりヨーロッパもどこも買い取り価格が結果的には国民や企業の負担になって立ち行かなくなったというのが一番の問題であり、森林ジャーナリストの田中淳夫さんが述べられておりますけれども、ドイツのFITは余りにも買い取り価格を高く設定し過ぎて、このほど破綻した。その価格とは、風力発電が約11円、日本が決めた価格は倍の22円と。太陽光発電の価格は、ドイツはメガソーラーが21.5円、家庭用は29円と分けている。しかし、日本は分離せず、消費税まで入れますと、1キロワット42円と高く買い取ると。そして木質バイオマスは、日本が32円ということに対して9円ということでもあります。

しかし、日本から見ても割安の価格で買い上げたにもかかわらず、破綻したと。日本は相当高く買い上げておりますので、私から見ますと、この全量買い取り制度が立ち行かなくなるのは、そう長いことではないのではないかとこのように考えております。

いろいろちょっとこのように申し上げましたけれども、やはりさっきも言いましたように、この買い取り制度というのは裏には、簡単に値段を決めてしまったという問題があります。そして、電力会社というのは、ただ買い取った価格を国民の皆様方の電気料に上乗せするのではなくて、周波数の調整というのが必要になります。特に風力、太陽光というのは、お日様が照ったり風が吹いたりすると発電はいたしますけれども、そういうのがなかったときは急激に落ち込みます。それを周波数を調整するためにバックアップ機能と、それは何かというと、水力発電や通常の火力発電が補います。ですから、大規模の太陽光発電や風力発電所のあるところには、当然そういう施設が新たに必要になってきまして、自動車でもそうですが、急激に加速するのと、ゆっくり加速するのでは燃費が違います。この発電所というのも、足りなくなったからということで急激に回すことで発電効率が落ち、その発電効率が落ちた分にはバックアップ機能ということの負担の上乗せが日本国内の企業や国民の皆様方の電気料に上乗せになるということで、買い上げ価格プラスこういう不安要素というのがあることも、どうか御理解をいただきたいと思っております。

そこで御質問ですが、先ほども言いましたが、アメリカとかいうことは国会のすることだということでありまして、この水俣もそういうことを無視して自分の足元だけを見て政策を進めるといふには相当私は懸念が大きいと思うんですけれども、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

そしてその次に、この日田市だけの森林面積を計算をしましたら、この水俣、芦北を合わせた実は4倍あるんですね。水俣、津奈木、芦北を合わせた森林面積の4倍。そして、この日田市というのは非常に木材の集積地になっておりまして、製材所が約100カ所ございます。この水俣、芦北というのは製材所は何カ所でしょうか。ですから、あそこには熊本、福岡、宮崎から原木が寄ってまいります。ですから、その周りの森林面積以外にも、そういう日田というのは木によっては非常に有効なところと。そこに製材所もございます。

それとほかにも、今度その日田ウッドパワー以外には、済みません、紙を忘れてきましたので、グリーン何とか大分という新たに木質系バイオマスの発電所もできる予定になっております。今度は宮崎にもできますし、今懸念しているのは、木材チップが集まらないんじゃないかという心配をされてるんですけれども、日田にある合板工場や製紙会社も下手すればとり合いになるんじゃないかというふうな不安を持っておられます。

私が一番何としても心配いたしますのは、数年前にはやったサトウキビ、それとトウモロコシ

のバイオエタノールブームのことを非常に心配しています。あれはなぜかと、食べ物からエネルギーをつくるというふうなことで始まったものですから、結局トウモロコシとサトウキビの価格が高騰をいたしました。その高騰を招いたということで、非常にいろんな業界にも打撃をしたわけですけれども、この木質系バイオマスが始まることによって、従来木を消費していた木材業界や住宅産業も、木材の高騰によって、もう今からは木は高級品だから住宅建設には使わないと、そういうふうな業界の例えば構造の変化といいますか、壊れることになったときに、果たしてそれが木材業界、林業業界によっていいことなのかということも私は考えなければいけないと思います。

そして他地域によりましては、海外の木材チップを……

○議長（真野頼隆君） 江口議員、質問のほうへ導いて、質問をできればしてもらいたい。

○江口隆一君（続） 今、2つ質問終わりましたので、済みません、そうですね、ちょっと長くなりましたので。

今言ったように、いろんな諸条件がありまして、日本の木質バイオマスの発電所では海外から安いチップを輸入して発電しているところもございます。余りにも上がってしまいますと、結果的には地元の林業や木材業界に打撃を与えるだけで、使わないことにもなりかねませんので、ぜひそういうところも含めたところで、もう一度御答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 今、2つほど御質問があったと思います。まず廃熱利用ですね、熱利用をどういうふうに考えているかということだと、1点目はそういうことで理解しております。それと2点目は、先ほどのシェールガスにつきまして、国だけでなく、地方というか、自治体でもそういうのを見て、いろんな政策を立てるべきじゃないかと、お2つでよろしゅうございますでしょうか。

まず廃熱利用、熱利用につきましては、ただいまJNC株式会社と共同して進めているわけですが、確かにバイオマス発電、木材だけ燃やして売電する事業も効率性はあるんですが、さらにそこで出る廃熱を利用して、それでいろんな石油とか重油とかにかえていってCO₂を削減すると、さらにその事業についての効率を上げるというのは、本当にこれは我々としても十分考えているところでございます。

今、JNCさんと研究テーマとしましては、熱利用をしたボイラーを設置するか、それともその熱利用を含めたところのボイラーにするかということで今検討中でございます。これにはいろいろな課題もございますし、費用対効果、それとその利用先も含めて検討しなければいけないんですけれども、JNCさんが今ボイラー2基持っていちゃいますので、それにつきまして

は、そこに熱利用が可能かどうかも含めて今精査しているところでございます。

それと、先ほどシェールガスにつきまして、グリーンニューディールの政策につきまして、アメリカが破綻してしまったと、その政策が破綻してしまった。これは日本にも影響があるのではないか、国だけではなくて、地方自治体としても、いろんなことを考えるべきじゃないかということでございます。確かにアメリカにつきましては、シェールガス革命、シェールオイル革命と最近言われますけれども、全体の埋蔵量としましては、ガスの使用につきましては、今後400年、500年の使用に耐えられるぐらいの貯蔵量があるということで、一つの革命ということで今進められておりますが、日本がそういうことを輸入するとなると、今日本とアメリカの間では自由貿易協定、F T Aが結ばれておりません。ただ、今後日本にもアメリカの安いシェールガス、シェールオイルが入ってくることになろうかと思えますけれども、その場合、今天然ガスですので、それを液化しなければいけないということになります。そうすると、今の容量の600分の1ぐらいに液化して持ってくるというのがあります。それを日本の企業とアメリカの企業が合同していろんな開発して、そういう設備投資も含めて日本に持ってきてやすい方向で今検討しているということでございますけれども、これにつきましても、そういう液化の費用、また運送料も含めまして、先ほど2倍から3倍の安い価格ということをおっしゃいましたけど、今言われているのは全体の今のL P G、L N Gに比べて大体3割から4割ぐらい安くなるのであろうかというふうに、今私たちとしても認識しています。それで日本の政策が違ってくると、当然国内の政策も違うということがあります。

ただ、この再生エネルギーの活用ということで、やはり全世界が取り組まなければいけないC O₂の削減、今、P M 2.5といういろんな大気中の汚染物質も、これはやっぱり環境汚染だと考えておりますので、そういうものとか、最近歩く人でもマスクをつけていなきゃ外を歩けないような状況です。やはりC O₂の削減、そして環境政策というのは非常に進めていかないといけないというふうに考えておりまして、我々としても、安い値段で入ってくるからそれを使えばいいじゃないかということもありますけれども、ただ環境施策というのは同時に進めていかないといけないというふうには認識しております。

先ほどから、バイオマス発電につきましては、日本のF I T法ですね、固定価格買取制度が実は平成24年7月、つい半年前からこの制度はありますので、今までもいろんなバイオマス発電は行われてきましたけど、これは電力会社と事業者が契約して値段を決めております。だから10円とか12円とか16円とかいろんな価格設定がありますけれども、今回少なくともF I T法の特別措置法ですので、大体最低3年は続くだろうというふうに我々認識しておりますが、そうなりますと、今34円の金額というのは保証されておりますので、この時期にやはりそのバイオマス発電事業を推進していたほうが市民の利益にもなるし、いろんなクリーンエネルギーの活用ということで、

地球環境も含めて有効ではないかと思えます。

いろんなエネルギー政策につきましては、国だけではなくて、各地方自治体も非常に重要な案件だと思っていますので、国の政策をにらみながら我々としても推進していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 済みません、御答弁ありがとうございました。ちょっと長々しゃべり過ぎたんですけども、今、副市長がおっしゃることも私も事実だろうと思えます。

ただ、一つまた今度は諸外国のスペインとかイタリアのお話をしますと、今もうドイツ、スペイン、イタリア、チリとかそういうところは固定価格の買い取り制度の廃止とか、全量買い取りだったのをもう下げたりとか、3カ月ごとに見直しをしてくれております。一見、固定価格買取制度という、将来値下げはないだろうというふうな思いもしますが、スペインとイタリアは、もうすごいことをしました。買い取り価格を下げようとしたら、企業から裁判を打たれたんですね。これでは国民とか企業にうそをついたということになるからということで編み出したのが、固定価格買い取りの金額は例えば水俣で言えば32円と言いながら、課税をしたんです。32円で買い上げてるでしょうと。税率をいつも決めていいんだからということで、結果的には固定価格買取制度の値下げと同じようなことをして、これは裁判所でも問題は法的にないということの結論を出し、それが今ヨーロッパに広まっているという状況ですので、これが果たして20年安心かという、日本も多分そういうことになりかねませんので、ぜひそういうところも頭の中に入れていただきたいと思えます。

それと私、以前の質問でも申し上げましたけれども、このクリーンエネルギーの中でCO₂を出すのは、残念ながら、この木質系バイオマス発電だけであります。そして、この燃料を買う前に伐採、加工、乾燥、そして燃焼ということで、私はこの木質系バイオマスは、ある意味さっき言った周波数は安定をしているけれども、結局言いかえれば火力発電じゃないかと。

みずほ銀行が出した資料の中にバイオマス発電のコストの内訳というのが書いてあります。これが全てに当てはまるわけじゃないけれども、基本的なところで、バイオマス発電のコスト内訳と。人件費が9%、保守点検が9%、減価償却費が10%、支払い利息4%、一般管理費4%、そして原料購入費は64%となっております。ですから、きのう言われました、例えば仮にフル稼働して約十何億の売り上げを生んでも、こういうのを引いていきますと、果たして本当に採算性が合うと言えるに値するのかというふうに思います。あのときの計算でいっても、ちょっと引いてありますけれども、当然こういうものというのはメンテナンス、定期的にとめなければいけませんので、もう少し慎重な対応をしていただきたいと。

これは先ほども言ったかもしれませんが、平成18年に日田ウッドパワーがつくるときに当然い

ろんなところから補助金をもらいました。当然事業の採算性は合うということで始められたんですけれども、それから始まったときにはどうかというと、木材の価格が3倍以上に値上がりをしたため採算が合わなくなったということもございますので、そういう面も含めたところで対応をしていただきたいと。ただ、この木質系については、もう今のものについては質問はいたしません。次回も多分すると思いますので、今言ったことも踏まえた上で、またお考えいただきたいと。

私、いろんな施策を市長を初め、打ち出されておられます。今回も結局、林業振興や産業振興のために木質系バイオマスをされるということで、そのことについては異議はありませんけれども、一つの手法としてぜひ提案をさせていただければ、この水俣の地の利を生かすために、高速道路のサービスエリアの建設というものを手がけられたほうがまちの活性化に私はつながるのではないかというふうに思っております。当然、農業、漁業、飲食業、観光業というのにもつながりますし、例えばでこぼん、芦北インターのそばにありますけれども、でこぼんは年商10億円を初年度から超えております。ですから、そういう産業振興に……

○議長（真野頼隆君） 江口議員、質問通告からずれないようによろしくお願いします。ほかのことに何か今、少し行ってるようです。

○江口隆一君（続） 済みません、産業振興ということで結びつけようと思ったんですけど、無理がありましたので、これは要望にかえさせていただきたいと思います。

ですので、ぜひこのサービスエリア建設のほうが私は、例えば全額市が出しても十分採算性の合う事業であろうというふうに思っております。

それで非常に都合がいいことに、この5区選出の金子代議士が国土交通副大臣をされ、最近では国土交通委員会委員長も就任されておりますので、ぜひここを利用しながら産業振興に頑張ってくださいというふうに思います。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、市道牧ノ内・大迫線について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、市道牧ノ内・大迫線の進捗状況と路線変更の理由についてお答えします。

まず事業の進捗について、市道牧ノ内・大迫線は、牧ノ内から大迫地区を經由して津奈木町へ通じる幹線道路ですが、道路幅員が狭い上、見通しが悪く、朝夕は通勤車両等の交通量が多いことから、沿線の住民や利用者から道路改良の要望を受けている路線であります。

これを受け、本路線終点側の未改良区間1,100メートルを平成21年度から社会資本整備総合交付金事業により着手しています。初年度に測量設計業務を行い、平成22年度に関係地権者との用

地の立ち会いを行っています。また、平成23年度に地質調査及び終点の県道水俣田浦線との交差点構造物の設計を行っています。この間、南九州西回り自動車道と一部重複する区間におきまして、国土交通省と橋脚の位置についての協議及び買収予定地の確認等により時間を要したため、おくれが生じましたが、このたび国との最終的な調整が完了しましたので、今後は鋭意用地交渉を進め、順次道路改良工事を実施したいと考えております。

次に、路線につきましては、事業着手年度の平成21年度に発注しました測量設計業務によりルートを決めております。

具体的なルートは、道路改良計画区間1,100メートルのうち、起点から市道初野・大迫線交差点付近までの約300メートルは道路が比較的直線で勾配が緩やかなため、現道を利用した改良工事がしやすいことから、現道を拡幅する方法としています。その先から終点の県道水俣田浦線交差点までの区間は、幅員が狭く急カーブ等も数カ所あり、勾配も急なところがあるため、現道を拡幅するには家屋の移転や急峻な山林の切り取りや擁壁等の建設が必要になり事業費が膨大となることから、複数案を総合的に比較検討した結果、大きな構造物が不要になる大迫川沿いのルートに決定したものでございます。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 御答弁ありがとうございました。

工事がおくれたこと、ルートが変更されたことについては理解をいたしました。

ただ、ちょっと私、気になりますのが、工事費がはね上がるということで別のルートをつくられたということでございますけれども、一つの目的地に向かって行政が2つの道をつくるというのは、余り私は好ましくないことというふうに思っております。といいますのも、建設コストは安くついても、2つつくことで、2つ水俣市が維持管理を、補修を続けていかなければいけないということは、今人口が減っている、交付税も減っている、税収も減っている中で管理しなければならない面積をふやすということにつながります。そのことについてどのように財政的見地からお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 現在のバイパス案として決定しました経緯につきましては、先ほども申し上げましたけれども、まずルートの検討を次のように行っております。

まず、利用しなければならないコントロールポイントといいまして、そういうものがある。これは既存の道路でありますとか、耕作地、それと極力避けたいコントロールポイント、こういったものがございまして、これは既存の住宅あるいは墓地、地権者が不明な土地、河川、急峻な山

の掘削、あるいは災害発生場所、あるいは高速道路の計画、こういった避けなければならないという2つの要件がございまして、複数のルート案を抽出いたしまして、経済性やコントロール性の条件によりまして4つの案をまず検討しました。この一つの案が、まず現道を拡幅する。これは谷側に拡幅する。もう一つの案が現道を山側に拡幅する。3つ目がバイパスをつくる。4つ目が現道を拡幅するのとバイパスをつくる。この4つでございまして。結論といたしましては、先ほど申し上げましたように、総合的に勘案しまして、4つ目の現道とバイパスをつくるということとでございまして。

維持費について、2つつくるのでということとでございましてけれども、結果的に現在計画しています路線というのは、現道より低いところを通りますために非常に構造物が少なく、比較的安価に維持管理ができるというふうに考えております。結果的に、そういう維持管理費が安くなるというようなことから、現在の第4案ということとで決めさせていただいているということとでございまして。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、3回目の質問に入ります。

建設費、維持管理は安くなるというので一見ごまかせそうですが、結局面積がふえるわけですね。今ある市道というのをなくすのであれば、私も理解できるんですけども、今ある市道というのは生活用、住宅の横を通っていますので、廃止することはできない。そういう面では舗装しなければならない、維持管理しなければならない面積がふえるんですけども、その点についてはどう考えるのかというので先ほど聞いたつもりで、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 現道は既に今も管理しております。この事業は、住民の利便性を上げるということのために新たに道を拡幅して通りやすい道にするということとでございまして、既にある現道の維持管理の上に新たに作った道路の維持管理費がかかるということとでございまして、総合的にこの事業の目的、要は住民の利便性向上ということとを考えますと、ある程度の維持管理が仮に増加するとしても、ここは行政として実施しなければならない事業だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で江口隆一議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 皆さん、こんにちは。

創水会の大川でございます。

先週の日曜日には生涯学習のフェスティバルがございました。これは生涯学習教室のいわば卒業式でございます。ハーモニカ、中国語教室、健康太極拳、フラダンス、いろいろ手芸とか書道とかこういう作品展もございました。大変盛況でございました。

私はハーモニカ教室に入って2年目でございますけれども、私どもの教室に94歳のお年寄りの方が生徒として在籍をしておられました。今年度はちょっと開講当時に体調が悪かったということで参加しておられませんが、このお年寄りの方は須山さんといって八ノ窪の方ですけれども、94歳になってまだハーモニカを上手になりたいと、そういう向上心を持っておられるわけです。これには本当に頭が下がりました。これこそまさに生涯教育ではないかなというふうに思った次第です。

教育長、これは教育長の所管でございますし、ひとつ表彰か褒賞の対象にでもしていただければと、市長も考えていただければというふうに、本当に生涯教育の見本であろうというふうに思いましたし、私もあの年まで頑張ればということを感じた次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1番目、ゼロカーボン産業団地創造事業について。

このテーマについては、さきの12月議会でも質問しました。市長はその答弁の中で、燃料の確実な調達事業の鍵を握ると述べられ、その燃料木材の賦存量及び必要な収集見込み量は十分なものであるとの見通しを立てていると答弁されました。1日に150トンもの必要チップ量が間伐材などで果たして20年、30年と継続して安定的な価格で収集ができるのか、非常に疑問に思うところでございます。

企業が新規の事業を展開するに当たっては、プロジェクトチームを設置して、ありとあらゆる方面から徹底的にリサーチをかけるものです。この事業展開に当たっては、そういった特別なプロジェクトチームも見当たりません。庁舎内の1課とテクノセンターの一人、二人が特別プロジェクトチームを組まないまま進めているということに、そのあたりも非常に疑問に思えるわけです。

そういう中で調査をされているわけでございますけれども、1つ目の質問として、その燃料木材の賦存量及び必要な収集見込みが十分であるとの根拠はどこにあるのかということについて1つ目の

質問としたいと思います。

また、新しい発電事業会社を立ち上げるとのことであるが、40億円近くの資金を要するこの事業をどこが主体となって準備を進めているのか、その構想はどこまで進んでいるのかというのを2つ目の質問とします。

そして、この事業関連には60名余りの雇用が生まれるという発表もしておりますけれども、具体的にはどういうところへ、どの程度の雇用が発生するのか、またその根拠はどこにあるのか、この3点について質問します。

2番目、所信表明について。

市長は毎年この3月に、その年度の施政方針について所信表明をされます。今年はどういう考えで市政を運営されようとしておられるのだなということがよくわかりますが、当然前年度の検証、反省の上に立って新年度の方針が策定されるものと思われませんが、そこで、平成24年度をどう総括するのかというのを一つの質問とします。

次に、市長の施政方針は市政全般にわたることから、いわゆる総花的にならざるを得ないことはわかるとしても、今年度の所信表明を聞いておまして、余りにも総花的過ぎて、めり張りが感じられませんでした。施政方針の中には、やはり基本的な方針があり、そして重点施策的なものがないと、何となしに市政運営をされているのかなという感じがいたします。

そこで、今年度の基本的な施政方針をどう考えているのか、質問します。

次に、3つ目の質問ですけれども、農林水産業の振興について。

市長は常々、農林水産業は本市の基幹産業であり、これらの振興が本市の活性化につながるというようなことを言っておられます。現状の本市農林水産業は、とても活気があると言えるものではないというふうに感じております。毎年それなりの施策を展開されておられるが、現状維持がやっとではないか、現状維持はマイナスであると言われます。周りがどんどん進んでいくのに、現状を維持していると気づいたときにはおくれをとって取り残されてしまう、これがそのゆえんであります。

例えば農業を例にとってみると、本市の基幹作物はサラたま、デコポン、お茶だと言われてもう久しゅうございます。確かにこれらは本市の誇れる基幹作物であります。しかし、周りを見てもみますと、方々でこれらは生産され、もう本市は既に追いつき追い越されようとしている現状ではないでしょうか。早急に次なる基幹作物の開発を行う時期が来ているというふうに思います。

市長は一時期、ショウガ、サトウキビ、カボチャなどを特産化したい考えをされていたが、現在の取り組みはどのようになっているのか。それが単なる思いつきでないのなら、もっと具体的に目標を設定した上で施策を展開すべきで、その結果が個々の農家所得の向上につながることで、本市も活性化が図られていくのではないかとこのように思います。林業、漁業にしても、や

はりもっと次々と斬新な施策を打ち出さないと、振興どころか衰退していくばかりではないか。

そこで、①、市長は本市農林水産業の振興と将来像をどのように描いておられるのか。

また、農林水産業へはそれぞれJA、森林組合、漁業組合などの関係団体があり、この団体がそれぞれの業種をまとめており、行政の施策を展開、推進しているが、国、県、市からの補助金の受け皿でもある。この補助金も国、県からのものは市が窓口となって出ていくものと思うが、私どもには行政とこの団体とのつながりがよく見えないところがあります。

そこで、②、日ごろ行政とこの団体とは施策の展開、推進、各種補助金の活用策などについてどのように協議をされているのか、質問します。

4、ローズマラソンについて。

本市では以前、さくらマラソンと銘打ったマラソン大会が市内から湯の児、湯の鶴までを隔年ごとに行われていたが、もろもろの事情で中止されて久しくなります。復活の話がたびたび上がるも主催するところがなく、中止のままであるが、他地域では次々と新しい名のマラソンが生まれ、どこも盛況であり、その主催者がほとんど行政である。昨年から開催した熊本城マラソン、ひとよし春風マラソンは、開催日が同日であるにもかかわらず、両方とも大盛況であり、交流人口・宿泊人口増で経済的効果がとても大きいと聞いております。

本市では、水俣市陸上競技協会が来る近々、エコパークを会場にローズマラソンと銘打ったマラソン大会を開催するとのことであるが、そこで質問します。

①、行政は、これにどのようにかかわっていかようとしているのか。

②、熊本城マラソン、ひとよし春風マラソンをどう思うか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、ゼロカーボン産業団地創造事業については副市長から、所信表明については私から、農林水産業の振興について及びローズマラソンについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） ゼロカーボン産業団地創造事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） ゼロカーボン産業団地創造事業の御質問に順次お答えします。

まず、燃料チップの量の確保については見通しがついているとする根拠についてお答えします。

この事業は、毎年発生する山に残される林地残材、いわゆる未利用材を燃料として活用することを前提としております。この林地残材とは、山から木を切り出す際に伐採しても、製品とならず、そのまま山に残される木材でございます。この林地残材については、国、県の統計より十分な量が存在することを確認しております。また、林業、製材業、素材生産業などの現場で働いている方々から聞き取り調査で相当量の搬出希望があり、こうした国、県の統計データと現場で働く林業者の方々とのお話がほぼ一致しているということから、現実的な数字であると判断したところです。これらのことから、燃料チップの量の確保について、一定の見込みがついているとしております。

次に、新しい発電事業者を立ち上げるという構想についてお答えします。

このことであるが、その構想はどうなっているか、平成24年度の環境首都水俣創造事業として、本年度は9月から半年ほどかけて燃料の賦存量、基本的な採算性分析など実現可能性調査を進めてまいりました。来年度はこの結果を踏まえ、発電所の技術的な優位性、より精緻な生産性の分析、より確実な燃料収集体制の構築に向けた検討などを重ねつつ、発電事業会社の立ち上げが可能か、検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、発電に関して長年のノウハウを蓄積されておられるJNC株式会社の参画も得つつ、地域事業者の参画、ファンドなどを通じた市民の参加ができる形で立ち上げられるような構想で引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、雇用を60人見込むことに対しての根拠についてお答えします。

発電事業に関連して発生する雇用については、最終的に発電事業主体が立ち上がり、運営計画が確定し、燃料調達先も確定するまで確実な数字ではございません。この60人という雇用人数を示した根拠は、現在検討している発電所と同規模の発電所が公表している雇用人数を参考にしたものでございます。

具体的には、福島県会津若松市で既に運転しているグリーン発電会津というバイオマス発電所ですが、ここでは発電所で12名、発電に付随する木材の切り出し、チップ化、運搬工程で60名の仕事量が発生しているとしております。

〔答弁が足らんよ、どこが主体となって準備を進めているのかという、ちょっと休憩してもらっていいですか〕という者あり)

○議長（真野頼隆君） 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（田上和俊君）（続） 済みません、答弁が少し漏れてたようですので、補足して説明させていただきます。

新たな燃料発電会社につきましては、現在のところまだ決定しておらず、今後の検討としております。

（「その準備を進めている主体はどこが主体となって進めているか」と言う者あり）

○副市長（田上和俊君）（続） 準備を進めている主体につきましては、水俣市、それとJNC株式会社、それとテクノセンターでございます。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

燃料チップ原料のもっと以前は間伐材をという発言がございましたけれども、今は林地残材というふうに戻ってきておりますけれども、この辺もちょっと何でこのように変わったのかという疑問を持っておりますけれども、間伐材とか林地残材の賦存量は十分であり、その賦存量の根拠もあるんだということでございますが、その賦存量はあったにしても、こういうのは搬出に非常に手間がかかるんですね。私は間伐材ということをお聞きしてましたので、間伐材というのは、間伐する、そしてそれを搬出する、造材する、それは皆伐したときよりもうんとコストがかかるんですね。ここに専門家の私は資料を持っておりますけれども、皆伐したときのコストの1.4倍ぐらいの間伐材はコストがかかるというようなことを聞いております。

そういうことで、むしろこれにはもう間伐材とかそういう林地残材よりも一般材のほうが、一般の素材ですね、そういうほうがよっぽどコストがかからないんじゃないかと、安くつくんじゃないかというふうに考えるんですね。そのあたりの採算性の計算はされたことがあるのかどうかということをお聞きしたいと。

そして、チップ生産会社と電気事業会社は別々の会社になるのかということのを2つ目ですね。この事業会社へ水俣市も参入するのかということのを3つ目。4つ目に、40億円近くの資金調達をどのように考えているのか。るる説明はございましたけれども、もう一度明確に答えていただきたい。採算性についてどう試算しているのか、これももう一度、先日あたりから答弁がっておりますけれども、もう一度答弁をいただきたい。

そして、この電気事業会社は全くの営利事業会社になるのか。それと、CO₂の排出量が大きいと思うが、環境首都の本市としては外部へそれをどうやって積明していくのか。7つでしたかね、これについて答弁をお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 大川議員の2回目の質問にお答えします。

まず、間伐材と林地残材はどういうことかということでございますけれども、基本的には間伐されますよね、木を間伐していくんですが、それがなかなか搬出しないで残されてる、それを林地残材といいますので、基本的には同じことというふうに考えていただいてよろしいかと思えます。

一般材を使用したほうがいいんじゃないかという御提案でございますけど、確かに一般材のほうが搬出コストは安いかもしれない。それだけ森林に残されて、伐採されたものが残されてるのを運ぶほうが、コストが高くて収益にならないから置かれているという状況ですので、そういう意味からしたらいいわけでございますけれども、基本的には、もともと一般の製品化される木材は、やはり市場で取引されて、例えば日本の木材振興も含めてそうやって使っていただきたいので、市としまして、山林の整備のためにも林地残材とか端材とかそういうことの木材のほうを利用していく方が環境に優しいというか、これからの木材利用・活用についても有効ではないかというふうに考えております。

それと、発電会社について、水俣市も参入するかということでございましたけれども、これについては市のほうも何らかの、例えばファンドをつくってそれに算入していくとか、市民も含めて何らかの形で資本参加ができないかということで今検討している状況でございます。

資金調達については、トータルで40億円ぐらいになりますということでございますけれども、その資金調達につきましては、基本的に自己資金、例えばそういうファンドで集めたやつとか参加会社からの資金を得るとともに、一般借入金というか、融資を銀行からいただいて、そういう形で運営していきたいというふうに考えております。

採算性について今検討中でございます。先ほどの江口議員の御質問にもありましたけれども、そのバイオマス発電所で電気を売るという一つのそういう形の発電所もございますし、蒸気を利用して、その蒸気も同時に売っていくというそういうバイオマス発電、これはコジェネというんですが、両方あります。それをどういうふうな形で入れていってどういう活用するか、どこにどれだけの量を売っていくかということで決まっていくと思っておりますので、これについてはぜひ来年度に、最終的にこの事業を実施するか実施していかないか大きな分かれ道でございますので、十分時間をかけて検討させていただきたいと思っております。

それと、営利事業会社になるかということでございますけれども、基本的には営利事業会社というふうに考えております。

それと、CO₂の排出量が大きいということでございますけれども、バイオマス発電につきましては、確かに木材を燃やすとCO₂は当然発生しますが、国際的な考え方として、カーボンオフセットということで、もともと木材についてはCO₂を吸ってるんだ、だからその吸ったやつ

を燃やして吐いたCO₂と一緒にであるという、これはもう国際ルールみたいな基本的な考え方です。木質系のバイオマス発電を発電したからといってCO₂がふえるじゃないかという議論には今のところなっておりません。

ただ、いろんな研究者とか学者の方々がいろんな考え方がございますので、結局燃やすよりも燃やさないほうがCO₂の削減になるんだという、それは当たり前のことだと思いますけれども、そういう議論はありますが、基本的にはカーボンオフセットという考え方をとらせていただきたいというふうに考えております。

それと、チップ製造会社と発電事業会社が違うのかということでございますけれども、基本的には、やはり連携していかないといけないと思いますので、発電事業会社の関連会社ということで、そういう形の位置づけができないかということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 残材の利用をしていくんだということを聞きますと、非常に聞こえはいいですけれども、やはり採算性を追求していくと、こういうのは私はもう全くの詭弁になるんじゃないかというふうに思います。これはもう利用して、その上はないですけどね、採算性等を考慮していくと、なかなか難しいんじゃないかという、それはそういう気がするということです。

それとそのCO₂は、吸ったものを吐くんだから、プラ・マイゼロだからいいんじゃないかと、そういう考えは私は外部へは通用しないというふうに思います。それはせっかくCO₂を吸って少なくなったんだから、それを当然ふやすことになるんだから、それでプラス・マイナスだからゼロであるということで、それで理屈が通るといふふうには私は思いません。

第3回目の質問ですけれども、私はこの事業そのものに反対しているわけではないんですね。ただ、水俣市もこの事業に参入するんだというような副市長の答弁でございましたけれども、私は水俣市がここへ出資することになれば、これはもう私は断固として反対していきたくないと。なぜならば、燃料チップの賦存量は十分である、そういう収集の見込みもあるということですが、収集コストが安定的に続いていくかという、私はこれは非常に疑問だというふうに思います。

当初は搬出しやすいようなところでコスト的にもあっても、だんだんコストの高くなる場所から搬出しなければならないというそういうようなことも考えられますし、また電力会社は買い取りを電気料金に上乗せして消費者から回収するわけですね。再生エネルギーの普及が進むと、消費者の負担は大きくなるというふうに私は思います。だから、それをそのまま経済産業省あたりがそのまま見過ごすかという、そうじゃないと思いますね。やっぱり固定価格買取制度といっても、これは私は変動があるんじゃないかと。いつまでも、今幾らとおっしゃいましたか、

32円とかね、32円が20年、30年と私は続くとは考えられない。これに参入する企業がふえて電力会社が買い取る量がふえてくると、当然下がってくるんじゃないかと。そういうことも私は予期しておく必要があるんじゃないかというふうに思います。きのうの答弁でも、ある程度下がったところでも試算をしているというような答弁がございましたけれども、そこは十分私は予期して試算をするべきだというふうに思います。そういうリスクがあるということから、私は市としてはこれに参入すべきではないというふうに考えております。

北海道の夕張市が財政破綻した例も皆さん方はよく御存じだと思いますけれども、地元でホテルなんかが破産したところを買い取って市営で事業をしたり、あるいはスキー場の倒産したところを買い取って、そういうことが引き金になって破綻していくわけですが、やはりこういう事業は私はもう民間に任せるべきというふうに思います。決してこういうのに市が加担して参入すべきではないというふうに私は思います。

そこで3回目の質問をします。この電気事業会社は全くの営利事業会社であるという答弁でございましたけれども、私は去年の6月、同じような質問をしておりますが、そのとき田上副市長は、無機質のバイオマス発電所を設置し、発電した電力を水俣産業団地内の企業に供給するものであるとこういう答弁をされておるんですね。これから営利事業会社への方向転換云々した経緯について答弁をしていただきたい。

それと、チップの生産会社が別会社になるんだということでもございますけれども、チップ会社が設立されると、これは誘致企業扱いになるのかどうかというのをひとつ答弁を願いたい。

3つ目、雇用面では、60名というのは新たに生まれるものじゃないと思うんですね。やっぱり関連の生産会社とか、あるいは運搬会社とかというのは、もう既にいわゆる既存企業としてある。そこで雇われている従業員がおるわけですから、全て60人がどこか例をとられて60名従事してるから、それが全て新しく雇用が生まれるということを私は考えないほうがいいんじゃないかというふうに思います。

もう一つ、行政が絡んでほしくない、市が絡んでほしくないというのは、行政が絡むと、やはりこういうのは景気の変動とか時代的なものでいろいろ変化をしようと思うんですけども、行政あたりが絡むと迅速に対応ができなくなるんじゃないかと、個人企業あたりとするとですね。なぜならば、いろんなやっぱり定款の変更とかなんとかするのに議会の議決が必要になったりすると、非常に迅速な対応ができなくなるということで、やはり会社というのは生き物ですから、いつどういうことが起きるかわからない。それに迅速に対応していくということが大事なことでありますし、そういうことでは行政がこういうのに絡んでいたら、私はそういう迅速な対応ができないんじゃないかと。そういうことから、断固として行政が、水俣市がこの会社に参入することは反対するわけでございます。その辺について答弁いただきたい。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 議員のいろんな御提案とかありがとうございました。ぜひ参考にしながら検討してまいりたいと思います。

まず、質問でございますけれども、営利企業として転換したのはどういうことかということでございます。基本的には、もともとこの産業団地のカーボンオフセット、フリーの産業団地をつくっていきこうということで、この計画というか、当初やられたわけですが、基本的に発電した電気は、できれば産業団地内で買ってもらうというのが一番いい、その最終段階というか、そういうクリーンエネルギーで水俣市全体を賄っていきけるような政策をしていきたいと思いますというのが最終目的でございますが、これにはなかなか厳しいところがあると思います。

基本的には、産業団地の電気につきましても、もともと売って、そのお金で利潤を上げながら会社を運営していかなきゃいけないわけですので、先ほど江口議員の質問がありましたけれども、公共施設に使うということも一つの考え方ですし、産業団地の営利企業に対して電気を供給している、これも営利企業でございますので、基本的な考え方というのは変わっておりません。

ただ、それをそちらに使うのではなくて、今先ほど議員もおっしゃいましたけれども、固定価格買取制度、FIT法が平成24年7月に始まりましたので、そちらのほうがより効率的に収益が安定的に得られるということで、まずはそこから始めましょうということで、今回そういう形にしたほうが収益性も保たれるということで考えているところでございます。

また、チップ会社が別会社であるけれども、誘致企業の対象になるのかというのは、まだそこは具体的には、済みません、考えておりませんので、申しわけないですが、これからの検討とさせていただきますと思います。

そして60人の雇用につきまして、新たに生まれるかということでございますけれども、これにつきましては、全員新たに生まれるのはちょっと厳しいかなというふうに考えております。

ただ、例えばバイオマス発電でボイラーの管理とかありますよね。そういう方たちについては、参入されたところから配置転換していただくとか、そういうことも考えられますし、またチップ工場とか木材の伐採も含めて、実際そういうものをいろんな問屋さんとか木材業者が買う形になって、最終的には全体で60名ぐらいを目指そうと考えますけれども、少しその辺は全員が新規雇用ということではないんじゃないかと思えます。

それと行政が絡むと対応ができないということでございますけれども、基本的に発電会社というのは別会社ということで設立しますので、それにそういう市とか市民とか入れたファンドを資本参加できないかということで考えておりますので、市が直接的に運営ということはちょっと考えにくいんじゃないかと思えます。

ただ、おっしゃいました資本参加につきましては、市のやっぱり持ち出しも含まれてきますので、それについては市及び市議会また市民も入れたところで、これはやはりずっと経営も含めて見ていかなきゃいけないんじゃないかということで考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、所信表明について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、所信表明についてお答えします。

まず、平成24年度の所信表明をどう総括するのかとの御質問にお答えします。

平成24年度の所信表明におきましては、本市が被災地を初めとする日本の地域再生モデルとなれるよう、環境行政にさらに磨きをかけなくてはならないこと、命と環境を根底に据え、環境を軸にした経済活性化や雇用創出を図り、市民の誰もが安心・安全な暮らしを送ることができる豊かな市民生活の実現を目指さなければならないこと、子どもからお年寄りまで、水俣で暮らせる喜びを実感できるまちづくりを進めていくことを施政方針として申し上げました。

そのために実施する具体的な事業などをお示しいたしました。そのうち主なものについて、実施状況を申し上げます。

まず、地域経済の元気づくりとしましては、地場企業の支援のための新たに企業支援センターを開設して企業支援員を配置し、地場企業からの相談や情報収集・提供を行っております。また、地場企業の工場等の新・増設、新規雇用に対する補助制度を創設いたしました。

観光振興につきましては、湯の鶴での鶴の屋のオープン、出水市との観光連携協定の締結、地域内クーポン、おれんじ鉄道とタイアップした日帰り旅行の造成などの取り組みにより、湯の児温泉、湯の鶴温泉ともに入り込み客が増加しております。

商店街では、空き店舗利用の助成やコミュニティバスと連動したエコポイントの実施、飲食店マップ、情報誌の作成を行いました。若い店主などを中心として活発な活動が見られるようになりました。

水俣病問題に関しましては、水俣病特措法に基づく救済申請について、救済すべき人を漏らすことがないように相談窓口を開設し、地域懇談会などで周知に努めました。

農業の振興につきましては、基幹農産物の生産振興や販路拡大の支援、担い手育成などの事業を実施いたしました。また、圃場など生産基盤の整備を継続して実施いたしております。

水産業に関しましては、全国豊かな海づくり大会のプレイベントを実施しました。

医療・福祉の充実につきましては、総合医療センターの西館建てかえがもうすぐ完了します。高機能な施設・設備により高度な医療サービスが提供できるものと思っております。

暮らしやすい生活づくりとしましては、学校教育においては、学校図書館活用教育推進モデル

校、学力向上研究推進校などを中心として、児童・生徒の学力向上の事業を実施しております。また、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部の設置や小学生による子ども議会の開催など、健全育成の取り組みを進めております。

生活環境の整備としましては、牧ノ内・大迫線を初めとする道路の整備を進めるとともに、乗合タクシー事業や自転車共同利用システムを充実させ、交通の利便性の向上を図っております。

また、湯の児地区の公園整備や市内各所に四季折々の花を植える実証実験など、憩いの空間の整備を進めました。

以上、事業の実施状況を申し上げましたが、おおむね順調に実施できたものと思っております。その成果につきましては、観光入り込み客のように、すぐに数値としてあらわれるものもありますが、中長期的なものとしてあらわれてくるものもあり、水俣市が目指す理想の姿にはまだ到達できていないとは認識しておりますが、一步一步着実に前進し、近づいているものと思っております。

次に、平成25年度の基本的な施政方針をどう考えているかの御質問にお答えします。

平成25年度は、環境を軸として進めてきたまちづくりのまとめの年として、また水俣の将来に向けた新たな第一歩を踏み出す年として位置づけて、これまでの取り組みをさらに進めていきたいと思っております。

特に、人口減少が続く中、雇用創出のための地域経済の活性化が最大の課題と思っております。地場企業の支援、観光振興のための事業、商店街等の活動の支援、農林水産業の活性化のため事業を進めてまいります。また、市民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、医療・福祉・生活環境の充実にも取り組んでまいります。

本年10月には、本市で水銀に関する水俣条約外交会議と全国豊かな海づくり大会が開催され、国内外から多くの方が水俣を訪れます。このような大きな事業を通して、ことしは水俣市が飛躍する年でもあります。水俣の現状とともに、水俣の自然環境、市民の環境への取り組みなどを見て、知ってもらえる最高の機会だと思っております。これを機に、国内はもとより世界に向けて市民協働で環境のまちづくりを進め、日本の環境首都として誇れる水俣を発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

平成24年度はおおむね順調に来たんだという答弁でございました。湯の鶴、湯の児あたりの観光客、入り込み客も増加しつつあるということでございますけれども、当然と言えば当然ですね。1億円幾らもつぎ込んで、湯の鶴あたりは資金をつぎ込んでいるんですから。

ただ、私はいつも言うておりますように、行政さんというのは費用対効果だけではかれるものではないということを申しておりますけれども、やはり湯の鶴あたりは特に目的があって、観光客、入り込み客をふやそうという目的があって、地元を活性化しようというそういう目的もありますが、やっぱりそういう目的を持って取り組んだ以上は、やっぱりそれなりの効果を出していくべしというふうに思います。つくってしまっただけではなくて、いかにしてまたより以上の観光客、入り込み客をふやしていくかということをごひ考えていっていただきたいというふうに思います。

質問としては、平成24年度に企業などにおいては省エネ診断などによる需要エネルギーの最適化により経費の削減を図るなど、企業の経営安定化や省力化などにつながる施策を強力に進めるというふうにありますけれども、この辺はどういう結果が出ているのかなということの一つですね。

それと、これはさきにも私は一般質問で質問したことがあります。レアメタルリサイクルの南九州における中間処理の拠点化、広域化を図るということも、これは所信表明の中にも出ておりましたけれども、これについても音さたなしのような気がしますが、どうなっているのかということ、この2点について質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 平成24年度の施政方針で、企業に対して省エネ・省力化を進めるということで施政方針を出していただきました。これは平成24年度の環境首都水俣創造事業の中の一つの事業としてスマートコミュニティ事業というものがあまして、基本的には企業にそれぞれ計量計みたいな形で設置して、そしてエコダイアリーというのが市民にはございますけど、そういう形でずっと管理していただいて、何をしたらどれだけCO₂が減るかとか、どういう取り組みをしたら省力化ができるかという診断も含めて今やっているところでございます。まだ結果が出ておりませんので、結果が出たらまた御報告できるかと思えます。

それとレアメタルについてでございます。これはレアメタル研究会ということで水俣市が事務局になって、アクトビーさんとか国、県も含めて、年に数回会議を開いております。レアメタル

につきましては、今、レアメタル事情というのがありまして、北九州を含めて、今、大牟田に集積地がありますけれども、南九州一円のレアメタルを集めて、それをリサイクル、リユースしていこうという考えでございます。レアメタルの廃家電、例えば冷蔵庫とか洗濯機につきましては、何千円という税的なものではないですけれども、リサイクル負担金を出さないといけないんですね。このレアメタルにつきましては、今それがございませんので、なかなかそれを持っていくというのが非常にコストもかかりますし、市でやっていくということであれば、商圏が非常に限られておりまして、今のところまだ実用化までは至っておりません。

ただ、今後レアメタルについてのリサイクル推進が国においてなされて、今後国の助成とかが得られるようになったら、これは早急に進んでいくものと思っております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

これは去年も私は申しましたけれども、やはり行革を市長は積極的に進めていくという姿勢を私は示していただきたいというふうに思います。庁舎内はもちろんでございますけれども、特に私は一般質問でも振興公社あたりのあり方、いわゆる外郭団体のあり方なども質問しておりますが、こういうところにも目を向けてやっぱり改革をしていくということが大事じゃないかというふうに思います。その辺について市長はどう考えておられるのか。

それともう一つ、蒲島県知事が県南振興の起爆剤と位置づけるフードバレー構想というのを挙げておられますけれども、これは一つはバイオマスについて補助がなされるようでございますが、その他について現在水俣市に関係する、これは城南地区の市だったと思いますので、水俣市に関するものがほかにあるのかどうかということ、この2点をお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 行革を強烈に進めていくべきではないかということでございます。これは議員にも前から御指摘を受けておるところでございますので、今年度もそういったものを含めながら考えてまいりたいと思います。

それから、フードバレー構想でございますけれども、今確かに進んでおりまして、県南地区のほうも集まって、またいろいろそういうことも検討しておりますが、それも含めまして、まだ具体的な形としてはできておりませんので、今後詰まっていくのではないかなと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、農林水産業の振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、農林水産業の振興について順次お答えします。

まず、本市農林水産業の振興と将来像をどのように描いておられるのかとの御質問にお答えします。

本市の農林水産業振興につきましては、先日の緒方議員の御質問の中でもお答えいたしました。が、農林水産業の振興は、水俣を元気づける活力向上を図るためには欠かせない大きな柱であると認識しております。

農林水産業の将来像につきましては、具体的には第5次水俣市総合計画に位置づけております。とおりの、地域の資源や特性を生かした豊かさと活気を実感できるまちを目指し、これまでさまざまな施策に取り組んできたところでございます。

施策を進めるに当たりましては、基盤整備や品質向上、生産力強化といった項目ごとにそれぞれ目標数値を定め、その実現に向けて、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

農林水産業における所得としての数値目標につきましては、個々の生産者の中で経営目標として掲げられるもので、市として設定はしておりません。

しかしながら、基幹作物の生産量、販売単価といった数値目標につきましては、総合計画の中で設定しており、それを達成していくことで生産者の所得向上につながるものと考え、取り組んできたところでございます。

今後も施策の展開や事業実施に当たりましては、個々の生産者の所得向上を常に念頭に置き、少しでも生産者のためになるよう実効性を高める努力を行い、担い手の確保、育成を図っていきたいと思います。

次に、農林水産業振興施策に関し、JA、森林組合、漁協とはどういう協議をしているのかとの御質問にお答えします。

本市の農林水産業を進めていく上で、JAや森林組合、漁協といった団体との連携は不可欠であり、振興施策を具体的に実施し、効果を高めていくための重要な役割を担っていただいていると考えています。

このようなことから、先ほど申し上げた団体とは、作物ごと、あるいは事業ごとといったあらゆる場面において常に協議していくことを念頭に組み込んできておりますし、担当者レベルでは毎日のように連絡をとり合い、円滑な事業実施を心がけております。

例えばショウガや抑制カボチャといった新たな品目選定や振興方法等につきましては、JAとの協議、意見交換の中で検討し、JAでは座談会等による普及拡大や技術確立を目指し、市では必要な支援等を検討、予算確保を図るなど、それぞれの役割を果たしながら、振興施策に努めてきたところでございます。

今後もこのような協議の場を常に大事にして、さまざまな意見をお聞きしながら、本市農林水

産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 壇上でも申しましたように、いつまでもサラたま、デコポン、お茶に頼らずに、新しいやはり基幹作物、先ほど部長もおっしゃいましたような、ショウガとかサトウキビであるとかカボチャであるとか、そういうものが早くやはり基幹作物になるような施策の展開をお願いしたいというふうに思います。

それと、農林水産業へは多額の補助金が拠出されます。来年度の予算でも億に近い単位で補助金が出るんじゃないかというふうに思います。それは国や県から出るものもあると思うし、本市のものもあるというふうに思います。その補助金をさらに生きたものになるように、行政としてもっと工夫する必要があるんじゃないかと。ただ、よく一般的に補助金の垂れ流しなんていうことを余り聞こえのよくない言葉で言われますけれども、垂れ流すんじゃなくて、もっとそれに行政が工夫をして、もっと効果的な使い道になるようなそういう工夫をするべきじゃないかというふうに思います。ただ上からおりてきた補助金をそのまま出すんじゃなくて、もっとこの補助金について、もっと所得が上がるような、あるいは生産が上がるようであれば、市からもこれに応援してやるぞというような、やっぱり生産者が意欲を持って取り組んで、本当にその補助金が生きるような使い道にならないと、俗に言う垂れ流しというふうに言われてしまうんじゃないかというふうに思いますので、そういう行政が工夫すべきじゃないかということについてどう考えるか、質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 大川議員、今、国、県の制度にかかわらず、市としても補助金垂れ流しとならないような効果的な金の使い方をすべきじゃないかというようなお話でございました。全くそのようなことだと思っております。

新年度予算におきましても、そのような観点から、市独自の新たな補助金制度等も入れさせていただいておりまして、例えば若手の農業者に対する補助制度等も市独自の考えで拡大させていただいているようなところもございます。ぜひこういったことを今後も引き続き実施しながら、水俣の農業者の活力の向上、そういったことに、農業者に限らず、農林漁業者の活力の向上につながるような施策を一生懸命、担当課含めて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 よく農林水産業については後継者とか担い手の育成ということをよく言われます

が、それに私は育成とか、育成は必要かもしれませんが、そういうものよりも、やはり所得がいかにして上がるかということに比重を置いた施策を私は展開すべきだと思いますね。そうすることによって、農業で飯が食えるようになれば、そういう育成も担い手の養成もしなくても、おのずとやっぱり後継者が育ってくるわけですからね。そういうことで、施策のウエートをいかにもうかる農業にするか、所得が上がるかということに重きに施策展開すべきだと、そういうふうに思います。

それと先ほどの団体、JAとか森林組合、漁協、このあたりとも、もっとそういう面では行政が緊密な協議をして進めていくということが大事じゃないかというふうに思います。どうも内容を私どもつぶさに見ているわけじゃないからわかりませんが、行政の汗のかき方が私は足りないんじゃないかというふうに思いますね、施策を練るにしても、展開するにしてもね。やっぱり生産者が現場で汗水流しておられるように、やっぱり行政ももっとそういう面で施策を練ったり推進したりすることに汗をかくべきだというふうに思うが、それについてはどう思われるか、それを質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 今、行政、汗をかいてないんじゃないかというようなお話がございました。これにつきましては、直ちにそう思いますとは言えないところでございまして、やはり担当職員等の動きを見ておりまして、非常に熱心に外に出て、いろんな関係団体あるいは直接農林漁業者、そういった方に話を聞いて、あるいはこれは農林水産だけに限らず、商工観光あるいは工業振興、こういった部門でも一生懸命汗をかいてるという事例を私は見ております。なかなかそういった部分が評価されないという部分も一部あるようでございますけれども、ぜひそういった職員の一生懸命さ、そういったものをぜひ温かく見守っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、ローズマラソンについて答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、ローズマラソンについての御質問に順次お答えします。

まず、市はこのイベントについてどのようにかかわっていかうと考えているのかとの御質問にお答えします。

一般的に行政がイベントを実施する場合、地域の知名度向上やイメージアップを期待して実施するものであり、また観光客誘致という観点からは、さらに集客力、話題性、独創性を考慮する

必要があると考えております。

平成25年度は、本市におきましては全国豊かな海づくり大会や水銀に関する水俣条約外交会議など大規模なイベントが控えており、それらの事業実施に向け準備作業が必要となっております。また、春のローズフェスタ期間中の5月12日に商工観光振興課が中心となって、竹林園近くの広場で、ことし初めて、仮称ではございますけれども、みなまたピクニックというイベントを開催し、大人から子どもまで喜んでいただきたいと考えております。このように、今年度はさまざまな行事の開催を予定しており、市といたしましては、それぞれの行事を成功させるために大きな労力を使わなくてはならないと思っております。

ローズマラソンについては、同じエコパークで、しかも同じ日に水俣市陸上競技協会主催で開催されると聞いております。そこで、水俣市陸上競技協会の会長にお会いし、お考えをお聞きしたところ、まずことしは自分たち陸上競技協会で行ってみる、その結果を踏まえて、どこをどのようにすべきか検証したいし、行政に頼るところはその上で相談したいということでありました。

しかし、実際の大会運営に際しましては、さまざまな課題等があると思われまますので、市が協力できるところにつきましては協力体制をとって協力していきたいと考えております。

次に、熊本城マラソンやひとよし春風マラソンについてどのように思うかとの御質問にお答えします。

熊本城マラソンは、熊本市の政令指定都市移行を記念して、熊本市のスポーツ振興課を中心に熊本城マラソン大会実行委員会を組織し、スタッフ13名体制で1年を通して取り組んでおられます。ことしの大会には約1万1,000人の参加があり、参加費収入は約9,500万円で、運営経費は、これには職員の賃金等は含まれておりませんが、3億3,000万円で、経済波及効果は約12億3,000万円と聞いております。

このように、経済効果もあり、他都市からも注目を浴びるすばらしい大会であると認識しておりますが、交通規制の問題を初め、コース選定、雑踏整理、ボランティアのスタッフが集まらないなどの諸課題があると聞いております。

次に、ひとよし春風マラソンについてですが、このマラソン大会は人吉市の社会教育課が中心になり、ひとよし春風マラソン大会実行委員会を組織し、実施しておられます。熊本城マラソンと同日開催であったこともあり、同マラソン大会の抽せんに漏れた方の受け皿にもなり、ことしは6,000人以上の参加者があり大盛況であったと聞いておりますが、経済波及効果は現在のところ把握できていないとのことでした。

課題といたしましては、交通規制の問題やコース設定に伴う交差点等の通行の問題、駐車場の渋滞の問題などがあったと聞いております。また、大会運営のための当日のスタッフは約600名と聞いており、多くの方々の御理解と御支援、御協力が必要であると認識しております。

このように、マラソン大会の開催に当たっては、まず地域住民の理解や協力が必要ですし、膨大な経費の問題を初め、交通規制の問題、スタッフの確保や実施に向けた準備作業、準備期間など各種課題があると認識しております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 今年度は海づくり大会あるいは水銀会議があるから忙しいからそっちどころじゃないということでございます。来年あたりからは考えてもらってもいいわけですね、部長、いいですか。ぜひことし陸協の方には成功させていただいて、来年は行政に期待していいんじゃないかというふうに思います。議長もこれに対しては非常に熱を入れておられますので、そういう面では、ぜひことしは陸協の方には成功をおさめてさせていただいて、来年は行政と一体となって進めていただきたいというふうに思います。

部長おっしゃったように、熊本城マラソンにしても、ひとよし春風マラソンにしても、主催者は市なんですね、市当局なんですね。これはもう大変であろうというふうに思いますけれども、入り込み人口あるいは交流人口あるいは宿泊、特に熊本市あたりは市内のホテルがもう満杯だったというふうにお聞きしますが、それによって先ほど部長答弁なされたように経済効果も相当あってるわけですね。ですから、やはり当市の部長の所管のところも交流人口をふやそうとか宿泊人口をふやそうとか、そういうやっぱりうたい文句だけじゃなくて、やはりそういうことを実施に移していかないと、それはもう水銀会議があるから、海づくりがあるからということで、ことしの場合大きいイベントだから許すにしても、来年あたりはしっかりそれはもう見届けていきたいと思います。

予算でも、相当やっぱり熊本市においても人吉市においても出しておられるんですね。負担金が熊本城の場合は9,000万円を負担したというふうなことでございますけれども、人吉市も予算が2,300万円ぐらいかかった中で、市の補助が450万あったというふうに聞いております。同じような近隣でも、津奈木町あたりでもブロンズマラソンというのがあるんですね。これも町が主催してるんですけども、300万円の予算に対して150万円を町が負担していると、そういうようなこともお聞きしております。やはり、どこもそういうことでやっぱり行政が主体となって進めているということから思えば、ぜひ来年あたりから行政も陸協あたりと一緒に、あるいはまずは多くの陸協、体協あたりも巻き込んだやっぱりイベントにしていくべきだというふうに思いますけれども、そのあたりについてもう一遍答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 最初、来年は市でお願いできますかというような話がありました

けど、まず陸協あるいは体協がまずは中心になるというのは、これはもう当然であると皆さんも多分思っていらっしゃると思います。その上で、先ほども申し上げましたけれども、必要な部分につきましては、市のほうで協力させていただくと。それは例えば予算的なものもありますでしょうし、当日のスタッフ、そういったものもあろうかと思えます。こういったものにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、市としてもお手伝いといいますか、支援させていただくというのは、もう先ほど申し上げたとおりでございます。

その上で一つ資料がございますけれども、平成24年度に熊本県内市町村、27のマラソン大会が実施されております。その中で、いろんな支援の方法がございます。先ほど観光につながるからということで支援というなお話ございましたけれども、7割が教育委員会のほうでお手伝いをしていて、15%が合併前の市町村、支所とかそういったところですね、15%が観光サイド、そういう事例がございます。ここら辺は本来ここで言うべきかという話はあるんですけど、そういったものも含めまして、市の中で検討させていただきたい、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時45分まで休憩します。

午後0時22分 休憩

午後1時44分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 皆さん、こんにちは。

自民党議員団創水会の淵上でございます。

大震災から2年、今も約31万5,000人の被災者が仮設住宅にて大変な避難生活を強いられています。多くの命を奪った海に手を合わせ、大切な人を思った。あの朝、見送った息子が帰ってくるようで、悲しみが消えないという記事を目にしました。生活基盤に時間がかかり、高台や内陸部への集団移転が始まるのは、これからだそうでございます。復興の足音は弱く、人口流出はとまらない。被災3県の瓦れき処理を終えたのは約半分と報道されております。ふるさとに帰る見通しは立っていない。安倍首相は11日、これまでにない被害との闘いだ、より丁寧に復興を進めなくてはいけないと述べています。被災なされた方々の一日も早い復興を祈りまして、通告に従い順次質問を行いますので、前向きかつ積極的な答弁を強くお願いいたし、最初の質問、1、所信表明について。

- ①、2期目の最後の年、市政運営の3年間どのように総括しておられるか。
- ②、トップリーダーとして本市の市政運営を強力に推し進めることが不可欠、決意は。

2、健康問題について、たびたび出しております。

- ①、健康づくりをさらに強化するとある。何をどのように実施するのか。
- ②、前年の総合検診等どのように総括をしているか。
- ③、生活習慣病の予防対策健診はどのように展開するのか。

3、急傾斜地崩壊地域について。

- ①、現状はどのように認識しているか。
- ②、県と連携して事業を積極的に展開すべきと考える中、具体的にどのように展開するのか。
- ③、今年度実施は何カ所で、場所は。

4、水道事業について。

(1)、第1水源地に設置した太陽光発電の稼働状況について。

- ①、太陽光発電を設置して1年となる。発電量及び料金はどうなっているか。
- ②、太陽光発電の設置前と後での使用電気料はどうなっているか。
- ③、今後ほかの水源地等に設置する予定はないのか。

(2)、簡易水道統合整備事業について。

①、東部・久木野地区の5簡易水道事業を統合し、5年間で整備すると聞いているが、整備計画はどのようになっているか。

- ②、整備事業に国から補助等はあるのか。
- ③、山間部の民営の簡易水道等について統合はどのように考えているか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 浏览議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明については私から、健康問題については福祉環境部長から、急傾斜地崩壊地域については産業建設部長から、水道事業については水道局長から、それぞれお答えいたします。

初めに、所信表明について、2期目最後の年、市政運営の3年間どのように総括しているかとの御質問にお答えします。

まず、2期目のマニフェストの達成度につきましては、西田議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、環境に関しましては、日本一の太陽光発電のまちに向けて取り組んでまいりました。家庭の太陽光発電の合計出力が昨年6月に1,000キロワットを超え、メガソーラー級の発

電量となりました。また、企業によるメガソーラー発電も2カ所が決まっております。なお、家庭の設置補助については、市内業者の施工には補助を増額する優遇制度を実施しています。

産業・観光に関しましては、総合経済対策課を新設し、また企業支援センターを開設し、企業誘致や地場企業支援を進めています。企業立地協定も複数締結することができ、経済振興と雇用創出につながっていると思います。

また、個人住宅増改築支援として、環境配慮型共生住宅エコハウスの補助制度を新設し、水俣市産の木材の利用と市内施工業者の活用の促進を図りました。

商店街の活性化としては、ローズフェスタと連携したバラのまち水俣が定着し、スイーツのまちづくりとも相乗効果を生み出しています。また、市内での消費拡大のため2億円のプレミアム商品券を発行し、好評をいただきました。

教育、子育てでは、子ども医療費の助成を小学6年生までに拡大し、子育て世代の負担軽減を図りました。学校教育においては、英語活動支援員を小学校5校に配置し、放課後補充教室は時間を拡充し、児童の学力向上を図りました。

マニフェストのほか、これまで環境を軸としたまちづくりを進めてまいりました。その成果の最も大きいものとして、平成23年3月に環境首都の称号を獲得できたことが挙げられます。これは市民協働の取り組みなどが評価されたものですが、水俣をブランドとして発信していく上で、非常に重要で有効なものと思っております。

環境による経済活性化につきましては、現在進行中ではありますが、国の環境首都水俣創造事業による支援を受け、バイオマス発電の検討のほか、地場企業の連携の支援、商店街の活性化、低炭素型観光商品の造成などに取り組んでおります。

市民の安心・安全な暮らしのため、中核的な医療施設である総合医療センターは、熊本県南医療圏及び北薩医療圏の中核的病院として重要な役割を果たしながら、経営努力により平成2年度からの累積欠損金の解消に至りました。現在西館の建てかえを実施しておりますが、さらに充実した医療サービスの提供を目指しております。

また、医療センター周辺を中心に個人病院や薬局、リハビリ施設、介護福祉施設が開設されており、医療福祉分野の集積地域として水俣市の経済振興や雇用確保につながっていると考えております。

市民の憩いの空間として、中尾山にはスカイロードなどを整備したほか、湯の児地区の公園整備を進めました。桜並木の再生や市内各所に四季折々の花を植える事業を行い、エコパークバラ園や中尾山コスモス園とあわせて、花に囲まれた環境づくりを行いました。

3年間の市政運営における実績の主なものとしては、以上のものが挙げられます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、水俣病問題への対応などは、

すぐには解消できない大きな課題と認識しております。個々の事業を積み重ねて、粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

次に、トップリーダーとして本市の市政運営を強力に推し進めることが不可欠、決意はこの御質問にお答えします。

水俣は、水俣病の経験とその教訓を生かした環境先進都市として国内外に広く認知されています。一方、人口2万7,000人の小さな地方都市であり、他の地方都市と同様に、過疎化と少子高齢化、地域経済の疲弊といった課題を抱えています。

そのような中、本市は水俣病の教訓から、環境に配慮したまちづくりを市民協働で進め、日本の環境首都の称号を獲得するに至りました。本市がこれからも環境を軸とした政策を進め、環境のトップランナーとして走り続けることが地域経済の活性化、交流人口の増加など水俣市全体の振興につながるものと思っております。水俣市のリーダーとして、市民の皆様にご理解、御協力をいただきながら、市役所一丸となって市民が真の豊かさを感じながら暮らしていただけるまちの実現に向かって施策を推進してまいります。

また、財政基盤の弱い小さな市の振興、活性化には、国、県の支援、各方面の協力が不可欠です。これまで以上のトップセールスを行っていきたく思っております。

本年10月には、水銀に関する水俣条約外交会議と全国豊かな海づくり大会が開催され、水俣市に国内外から多くの方が訪れます。この絶好の機会に水俣市のリーダーとして水俣を強くアピールしたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

私はここに歴代の吉井市長からの施政方針とか、あるいは江口前市長のあれ、そして今の宮本市長、ずらっと、これ非常に大事にとっております。これをたまに見ながら、今回も取り上げておるわけでございます。それぞれの歴代の市長さんが水俣のことを思って一生懸命やってこられたというのは評価をしたいなと思っております。

ただ、なかなか経済というのが今厳しいでございます、先ほど市長がおっしゃったように。ほかにも農林業とかいろんな問題で厳しい状況がありますけれども、しかし、これを乗り越えて、やっぱり一丸となって、最後におっしゃいましたけど、市の職員と一丸となって取り組んでいただきたいなとつくづく思っておるわけでございます。

そこで二の矢に行きますけれども、私は常々トップセールスというのを再三言ってきたと思います。今一生懸命やっておられますけれども、我々ももとの職場でもやっぱり営業ですから、それはもうもちろん1人として、みずからやっぱりいろいろやった思い出あります。宮本市長も

トップセールスの意義というのは今回8年目ですかね、やられますけれども、少しは板についてこられたかなと思いますが、質問は、やっぱり雇用創出をみんなが望んでおるんですね。今かなり仕事がない人が多いわけですけども、この雇用創出をつくり出すことが私は最大の課題であると思うんです。そして自治体競争に打ち勝つためのトップセールスが各地で展開をされておるわけですけども、水俣市のトップとして、さらにやっぱり情熱を持って宮本市長にはトップセールスをさらに展開していただきたいと思うんですが、いかが考えられるかが1点目。

2点目ですよ。いわゆる行財政改革とか財政改革、いろいろ意識改革ありますけれども、これも行財政改革ファイルしておりますが、ことしが行財政改革の見直しの年となると思います。現状での評価はいかがになっておるか。

また、いわゆるCSという言葉があります。顧客満足度とか言いますけれども、市の場合は市民満足度、この市民満足度についてどのように考えておられるか、方策をお聞きしたいなということで、その2点をお伺いいたしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1点は、水俣市のトップとして情熱を持ってトップセールスをさらに展開すべきではないかというような御質問でございました。

私も今議員がおっしゃるように、本当に水俣市にとっては雇用問題、経済の振興というのはもう喫緊の課題でございます。このことに向かって一生懸命に頑張らなければならないと常々思っているところでございます。

トップセールスにつきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、再三淵上議員のほうから何度も熱いエールを送っていただいております。人は喜びの方向に伸びると言われます。私も本当に感謝をしながら、ありがとうございますという気持ちで受けとめさせていただいているところでございます。

私も今回、所信表明で申し上げましたけれども、今が水俣の将来を決める非常に大切な年になると捉えておりますので、淵上議員の熱いエールに応えられるように、また市民の皆さん方の思いに応えられるように、今後も精いっぱい誠心誠意努力をしまいたい、そのように思っております。

それから、行財政改革の見直しの年となると、現状での評価はどうなっているのか、あるいは市民の満足度を高める方策はどうかということでございます。

御案内のように、対象期間が平成21年度から25年度となっております。次年度が見直しとなります。

評価につきましては、ちょっとここに資料を持ってきておりますので、その資料を紹介させて

いただきたいと思います。大綱に記載されております63の実施項目に取り組んでいるところがございますが、取り組んで、そして延べ451部署において、毎年度その進捗状況、達成率を百分率で行うようにしております。その結果を見てみますと、63項目のうち、前年度と比較して数値が上昇しているものが38項目、60%となっており、おおむね順調に推移しているのではないかと受けとめております。

平成25年度におきましては、第4次の行財政改革の総括を行いながら、次期の行革につなげてまいりたいと思っております。また、次期行財政改革大綱を策定する過程におきまして、行革に関する市民の皆さん方の意識調査を行う予定でございますので、そういった意識調査をもとにしながら、また市民の満足度の向上に向けて努力をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目の質問に入ります。

質問の前に、この行財政改革の中で、これは年頭に話をされたと思うんですけども、ちょっと紹介をさせていただきますが、平成25年度は行財政改革大綱の見直しの年、今おっしゃったとおりですね、であります。国や地方の財政状況が非常に厳しい中、多様化する市民のニーズに対応し、よりよいサービスを提供するため、簡素で効率的かつ機能的な行政運営を推進し、同時に歳出削減等によっての財政健全化を図っていきますというふうに行財政改革が書いてあります。

こういう改革も簡単にいくものではないと思いますけれども、ひとつそこらは、やっぱりいわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションというのがあります。ここらをうまく回しながら、成果が出るように根気強く取り組んでいただきたいなと思います。私はこれが鍵だろうと思っておりますから、そこらをお願いしたいなと思っております。

そこで、3回目の質問で1点ですけども、今、行財政改革の見直しということを行いました。市民の満足度を高める方策ですね、方策を私は積極的に展開をしていただきたいと思うんですよ。私はよく応対とか挨拶とか言ってきたつもりですけどもね、電話応対とか、そういうことを踏まえて、どのように展開をされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今おっしゃったように、まず市民の皆さん方の満足度をまず一つの大きな目標として頑張っていかなければならないと思っております。今ございましたように、接遇の問題とかそういうものもございました。少しずつはよくなってきているのかなという思いもしておりますけれども、まだまだ不十分なところもございます。要するに、市民の皆さん方の満足度が高まるように、市民の皆さん方の視点に立って、そして市民の目線で行政サービスを展開してい

かなければならないと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、健康問題について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 健康問題についての質問にお答えします。

まず、健康づくりをさらに強化するとある、何をどのように実施するのかの質問にお答えします。

先ごろ都道府県別の平均寿命が発表されました。熊本県は男女ともに第4位でしたが、医療費も全国平均より高い状況があります。

健康づくりを進める上で、健康で長生きすること、健康寿命を延ばすための取り組みがとても重要だと考えています。

具体的には、これまで発症予防、健康増進に軸足を置いて活動してきましたが、健診を受けていただいた方たちの一人一人の検査データを大切にしながら、合併症や重症化予防に重点を置いた保健指導をさらに推進していきたいと考えています。

次に、前年の総合健診等はどのように総括しているのかの質問についてお答えします。

平成23年度の特設健診の受診率は21.8%で、前年比マイナス0.2%と県下最下位の受診率でした。健診で病気の予防をするより病院を受診しやすいという地域性のあらわれなのかもしれません。

しかし、健診受診の結果を見ると、少しずつではありますが、確実に血圧、高血糖、脂質異常の有所見者の割合は改善してきています。

各種健診の受診率は、胃がん16.8%、肺がん25.1%、大腸がん24.9%、子宮頸部がん29.1%、乳がん38.9%という結果でした。がん健診においては、国のがん健診推進事業を活用した無料クーポン券を配布する乳がん、子宮頸部がん、大腸がんのうち、大腸がんのみ順調に受診率が伸びていますが、子宮頸部がん、乳がん、胃がん、肺がん健診の受診率は伸び悩んでいる状況です。

がん健診については、死亡原因の第1位を占めることから、広報や出前講座、個別相談など、あらゆる機会を捉え啓発活動を引き続き実施し、受診率の向上に努めてまいります。

また、要精検者の精検受診率は、子宮頸部がん、乳がんにおいては国の目標値の90%を超え高い状況ですが、大腸がん、胃がん、肺がんにおいて目標値に達しておりませんので、今度は要精検者の受診勧奨も徹底していきたいと思います。

次に、生活習慣病の予防対策健診はどのように展開するのかについてお答えします。

現在、本市の国民健康保険において、一月の高額レセプト80万円以上の主要な病院を見ると、がんに次いで脳血管疾患、虚血性心疾患が多い状況です。そして、脳血管疾患、虚血性心疾患の基礎疾患には高血圧、糖尿病、脂質異常症を持つ割合が高くなっています。これらの疾患の発症

予防、重症化予防の最も重要な取り組みである特定健診の受診率は低く、中でも40代、50代の若い世代の受診者が少ない状況です。

そこで、昨年度から、もっと若い世代に健診になじんでもらうため、国民健康保険被保険者の30代を対象にした30代健診を実施しました。その結果、受診率11.6%、60名が受診され、結果を見ると、治療域に該当する方が十数名おられ、治療につなげることができました。まずは若い世代を中心に特定健診の受診率を向上させ、健診の結果を生活習慣の改善に役立ててもらえるよう、個々への指導を地道に継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 健康問題について2回目の質問に入ります。

健康問題も、たしか9月議会でも出したと思うんです。なぜ出すかという、自分自身も健康でずっとあり続けたいと思うのが願望にあるものですから、そういうことが原点の中で、やっぱり健康問題には気をつけていかなければならないかなと思う観点で取り上げておるわけでございます。

まず、この①では、医療費が非常に全国平均よりも高いという、水俣市の場合が、今部長からあったようでございます。それで今後は健診を受けた方々のデータを大切に、いわゆる今はやっている合併症ですね、この重症化予防に重点を置いた保健指導をさらに推進するとありました。これはもうぜひ強力に進めていただきたいなと思っております。

2番目の、検診等をどのように総括しておるかということは、特定健診でも21.8%ですから、県下最下位ですね。私もこの最下位という言葉は余り好きではないんですね、もう個人的には。だから上に上がるように、ひとつ努力をしていただきたいなと思っております。

そして、乳がんとか胃がん等も受診が伸び悩んでおると、そういうような答弁であったようでございます。また、生活習慣病の予防対策は、若い方の世代を中心に受診向上させていただきたいということで、個々の指導を地道に継続するというような答弁であったかと思っております。

そこで、この健康問題は先ほど言ったとおり、しょっちゅう出しておるんですけども、そこで常々、なかなか受診率とか上がらない中で、常に自分で問題点があったわけです。その問題点をちょっと2つ今から質問しますけれども、まず1点、これは質問ですよ、1点目、医師会の協力で、カルテあたりのデータは恐らく市民課に私はあろうと思うんですよ、これはですね。ですから、そういう中で、健康高齢課との連携で健康づくりにつながり、結果的に予防対策に私は役立つと思いますけれども、いかが考えておられるか。

2番目は、鹿児島県内は、この受診データを特定健診等に情報提供しながら、なおかつ健康予防対策に何か大きく貢献しているように聞いております。水俣市も実施する考えはないか、この

2点をお伺いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 市民課と健康高齢課の連携はいかがしているのかというようなことだったと思います。

やはり国保の所管課が市民課で、健康づくりの所管課が健康高齢課ということで、やはりこの連携がなければ、そういった予防活動というのはできないのかなというふうに思っておりますし、市民課には確かにレセプトとかは来てますけど、なかなかそのデータというのを取り出すのが難しいというのがあります。やはり健診の実施方法であったり健診対象者への通知方法、そういった類の情報共有をやっていくのが、やはり良好な連携をとっていくことが必要だというふうに思っております。

それと、受診率の向上に医師会などからの情報提供はということですが、今年度出水市のほうの視察を行いまして、来年度から医療機関のそういった受診情報をいただくようにということで、今、来年度は予定をいたしております。

○議長（真野頼隆君） 瀧上道昭議員。

○瀧上道昭君 3回目の質問に入ります。

先ほど答弁では、国保と連携して情報を提供したいということがあったようにメモしましたけれども、ぜひこちらのほうは医療費削減とか、あるいはいろんなものに効果が大きいですから、積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

私も総合検診をもうずっと今やっております。あれをやってよかったなとつくづく思うんですね、時間はかかりますけれども。そして自分の健康というのをいろんなデータが出ますから、そこでわかるんですよ。ですから、今のところ自分自身の問題ですが、今のところは血圧だけかなと思っております。ただ考えられるのは、私のほかにもおられるかもしれませんが、認知が少しずつ、忘れっぽくなったなというのが。自分たちも今65歳を超え、そういうことをつくづくやっぱり思っております。これがいかんかと今思っておりまして、特に認知症のいろんな本とか雑誌等を見ておるんですが、ここで質問は3回目ですが、いわゆる認知症対策は非常に私は重要と自分も思っております。また、周りの方も思っておられると思います。そういう中、もっとも積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかが考えられるかで終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 高齢化が進むにつれて、認知症の方はどんどんこれからも何かふえていくという予想がありますので、そちらのほうにはぜひ力を入れていきたいというふうに

思っております。今もやはりSOSネットワークで徘徊模擬訓練をしておりますけれども、やはり地域を巻き込んだところで、そういう活動も展開してきたし、介護予防事業として、まちかど健康塾もやっておりますし、冴えざえ塾もやっておりますので、もしそちらのほうにも積極的に住民の方が参加をしていただいて、少しでも認知症の予防に取り組んでいきたい、積極的に取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、急傾斜地崩壊地域について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、急傾斜地崩壊地域について順次お答えします。

まず、現状はどう認識しているかについてお答えします。

本市は地形的にも山地に囲まれ、その裾野に集落が形成されていることが多いことから、住宅の背後地には崖地や山林等があり、台風や梅雨期の豪雨等に起因する崖崩れや山腹崩壊等の自然災害の危険性が高い地域が点在しています。現在本市には、斜面の角度が30度以上、斜面の高さが5メートル以上の急傾斜地崩壊危険箇所が276カ所あり、対策の必要性を認識しています。

次に、県と連携して具体的にどのように展開するのかについてお答えします。

市民の生命及び身体を保護するために、急傾斜地崩壊防止工事によるハード面の対策や、土砂災害防止法に基づく土砂災害のおそれのある区域の住民に対し、危険箇所の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト面の対策等については、事業主体である県と連携して取り組んでいます。

事業の展開に当たっては、住民からの要望や相談を受けた箇所について、県と現地調査を行い、急傾斜地崩壊防止対策工事、治山事業等の対策事業で対応できないか、関係部署への相談や要望を行い、条件の整った箇所から事業化の手続きを行っているところであります。

また、土砂災害防止法に基づく危険箇所の周知を行う説明会において、県は土砂災害特別警戒区域の指定について、また市はハザードマップによる危険箇所の説明や警戒避難体制の整備について、お互いに連携しながら説明会を開催しています。

次に、今年度の実施箇所についてお答えします。

今年度の急傾斜地崩壊防止工事は、平成23年度から実施しております梅戸町2丁目地区の1カ所を実施しております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 急傾斜崩壊地域について今答弁をいただきました。現状は276カ所ですかね、あるということで、改めて水俣市で276カ所と聞いたときに多いかと、やっぱり山間部が多いですか

らね。そこらを踏まえてのことだろうと思いますが、改めて思いました。そういうことの中での対策の必要性は認識するという今答弁だったかというように思います。

それと、県と連携して事業、これはほとんど県が絡みますからね、急傾斜事業は。ですから、そういう中で具体的にどのように展開するかというところでは、特に事業主体の県と連携して、住民からの相談、要望の箇所は県と相談して、条件の整った箇所から事業化の手続をするという答弁だったかのように思います。今年度は大体通常、私の頭では2カ所かなと思っておったわけですが、今回は何か1カ所になっておるみたいですね、梅戸町ということになって、いろんな事情があったかは知りませんが、そのような答弁だったようでございます。

そこで、私も東部のほうに住んでおる1人ですが、いろいろ山間地を回ります。ほとんど家が、やっぱりどうしても裏山というか、ついてる住宅が多い、要は点在をしているわけですね。ですから、いろんなところへ行ったときに、やっぱり雨が降ったら怖い怖いと、あるいは土砂崩れとかそういう心配が結構目にするわけでございます。そういう地域柄の中で質問をします。

まず1点目は、いわゆる石坂川大藪地区だったと思うんですけども、ここにも何遍も行っていただきました。もちろん土木のほうも行っていただきました。もうこの方の住民の要望は、もう本当切々たる要望でございます。

この石坂川大藪にある村中地区といいますけれども、この急傾斜崩壊防止工事のもちろん要望を市や県に行っておりますが、この事業着手の見込みはどのようになっているか、これが1点目。

2点目は、いわゆる先ほど言った二百何カ所の箇所がありますけれども、対策は認識しているということで、答弁だったかのように思いますけれども、市の基本的な考えはどのようなものか、あるいは進め方はどうなっておるのかをお聞きしたいと思います。その2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 今御質問がありました石坂川の村中地区でございますけれども、こちらは既に県知事の急傾斜地崩壊危険地区の指定を受けております。こういったことでありますとか、あるいは関係者の方から土地の提供等の協力が得られております。こういったことから、基本的に条件は満足しております。こういったことでありますので、早期の事業着手を県のほうに要望してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、急傾斜対策につきましての基本的な市の考え方や進め方、こういったものについてはどうなのかということでございます。

これまで住民からの土地の提供でありますとか受益者負担金の同意を含めます急傾斜地崩壊防止工事の要望がありましても、採択要件に合致しなければならないというようなことであります

とか、あるいは採択要件を満たすものであっても、予算面や全体の優先順位の関係で事業実施までに時間を要する場合も実際あっております。ですので、こういったことがありますけれども、今後も県と連携を図りながら、事業化に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、水道事業について答弁を求めます。

古里水道局長。

（水道局長 古里雄三君登壇）

○水道局長（古里雄三君） 次に、水道事業についての御質問に順次お答えします。

まず初めに、第一水源地に設置した太陽光発電の稼働状況について、太陽光発電を設置して1年になるが、発電量及び料金はどうかについてお答えします。

この太陽光発電施設は平成24年3月に稼働を開始しました。第一水源地は電力の約90%を電気料金の安価な深夜電力で運転しており、昼間の電力約10%は太陽光発電で運転しておりますが、電力に余裕がある状態ですので、九州電力に電気を売り、夜間は九州電力から電気を買って設備を運転しています。昼間の売電金額は1キロワットアワー当たり40円、これに対し、夜間の購入電力は1キロワットアワー当たり約7円です。このような状況で、稼働開始の平成24年3月から平成25年2月の1年間の発電量は約12万1,300キロワットアワー、売電金額は約410万円でありました。

次に、太陽光発電の設置前と後での使用電気料はどうかについてお答えします。

設置前の3カ年の1年間の平均使用電力料金は約535万円となっております。一方、太陽光発電稼働後の平成24年3月からの1年間の使用電力料金は約536万円でありました。

しかしながら、太陽光発電による売電により、今年度の1年間において約410万円の収入がっております。

次に、今後他の水源地等に設置する予定はないかについてお答えします。

太陽光発電は自然エネルギーとして有効な方法ですが、天候、気象に左右されること、日照条件、送電施設へのアクセス条件などいろいろな制約があります。

第一水源地はこれらの条件が合致したため、費用対効果が大きいということで設置することができました。他の水道施設では、このような条件の箇所がなく、現在のところ設置することは考えていません。

次に、簡易水道統合整備事業について、東部・久木野地区の5つの簡易水道事業を統合し、5年間で整備すると聞いているが、整備計画はどのようになっているかについてお答えします。

平成23年10月に東部地区の渡野、深川、釣橋、久木野地区の鶴、有木・田頭の5つの簡易水道事業を水俣市上水道事業に統合しました。平成24年度から平成28年度までの5カ年で、簡易水道

等統合整備事業により整備を行う予定です。

平成24年度は、この2つの地区の測量、地質調査、送水管・配水管の実施設計、配水池・ポンプ所の実施設計を行い、本工事については東部地区は平成25年度から28年度まで、久木野地区は平成25年度に実施する予定です。総事業費は両地区で約7億1,200万円の予定です。東部地区は、市内から送水する上水道事業の水道水と、ひご山水源の水を使用します。配水池を深川地区とひご山地区に新設し、この2つの配水池から自然流下により各戸に配水します。現在の渡野、深川、釣橋水源は工事終了後に廃止します。

工事概要としましては、平成25年度から27年度にかけて長野町からひご山配水池まで、国道268号及び宝川内線等の市道に送水管、配水管の設置を行い、平成25年度から26年度にかけて中鶴ポンプ所、深川ポンプ所、深川配水池、ひご山配水池を設置する予定です。また、平成26年度に中鶴地区、渡野地区、平成28年度に深川地区、市渡瀬地区、葛渡地区に配水管を設置する予定です。本工事により設置する送水管、配水管の延長は約16.5キロメートルです。

久木野地区は、鶴地区、有木・田頭地区とも現在の水源を使用し、両地区で配水管約1.6キロメートルの設置工事を行う予定です。また、田頭地区にポンプ所を1カ所設置予定です。本工事は平成25年度で完了予定です。

次に、整備事業に国からの補助等はあるのかとの御質問についてお答えします。

本市において実施します簡易水道等統合整備事業につきましては、厚生労働省所管の簡易水道等施設整備費国庫補助金の交付要件に該当し、今年度より国庫補助事業としての採択を受けまして、事業を実施しているところであります。

本事業に対する国庫補助率は、国庫補助対象額の4分の1となっておりますが、単独事業費も含めると、総事業費のおよそ2割強が国庫補助金で賄われることになります。

具体的には、平成28年度までの総事業費約7億1,200万円のうち、国庫補助金が約1億5,500万円を見込んでおります。これ以外の財源につきましては、水道局の建設改良積立金及び損益勘定留保資金等を充てることとしております。

次に、山間部の民営の簡易水道等について統合はどのように考えているのかとの御質問についてお答えします。

本市におきましては、今回の簡易水道等統合整備事業の実施に先立ち、平成21年7月に水俣市簡易水道事業等統合計画を策定しました。

この統合計画を策定する際に、市内の全ての簡易水道等の組合を対象として、平成20年12月に水俣市簡易水道等統合計画策定に関する各組合等代表者説明会を開催しました。その中の資料で、地元の意向等により、今回の本統合計画の対象とならなかった組合営の簡易水道事業等が本統合計画策定後、平成22年度以降に市への経営移管や市営上水道との統合を希望された場合に

は、国の補助が受けられませんので、その実現が困難となることが予想される状況にありますと説明いたしました。

したがって、今回の統合計画に参加しなかった簡易水道等の組合におきましては、市への経営移管及び上水道への統合は困難であることは御承知いただいているものと考えています。

しかしながら、今回の統合計画の対象とならなかった簡易水道等につきましても、将来的に施設の老朽化及び施設管理者の高齢化に伴い、施設の運転及び維持管理が困難な組合が出てくることが懸念されています。このため、水俣市簡易水道事業等統合計画におきましては、今回の統合計画の対象とならなかった組合営の簡易水道等については、当面は安心・安全な水が供給できるように維持管理の指導の徹底を図り、また地元の意見をお聞きしながら、適切な維持管理の方法や施設のあり方を協議していくものとしていますので、今後もこの方針に従い、対応してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 水道事業というテーマは初めて議員になって一般質問させてもらうかなと思っております。私も少しばかり調査、勉強してきたつもりですけれども、去年ですかね、監査委員の報告も出ております。水道事業は非常に経営が良好であるということで、ただ今後、給水人口が減るとかもろもろの指摘もされておられますけれども、ひとつ鋭意頑張っていただきたいなと思っております。

そこで、水道事業の第一水源地に設置した太陽光発電の稼働状況でございますけれども、我々もあそこにオープン何か、起工式ですかね、行った思い出がありますが、1年になったようでございます。発電量がこれでいくと、先ほど12万1,300キロワットアワーかな、そして売電が410万円ということだったですね。②は、太陽光発電の設置前と後での使用電気料は、設置前がメモしたんですけど535万円ですか、なっておるということで、1年間で売電が410万円の収入ということにおっしゃったようでございます。非常に良好に動いておるなということをお今の答弁から知り得たわけですが、ひとつここらもまた順調にいくように期待をしたいなと思います。

③は、今後ほかの水源地に太陽光発電の設置する考えはないかと聞きましたところ、今後は水源地等には考えていないということで答弁されたようでございます。

そして簡易水道整備事業については、恐らく地域の方も長年これは待ち望んでおられたかなと思っております。いわゆるメンテとかいろんな問題がありますから、そういう中での今回の5簡易水道事業を統合して5年間で整備するということで、その中での整備計画をお聞きしたわけですが、24年から28年、5カ年でこの簡易水道統合事業を行うということ。

そして②は、整備事業に国から補助はあるかという問いには、28年度まで総事業費が7億1,200万円、うち1億5,500万円が補助があるということでなっておるようでございました。

そして③は、山間部の民営簡易水道ですね、今回参加しなかった方々ですけれども、その方々には、統合計画に参加されなかった簡易水道組合については地元の意見を聞きながら対応していきたいということのような答弁であったかと聞いております。

そこで第2の質問に入りますけれども、まず1番目に、いわゆる太陽光発電とか、あるいは小水力発電も水俣市もやった思い出がありますが、このような太陽光発電とか風力とか小水力、自然エネルギーを今後活用する考えはないかが1点目でございます。

そして2点目は、水というのは常に安全・安心がキーワードと思います。水俣市民の方が生活していく上では、最もこれは水は大切なものです。今後とも、いわゆる歴代の水道職員の方々のノウハウがあります。そのためには、そのノウハウを生かしながら安心・安全を守っていただきたいわけですけれども、今後水道局としてどのように、このようないろんなまだ取り組みがあると思いますが、今後どのようにして考えていかれるのかが2点目。

3点目は、民営の簡易水道がありますけれども、私たちも今、組合をつくって民営ですね、七、八件でやっておりますが、そういう民営の水道等に対して市の補助制度は今後どのようなことになるか、以上3点をお聞きしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

古里水道局長。

○水道局長（古里雄三君） 第2質問の第一水源地における太陽光以外の自然エネルギーについては、水道局の持っています水源地用地関係は限られた敷地ですので、いろいろな制約を受けます。また近隣の住宅等に悪影響を及ぼさないように考えて設置するようなことになると思いますので、そういうのは慎重に対応する必要があると思っております。

その中で小水力発電につきましては、送水管または配水管内に発電機が設置できないかということで検討したこともあります。しかし、水道施設に対しての能力に支障があるということと費用対効果の面から、やっぱり厳しいということで断念した経緯があります。

しかし、今後は施設の機器等につきましては、省エネとか環境負荷のかからないもの、かけないものというか、そういう新たな機器に更新していきたいと考えております。

それから、簡易水道事業の中で、いろいろ水道局が持っているものがあるとかいろいろお話があったんですが、今後どのようにしていくかということのお尋ねがありました。

それに対しては、平成24年度に簡易水道が5カ所統合しておりますので、給水人口自体はふえてはおります。しかし、今後は少子高齢化、過疎化に伴う給水人口の減少、景気の低迷による企業関係の鈍化とか、節水型の機器が結構普及しておりますので、そういうことで水道事業を取り巻く環境は厳しくなるということは予想しております。

しかし、その中でも水道局としては安心・安全の水の供給を将来にわたって安定的に継続して

いくためには、それなりの設備投資が必要ですので、それは設備投資を実施しながら水質管理の体制を強化しなければならないとっておりますので、そのためには事務事業の徹底的な見直しとか整理統合、合理化を図りながら、各種費用の徹底した削減を積極的に推進したいと考えております。それに対して、収益の減少を上回るような経費関係の節減を進めて努力をしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 市として簡易水道に対する補助制度はどうしていくのかというようなことですが、現在水俣市簡易水道整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、民営の簡易水道等に対しては補助を実施しております。補助の対象としましては、給水世帯が5世帯以上で、施設の新設・増設・主要設備の取りかえを含む改修に要する経費ということになっております。補助金の額としましては、補助対象経費から1世帯当たり2万円を乗じた額を控除した額の2分の1以内を補助するというので、これからもこの要綱にのっとって補助をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 最後の質問に入ります。

先ほど言ったとおり、水道局の経営状況は非常にいいわけでございますから、しかし、それに安心してはいけないと思います。これからも基本理念を守りながら取り組んでいただきたいなと思っております。

そこで3回目の質問ですが、平成23年度の水道局の決算も非常に利益が出ているようでございます。ただ今後、人口減が伴い、使用料金のいわゆる減額等が考えられるかなと思うんですが、そういう意味では非常に厳しい経営状況に入るとは思いますが、現時点ではどのように考えておられるかが1点目。

それと2点目は、今回5つ統合するわけですね、簡易水道を。そうしますと、エリアが広がります、管理範囲がですね。そういう広がる中で、現体制の職員で対応しなければなりませんけれども、そこらについて厳しい労務環境も伴うかもしれませんが、そういう体制はどのように考えておられるか、今後の管理体制の考えをお聞きしたい。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

古里水道局長。

○水道局長（古里雄三君） 第3質問について御回答いたします。

今お話が議員からありましたように、水道局としては、人口減を伴うことによって、使用料金

が減額されて厳しい状況になるということを現時点でどのように考えるかということについてお答えします。

平成24年度は、さきもお話ししたように、簡易水道統合による給水人口が増加しております。そういう面で、いろいろな面でマイナスですね、そういうのが多々あります。その中で、さっきからお話ししていますように、安心・安全な水の供給を将来にわたって安定的に継続していく必要があると思いますので、そういうことでそれを受けて、さっきと同じような話になるんですが、やっぱりいろいろな設備投資もありますので、事務事業関係の見直しをさらに進める必要があるだろうと思っております。そういうことで経営上はやっていきたいというふうに考えております。

それから2つ目の質問なんですが、同じくやっぱり簡易水道を5つも統合しましたので、管理範囲は広域になっております。それに対する職員がどのようにやっているかという、今の現体制で対応しておりますので、そのやる中では、今までの上水道区域では、浄水場とかポンプ所、配水池に障害が発生しましたら、職員に通報が行くように自動通報装置を設置しております。今後新たな簡易水道を整備します区域についても、自動通報装置を順次設置しながら、障害の発生を未然に防ぐように努めていきたいと考えておりますので、現在の職員で管理はしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で渚上道昭議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時49分 休憩

午後2時59分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、議第1号水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第2号水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第4、議第3号水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第5、議第4号湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第6、議第5号水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第7、議第6号水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第8、議第9号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第9、議第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第10、議第11号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第12号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第11、議第12号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第13号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第12、議第13号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第13、議第14号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第14、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第16号 平成25年度水俣市一般会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第15、議第16号平成25年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体

的にお願いします。

それでは予算書46ページから48ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

48ページから74ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

74ページから88ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

88ページから106ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

106ページから118ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

118ページから126ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

126ページから140ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

140ページから143ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

144ページから169ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、次に移ります。

169ページから170ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入につい

て質疑を行います。

13ページから18ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

19ページから24ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

24ページから33ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

33ページから45ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

これで平成25年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第16 議第17号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第16、議第17号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第18号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第17、議第18号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第19号 平成25年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長(真野頼隆君) 日程第18、議第19号平成25年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第20号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長(真野頼隆君) 日程第19、議第20号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第21号 平成25年度水俣市病院事業会計予算

○議長(真野頼隆君) 日程第20、議第21号平成25年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第21 議第22号 平成25年度水俣市水道事業会計予算

○議長(真野頼隆君) 日程第21、議第22号平成25年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第22 議第29号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

日程第23 議第30号 指定管理者の指定について(水俣市立明水園)

- 日程第24 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
日程第25 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
日程第26 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
日程第27 議第34号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
日程第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
日程第29 議第36号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）

○議長（真野頼隆君） 日程第22、議第29号指定管理者の指定についてから、日程第29、議第36号指定管理者の指定についてまで、8件を一括して議題とします。

本8件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

-
- 日程第30 議第39号 水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について
日程第31 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第32 議第41号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第33 議第42号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
日程第34 議第43号 平成24年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第35 議第44号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
日程第36 議第45号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
日程第37 議第46号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（真野頼隆君） 日程第30、議第39号水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定についてから、日程第37、議第46号水俣市過疎地域自立促進計画の変更についてまで、以上8件を一括して議題とします。

議第39号

水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について

水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例を次のように制定することとする。

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例

（設置）

第1条 本市が国から交付を受ける地域経済活性化・雇用創出臨時交付金により、緊急経済対策に係る公共事業

等を円滑に実施し、地域経済活性化及び雇用創出の速やかかつ着実な推進を図るため、水俣市地域経済活性化・雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、本市が国から交付を受ける地域経済活性化・雇用創出臨時交付金のうち、市長が定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成27年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。

（提案理由）

地域経済活性化及び雇用創出の速やかかつ着実な推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第40号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、第2項中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

（水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号及び第2号を削り、第6条の2中「次の各号に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（管理者が指定するものを除く。）」に改める。

（水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成22年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号及び第2号を削り、第8条中「次の各号のいずれかに該当する職員」を「自ら居住するた

め住宅を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（管理者が指定するものを除く。）に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条に規定する施行の日（以下「施行日」という。）において、第1条の規定による改正前の給与条例（以下この条において「旧条例」という。）第9条第1項第2号に該当する職員については、第1条の規定による改正後の給与条例第9条の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、旧条例第9条第2項第2号中「2,500円」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間は「2,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は「1,000円」とする。

第3条 施行日において、第2条の規定による改正前の水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条の2第2号に該当する職員については、第2条の規定による改正後の水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条の2の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。

第4条 施行日において、第3条の規定による改正前の水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第8条第2号に該当する職員については、第3条の規定による改正後の水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第8条の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。

（提案理由）

国家公務員及び熊本県の給与制度に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第41号

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第12項」とする。

附則第13項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第14項中「第12項の規定」の次に「の例」を加える。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条から第5条の3まで及び附則第6項の規定にかかわらず」を削る。

(水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第116号)」の次に「」を加える。

附則第12項中「44年」を「42年」に改める。

(水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の各号を加える。

(1) 副市長としての在職期間 第1項の規定により算定して得た額

(2) 一般職の職員としての在職期間 その者が副市長となるため一般職の職員を退職した日において受けていた給料月額を基礎として、当該一般職を退職した日の退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

第5条第2項中「引続き、市長等となった」を「水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号。以下「退職手当支給条例」という。)の規定に基づく退職手当の支給を受けることなく引き続いて副市長となった」に、「その者の一般職の職員としての勤続期間に対し、一般職の職員の例により算出して得た当該退職手当の額と、市長等としての勤続期間に対し前項の規定により算出して得た額を合計した額を支給する。」を「次の各号により計算した額を支給する。」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第6条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第6条の2第1項を次のように改める。

国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は都道府県の公務員で一般職に属する者(以下この条において「国家公務員等」という。)から退職手当の支給を受けることなく引き続いて副市長となった者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副市長となったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、その退職については、退職手当を支給しない。

第6条の2に次の2項を加える。

2 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて副市長となった場合において、その者が退職し、引き続いて国家公務員等となったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、その退職手当については、退職手当を支給しない。

3 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて副市長となった者の退職が、その者の最終の退職又は死亡による退職である場合は、次に掲げる額の合計を退職手当として支給する。

(1) 副市長としての在職期間 第5条第1項の規定に基づき算定した額

(2) 国家公務員等としての在職期間 その者が副市長となるため、国家公務員等を退職した日において受けていた俸給月額又は給料月額を基礎として、当該国家公務員等を退職した日に水俣市職員を退職したもの

として、退職手当支給条例の規定を準用して算定した額
附則に次の1項を加える。

- 7 市長等が退職した場合において、当該退職に係る任期以前に市長等として在職した期間があり、かつ当該市長等としての在職期間に係る退職手当の支給を受けていない場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、市長等としての在職期間を通算して退職手当を算定する。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 水俣市教育長の給与等に関する条例(昭和42年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の各号を加える。

(1) 教育長としての在職期間 第1項の規定により算定して得た額

(2) 一般職の職員としての在職期間 その者が教育長となるため一般職の職員を退職した日において受けていた給料月額を基礎として、当該一般職を退職した日の退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

第5条第2項中「引続き、教育長となった」を「水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号。以下「退職手当支給条例」という。)の規定に基づく退職手当の支給を受けることなく引き続いて教育長となった」に、「その者の一般職の職員としての勤続期間に対し、一般職の職員の例により算出して得た当該退職手当の額と、教育長としての勤続期間に対し前項の規定により算出して得た額を合計した額とする。」を「次の各号により計算した額を支給する。」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第6条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(退職手当の支給の特例)

第6条の2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は都道府県の公務員で一般職に属する者(以下この条において「国家公務員等」という。)から退職手当の支給を受けることなく引き続いて教育長となった者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長となったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、その退職については、退職手当を支給しない。

2 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて教育長となった場合において、その者が退職し、引き続いて国家公務員等となったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、その退職手当については、退職手当を支給しない。

3 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて教育長となった者の退職が、その者の最終の退職又は死亡による退職である場合は、次に掲げる額の合計を退職手当として支給する。

(1) 教育長としての在職期間 第5条第1項の規定に基づき算定した額

(2) 国家公務員等としての在職期間 その者が教育長となるため、国家公務員等を退職した日において受けていた俸給月額又は給料月額を基礎として、当該国家公務員等を退職した日に水俣市職員を退職したものとして、退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

附則に次の1項を加える。

7 教育長が退職した場合において、当該退職に係る任期以前に教育長として在職した期間があり、かつ当該教育長としての在職期間に係る退職手当の支給を受けていない場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、教育長としての在職期間を通算して退職手当を算定する。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の各号を加える。

(1) 管理者としての在職期間 第1項の規定により算定して得た額

(2) 一般職の職員としての在職期間 その者が管理者となるため一般職の職員を退職した日において受けていた給料月額を基礎として、当該一般職を退職した日の退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

第5条第2項中「引続き、管理者となった」を「水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号。以下「退職手当支給条例」という。)の規定に基づく退職手当の支給を受けることなく引き続いて管理者となった」

に、「その者の一般職の職員としての勤続期間に対し、一般職の職員の例により算出して得た当該退職手当の額と、管理者としての勤続期間に対し前項の規定により算出して得た額を合計した額を支給する。」を「次の各号により計算した額を支給する。」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第6条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第7条第1項を次のように改める。

国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は都道府県の公務員で一般職に属する者（以下この条において「国家公務員等」という。）から退職手当の支給を受けることなく引き続いて管理者となった者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び管理者となったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、その退職については、退職手当を支給しない。

第7条に次の2項を加える。

2 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて管理者となった場合において、その者が退職し、引き続いて国家公務員等となったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、その退職手当については、退職手当を支給しない。

3 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて管理者となった者の退職が、その者の最終の退職又は死亡による退職である場合は、次に掲げる額の合計を退職手当として支給する。

(1) 管理者としての在職期間 第5条第1項の規定に基づき算定した額

(2) 国家公務員等としての在職期間 その者が管理者となるため、国家公務員等を退職した日において受けていた俸給月額又は給料月額を基礎として、当該国家公務員等を退職した日に水俣市職員を退職したものとして、退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

附則に次の1項を加える。

3 管理者が退職した場合において、当該退職に係る任期以前に管理者として在職した期間があり、かつ当該管理者としての在職期間に係る退職手当の支給を受けていない場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、管理者としての在職期間を通算して退職手当を算定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市職員退職手当支給条例（以下この条において「新退職手当条例」という。）附則第12項（新退職手当条例附則第14項及び第3条の規定による改正後の水俣市職員退職手当支給条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第13項の規定の適用については、新退職手当条例附則第12項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

(提案理由)

国家公務員の退職手当の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、かつ、特別職等の退職手当の支給の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第42号

平成24年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205,701千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,118,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,192,696	168,037	2,360,733
	2 国庫補助金	575,680	168,037	743,717
18 繰入金		460,676	△76,236	384,440
	1 基金繰入金	460,644	△76,236	384,408
21 市債		1,899,297	113,900	2,013,197
	1 市債	1,899,297	113,900	2,013,197
補正されなかった款に係る額		10,359,668		10,359,668
歳入合計		14,912,337	205,701	15,118,038

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,609,772	135,837	1,745,609
	1 総務管理費	1,265,804	135,837	1,401,641
3 民生費		4,996,880	0	4,996,880
	2 児童福祉費	1,460,958	0	1,460,958
5 農林水産業費		624,316	20,000	644,316
	3 水産業費	37,005	20,000	57,005
7 土木費		2,138,930	49,864	2,188,794
	2 道路橋りょう費	338,929	40,364	379,293
	4 港湾費	2,595	9,500	12,095
補正されなかった款に係る額		5,542,439		5,542,439
歳出合計		14,912,337	205,701	15,118,038

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	千円 20,000

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	市内一円市道維持補修費	千円 5,211	市内一円市道維持補修費	千円 7,383
		陣内・長野町線歩道整備事業	10,900	陣内・長野町線歩道整備事業	38,007
		長寿命化修繕事業	21,378	長寿命化修繕事業	31,485

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独 (一般事業)	千円 900	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共事業等 (水産基盤事業)	10,000			
計	10,900			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業	千円 1,900				千円 1,000			
公共事業等(土木)	18,800				34,700			
公共事業等 (都市計画事業)	77,400				0			
過疎対策事業	928,100				1,093,500			
補正されなかった事業に係る額	873,097				873,097			
計	1,899,297				2,002,297			

議第43号

平成24年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成24年度水俣市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成24年度水俣市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

変更

事	項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
総合医療センター	看護学生奨学金貸付金	自平成24年度 至平成29年度	35,400千円	自平成24年度 至平成29年度	70,800千円

議第44号

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,214千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,851,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		1,981,787	△22,200	1,959,587
	2 国庫補助金	360,971	△22,200	338,771
18 繰入金		624,818	△1,714	623,104
	1 基金繰入金	624,818	△1,714	623,104
21 市債		1,210,400	△13,300	1,197,100
	1 市債	1,210,400	△13,300	1,197,100
補正されなかった款に係る額		10,072,084		10,072,084
歳入合計		13,889,089	△37,214	13,851,875

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 土木費		1,485,741	△37,214	1,448,527
	2 道路橋りょう費	359,482	△37,214	322,268
補正されなかった款に係る額		12,403,348		12,403,348
歳出合計		13,889,089	△37,214	13,851,875

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（道路）	千円 13,300				千円 0			
補正されなかった事業に係る額	1,197,100				1,197,100			
計	1,210,400				1,197,100			

議第45号

平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成25年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「227,119千円」を「235,119千円」に、過年度分損益勘定留保資金「168,265千円」を「176,265千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	支	出		
第1款 総合医療センター資本的支出	1,563,139千円		8,000千円	1,571,139千円
第3項 長期貸付金	8,000千円		8,000千円	16,000千円
資本的支出合計	1,564,139千円		8,000千円	1,572,139千円

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第46号

水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように変更することとする。

平成25年3月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

同計画第5章の第3節の表中

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設			
	老人福祉センター	老人福祉施設の更新 老人福祉施設の老朽化に伴う更新	水俣市	
	(3)児童福祉施設			
	保育所	市内保育所更新事業 市内保育所の老朽化に伴う立替・改修等	水俣市	
	児童館	市内学童保育所更新事業 市内学童保育所の老朽化に伴う改修等	水俣市	

を

「

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設			
	老人福祉センター	老人福祉施設の更新 老人福祉施設の老朽化に伴う更新	水俣市	
	(3)児童福祉施設			
	保育所	市内保育所更新事業 市内保育所の老朽化に伴う立替・改修等	水俣市	
	児童館	市内学童保育所更新事業 市内学童保育所の老朽化に伴う改修等	水俣市	
	(7)過疎地域自立促進特別事業			
		保育料負担軽減事業 保育料の負担軽減	水俣市	

に

改め、同計画中第6章の第3節の表中

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設			
	病院	医療機器整備事業 MRI、電子カルテ、その他医療機器	水 俣 市	
		病院施設整備事業 ボイラー更新工事、地上デジタル放送対応化工事、透析センター空調工事、コージェネ更新工事等	水 俣 市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設			
	病院	医療機器整備事業 MRI、電子カルテ、その他医療機器	水 俣 市	
		病院施設整備事業 ボイラー更新工事、地上デジタル放送対応化工事、透析センター空調工事、コージェネ更新工事等	水 俣 市	
	(3)過疎地域自立促進特別事業			
		子ども医療費助成事業 子どもの医療費の補助	水 俣 市	

改める。

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第39号水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について申し上げます。

地域経済活性化及び雇用創出の速やかかつ着実な推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国家公務員及び熊本県の給与制度に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第41号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国家公務員の退職手当の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、かつ、特別職等の退職手当の支給の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第42号平成24年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億570万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ151億1,803万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、地域経済活性化・雇用創出基金積立金、第5款農林水産業費に、水産物供給基盤機能保全事業、第7款土木費に陣内・長野町線歩道整備事業等を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、水産物供給基盤機能保全事業を追加し、市内一円市道維持補修費外2件の金額の変更を計上いたしております。

地方債補正として、公共事業等外1件を追加、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第43号平成24年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として、看護師の安定確保を目的として平成25年度から開始予定としている看護学生奨学金貸付金の限度額を変更するものであります。

次に、議第44号平成25年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,721万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ138億5,187万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の緊急経済対策に伴い平成24年度補正予算第8号に前倒ししました、第7款土木費の陣内・長野町線歩道整備事業等を減額いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、公共事業等の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第45号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的支出の額を800万円増額し、補正後の資本的支出の額を15億7,213万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、看護師の安定確保を目的として平成25年度から開始予定としている看護学生奨学金貸付金を増額するものであります。

次に、議第46号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定しました水俣過疎地域自立促進計画に保育料負担軽減事業及び子ども医療費助成事業を追加記載しようとするものであります。

今回の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第39号から議第46号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時16分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第39号水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第41号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第42号平成24年度水俣市一般会計補正予算第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第43号平成24年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第44号平成25年度水俣市一般会計補正予算第1号について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第45号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第46号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第46号まで議案36件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時17分 散会

平成25年3月19日

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成25年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月19日（水曜日）

午前10時30分 開議

午後3時2分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（伊藤 亮三 君）	次 長（田畑 純一 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（本山 祐二 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（渕上 茂樹 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（松本 幹雄 君）
産業建設部次長（遠山 俊寛 君）	水道局長（古里 雄三 君）
教 育 長（葦浦 博行 君）	教 育 次 長（浦下 治 君）
総務企画部総務課長（本田 真一 君）	総務企画部企画課長（川野 恵治 君）

○議事日程 第5号

平成25年3月19日 午前10時開議

- 第1 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第2 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第4 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第5 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について
- 第7 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第9 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第10 議第12号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第13号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第16号 平成25年度水俣市一般会計予算
- 第15 議第17号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議第18号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議第19号 平成25年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第18 議第20号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第19 議第21号 平成25年度水俣市病院事業会計予算
- 第20 議第22号 平成25年度水俣市水道事業会計予算
- 第21 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 第23 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

- 第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第25 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第26 議第34号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 第28 議第36号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第29 議第39号 水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について
- 第30 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議第41号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第42号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第33 議第43号 平成24年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第34 議第44号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第35 議第45号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第36 議第46号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第37 陳第11号 改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成24年10月）
- 第38 陳第12号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について（平成24年10月）
- 第39 陳第13号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について（平成24年10月）
- 第40 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

発言取り消しを求める動議

議長不信任決議

午前10時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成25年1月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、西田弘志議員並びに川上紗智子議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） この際、お諮りします。

西田弘志議員から、去る3月11日の本会議における発言の中で、不適當な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって、西田弘志議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成25年3月11日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成25年3月18日

水俣市議会議員 西田弘志

水俣市議会議長 真野頼隆 様

○議長（真野頼隆君） 次に、川上紗智子議員から、去る3月13日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって、川上紗智子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発言取消申出書

平成25年3月13日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成25年3月18日

水俣市議会議員 川上紗智子

水俣市議会議長 真野頼隆 様

（「議長」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 野中重男議員の発言の取り消しを求める動議を文書により提出します。

（「賛成」「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ただいま塩崎信介議員から野中重男議員の発言取り消しを求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって発言の取り消しを求める動議を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

発言取り消しを求める動議(日程追加)

○議長(真野頼隆君) 発言取り消しを求める動議を議題とします。

発言取り消しを求める動議

平成25年3月12日の本会議における野中重男議員の発言の取り消しを求め、動議を提出します。

記

取り消しを求める発言 別紙のとおり(別紙省略)

平成25年3月19日

提出者

水俣市議会議員 塩崎 信 介

賛成者

水俣市議会議員 福 田 齊

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

○議長(真野頼隆君) 地方自治法第117条の規定により野中重男議員の退席を求めます。

(野中重男君退場)

○議長(真野頼隆君) 提出者に説明を求めます。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 野中重男議員の発言取り消しを求める動議について、動議理由を説明します。

本件は、去る平成25年3月12日の野中重男議員の一般質問の中で、通告された議題として水銀に関する水俣条約外交会議についての2次質問の発言の中で、今、皆さんに御配りした資料にもおわかりのように、議題・通告に対して不適切と思われる水俣病に関する内容の発言がありますので、その内容に関して発言の取り消しを求めるものであります。

以上です。

○議長(真野頼隆君) 以上で動議の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

本動議について質疑はありませんか。

(「なし」「議長」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議員の発言取り消しは、発言者の発意による方法、これは水俣市議会会議規則第65条と、地方自治法第129条による議長の職権による取り消しを命じる方法があります。

議長職権による発言取り消しは、他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言と不穏当・不適當な発言があった場合、取り消しを求めることができるとなっています。

今出された動議は、議長職権による取り消しを求めています、どこをもって不穏当・不適當と発言されているのか。今、通告に対して不適切ということを言われましたけれども、このようなことで質問通告外で取り消しを求めるのは、法律・市議会要覧、第何条何項によって、何を根拠にしておられるのか、提案者にお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 水俣市議会会議規則第55条、発言内容の制限という項目があります。

この中に書いてあるのは、発言はすべて簡単・明瞭にするものとして、議題外にわたりまたは範囲を超えてはならないというふうに書いてあります。

まず、簡単・明瞭ということを書いてありますけれども、我々は市民の負託を受けて議員活動をさせていただいております。我々の目的は、市民が普段の生活の中で疑問に思うこと、それに対して執行部、要するに行政としてどういう考えをもっているかというのを我々は聞き出すのが仕事であって、一般質問の中で主義・主張を述べる場所ではないと、私は思います。

それと、議題外にわたりということ、要するに議会制民主主義というルールの中で、通告制度がある限り、通告にしたがった質問をするというのが筋ではないかと。我々は良識ある議員として、市民の期待に応える責任があるというところで、今回の動議を提出しました。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今、第55条の発言制限の中で、簡単・明瞭でなかったとか、主義・主張を述べて、通告に従ってやられていないということですが、議会慣例では通告外の質問になった場合、答弁を止め、答弁があった場合、議会運営委員会に諮り、削除が話し合われてきました。質問に至る過程での要望で終わった場合は問題なしとされてきたのが、議会の慣例であります。この慣例との整合性はどう考えますか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 私が動議を提出した理由の一つに、最近一般質問のやり方について、非常に疑問を

感じております。それは今言いましたように、議員個人の主義・主張のほうが多くて、本当は執行部からの答弁を引き出すのが、我々の役目であります。それを市民は期待してるわけです。議員として基本的な役割を果たすことは、一般質問の意義にあると、私は自覚しております。そういう意味で今回の動議を出したということになっております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今、提案者は一般質問のやり方にいろいろ問題があったということで、今回動議を出したということですがけれども、よしんば通告外で削除ができるとしたときに、今回の野中議員の発言は、通告外となるのかどうか。

まず、水銀に関する水俣条約外交会議において、全体日程と参加者、水俣での動きと企画を問い、②で市長の発言の機会があるのか、③、発言する機会があったら市長は発言する内容はどのようにしたものかと1回目質問をしておられます。

市長は発言する機会があるとの答弁を受けて、私も提言したい、条約名には反対があると。1つは水俣病の教訓を反映したい、例を挙げればPPPの問題だと。2つ目は、市長答弁はこれからのまちづくり、本市が取り組んできたまちづくり、それから差別とか偏見で正確な情報が伝わっていなかったと。そのことを伝えたいとの答弁を受けて、どういうふうになれば差別や偏見、あるいは誤解などをもっと少なく、そして起きないようにすることができるんだろうかと考えました。市当局・市議会の対応の問題点、患者や市民が受けた差別・偏見について、どうしたら最小限に防げたか。水俣市及び市議会も道義的責任があるのではないかと、歴史的事実の確認をしたいとして昭和31年から34年の水俣病の事件史を述べられ、議長から注意を受けました。

その後、これらの歴史を見て、昭和33年、34年当時、政府や県が原因は汚染された魚介類を食べたことによる有機水銀中毒であり、伝染はしない、遺伝もしないとの情報が広く国民に知らされておれば、また、水俣市や市議会が厚生省の発表を受けて、原因は魚介類にあるので、魚介類を食べるななどの勧告を取られておれば、昭和36年以降の胎児性の患者の発生や多くの被害者の発病、あるいは国民の中にある差別や偏見、あるいは誤解や風評被害を防げたのではないかと、思うのですと。

そして今日、風評被害があったとき、落ち着いて対応するすばらしい子どもたちが育っている。今、学校でどんな学習をして、風評被害を乗り越えているのかというのを……

（発言する者あり）

○緒方誠也君 書いてあるのを、書いてある。取り出しているわけです。

○議長（真野頼隆君） 質疑に入ってもらえませんか。

○緒方誠也君 はい。質疑です。

野中議員の質問は一貫して、通告した質問をしてると言えます。市長の発言する機会がある、差別とか偏見で正確な情報が伝わっていないとの答弁を受けて、今のような風評被害がなぜ起きたのか。風評被害を克服するためにどのようなことをしてたのか。そのことを通告に従い、一貫して発言しておられます。

動議提出は、通告外、原文削除の姿勢は変わらないのか。提案者にあえてもう1回質問したい。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 先ほども言いましたけれども、今回通告された議題として、水銀に関する水俣条約外交会議についてというふうな趣旨の質問ということで、この質問に対して宮本市長のほうは、この水銀条約会議を開催することで、新たな水俣の発展につなげたいというふうな1次質問の中での答弁をされております。今後の水俣のためにというかたちでの答弁と、私は理解しております。

そういう意味からして、この水俣病に関する内容の発言をされるということは、私個人としては後ろ向きな発言というかたちで不適切というふうに判断しました。

以上です。

（「後ろ向きじゃないぞ」と呼ぶ）

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ここで、野中重男議員から地方自治法第117条ただし書きの規定による発言の申し出がありますので、これに同意したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 御異議がありますので、起立により採決します。

野中重男議員の発言を認めることに同意される議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって、同意しないことに決定しました。

これより、本動議に対する討論に入ります。

本動議について討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員に許します。

○川上紗智子君 私は、今出されました動議に反対する立場から討論いたします。

今、動議の提案者から、提案理由が説明されましたけれども、発言通告に従っていない、水銀

に関する水俣条約外交会議についてというテーマに、水俣病についての発言は関係ないのではないかというふうな説明がございました。私は、水銀による被害を起こした地域、この水俣で水銀に関する水俣条約外交会議の関連行事が行われる。このことをもって水銀条約と水俣病の問題は、切っても切り離せない問題、だからこそ野中議員はこのことを一般質問の中で発言をしたというふうに思います。

私も2期目の議員として活動させていただいておりますが、そもそも自分の主張をする場合、意見を述べる場合、どうしてそのような意見になるのか、わかりやすい根拠を示して発言をしなければならないと常々考えておりますが、なかなか難しいというのも私の実情です。

議員が発言をするときに、自分の意見を主張する根拠をきちんと示すことこそ、議員としての責任を果たすものと思えますし、市民の皆さん方にもわかりやすい議論になっていくものだと考えます。

その発言を取り消すと言うのは、議会の中で議員がきちんとした発言ができない、そういう状況にしていくのではないかと考えます。

よって、この動議に対しては反対です。

以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、江口隆一議員に許します。

○江口隆一君 それでは私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の問題は、通告をしていなかっただけの問題であります。また、これまでの水俣市議会の慣例として、発言の取り消しや訂正については、議会運営委員会で民主的に行ってきました。

野中議員は御自分でも議運でルールを確立し、議運を尊重しなければならないと述べられておられます。また、1年前の議運で野中議員はとくとくと、一般質問は関連性を主張し、広げていくのではなく、掘り下げていかなければならないとも発言されています。また、通告については、執行部が答弁で困らないよう、具体的に絞って行うべきだとの旨の発言もされておられ、このような認識を持たれた方が、このような今回の行動を取られたことは、まことに残念でなりません。

今後の一般質問を実りあるもの、秩序あるものにしていくためにも、今回は賛成であります。

○議長（真野頼隆君） 次に、西田弘志議員に許します。

○西田弘志君 私はただいまの動議について、反対の立場で討論をいたします。

私は、反対の理由は3つございます。

1つは、まず先ほど主義・主張は述べるべきではないというふうな御意見がありました。議会は言論の府と言われるように、議員活動の基本は言論であって、問題は全て言論によって決定されるわけであります。このため議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障していま

す。国会については、憲法第51条において、議員は議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任は問われないと定め、明文保障しています。これを免責特権といいます。

2つ目は、戦時中、軍部の言論、抑圧によって、国会が全く機能を失ったという苦々しい体験から見ても、言論の自由は尊重されるべきであり、地方議会には免責特権はございませんが、その趣旨や精神は地方議会でも同様であると議員必携に明記されております。

そして3つ目は、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言が許可されるとは、私も思いません。会議のルールに従って、節度のある発言が要求されるわけであります。

今回の発言の取り消しは、通告外の発言というルール違反ということで取り消しを望む意見だというふうに思っております。しかし、私が10年間一般質問を聞いた限りでは、今までも通告からかけ離れた発言も多々ございました。しかし、その都度、議会の進行役であり、中立を保つ議長が、注意または休憩を取りながら進行をされてまいりました。今回の発言に対しても議長が注意を促され、発言議員は了承して意見を修正し、最終的にはまとめられた、そのように私は感じました。

議員一人一人、主義主張が異なるのは当然であります。今までも個々の議員が、議員同士の立場を理解しながら、議会を運営してまいりました。今回の動議のような内容で、議員の発言の削除ということを行うということは、水俣市議会は言論の府といわれる価値はないというように取られてしまう危険性があるのではないのでしょうか。

現在、議会中継も始まっております。議員必携には、発言取り消しは、他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言、不適當・不穩当と認められる発言が取り消しの対象になると明記してあります。

私は議員の発言はどのような場合でも極力手を加えられていない内容を公開すべきであり、この中継を見ていらっしゃる水俣市民も、修正のあった映像を見たいとは思っていないというふうに思っております。議員の発言は不適當、また間違った文言以外、ありのままを放映できる開かれた議会であってほしいと、以上3点をお伝えして、私の反対討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、高岡利治議員に許します。

○高岡利治君 私は、今回の発言取り消しを求める動議に賛成の立場で討論をいたします。

今、反対の討論にもありましたけれども、インターネット中継で多くの市民の皆様が見ておられます。発言の中にございました言論の府であるから発言は自由なんだという意見もございますが、それはあくまでもルールにのっとった中での自由な発言であり、議論であるというふうに私は理解しております。

一般質問とは政策を建設的立場で議論し、通告に従って議会のルールにのっとって簡潔で内容のある質問を展開するものであります。今回のように通告外の内容に関して、議員の私見や内容

を時間をかけて長々と述べることは、適当でない判断をいたします。

議員個人の自己満足に終わらせることなく、傍聴者やインターネットで議会の視聴している市民の方々にわかりやすく理解のできる質問であるべきと考え、今回の野中議員の質問に関しては、通告された内容との関連性はなく、発言取り消しの動議は妥当と認め、これに賛成をいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、谷口眞次議員に許します。

○谷口眞次君 ただいまの野中議員の発言取り消しの動議について、反対の立場で討論をいたします。

野中議員の一般質問の中で、質問項目の水銀に関する水俣条約外交会議について、そして質問の趣旨の②と③、市長の発言の機会はあるのかということ、そしてまたどのようなものを考えているのかという質問に対して、地元市長として発言ができるとの答弁を受けての2回目の質問でありました。

御承知のとおり、今回の国際会議は、よみがえった水俣を全世界にPRし、今後の水俣市発展のために絶好のチャンスでもあります。しかし、何とんでもこの水銀国際会議は、水俣病を語らずしてはなりません。これまでの半世紀にわたる水俣病の様々な歴史と教訓を正確に伝えること、そして二度とこのような悲劇を、悲惨な公害を決して起こしてはならないということ、このことを全世界に発信するために大変意義ある国際会議であります。

中にはもう水俣病については、特措法により一応の解決を見たのだから、そんなに時間をかけて質問しなくてもいいんじゃないかという市民の声もあるかもしれません。しかし、質問者とすれば、自分の知り得る限りの事実を提供し、1つでも2つでも水俣市の代表である市長に、全世界に発信してほしいとの願いを込めての発言であります。思いが強ければ強いほど、例えば説明が長くなるのは誰でも同じではないでしょうか。与えられた時間内での発言であり、許される範囲だと思っております。

今回の取り消しの理由については、通告外ではないか、あるいは議会発言のルールを外れている、不適當ではないかということだったと思います。議員必携の中にも議会は言論の府と言われるように、議会活動の基本は言論であって、問題は全て言論によって決定されるのが建前であり、このため議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障しているわけであり、このため議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障しているわけであり、会議原則の第1に、発言自由の原則が挙げられているのも、そのためであります。

しかし、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるものではありません。節度ある発言でなければいけません。よって発言の内容については、議員各自が責任をもって発言しなければなりません。このため発言後に取り消しをしたり、訂正することは原則として許されてないものであります。しかし、ときにはその発言がいい間違いだったり、通告外だったり、

無意識のうちに発言して失敗を招くことも全くないとは言えません。これまでもほかの議員から指摘があった場合など、議員自ら取り消しを申し入れたり、議会運営委員会の中で議論し、そして同意し、取り消しされたこともこれまでありました。

今回は本会議での動議であり、可決されますと、議長の職権による取り消し命令ということになります。この場合の定義としては、議員の発言の中に、他人の私生活にわたる発言、あるいは議会を侮辱するような発言、根拠のない単なる風評などに基づく発言など、不穏当・不適當と認められる発言があった場合、議長は発言者に発言の取り消しを命ずることができるとされています。

しかし、今回の野中議員の発言につきましては、いずれにも該当するとは考えられません。これまでどおりの議会発言のルールにのっとった発言であります。今後このような発言の取り消しがあるとすれば、議員の自由な発言が制約され、議会民主主義の根本的な考え方が崩壊しかねません。

よって、この発言取り消しの動議には反対であります。

○議長（真野頼隆君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認めます。

本動議は直ちに採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立多数であります。

したがって本動議は可決いたしました。

（野中重男君入場）

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員に申し上げます。

地方自治法第117条ただし書きの規定による発言の申し出は同意されませんでしたのでお伝えします。

また、野中重男議員の発言取り消しを求める動議は可決されましたのでお伝えします。

議長において、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、野中重男議員の発言の取り消しを命じます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

（「私から先にいいですか」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 根拠とされた129条1項というのは、どういう中身なんですか。

○議長（真野頼隆君） 今の野中重男議員の発言に対する、私の答弁は、ちょっとありません、それは認められませんので。発言は、私の命令に対する発言はできません。

（「根拠を示せ、根拠」と呼ぶ）

（「根拠をちゃんと示せ」と呼ぶ）

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員、何か動議か何かあるんですか。

私は、今の質問に対して答える必要はありませんので。

（「議事進行」と言う者あり）

（発言する者あり）

（「その根拠を示すのは当然じゃないですか」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 私はだから、地方自治法に従ってそういう発言を命じたまでです。

（発言する者あり）

○議長（真野頼隆君） 傍聴席は静かにお願いします。

（「やじは飛ばしちゃだめですよ」と言う者あり）

（「やじじゃない」と呼ぶ）

○議長（真野頼隆君） 川上議員は発言は何かされるんですか。

○川上紗智子君 しますけど、129条の、今言われたことを示してください。

○議長（真野頼隆君） ここで法律の説明をする必要はないと思います。

（「129条の根拠を簡単に教えてやったら」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 条文を見ていただけたらと思いますけれども。

（「議事進行」と言う者あり）

（場内騒然）

（「傍聴者退場させなさい」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 傍聴者静かにお願いします。

川上紗智子議員に発言を許します。どうぞ。

○川上紗智子君 条文を根拠に言われたんだと思うんですけど、条文の中身を読み上げてください。

○議長（真野頼隆君） それは今ここで述べる必要はないと思いますので、議事を進めます。

川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私たち議員6名、川上紗智子、西田弘志、中村幸治、谷口眞次、緒方誠也、野中重男は、議長不信任決議を文書により動議として提出いたします。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ただいま川上紗智子議員から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで、文書配付等のため暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川上紗智子外5名から提出された議長不信任決議は水俣市議会会議規則第14条の規定による所定の賛成者がありますので、本決議につきましては、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって議長不信任決議案を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

決議第1号 議長不信任決議（日程追加）

○議長（真野頼隆君） 議長不信任決議を議題とします。

決議第1号

議長不信任決議

議長を信任しないことを決議する。

平成25年3月19日

提出者議員	川上紗智子
”	西田 弘志
”	中村 幸治
”	谷口 眞次
”	緒方 誠也
”	野中 重男

（別紙）

議長不信任決議

平成25年3月19日、真野頼隆議長は、野中重男議員の一般質問における発言の一部を、その発言が「他人の私生活にわたるような発言あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言」でないにもかかわらず、取り消す措置をとった。

このことは、公平・中立の議会運営に反するものである。

よって、我々水俣市議会は、真野頼隆議長を信任しない。

平成25年3月19日

水俣市議会

○議長（真野頼隆君） 私事でありますので、退場いたします。

議長席を副議長と交代いたします。

（真野頼隆君退場）

○副議長（福田斉君） 提出者に説明を求めます。

川上紗智子議員。

○川上紗智子君 議長不信任決議、文章を読み上げて説明いたします。

平成25年3月19日、真野頼隆議長は、野中重男議員の一般質問における発言の一部を、その発言が他人の私生活にわたるような発言あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不相当と認められる発言でないにもかかわらず、取り消す措置をとった。

このことは、公平・中立の議会運営に反するものである。

よって、我々水俣市議会は、真野頼隆議長を信任しない。

以上で説明いたします。賛同方よろしく願います。

○副議長（福田斉君） 以上で本決議の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

本決議について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（福田斉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本決議については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（福田斉君） 異議なしと認めます。

これより本決議に対する討論に入ります。

本決議について討論はありませんか。

（「はい」と言う者あり）

○副議長（福田斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 ただいま提案がありました議長不信任動議に、賛成の立場から討論いたします。

日本共産党の野中重男です。

趣旨説明にもありましたように、議長の今回の発言取り消し措置は、不当であります。また、129条について、私は説明を求めましたけれども、これについても説明されずに残念であります。

私たち地方議員の議会運営のバイブルとでもいふべき議員必携には、発言取り消しには2つの場合があると書いてあります。第1は、発言者の発意による発言取り消し、第2は、議長の職権による発言取り消しであります。先ほどから議論になっておりますように、私の発言はこのどち

らにも該当いたしません。

今回の私に対する発言取り消し申し入れに関しては、議会運営委員会で長時間議論がされてきました。私はその中で、思い違いによる発言ではなく、不必要な発言でもないと言ってきました。また、他人の私生活にかかわるような発言でも、議会を侮辱した発言でもないということも発言してまいりました。その中で、私の一般質問での発言が、事実と反しているということなどは、明確になったと思います。

質問通告と発言がずれているのではないかと、そういう主張があるようではありますが、私は市長の水銀国際会議での発言機会があるということを受けて、1回目の答弁をいただいて、発言の機会があるなら、水俣病の歴史を踏まえて、当時の水俣市が、あるいは市議会がどんな対応をしたのか、その反省の上に立って、発信・発言すべきではないかと、そういう提言を考えていました。ですから、今回、取り消しの決断をされましたけれども、その前段のところでは提言を交えた質問をするというふうになっているはずであります。私たちの、議員の主張の元になる根拠を取り消せとなってしまったら、議会での深い議論、あるいは事実を示しての議論というのは消滅することになるのではないのでしょうか。

一般質問というのは、自分の、市民から聞いた、あるいはいろんな人たちから聞いた情報をもとに、自分で物を考え、そして提言を交えて市長から答弁をもらう、あるいは提言をしていく、これが一般質問のはずであります。こういう一般質問を、当水俣市議会が行ってきた伝統等がなくなるようになってはならないというふうに思います。

こういうことではありますが、動議を受けて発言を取り消すということになれば、私はこの間議論になっておりますように、議会が言論の府ではなくなる、議会の機能がなくなってしまうというふうに思います。まさに言論の自由は、民主主義の基本として尊重されなければならないというものであります。

今回、議長職権で発言を取り消すということは、議会の機能を失うことにつながり、議長の中立性・公平性を欠くものであり、信任に値しない、私は思います。

よって、議長不信任案には賛成であります。

以上。

○副議長（福田齊君） 次に、大川末長議員に許します。

○大川末長君 真野議長は常日頃から誠意をもって議長職にあたっておられ、その言動については内外にも高い評価を得ておられることは、皆様御承知のとおりでございます。

今回の野中議員の発言取り消しの採決は、取り消しは賛成多数でありました。議長は地方自治法の秩序保持権を正当に行使したまでであり、議長不信任には当たるものではないという思いか

ら、議長不信任には反対であります。

以上。

○副議長（福田斉君） 次に、緒方誠也議員に許します。

○緒方誠也君 議長不信任案に賛成の立場で討論をいたします。

議員必携の第2編、議会運営の第1章、会議の諸原則という項があります。会議原則というのは全て会議はこのように行うべしとする法則であります。その10番目に、公正指導の原則というのがあります。議長の立場は、議長当選が確定したら、全体の議長であり、基本的にはあくまでも中立的でなければならない。職務遂行に当たっては、常に冷静に、しかも公平に、地方自治法、会議規則等の関係法規のほか、会議原則に従って議会運営をしなければならないと書かれています。

しかるに、今回の議長の議会運営は、公正指導の原則に違反しています。これでは議長の職権による発言取り消しは、議員の発言の中に、他人の私生活にわたる発言、あるいは議会を侮辱する発言等、不穏当・不相当と認められる分があったとき、発言取り消しを命ずることができる 것입니다。このことは、発言の自由を保障し、取り消しを最小限に行うことが、法の趣旨であります。

今回の事案は該当しないのに、この法を無視し、発言の取り消しを命じた行為であります。質問に結びつける発言の過程で、通告の範囲を超えていても、質問に取り上げ、答弁を引き出さなければ通告外としないという慣例を無視した命令行為でもあります。

また、関係がある発言なのに、通告外と曲解した多数派の横暴を認め、前代未聞の大量削除を命じたことは、多数派に迎合した職権の乱用であり、公正指導の原則に反する行為であります。このことは、議会での議員発言自由の原則を侵害し、多数派横暴の議会をつくり出し、民主主義を破壊するもので、議会の品位を落とすものであります。

そんな水俣市議会にした議長の責任は大変重たく、よって議長不信任案に賛成の討論といたします。

○副議長（福田斉君） ほかに討論はありませんか。

渚上道昭議員。

○渚上道昭君 今回の議長不信任案に対しまして、反対討論をいたします。

議長として公平・公明に議会運営を果たすのが基本であります。真野議長は議会の長としての役割・責務を、私は十分果たしていると固く思っております。したがって、今回の議長不信任決議案には反対でございます。

以上です。

○副議長（福田斉君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（福田斉君） 討論なしと認めます。

それでは、ただいまから議長不信任決議については、無記名投票で採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（福田斉君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（福田斉君） ただいまの出席議員数は15人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（福田斉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（福田斉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（福田斉君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。

投票用紙に不信任決議を可とする方は賛成と記入し、不信任決議を否とする方は反対と御記入ください。

点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（福田斉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（福田斉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（福田斉君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷口明弘議員及び西田弘志議員を指名します。
したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○副議長（福田斉君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 6票

反対 9票

以上のとおりであります。

よって、議長不信任決議については、否決されました。

ここで、議長の除斥につきましては、これを解除します。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議第1号 水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第2 議第2号 水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

日程第3 議第3号 水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第4 議第4号 湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 議第5号 水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

日程第6 議第6号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について

日程第7 議第9号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第10号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第9 議第11号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議第12号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第13号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第14号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第15号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第16号 平成25年度水俣市一般会計予算
- 日程第15 議第17号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議第18号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議第19号 平成25年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議第20号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第21号 平成25年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第20 議第22号 平成25年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第21 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 日程第23 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第25 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第26 議第34号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））
- 日程第28 議第36号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第29 議第39号 水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について
- 日程第30 議第40号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第41号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第42号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第33 議第43号 平成24年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議第44号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議第45号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議第46号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第37 陳第11号 改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情について

日程第38 陳第12号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について

日程第39 陳第13号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、議第1号水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、日程第39、陳第13号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情についてまで、39件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第3号水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の区域内に所在する空き家等の管理の適正化を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人が住んでいる家でも危険な状態のものがある場合は、この条例にある空き家等に該当しないのかとただしたのに対し、空き家等とは常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいうものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、湯の児海上に浮棧橋を設置し適正に管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法による道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の

一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣病救済相談窓口の廃止、換地委員の報酬額見直し及び水俣市鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い、報酬額に関して整備するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、換地委員の報酬を改定した理由についてただしたのに対し、ほかの自治体の換地委員報酬との均衡を考慮し、見直しを行おうとするものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準等を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、議第12号と同じく、地域主権改革一括法による下水道法の一部改正に伴い、事業計画に係る認可が協議または届出によることとなったため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成25年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に電算システム管理運用経費、環境首都水俣・芦北地域創造事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、自治会活動の振興に係る経費、第4款衛生費に合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に全国豊かな海づくり大会推進事業、中山間地域等直接支払事業、鳥獣害防止対策支援事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、新規就農支援総合対策事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、環境首都水俣・芦北地域

創造事業、商工業資金貸付・出資事業、水俣観光PR事業、地場企業支援事業、第7款土木費に公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、江南橋・古城線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団装備等整備事業、防災関係に係る経費等を計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、継続費として、水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設事業を計上している。

また、債務負担行為として、印刷機借上料外5件を計上している。

このほか、地方債に過疎対策事業債外7件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消防費のうち防災行政無線のデジタル化による市民のメリットや今後の整備のスケジュールについてただしたのに対し、デジタル波は直進性が高く、山間部等障害物がある場合は中継設備等必要になるが、明瞭さは向上すると思われる。今回の実施設計によりどれだけの事業費になるのか等を検討してまいりたい。スケジュールについては、25年度での設計を踏まえ、26年度から28年度にかけて導入できないか検討してまいりたいと考えているとの答弁がありました。

また、商工費のうち商店街の街路灯照明のLED化については、市内の業者に発注するのかただしたのに対し、地元でできることは地元の業者に優先的に発注する考えであるとの答弁がありました。

また、商工費総合経済対策費のうち環境首都創造事業補助金に関し、木質バイオマス発電の燃料材の水俣芦北地域の賦存量についてただしたのに対し、現在、芦北球磨という単位で把握しており、水俣芦北の単位では申し上げにくい。賦存量に対し、搬出・輸送のための道路の有無の状況等により、実際に確保できる数量は変わってくるが、芦北球磨の賦存量は、民有林の面積等から推計し、約36万トンと見込んでいる。球磨のほうの面積が大きく、割合から考えるとそのうちの何万トンかが水俣芦北地域にあると考えるとの答弁がありました。

また、同じく木質バイオマス発電に関し、今のチップ会社の状況と、これからつくるべきチップ会社の生産能力等の見込みについてただしたのに対し、調達に当たって大手・中小のチップ会社と話をしているが、各社ともバイオマス発電の広がりを見込み増産の計画をされている。量については、各社が未公表の部分もあり、具体的に説明できないところもあるが、各社の増産計画等を聞いた上で、十分水俣で利用できる量があるかどうかの判断をしたい。大手等から買い取る部分と水俣地域で新設する部分、または既存の工場の協力で集めようとしている部分が全体の半分程度と見たところで仮定をしているとの答弁がありました。

また、土木費の市道牧ノ内・大迫線の路線変更の内容についてただしたのに対し、計画として

は、大戸口から大迫集落手前までの現道については拡幅を行い、集落内を通っている現道については、集落を外れ大迫川沿いの水田等付近を通りタマネギ選果場手前までバイパスを予定するものである。バイパスを設けた場合の維持管理費用については、現道の山側が急な斜面となる部分を施工した場合に大規模な構造物の施工やその後の法面等の維持管理費用が必要となることを考慮すると、双方で大きな費用面の差は出ないものと考えているとの答弁がありました。

本議案については、委員1名の棄権があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,871万2,000円を計上している。

歳出の主なものは、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上しており、公共下水道事業費の主なものとしては、浄化センター等運転管理業務委託料、雨水管渠整備、浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等である。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第7款市債をもって充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外2件を計上している。

このほか、地方債として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上しているのと説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成25年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億6,970万1,000円、収益的支出に3億4,208万7,000円、資本的収入に2,571万1,000円、資本的支出に5億9,966万7,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号から議第34号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり及び湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条

の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

以上4件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について申し上げます。

本案は、国の緊急経済対策事業として、前倒しして実施する事業の事業量に応じて交付される地域の元気臨時交付金の受け入れのための基金を設けるもので、平成25、26年度において、地方単独事業の財源として活用するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員及び熊本県の給与制度に準じて、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現行の持ち家に係る住居手当月額2,500円と1,000円の区分についてただしたのに対し、住宅新築・購入後5年経過までは2,500円、5年経過後は1,000円を支給し、国の制度に準じたものである。なお、国は平成21年に廃止、熊本県も平成25年から段階的な廃止を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の退職手当の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、かつ、特別職等の退職手当の支給の適正化を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、退職手当の調整率の意味、また退職手当を下げる理由についてただしたのに対し、調整率は官民の退職手当を比較し、給付水準を調整するために導入されたもので、昭和48年当時は100分の120、昭和56年に100分の110、平成15年から100分の104という調整率になっている。退職手当を下げる理由については、国、熊本県は平成25年1月1日から施行しており、県内のほかの自治体も下げる方向である。なお、国は民間と比べ400万円くらい高いため、下げようとするものであるとの答弁がありました。

本議案については、討論があり、デフレと言われている中、むしろ手当を上げていかなければいけない時期と思うが、逆に引き下げを行うことについては、賛成しがたいとの意見がありましたので、挙手により採決を行い、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

次に、議第42号平成24年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億570万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ151億1,803万8,000円とするものである。

補正の主な内容は、第2款総務費に地域経済活性化・雇用創出基金積立金、第5款農林水産業費に水産物供給基盤機能保全事業、第7款土木費に陣内・長野町線歩道整備事業等を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

また、繰越明許費補正として、水産物供給基盤機能保全事業を追加し、市内一円市道維持補修費2件の金額変更を計上している。

このほか、地方債補正として、公共事業等外1件を追加、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、事業を前倒しして行うことのメリットについてただしたのに対し、工事面では、国庫補助の交付申請、交付決定の時期が早くなり工事発注が2カ月から3カ月早く行える。財政面では、地域の元気臨時交付金の交付措置があること、また起債面で有利な措置がとられるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号平成25年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,721万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ138億5,187万5,000円とするものである。

補正の主な内容は、国の緊急経済対策に伴い、平成24年度一般会計補正予算第8号に前倒しした第7款土木費の陣内・長野町線歩道整備事業等を減額するものである。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、公共事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した水俣市過疎地域自立促進計画に、保育料負担軽減事業及び子ども医療費助成事業を追加記載しようとするものである。

今回の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定により新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第2号水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法

律の整備に関する法律に伴う関係政令の整備等に関する政令による障害者自立支援法施行令の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、旧水俣市立水俣第三中学校の閉校に伴い、体育館及び運動場を社会体育施設として転用する等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、耐震不足である西館建てかえに熊本県医療施設耐震化整備事業補助金の交付を受けるに当たり、病床数を削減し、401床とする必要があるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成25年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、第3款民生費に、自立支援給付費、法人立保育所運営費負担金、生活保護費、児童手当、次世代育成支援施設整備事業、老人福祉施設措置費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業、合併浄化槽設置整備事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、水銀条約外交会議推進事業、第9款教育費に、小・中学校、給食センター、総合体育館、文化会館、図書館などの管理運営経費、小学校太陽光発電施設設置事業、コミュニティ・スクール推進事業、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費、読書のまちづくり関係経費、蘇峰生誕150年記念事業などを計上している。財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、戸籍電算システム保守委託料外4件を計上し、地方債として過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、エコ住宅建築促進支援事業に対する地元業者の反応についてただしたのに対し、市産材の活用、地元業者の活用という点で好評であるとの答弁がありました。

また、増加傾向にある障害者自立支援給付費について、その対象人数についてただしたのに対

し、実人数で370名程度であるとの答弁がありました。

また、小・中学校の特別支援教育支援員がふえていることについてただしたのに対し、支援を必要とする子どもの数が増加傾向にあるとの答弁がありました。

また、コミュニティ・スクール推進事業の意義についてただしたのに対し、学校の垣根を低くして、より多くの人とのかかわりを持つことで、学校が地域のコミュニティの中心になるような取り組みであると考えているとの答弁がありました。

また、グリーンスポーツ管理運営費について、施設の現状を現地で確認したが、施設の今後のあり方をどのように考えているのか。一定の役割は終えたのではないかとただしたのに対し、平成25年度中には方向性、結論を出したいと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、グリーンスポーツみなまたの検討については、廃止の方向で早急に結論を出すべきとの意見がありました。

次に、議第17号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,974万1,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金等をもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、後期高齢者支援金についてただしたのに対し、75歳以上の後期高齢者医療制度の財源として社会保障診療報酬支払基金に支払うものである。後期高齢者医療制度の財源は、公費が約5割、保険料が約1割であり、その他の約4割がこの後期高齢者支援金で賄われるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,492万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金等をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第19号平成25年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億6,914万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保険給付費の主な増額要因についてただしたのに対し、平成24年度の施設整備に加え、有料老人ホームや介護付高齢者賃貸住宅の計画もあり、それに伴うデイサービスや訪問事業がふえること等を想定して予算を計上しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成25年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に69億2,576万1,000円、収益的支出に69億652万2,000円、資本的収入に13億3,702万円、資本的支出に15億6,413万9,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

資本的支出の主な内容については、立体駐車場建設工事費や総合情報システム、I V R - C Tシステム、体外衝撃波結石破碎装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

また、債務負担行為として看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、神経内科の医師が配置されたことについて、長期的に配置できるのかとただしたのに対し、大学病院に対して継続的に派遣していただけるようお願いしていくとの答弁がありました。

また、看護基準の今後の考え方についてただしたのに対し、将来的には7対1の看護基準を目指し、さらに看護体制を強化していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号及び議第30号、議第35号及び議第36号の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ワークプラザ、水俣市立明水園、水俣市立総合体育館南部館、グリーンスポー

ツみなまたの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

以上4件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号平成24年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として、看護師の安定確保を目的として平成25年度から開始予定としている看護学生奨学金貸付金の限度額を変更するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、奨学金の募集状況についてただしたのに対し、見込みを上回る20名の応募があったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的支出の額を800万円増額し、補正後の資本的支出の額を15億7,213万9,000円とするものである。

補正の内容は、看護師の安定確保を目的として平成25年度から開始予定としている看護学生奨学金貸付金を増額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成24年11月に提出され継続審査となっておりました、陳第11号改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、同趣旨の陳情を平成24年9月に採択し、意見書も可決、国へ提出しており、改めて提出する必要はないと思われるため賛成しがたいという意見と、今回の陳情には市に対する陳情項目等も加えられている。陳情の趣旨も妥当であり賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、同じく平成24年11月に提出され継続審査となっておりました、陳第12号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、国の負担割合をふやせばどこかで負担しなければならない。また、景気回復にも影響があると思われるため賛成しがたいとの意見と、陳情の趣旨は妥当であり賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、同じく平成24年11月に提出され継続審査となっておりました、陳第13号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、同趣旨の陳情を平成24年9月に不採択としている。どこかで基準や線引き

は必要であり賛成しがたいとの意見と、国の制度が不合理な点に対しては国民が声を上げるべきで、陳情の趣旨は妥当であり賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年3月14日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第3号	水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	平成25年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	賛成多数
議第20号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第22号	平成25年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	原案可決	全員賛成
議第39号	水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第40号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第41号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第42号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	原案可決	全員賛成
議第44号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第46号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年3月14日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第2号	水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市病院事業の設備等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	平成25年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第17号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第18号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第19号	平成25年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第21号	平成25年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第29号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館（南部館））	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	原案可決	全員賛成
議第43号	平成24年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第45号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第11号	改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情について	不採択	賛成少数
陳第12号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	不採択	賛成少数
陳第13号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	不採択	賛成少数

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から議第40号、陳第11号、陳第12号及び陳第13号について、川上紗智子議員から議第41号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、野中重男議員。

○野中重男君 議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に

ついて、反対討論を行います。

この条例案は、国家公務員はすでに実施され、今回は国の要請で熊本県が来年度から実施されることに準じたものですが、内容は水俣市一般職員、水道事業職員、病院事業職員のうち、持ち家職員の住宅手当を順次2,500円、2,000円、1,000円と減額し、27年度末までになくするというものであります。今回の持ち家公務員の住宅手当の減額及び廃止は、消費など地域経済に影響し、民間にも影響を波及すると考えます。なお、総務産業委員会では、賛成を表明しましたが、会派として訂正します。

以上、この条例には反対であります。

次に、陳第11号改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

以前、当議会では、介護保険制度の充実について意見書を国に上げました。今回は、改正介護保険法によってホームヘルパーにも被介護者のたんの吸引などが入ってきたために、ヘルパーの研修に条件整備をしてくださいという新たな内容が入っております。

また、水俣市への要望も新たに入っておりまして、それは、地域包括ケアシステムについては、国に権利を得て支援してください。また、新設の介護予防・日常生活支援総合事業においては、軽度の方を介護保険制度から外すことがないようにしてください。生活困窮者については、減免措置をつくってくださいなど、新たに入っております。

以前採択したものとは違い、改正介護保険法がいざ実施されて、不都合が発生しているために、国に意見書を上げてほしい、水俣市にも意見を上げてほしいという内容でありました。

よって、この陳情は採択し、国に意見書を上げるべきだと判断し、賛成いたします。

陳第12号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険においては、全国的に滞納者がふえております。水俣市においても、保険料が課税された金額の国保税が払えず、少しずつ、あるいは遅れながら払っておられる市民の方がふえております。

水俣市において、短期保険証の保持者は、2011年が316件、2012年が428件とふえております。また、世帯の所得が少なく、通常の保険料で減額措置がされている世帯は、2012年度で3,143件と全加入世帯の42%に上っております。

これらの実態を踏まえて、国からの地方自治体の国民健康保険財政に以前のように補助率をふやしてほしいという中身であります。今回の陳情は、国保制度を安定して地方自治体が維持していくために必要だというふうに考えて、この陳情には賛成であります。

最後に、陳第13号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情についてでありま

す。賛成の立場で討論いたします。

この陳情は、最低保障年金制度の創設と無年金者、低年金者への補助を求めるものであります。今、年金受給者の全国的な実態は、年間48万円以下の方が全国で530万人、無年金者が全国で42万人、水俣では年間18万円以下、月額にして1万5,000円以下の年金額の人が1,004人おられます。また、介護保険の滞納件数が620件にも上っております。

これらの人たちのこれからの生活をどうしていくのか、それにはこの最低保障年金制度が1番適当ではないかという陳情でありました。今回はこの趣旨から、私どもは国において制度が創設されるべきものと考えて、賛成であります。

以上です。

(「議長、暫時休憩を求めます」と言う者あり)

(「賛成」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時20分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私は議第41号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

深刻化しておりますデフレ不況は、国民の暮らし、日本の経済にとって解決すべき大きな問題となっています。働く人たちの賃金の低下と労働条件の悪化に歯止めがかかりません。昨年の勤労者の平均賃金は、1990年以降で最低となり、ピーク時の1997年より年収で約70万円も減っています。

厚生労働省の労働白書は需要不足、すなわちデフレの生じている最大の要因は、所得の低下であると述べています。働く人たちの所得をふやすこと、安定した雇用を拡大することは、働く人たちの切実な願いであるとともに、デフレ不況打開の最大の鍵です。

今こそ、働く人たちの所得をふやす施策こそ必要ではないでしょうか。

よって、今、働く人たちの所得を減らす退職手当減額には、賛成できないことを申し上げ、討論といたします。

○議長(真野頼隆君) 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第1号水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、議第15号水俣市

病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、13件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

(野中重男君・川上紗智子君退場)

○議長(真野頼隆君) 次に、議第16号平成25年度水俣市一般会計予算についてを採決します。

本件は、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(真野頼隆君) 全員起立であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

(野中重男君・川上紗智子君入場)

○議長(真野頼隆君) 次に、議第17号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算から、議第39号水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条例の制定についてまで、15件を一括して採決します。

本15件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本15件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本15件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第40号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(真野頼隆君) 全員起立であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第41号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第42号平成24年度水俣市一般会計補正予算第8号から、議第46号水俣市過疎地域自立促進計画の変更についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本5件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第11号改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第12号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第13号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第40 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（真野頼隆君） 日程第40、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年3月14日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年3月14日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
-------	----	----

陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年3月13日

議会運営委員長 大川 末 長

水俣市議会議長 真野 頼 隆 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第41 議第47号 水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第41、議第47号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

議第47号

水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について

水俣市長の給与の減額に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月19日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市長の給与の減額に関する条例

水俣市長の平成25年4月1日から同年4月30日までの期間における給料月額は、水俣市長等の給与の特例に関する条例（平成22年条例第1号）第1条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成25年4月30日限り、その効力を失う。

（提案理由）

古紙類リサイクル事業及びバイオマス発電所建設計画に関し、混乱を招いたことについて、市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本定例市議会に追加提案しました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第47号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

古紙類リサイクル事業及びバイオマス発電所建設計画に関し、混乱を招いたことについて、市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第47号について、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長(真野頼隆君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、議案調査のため休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本件は、議事日程記載のとおり総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後2時32分 休憩

午後3時0分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長高岡利治議員。

(総務産業委員長 高岡利治君登壇)

○総務産業委員長(高岡利治君) ただいま総務産業委員会に付託されました議第47号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

古紙類リサイクル事業及びバイオマス発電所建設計画に関し、混乱を招いたことについて、市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、減額の内容は、以前の下水道使用料の賦課漏れの際に行ったものと比べ、どのようなものであるかとただしたのに対し、前回の場合と同じく、給料月額10分の1相当額を減ずるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年3月19日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第47号	水俣市長の給与の減額に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第47号水俣市長の給与の減額に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。
これで平成25年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午後3時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真野 頼 隆

副議長 福田 齊

署名議員 高岡 利 治

署名議員 谷口 眞 次

平成25年3月第1回水俣市議会定例会（2月25日～3月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	水俣市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第2号	水俣市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第3号	水俣市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第4号	湯の児観光浮棧橋の設置及び管理に関する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第5号	水俣市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第6号	水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第7号	水俣市議会政務調査費の交付に関する条例及び水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	総務産業	2月25日 原案可決	
議第8号	水俣市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	総務産業	2月25日 原案可決	
議第9号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第11号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第12号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第13号	水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	

議第14号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第15号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第16号	平成25年度水俣市一般会計予算	2月25日	各 委	3月19日 原案可決	
議第17号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第18号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第19号	平成25年度水俣市介護保険特別会計予算	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第20号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第21号	平成24年度水俣市病院事業会計予算	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第22号	平成25年度水俣市水道事業会計予算	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第23号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	2月25日	各 委	2月25日 原案可決	
議第24号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	2月25日	厚生文教	2月25日 原案可決	
議第25号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	2月25日	厚生文教	2月25日 原案可決	
議第26号	平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	2月25日	厚生文教	2月25日 原案可決	
議第27号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	2月25日	総務産業	2月25日 原案可決	
議第28号	平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	2月25日	総務産業	2月25日 原案可決	
議第29号	指定管理者の指定について （水俣市ワークプラザ）	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について （水俣市立明水園）	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター）	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	

議第33号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について (湯の児フィッシングパーク)	2月25日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について (水俣市総合体育館南部館)	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について (グリーンスポーツみなまた)	2月25日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第37号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について	2月25日	省 略	2月25日 原案可決	委員会 提 案
議第38号	水俣市議会基本条例の一部を改正する条 例の制定について	2月25日	省 略	2月25日 原案可決	委員会 提 案
議第39号	水俣市地域経済活性化・雇用創出基金条 例の制定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第40号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	賛 成 多 数
議第41号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を 改正する条例の制定について	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	賛 成 多 数
議第42号	平成24年度水俣市一般会計補正予算 (第 8号)	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第43号	平成24年度水俣市病院事業会計補正予算 (第2号)	3月13日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第44号	平成25年度水俣市一般会計補正予算 (第 1号)	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第45号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算 (第1号)	3月13日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第46号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更につ いて	3月13日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第47号	水俣市長の給与の減額に関する条例の制 定について	3月19日	総務産業	3月19日 原案可決	

〔決 議〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
決議第1号	議長不信任決議案	3月19日	省 略	3月19日 否 決	賛 成 少 数

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月25日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月19日	総務産業	3月19日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月19日	厚生文教	3月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月19日	議会運営	3月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	水俣市久木野 621 寒川 忠行	厚生文教	2月25日	3月19日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	総務産業	平成23年 12月8日	3月19日 継続審査
陳第11号	改正介護保険制度の充実を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	平成24年 11月30日	3月19日 不採択
陳第12号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	平成24年 11月30日	3月19日 不採択
陳第13号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市中央区 神水1-30-7 國宗 直	厚生文教	平成24年 11月30日	3月19日 不採択